

2013
データブック

Databook of International Labour Statistics

国際労働比較

Economy
and Business •
Worklife and Welfare

• Population and Labour
Force • Employment Structure •

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment
Adjustment • Wages and Labour Costs • Hours of Work and
Working-time Arrangements • Trade Union, Industrial Relations and
Occupational Accidents • Education and Human Resources
Development **JAPAN USA GERMANY UK FRANCE CANADA
ITALY SWEDEN NETHERLANDS DENMARK RUSSIA CHINA
KOREA SINGAPORE THAILAND INDIA AUSTRALIA BRAZIL etc.**



●データブック●
国際労働比較
Databook of International Labour Statistics

2013

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

は し が き

2011年に起きた東日本大震災以降、わが国は復興の道のりを歩いてきました。この復興に向けた多くの人々の努力の軌跡は歴史に深く刻まれることになるでしょう。一方世界に目を転じると、リーマンショック後の大幅に落ち込んだ状態から、多くの国が緩やかな回復基調に転じました。しかし、南欧に端を発したユーロ危機など、世界経済におけるリスク要因は今なお解決されることなく存在しています。

さらに、いくつかの先進諸国においては、プラス成長を続けながらも失業率の大きな改善はみられないなど、かつてのように景気回復が雇用情勢の改善にダイレクトに繋がりにくくなっています。特に若年者の就労環境は多くの国で厳しさを増しています。一方で、高齢化は先進国を中心に確実に進行しており、近い将来の労働力不足が懸念されています。こうした中での非正規雇用の増加は、格差拡大などの問題を深刻化させています。

こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえた本書は、ますます政策課題の共通化が進展している労働問題、雇用問題における日本と諸外国の実態について、分かりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年に1度刊行し、すでに10余年を経ました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）など国際機関を中心とした努力が続けられ、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能のように一段と整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努めていますが、まだ不十分な点があるかと思えます。今後とも一層の改善に努めてまいりますので、利用者の皆様からご意見、ご批判をいただければ幸甚に存じます。

本書が日本の労働問題、労働政策に関する理解の一助となれば幸いです。

平成25年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
労働政策研究所長 浅尾 裕

凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下の通り。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - － 該当数値がないことを示す。
 （ブランク）数値が不詳、不明であることを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、「資料出所」として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
4. 対象国は、原則として欧米主要国、東アジア等の主な国及び地域としている。
5. 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域名の略号である。

AUT	Austria	AUS	Australia	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg	MEX	Mexico
MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway	NZL	New Zealand
PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal	RUS	Russian Federation
SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand	TUR	Turkey
TWN	Taiwan	USA	United States	fWG	former West Germany		

6. 出所がOECDの場合、他に注がない場合は以下の国々を指す。（*印はユーロ圏）
 - (EU-15) オーストリア*、ベルギー*、デンマーク、フィンランド*、フランス*、ドイツ*、ギリシャ*、アイルランド*、イタリア*、ルクセンブルク*、オランダ*、ポルトガル*、スペイン*、スウェーデン、イギリス
 - (EU-21) EU-15に以下6か国を加えたもの。
チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア*、エストニア*
 - (OECD諸国) EU-21に以下を加えたもの。（2013年1月現在、34か国）
カナダ、アイスランド、ノルウェー、スイス、トルコ、アメリカ、日本、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、チリ、イスラエル

目 次

1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準（GDPベース）	24
第1-1表	名目国内総生産	25
第1-2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1-3表	一人当たりの国民所得	27
第1-4表	雇用者報酬	28
第1-5表	経済活動別国内総生産	29
第1-6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1-7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1-8表	国民貯蓄率	33
第1-9表	鉱工業生産指数	34
第1-10表	経常収支・貿易収支	35
第1-11表	対内直接投資額（フロー）	36
第1-12表	対外直接投資額（フロー）	37
第1-13表	為替レート	38
第1-14表	生産者物価指数	39
第1-15表	消費者物価指数	40
第1-16表	購買力平価	41
第1-17表	物価水準（GDPベース）	41
第1-18表	内外価格差及び購買力平価	42
第1-19表	労働生産性水準	43
第1-20表	労働分配率	44
第1-21表	時間当たり労働生産性上昇率（製造業）	44
第1-22表	単位労働費用（製造業）	45

2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）	49
2-2	人口増加率	50
2-3	老年人口比率（65歳以上人口）	51
2-4	65歳以上男性の労働力率	52

2-5	年齢階級別女性労働力率	53
2-6	就業率	54
第2-1表	総人口	55
	(参考表) 日本の将来推計人口	55
第2-2表	人口増加率	56
第2-3表	若年人口 (15歳未満人口)	57
第2-4表	生産年齢人口 (15~64歳人口)	58
第2-5表	老年人口 (65歳以上人口)	59
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	60
第2-7表	出生率・死亡率	63
第2-8表	平均寿命	64
	(参考表) 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	64
第2-9表	合計特殊出生率	65
第2-10表	労働力人口	66
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	67
第2-12表	就業率 (15~64歳)	76
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	78
第2-14表	外国人人口 (ストック)	82
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者 (インフロー)	83
第2-16表	外国人労働力人口 (ストック)	84

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	87
3-2	就業者の職業別構成比	88
3-3	就業者に占める女性の割合	89
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	90
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	91
第3-1表	産業別就業者数	92
第3-2表	就業者の産業別構成比	97
第3-3表	産業別雇用者数	98
第3-4表	性別・職業別就業者数	103
第3-5表	就業者の職業別構成比	111
第3-6表	従業上の地位別就業者数	112
第3-7表	就業者に占める短時間労働者の割合	113
第3-8表	短時間労働者に占める女性の割合	115
第3-9表	テンポラリー労働者の割合	116

第3-10表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	117
第3-11表	労働者に占める派遣労働者の割合	118
第3-12表	従業員の勤続年数	119
第3-13表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	120
第3-14表	職業生活から引退すべき年齢	121
第3-15表	雇用創出率・雇用消失率	122
第3-16表	公共職業安定業務	123
第3-17表	労働者派遣事業	124
第3-18表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	127

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	131
4-2	失業率（各国公表値）	132
4-3	長期失業者の割合	133
第4-1表	調整失業率	134
第4-2表	失業率（各国公表値）	135
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	136
第4-4表	年齢階級別失業率	139
第4-5表	長期失業者の割合	140
第4-6表	失業期間別構成比	141
第4-7表	失業者の定義	142
第4-8表	失業保険制度 （参考表）補足的な失業扶助制度	144
第4-9表	失業保険給付受給者数	150
第4-10表	雇用調整速度	151
第4-11表	雇用調整助成金・再就職支援制度	152
第4-12表	高齢者の就労促進施策	155
第4-13表	解雇法制	158

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	163
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	164
5-3	年齢階級別賃金格差（製造業）	165
5-4	勤続年数別賃金格差（製造業）	166
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	167
第5-2表	賃金（製造業）	168

第5-3表	産業別賃金	170
第5-4表	時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）	171
第5-5表	フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準	171
第5-6表	労働費用（製造業）	172
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	173
第5-8表	労働費用費目別構成（製造業）	173
第5-9表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	174
第5-10表	男女間賃金・勤続年数格差	175
第5-11表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	175
第5-12表	年齢階級別賃金格差（製造業）	176
第5-13表	勤続年数別賃金格差（製造業）	177
第5-14表	規模間賃金格差（産業計）	178
第5-15表	所得のジニ係数	178
第5-16表	五分位階級所得割合	179
第5-17表	相対的貧困率 （参考表）日本の相対的貧困率	179
第5-18表	最低賃金制度	180
第5-19表	最低賃金額の推移	186

6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	189
6-2	年間休日数	190
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	191
第6-2表	週労働時間（製造業）	193
第6-3表	長時間労働者の割合	194
第6-4表	年間休日数	195
第6-5表	法定祝日	196
第6-6表	労働時間・有給休暇制度	197

7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	207
7-2	労働損失日数	208
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	209
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	210
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	211
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	213

第7-5表	労働災害の度数率	215
-------	----------	-----

8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育機関への進学率	219
第8-1-1表	高等教育機関への進学率：日本	221
第8-1-2表	高等教育機関への進学率：アメリカ	221
第8-1-3表	高等教育機関への進学率：イギリス	222
第8-1-4表	高等教育機関への進学率：ドイツ	223
第8-1-5表	高等教育機関への進学率：フランス	223
第8-1-6表	高等教育機関への進学率：韓国	224
第8-2-1表	日本の学校系統図	224
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	225
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	226
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	227
第8-2-5表	フランスの学校系統図	228
第8-2-6表	ロシアの学校系統図	229
第8-2-7表	中国の学校系統図	230
第8-2-8表	韓国の学校系統図	231
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	232
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	233
第8-5表	困難な状況にある者に対する施策	240

9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	245
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成	246
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	247
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	248
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	249
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世界）	250
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世界）	251
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世界）	252
第9-4表	家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額	253
第9-5表	公的社会支出（対GDP比）及びその内訳	254
第9-6表	社会保障給付（対国民所得比）	255
第9-7表	国民負担率（対国民所得比）	255
第9-8表	GDPに占める労働市場政策への支出	256

第9-9表	公的年金等制度	257
第9-10表	企業年金等制度	259
第9-11表	社会保険料率の労使負担割合	261
第9-12表	公的扶助制度	262
第9-13表	育児休業制度	264
第9-14表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	267
第9-15表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	269
第9-16表	障害者雇用対策	270
第9-17表	一日当たり生活時間配分	272
第9-18表	生活・社会・文化水準	273
第9-19-1表	生活時間（正規雇用者）	274
第9-19-2表	生活時間（非正規雇用者）	275
第9-19-3表	生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）	276
第9-20表	ジェンダー不平等指標（GII）	277

参考

労働統計機関一覧	281
労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計	286

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	National income per capita	27
Table 1-4	Compensation of employees	28
Table 1-5	GDP by economic activity	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices	34
Table 1-10	Current account and trade balance	35
Table 1-11	FDI Inward flows	36
Table 1-12	FDI Outward flows	37
Table 1-13	Exchange rates	38
Table 1-14	Producer price indices	39
Table 1-15	Consumer price indices	40
Table 1-16	Purchasing power parities (PPPs)	41
Table 1-17	Comparative price levels	41
Table 1-18	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)	42
Table 1-19	Labour productivity levels	43
Table 1-20	Labour share	44
Table 1-21	Average annual labour productivity growth rates, manufacturing	44
Table 1-22	Unit labour cost, manufacturing	45

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
	Reference table: Population prospects of Japan	55
Table 2-2	Population growth rates	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	57
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	59
Table 2-6	Population by sex and age group	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	64
	Reference table: Japan's average life expectancy	64
Table 2-9	Total fertility rates	65

Table 2-10	Labour force	66
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group	67
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old	76
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group	78
Table 2-14	Stock of foreign population	82
Table 2-15	Inflow of foreign workers	83
Table 2-16	Stock of foreign labour force	84

3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity	92
Table 3-2	Sectoral composition of employment	97
Table 3-3	Paid employment by economic activity	98
Table 3-4	Total employment by occupation and sex	103
Table 3-5	Occupational composition of employment	111
Table 3-6	Employment by professional status	112
Table 3-7	Part-time employment as a proportion of total employment	113
Table 3-8	Women's share in part-time employment	115
Table 3-9	Temporary employment as a proportion of total employment	116
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group	117
Table 3-11	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	118
Table 3-12	Length of service of employees by sex and age group	119
Table 3-13	Youth's views on job changes, 18-24 years old	120
Table 3-14	The age one ought to retire from work	121
Table 3-15	Job creation rates, job destruction rates	122
Table 3-16	Public employment security services	123
Table 3-17	Temporary employment agency services	124
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age	127

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Harmonised unemployment rates	134
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources)	135
Table 4-3	Unemployment by age group	136
Table 4-4	Unemployment rates by age group	139
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment	140
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration	141
Table 4-7	Definitions of unemployed	142
Table 4-8	Unemployment insurance schemes	144
	Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes	144
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit	150
Table 4-10	Employment adjustment speed	151
Table 4-11	Reemployment support Programs, Employment adjustment subsidies	152
Table 4-12	Measure to promote the employment for older persons	155
Table 4-13	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal	158

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	167
Table 5-2	Wages, manufacturing	168
Table 5-3	Wages by economic activity	170
Table 5-4	Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing	171
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers	171
Table 5-6	Labour costs, manufacturing	172
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs	173
Table 5-8	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing	173
Table 5-9	Hourly labour costs for production workers, manufacturing	174
Table 5-10	Gender wage and job tenure gap	175
Table 5-11	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	175
Table 5-12	Wage gap by age group, manufacturing	176
Table 5-13	Wage gap by length of service, manufacturing	177
Table 5-14	Wage gap by establishment size in all industries	178
Table 5-15	Gini coefficients of income inequality	178
Table 5-16	Income share by quintiles	179
Table 5-17	Percentage of people with an income below 50% of median income	179
	Reference table: Japan's relative poverty rates	179
Table 5-18	Minimum wage-fixing mechanisms	180
Table 5-19	Changes in the minimum wage	186

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment	191
Table 6-2	Hours of work per week, manufacturing	193
Table 6-3	Proportion of workers working long hours by gender	194
Table 6-4	Number of annual holidays	195
Table 6-5	Legal holidays	196
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangement	197

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	209
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database	210
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked	211
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost	213
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents	215

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1-1	Enrollment rates in higher education, Japan	221
Table 8-1-2	Enrollment rates in higher education, USA	221
Table 8-1-3	Enrollment rates in higher education, UK	222
Table 8-1-4	Enrollment rates in higher education, Germany	223
Table 8-1-5	Enrollment rates in higher education, France	223
Table 8-1-6	Enrollment rates in higher education, Republic of Korea	224
Table 8-2-1	School system, Japan	224
Table 8-2-2	School system, USA	225
Table 8-2-3	School system, UK	226
Table 8-2-4	School system, Germany	227
Table 8-2-5	School system, France	228
Table 8-2-6	School system, Russian Federation	229
Table 8-2-7	School system, China	230
Table 8-2-8	School system, Republic of Korea	231
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training	232
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth	233
Table 8-5	Measures to tackle the employment challenges	240

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side	246
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose	247
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose	248
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan)	249
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households)	250
Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households)	251
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households)	252
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs	253
Table 9-5	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP	254
Table 9-6	Social security benefits as a percentage of national income	255
Table 9-7	Tax and social security burden as a percentage of national income	255
Table 9-8	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	256
Table 9-9	Public pension schemes	257
Table 9-10	Corporate pension schemes	259
Table 9-11	Employer-employee social insurance contribution rates	261
Table 9-12	Public assistance systems	262
Table 9-13	Childcare leave schemes	264
Table 9-14	Financial support for childcare, including child benefits	267
Table 9-15	Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)	269
Table 9-16	Employment measures for the disabled	270
Table 9-17	Main structure of daily average time use	272
Table 9-18	Indicators of national power and social infrastructure	273
Table 9-19-1	Workday/Holiday time use (regular employees)	274
Table 9-19-2	Workday/Holiday time use (non-regular employees)	275
Table 9-19-3	Workday/Holiday time use (employees)	276
Table 9-20	Gender Inequality Index	277

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるためで、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものともみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

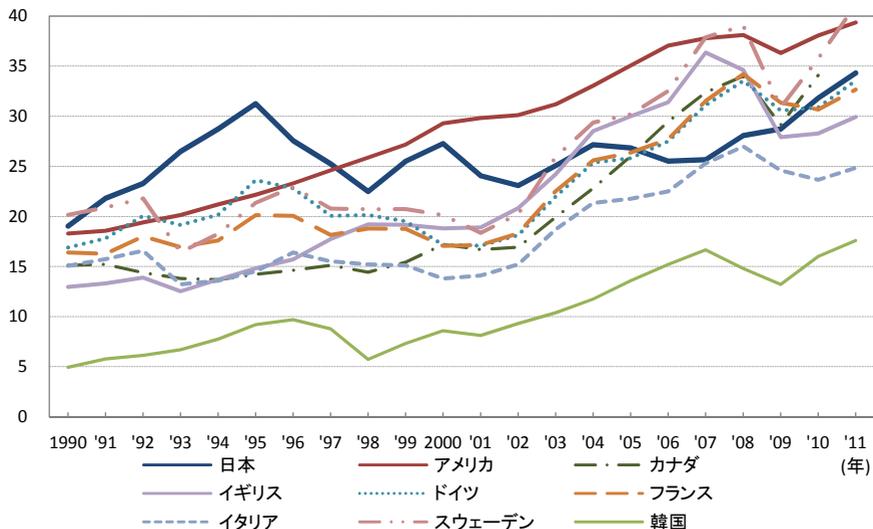
所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 經濟・經營

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得

(1,000 USドル)



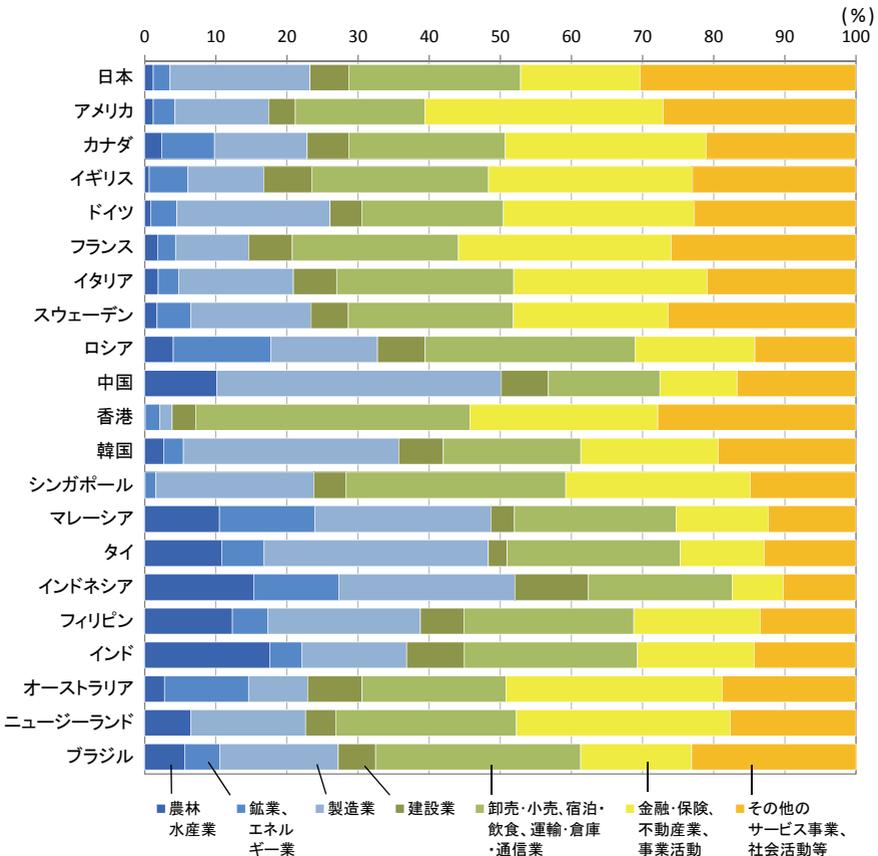
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。この数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかでは相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率が比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばには主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。日本と主要国の実質成長率は、2001年から2005年の平均で、日本-0.2%、アメリカ4.9%、イギリス5.3%、ドイツ1.7%、2006年から2010年の平均で、日本-0.8%、アメリカ2.8%、イギリス3.1%、ドイツ2.4%となっている(「第1-2表 名目・実質国内総生産(GDP)成長率」(p.26)を参照)。一人当たりの国民所得は2002年まではアメリカに次ぐ水準で推移したが、その後2004年にはスウェーデン、イギリスを下回り、2005年にはフランス、カナダとほぼ同水準となった。さらに2006年から2008年まで、G7(先進7か国)の中でイタリアに次ぐ下位の水準に落ち込んだが、2010年はアメリカ、カナダに次ぐ第3位の水準に回復した。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比、2010年）



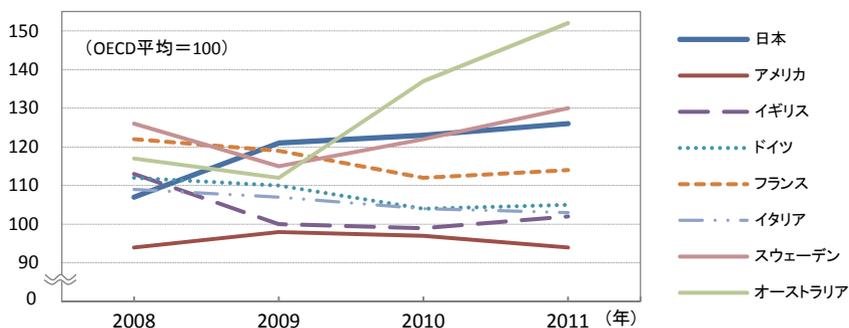
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。

(注)ニュージーランドは2009年度、ブラジルは2009年の数値。

グラフは、国内総生産(総付加価値、生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ペティー・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。また、日本は、その他のサービス事業、社会活動等の割合が、先進国のなかでは高い。他方、タイ、インドネシア、フィリピン、インドをみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

1-3 物価水準（GDPベース）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-17表 物価水準（GDPベース）」(p.41)を参照。

各国の物価水準は、ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば、例えば、ハンバーガー1個の値段の違いを見れば、ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば使用される通貨は同一であり、販売されている商品・サービスも同一なので、容易に地域間の物価水準の比較ができるが、国際比較を行う場合は、各国で使用される通貨が異なることや、商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。そこで物価水準の国際比較を行う場合には、比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

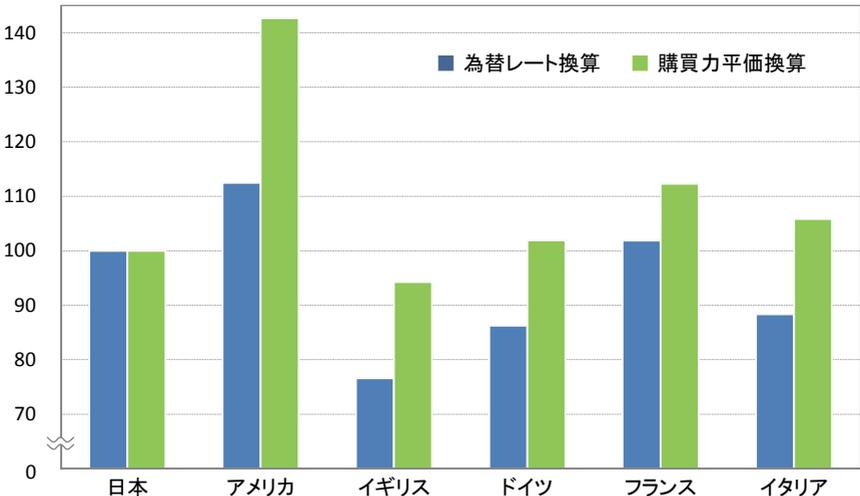
上のグラフは、OECDが国内総生産(GDP)の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準(GDPベースの物価水準)の国際比較を示したものである。我が国の物価水準は、2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い水準にあったが、その後低下傾向で推移した後、2007年に上昇に転じ、2009年にはフランスと並んで最高水準となり、2011年にはオーストラリア、スウェーデンに次ぐ高水準となっている。

なお、ここで使用した物価水準は、基準時点(2005年)のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大き(小)くなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD34か国の平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1 経済・経営

1-4 労働生産性水準（GDPベース、2010年）

（日本=100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-19表 労働生産性水準」(p.43)を参照。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

上記6か国中、日本の労働生産性水準はイギリスよりも高いが、アメリカ、フランスなどの主要国より低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表 名目国内総生産
Table 1-1: Nominal GDP

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2008	2009	2010	2011	
日本(10億円)	JPN	501,707	509,860	503,903	501,209	471,139	482,384	470,623
アメリカ(10億USDドル)	USA	7,359	9,899	12,564	14,219	13,898	14,419	14,991
カナダ(10億カナダドル)	CAN	810	1,077	1,374	1,603	1,529	1,625	*1,721
イギリス(10億ポンド)	GBR	733	975	1,263	1,441	1,402	1,467	1,516
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,849	2,048	2,224	2,474	2,375	2,496	2,593
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,196	1,440	1,718	1,933	1,886	1,937	1,997
イタリア(10億ユーロ)	ITA	952	1,198	1,436	1,575	1,520	1,553	1,580
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	1,810	2,265	2,769	3,204	3,106	3,338	3,503
ユーロ圏(10億ユーロ) ¹⁾	EUR	5,576	6,783	8,145	9,242	8,922	9,176	9,421
ロシア(10億ルーブル) ²⁾	RUS	*1,427	*7,298	21,610	41,277	38,807	45,173	54,586
中国(10億元)	CHN	6,079	9,921	18,494	31,405	34,090	40,151	47,156
香港(10億香港ドル)	HKG	1,116	1,318	1,383	1,677	1,623	1,742	1,897
韓国(1兆ウォン)	KOR	410	603	865	1,026	1,065	1,173	1,237
シンガポール(10億SGPドル)	SGP	123	163	209	269	270	310	327
マレーシア(10億リンギット)	MYS	222	356	544	770	713	795	881
タイ(10億バーツ)	THA	4,186	4,923	7,093	9,080	9,042	10,105	10,540
インドネシア(1兆ルピア)	IDN	455	1,390	2,774	4,949	5,606	6,436	7,427
フィリピン(10億ペソ)	PHL	2,112	3,581	5,678	7,721	8,026	9,003	9,736
インド(10億ルピー)	IND	11,837	21,407	35,666	54,956	61,307	75,053	86,465
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	530	707	995	1,252	1,293	1,401	*1,491
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	95	118	161	186	188	*197	*204
ブラジル(10億レアル)	BRA	706	1,179	2,147	3,032	3,239	3,770	4,143
(USDドル換算/in U.S. dollars)						(10億USDドル/billion U.S. dollars)		
日本	JPN	5,334	4,731	4,572	4,849	5,035	5,495	5,897
アメリカ	USA	7,359	9,899	12,564	14,219	13,898	14,419	14,991
カナダ	CAN	591	725	1,134	1,503	1,338	1,577	*1,739
イギリス	GBR	1,157	1,476	2,296	2,649	2,184	2,266	2,429
ドイツ	DEU	2,523	1,886	2,766	3,624	3,299	3,306	3,604
フランス	FRA	1,572	1,326	2,137	2,832	2,620	2,566	2,776
イタリア	ITA	1,132	1,104	1,786	2,307	2,111	2,057	2,196
スウェーデン	SWE	254	247	371	486	406	463	539
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	7,294	6,250	10,129	13,537	12,395	12,153	13,096
ロシア ²⁾	RUS	*313	*259	764	1,661	1,223	1,488	1,858
中国	CHN	728	1,198	2,257	4,520	4,990	5,931	7,298
香港	HKG	144	169	178	215	209	224	244
韓国	KOR	531	533	845	931	834	1,015	1,116
シンガポール	SGP	87	94	125	190	186	227	260
マレーシア	MYS	89	94	144	231	202	247	288
タイ	THA	168	123	176	273	264	319	346
インドネシア	IDN	202	165	286	510	539	708	846
フィリピン	PHL	82	81	103	174	168	200	225
インド	IND	365	476	809	1,263	1,266	1,630	1,827
オーストラリア	AUS	393	410	760	1,050	1,009	1,285	*1,538
ニュージーランド	NZL	62	53	113	130	117	*142	*161
ブラジル	BRA	770	644	882	1,650	1,622	2,143	2,493

* ...OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国, ロシア, 中国: OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2012年11月現在その他の国: IMF(2012.10) *World Economic Outlook, October 2012*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2012年11月現在, 17か国が参加。

2) ロシアの1995年は, 1998年に実施されたデニミ後の新ルーブルで換算。

1 経済・経営

第1-2表 名目・実質国内総生産（GDP）成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

国・地域 Country or region	2001～ 2005	2006～ 2010	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011 年/Year	
(名目/nominal)										
日本	JPN	-0.2	-0.8	1.0	0.0	1.2	-2.3	-6.0	2.4	-2.4
アメリカ	USA	4.9	2.8	6.4	6.5	4.9	1.8	-2.3	3.7	4.0
カナダ	CAN	5.0	3.5	9.6	6.4	5.5	4.8	-4.6	6.3	*5.9
イギリス	GBR	5.3	3.1	5.1	5.2	5.9	2.0	-2.7	4.6	3.4
ドイツ	DEU	1.7	2.4	2.4	1.3	5.0	1.9	-4.0	5.1	3.9
フランス	FRA	3.6	2.5	5.3	3.8	4.9	2.5	-2.5	2.7	3.1
イタリア	ITA	3.7	1.6	5.7	2.8	4.1	1.3	-3.5	2.2	1.7
スウェーデン	SWE	4.1	3.9	5.9	4.1	6.2	2.5	-3.1	7.5	4.9
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	3.7	2.5	5.3	3.6	5.4	2.3	-3.5	2.8	2.7
ロシア	RUS	24.3	16.5	*51.5	26.9	23.5	24.2	-6.0	16.4	20.8
中国	CHN	13.3	16.9	10.6	15.7	22.9	18.1	8.6	17.8	17.4
香港	HKG	1.0	4.8	4.0	7.0	9.5	3.8	-3.2	7.3	8.9
韓国	KOR	7.5	6.3	9.9	4.6	7.3	5.3	3.8	10.2	5.4
シンガポール	SGP	5.3	8.4	13.0	9.6	15.6	0.4	0.5	14.8	5.4
マレーシア	MYS	9.0	8.2	18.5	14.7	11.5	15.7	-7.4	11.5	10.8
タイ	THA	7.6	7.4	6.2	9.3	8.7	6.5	-0.4	11.8	4.3
インドネシア	IDN	14.9	18.4	26.4	20.8	18.3	25.3	13.3	14.8	15.4
フィリピン	PHL	9.7	9.7	12.7	10.9	9.9	12.0	4.0	12.2	8.1
インド	IND	10.8	16.1	7.7	14.3	15.8	15.3	11.6	22.4	15.2
オーストラリア	AUS	7.1	7.1	6.8	8.0	8.6	6.5	3.3	8.3	*6.4
ニュージーランド	NZL	6.4	4.2	5.7	5.6	8.1	1.8	1.2	*4.9	*3.7
ブラジル	BRA	12.7	12.0	10.7	10.6	12.3	13.9	6.8	16.4	9.9
(実質/real) ²⁾										
日本	JPN	1.2	0.4	2.3	1.3	2.2	-1.0	-5.5	4.7	-0.6
アメリカ	USA	2.4	0.7	4.2	3.1	1.9	-0.4	-3.1	2.4	1.8
カナダ	CAN	2.5	1.2	5.2	3.0	2.2	0.7	-2.8	3.2	*2.4
イギリス	GBR	3.0	0.6	4.2	2.8	3.6	-1.0	-4.0	1.8	0.8
ドイツ	DEU	0.6	1.4	3.1	0.7	3.3	1.1	-5.1	4.2	3.0
フランス	FRA	1.6	0.6	3.7	1.8	2.3	-0.1	-3.1	1.7	1.7
イタリア	ITA	1.0	-0.2	3.7	0.9	1.7	-1.2	-5.5	1.8	0.4
スウェーデン	SWE	2.7	1.7	4.5	3.2	3.3	-0.6	-5.0	6.6	3.9
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	1.5	0.8	3.8	1.7	3.0	0.4	-4.4	2.0	1.4
ロシア	RUS	6.1	3.7	*10.0	6.4	8.5	5.2	-7.8	4.3	4.3
中国	CHN	9.8	11.2	8.4	11.3	14.2	9.6	9.2	10.4	9.2
香港	HKG	4.2	4.0	8.0	7.1	6.4	2.3	-2.6	7.1	5.0
韓国	KOR	4.5	3.8	8.8	4.0	5.1	2.3	0.3	6.3	3.6
シンガポール	SGP	4.8	6.6	9.0	7.4	8.9	1.7	-1.0	14.8	4.9
マレーシア	MYS	4.7	4.5	8.7	5.0	6.3	4.8	-1.5	7.2	5.1
タイ	THA	5.1	3.6	4.8	4.6	5.1	2.6	-2.3	7.8	0.1
インドネシア	IDN	4.7	5.7	4.2	5.7	6.3	6.0	4.6	6.2	6.5
フィリピン	PHL	4.6	5.0	4.4	4.8	6.6	4.2	1.1	7.6	3.9
インド	IND	6.4	8.5	5.7	9.0	10.0	6.9	5.9	10.1	6.8
オーストラリア	AUS	3.5	2.7	1.9	3.0	3.8	1.4	2.3	2.1	*2.3
ニュージーランド	NZL	3.8	1.1	2.5	3.2	2.9	-1.1	0.8	*0.9	*0.5
ブラジル	BRA	2.8	4.5	4.3	3.2	6.1	5.2	-0.3	7.5	2.7

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国,ロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2012年11月現在その他の国:IMF(2012.10) *World Economic Outlook, October 2012*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2012年11月現在,17か国が参加。

第1-3表 一人当たりの国民所得¹⁾
Table 1-3: National income per capita

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本(千円)	JPN	2,939	2,939	2,958	3,021	2,902	2,688	2,793	2,739
アメリカ(USDドル)	USA	22,166	29,297	35,053	37,791	38,111	36,300	38,061	39,359
カナダ(カナダドル)	CAN	19,509	25,525	31,489	34,781	36,280	33,312	35,113	—
イギリス(ポンド)	GBR	9,388	12,426	16,506	18,175	18,826	17,918	18,307	18,684
ドイツ(ユーロ)	DEU	17,315	18,630	20,755	22,726	22,897	22,001	23,319	24,147
フランス(ユーロ)	FRA	15,312	18,503	21,208	23,038	23,355	22,567	23,160	23,500
イタリア(ユーロ)	ITA	12,219	14,964	17,500	18,480	18,424	17,708	17,868	17,876
スウェーデン(千クローナ)	SWE	152.3	184.3	225.6	256.0	257.2	236.3	257.9	267.0
ロシア(千ルーブル)	RUS	*6.1	*35.8	108.0	171.0	208.5	201.6	231.4	—
中国(元) ²⁾	CHN	4,748	7,722	14,210	20,262	23,807	25,575	30,064	35,146
香港(千HKドル) ²⁾	HKG	181.1	195.5	203.3	241.5	254.2	238.3	251.0	273.9
韓国(千ウォン)	KOR	7,087	9,110	13,895	15,481	16,298	16,868	18,505	19,494
シンガポール(SGドル) ³⁾	SGP	30,846	34,920	37,894	48,339	49,119	44,913	—	—
マレーシア(リンギット) ²⁾	MYS	10,299	13,986	19,909	24,079	27,159	24,997	27,060	29,769
タイ(百バーツ) ³⁾	THA	598	641	916	1,098	1,155	1,131	1,273	—
インドネシア(千ルピア) ³⁾	IDN	2,185	5,199	11,001	15,447	19,261	21,597	24,683	—
フィリピン(ペソ) ³⁾	PHL	22,568	39,003	56,931	67,323	76,382	—	—	—
インド(ルピー) ³⁾	IND	11,085	17,817	28,977	38,177	42,255	47,705	55,869	—
オーストラリア(AUDドル)	AUS	20,380	25,757	33,958	38,771	41,296	41,579	44,564	—
ニュージーランド(NZドル)	NZL	17,142	20,721	26,219	28,647	28,725	29,729	—	—
ブラジル(リアル) ²⁾	BRA	4,301	6,575	11,214	13,733	15,456	16,431	18,990	20,670
(USDドル換算 / in U.S. dollars)									
日本	JPN	31,249	27,275	26,833	25,658	28,077	28,732	31,823	34,325
アメリカ	USA	22,166	29,297	35,053	37,791	38,111	36,300	38,061	39,359
カナダ	CAN	14,215	17,187	25,986	32,381	34,000	29,142	34,085	—
イギリス	GBR	14,815	18,801	30,010	36,366	34,609	27,913	28,288	29,936
ドイツ	DEU	23,631	17,164	25,810	31,105	33,541	30,564	30,885	33,568
フランス	FRA	20,123	17,048	26,374	31,531	34,211	31,350	30,674	32,668
イタリア	ITA	14,525	13,787	21,763	25,293	26,988	24,599	23,665	24,850
スウェーデン	SWE	21,352	20,117	30,184	37,876	39,021	30,880	35,787	41,113
ロシア	RUS	1,327	1,274	3,818	6,687	8,390	6,351	7,619	—
中国 ²⁾	CHN	569	933	1,734	2,663	3,426	3,744	4,441	5,439
香港 ²⁾	HKG	23,408	25,099	26,136	30,959	32,640	30,744	32,301	35,187
韓国	KOR	9,188	8,586	13,567	16,660	14,789	13,209	16,007	17,590
シンガポール ³⁾	SGP	21,763	20,255	22,767	32,074	34,717	30,878	—	—
マレーシア ²⁾	MYS	4,112	3,681	5,257	7,005	8,141	7,092	8,401	9,728
タイ ³⁾	THA	2,400	1,599	2,278	3,180	3,466	3,298	4,016	—
インドネシア ³⁾	IDN	972	617	1,134	1,690	1,986	2,079	2,715	—
フィリピン ³⁾	PHL	878	883	1,034	1,459	1,723	—	—	—
インド ³⁾	IND	342	396	657	923	971	986	1,222	—
オーストラリア	AUS	15,107	14,933	25,932	32,442	34,639	32,428	40,878	—
ニュージーランド	NZL	11,249	9,414	18,460	21,053	20,190	18,579	—	—
ブラジル ²⁾	BRA	4,687	3,594	4,606	7,053	8,428	8,218	10,795	12,356

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2012年11月現在

その他:UN data(<http://data.un.org/>)2012年11月現在

人口・為替レート:IMF(2012.7) *International Financial Statistics Database*

- (注) 1) 本表では要素費用表示の国民所得を使用。市場価格表示の国民所得は純間接税(※)を加えたもの。 ※純間接税=生産・輸入品に課される税-補助金
2) 国民総所得(GNI)を使用。固定資本減耗と純間接税を含む。
3) 国民所得(市場価格表示)を使用。純間接税を含む。

1 経済・経営

第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2008	2009	2010	2011	
日本(10億円)	JPN	268,968	271,075	253,983	255,723	243,310	243,606	244,934
アメリカ(10億USD)	USA	4,199.3	5,793.5	7,071.5	8,079.1	7,807.2	7,977.2	8,303.2
カナダ(100万カナダドル)	CAN	418,825	545,200	695,091	818,559	814,707	849,618	—
イギリス(100万ポンド)	GBR	386,035	532,072	677,313	771,228	777,576	796,421	814,515
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,014.6	1,114.1	1,139.4	1,229.4	1,232.4	1,269.3	1,326.3
フランス(10億ユーロ)	FRA	620.7	749.5	900.5	1,007.3	1,009.9	1,032.7	1,067.5
イタリア(10億ユーロ)	ITA	393.3	469.8	582.9	658.0	650.5	656.8	667.6
スウェーデン(1000万クローナ)	SWE	94,800	124,084	150,226	172,459	170,688	177,565	183,639
ロシア(10億ルーブル)	RUS	648	2,937	9,474	19,560	20,412	22,534	27,168
中国(10億元)	CHN	3,366	5,228	9,302	15,007	—	—	—
香港(100万香港ドル)	HKG	529,546	673,323	689,588	819,284	836,396	898,783	—
韓国(10億ウォン)	KOR	190,905	258,944	396,338	474,954	493,686	526,279	558,033
シンガポール(100万SPドル)	SGP	50,446	69,105	83,939	113,810	117,029	128,288	138,406
タイ(10億バーツ)	THA	1,242	1,541	2,311	2,874	2,940	3,108	—
フィリピン(10億ペソ)	PHL	483	859	1,508	2,070	—	—	—
インド(10億ルピー)	IND	4,232	6,604	10,143	16,524	19,342	22,549	—
オーストラリア(100万AUDドル)	AUS	258,800	347,818	482,119	596,098	618,137	665,951	—
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	39,450	48,163	69,283	83,567	84,486	—	—
ブラジル(10億レアル)	BRA	300	477	861	1,268	1,413	—	—
USDollar換算/in U.S.dollars						(10億ドル/billion U.S. dollars)		
日本	JPN	2,859.5	2,515.4	2,304.4	2,474.1	2,600.3	2,775.2	3,069.1
アメリカ	USA	4,199.3	5,793.5	7,071.5	8,079.1	7,807.2	7,977.2	8,303.2
カナダ	CAN	305.2	367.1	573.6	767.1	712.7	824.7	—
イギリス	GBR	609.2	805.0	1,231.5	1,417.8	1,211.3	1,230.6	1,305.0
ドイツ	DEU	1,384.6	1,026.4	1,417.0	1,800.9	1,712.1	1,681.1	1,843.7
フランス	FRA	815.8	690.6	1,119.9	1,475.5	1,402.9	1,367.7	1,483.9
イタリア	ITA	467.5	432.8	724.9	963.9	903.7	869.9	928.1
スウェーデン	SWE	132.9	135.4	201.0	261.7	223.0	246.4	282.8
ロシア	RUS	142.1	104.4	335.0	787.0	643.1	742.0	924.6
中国	CHN	403.0	631.5	1,135.2	2,159.7	—	—	—
香港	HKG	68.5	86.4	88.7	105.2	107.9	115.7	—
韓国	KOR	247.5	229.0	387.0	431.0	386.6	455.2	503.5
シンガポール	SGP	35.6	40.1	50.4	80.4	80.5	94.1	110.0
タイ	THA	49.8	38.4	57.5	86.3	85.7	98.1	—
フィリピン	PHL	18.8	19.4	27.4	46.7	—	—	—
インド	IND	130.5	146.9	230.0	379.8	399.6	493.1	—
オーストラリア	AUS	191.8	201.7	368.2	500.0	482.1	610.9	—
ニュージーランド	NZL	25.9	21.9	48.8	58.7	52.8	—	—
ブラジル	BRA	327.3	260.9	353.6	691.3	706.7	—	—

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2012年12月現在その他: UN data (<http://data.un.org/>) 2012年12月現在為替レート: IMF *International Financial Statistics Online* (2012年7月現在)

第1-5表 経済活動別国内総生産（2010年）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2010

国		実額/at current prices, (%)				
Country		経済活動計 ^{1)a)}	農林 水産業 ^{b)}	鉱業、 エネルギー業 ^{c)}	製造業 ^{d)}	
日本(千億円)	(2011)	JPN	4,683 (100)	54 (1.2)	89 (1.9)	871 (18.6)
"	(2010)	JPN	4,788 (100)	57 (1.2)	113 (2.4)	943 (19.7)
アメリカ(100億USD)		USA	1,345 (100)	16 (1.2)	41 (3.1)	177 (13.2)
カナダ(10億CAD) ²⁾		CAN	1,235 (100)	30 (2.4)	91 (7.4)	161 (13.0)
イギリス(10億ポンド)		GBR	1,309 (100)	8 (0.6)	71 (5.4)	140 (10.7)
ドイツ(10億ユーロ)		DEU	2,237 (100)	18 (0.8)	83 (3.7)	482 (21.5)
フランス(10億ユーロ)		FRA	1,741 (100)	32 (1.8)	43 (2.5)	179 (10.3)
イタリア(10億ユーロ)		ITA	1,392 (100)	26 (1.9)	40 (2.9)	225 (16.1)
スウェーデン(10億クローナ)		SWE	2,914 (100)	50 (1.7)	138 (4.7)	494 (17.0)
ロシア(100億ルーブル)		RUS	3,887 (100)	155 (4.0)	534 (13.7)	583 (15.0)
中国(100億元)		CHN	4,015 (100)	405 (10.1)	1,607 (40.0)	
香港(千万香港ドル)		HKG	1,703 (100)	0.9 (0.1)	35 (2.0)	30 (1.8)
韓国(1兆ウォン)		KOR	1,054 (100)	28 (2.6)	29 (2.8)	319 (30.3)
シンガポール(1億SGPドル) ³⁾		SGP	2,859 (100)	1.0 (0.0)	44 (1.5)	635 (22.2)
マレーシア(1億リンギット)		MYS	7,874 (100)	826 (10.5)	1,055 (13.4)	1,953 (24.8)
タイ(100億バーツ)		THA	1,081 (100)	117 (10.9)	64 (5.9)	341 (31.5)
インドネシア(1兆ルピア)		IDN	6,423 (100)	985 (15.3)	766 (11.9)	1,594 (24.8)
フィリピン(10億ペソ)		PHL	9,003 (100)	1,109 (12.3)	450 (5.0)	1,931 (21.4)
インド(100億ルピー)		IND	7,278 (100)	1,282 (17.6)	327 (4.5)	1,072 (14.7)
オーストラリア(10億AUDドル) ⁴⁾		AUS	1,299 (100)	36 (2.8)	154 (11.8)	108 (8.3)
ニュージーランド(1億NZドル) ²⁾⁴⁾		NZL	1,299 (100)	84 (6.5)	209 (16.1)	
ブラジル(10億レアル) ⁴⁾		BRA	2,794 (100)	157 (5.6)	138 (4.9)	465 (16.6)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing;

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>)2013年1月現在

その他: UN Data (<http://data.un.org/>)2013年1月現在

(注) 1) 粗付加価値のGDP(注記がない限り, 名目価格)。

2) 固定基準年方式。

3) 鉱業は農林水産業の項目に含まれる。

4) オーストラリアは2010年度, ニュージーランドは2009年度, ブラジルは2009年。

1 経済・経営

第1-5表 経済活動別国内総生産（2010年）（続き）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2010 (cont.)

			実額/at current prices, (%)				
国 Country			建設業 ^{e)}	卸売・小売、宿 泊・飲食、運輸・ 倉庫・通信業 ^{f)}	金融・保険、 不動産業、 事業活動 ^{g)}	その他の サービス事業、 社会活動等 ^{h)}	
日本(千億円)	(2011)	JPN	264 (5.6)	1,153 (24.6)	796 (17.0)	1,456 (31.1)	
"	(2010)	JPN	262 (5.5)	1,154 (24.1)	807 (16.8)	1,452 (30.3)	
アメリカ(100億USDドル)		USA	50 (3.7)	245 (18.2)	451 (33.5)	364 (27.1)	
カナダ(10億CADドル) ²⁾		CAN	73 (5.9)	272 (22.0)	349 (28.3)	260 (21.0)	
イギリス(10億ポンド)		GBR	89 (6.8)	325 (24.8)	376 (28.7)	301 (23.0)	
ドイツ(10億ユーロ)		DEU	100 (4.5)	445 (19.9)	601 (26.9)	508 (22.7)	
フランス(10億ユーロ)		FRA	106 (6.1)	407 (23.4)	521 (29.9)	453 (26.0)	
イタリア(10億ユーロ)		ITA	85 (6.1)	347 (24.9)	379 (27.2)	291 (20.9)	
スウェーデン(10億クローナ)		SWE	152 (5.2)	676 (23.2)	635 (21.8)	768 (26.4)	
ロシア(100億ルーブル)		RUS	261 (6.7)	1,149 (29.6)	653 (16.8)	552 (14.2)	
中国(100億元)		CHN	267 (6.6)	629 (15.7)	438 (10.9)	669 (16.7)	
香港(千万香港ドル)		HKG	56 (3.3)	657 (38.6)	450 (26.4)	475 (27.9)	
韓国(1兆ウォン)		KOR	66 (6.3)	204 (19.3)	203 (19.3)	204 (19.4)	
シンガポール(1億SGPドル) ³⁾		SGP	130 (4.5)	883 (30.9)	742 (25.9)	425 (14.9)	
マレーシア(1億リンギット)		MYS	259 (3.3)	1,791 (22.8)	1,017 (12.9)	972 (12.3)	
タイ(100億バーツ)		THA	29 (2.7)	263 (24.4)	127 (11.8)	140 (12.9)	
インドネシア(1兆ルピア)		IDN	661 (10.3)	1,299 (20.2)	463 (7.2)	655 (10.2)	
フィリピン(10億ペソ)		PHL	551 (6.1)	2,150 (23.9)	1,602 (17.8)	1,211 (13.4)	
インド(100億ルピー)		IND	590 (8.1)	1,772 (24.3)	1,194 (16.4)	1,042 (14.3)	
オーストラリア(10億AUDドル) ⁴⁾		AUS	100 (7.7)	263 (20.2)	395 (30.4)	244 (18.8)	
ニュージーランド(1億NZドル) ²⁾⁴⁾		NZL	55 (4.2)	330 (25.4)	391 (30.1)	229 (17.6)	
ブラジル(10億レアル) ⁴⁾		BRA	147 (5.3)	806 (28.8)	436 (15.6)	646 (23.1)	

e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communication; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表 国内総生産の構成（支出側、名目、2011年）

Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2011 (at current prices)

国 Country	国内 総生産 ^{a)}	政府最終 消費支出 ^{b)}	民間最終 消費支出 ^{c)}	在庫品の 増減及び 評価減 ^{d)}	総固定資 本形成 ^{e)}	財貨・ サービスの 輸出 ^{f)}	(控除)財貨 ・サービスの 輸入 ^{g)}	
(実額/at current prices)								
日本(10億円)	JPN	470,623	96,203	284,784	-2,953	96,872	71,288	75,572
アメリカ(10億USDドル)	USA	14,991	2,594	10,729	34	2,202	2,094	2,662
カナダ(10億カナダドル)	CAN	1,721	368	983	—	387	536	557
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,516	335	974	12	213	493	517
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,593	500	1,488	4	470	1,301	1,169
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,997	489	1,151	11	401	538	594
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,580	323	969	2	309	456	479
スウェーデン (10億クローナ)	SWE	3,500	924	1,673	42	644	1,749	1,532
ロシア(10億ルーブル)	RUS	54,586	9,782	27,473	2,485	11,159	16,950	12,166
中国(10億元)	CHN	47,156	6,193	16,281	1,391	21,520	13,477	12,261
韓国(1兆ウォン)	KOR	1,237	190	655	25	339	695	670
マレーシア (100万リンギット)	MYS	881,080	114,750	418,306	12,795	195,002	806,705	666,645
タイ ¹⁾ (10億バーツ)	THA	10,807	1,664	5,632	143	2,552	7,208	6,526
インドネシア ²⁾ (1兆ルピア)	IDN	7,427	667	4,053	56	2,378	1,955	1,850
フィリピン ²⁾ (10億ペソ)	PHL	9,735	916	7,143	242	1,881	3,037	3,525
インド ^{1) 2)} (10億ルピー)	IND	76,741	9,107	43,384	4,178	23,314	17,475	20,660
オーストラリア (10億AUDドル)	AUS	1,491	259	801	12	395	328	303
ニュージーランド (100万NZドル)	NZL	204,277	40,667	120,926	—	37,977	60,918	58,117
(対GDP比/as a percentage of total value added)								
日本	JPN	100.0	20.4	60.5	-0.6	20.6	15.1	16.1
アメリカ	USA	100.0	17.3	71.6	0.2	14.7	14.0	17.8
カナダ	CAN	100.0	21.4	57.1	—	22.5	31.1	32.4
イギリス	GBR	100.0	22.1	64.3	0.8	14.1	32.5	34.1
ドイツ	DEU	100.0	19.3	57.4	0.1	18.1	50.2	45.1
フランス	FRA	100.0	24.5	57.7	0.5	20.1	27.0	29.8
イタリア	ITA	100.0	20.5	61.3	0.1	19.6	28.8	30.3
スウェーデン	SWE	100.0	26.4	47.8	1.2	18.4	50.0	43.8
ロシア	RUS	100.0	17.9	50.3	4.6	20.4	31.1	22.3
中国	CHN	100.0	13.1	34.5	2.9	45.6	28.6	26.0
韓国	KOR	100.0	15.4	52.9	2.0	27.4	56.2	54.1
マレーシア	MYS	100.0	13.0	47.5	1.5	22.1	91.6	75.7
タイ	THA	100.0	15.4	52.1	1.3	23.6	66.7	60.4
インドネシア	IDN	100.0	9.0	54.6	0.7	32.0	26.3	24.9
フィリピン	PHL	100.0	9.4	73.4	2.5	19.3	31.2	36.2
インド	IND	100.0	11.9	56.5	5.4	30.4	22.8	26.9
オーストラリア	AUS	100.0	17.3	53.7	0.8	26.5	22.0	20.3
ニュージーランド	NZL	100.0	19.9	59.2	—	18.6	29.8	28.5

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Less: Imports of goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

日本以外のOECD諸国,ロシア,中国:OECD Database“National Accounts”2013年1月現在

その他:UN data (<http://data.un.org/>)2013年1月現在

(注) 1) 2010年の数値。

2) 民間最終消費支出は、対家計非営利団体(NPISH)を除く。

1 経済・経営

第1-7表 国内総生産の構成（生産側、名目、2011年）

Table 1-7: GDP by production approach, 2011 (at current prices)

国・地域 Country or region	国内 総生産 ^{a)}	雇用者 報酬 ^{b)}	営業余剰・混 合所得(純) ^{c)}	固定資本 減耗 ^{d)}	純間接 税 ^{1) e)}	
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN	470,623	244,803	87,036	102,288	37,226
アメリカ(10億USDドル)	USA	14,991	8,303	3,768	1,852	1,036
カナダ ²⁾ (10億カナダドル)	CAN	1,625	850	373	229	173
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,516	816	339	171	195
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,593	1,326	609	390	267
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,997	1,067	378	279	272
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,580	668	431	276	205
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	3,500	1,837	616	455	592
ロシア ²⁾ (10億ルーブル)	RUS	45,173	22,534	12,021	2,366	8,252
韓国(1兆ウォン)	KOR	1,237	558	382	161	136
シンガポール ³⁾ (100万SGPドル)	SGP	326,832	138,406	164,990	-7,171	26,701
タイ ²⁾ (10億バーツ)	THA	10,807	3,108	5,040	1,567	1,093
フィリピン ⁴⁾ (100万ペソ)	PHL	7,423	2,070	3,672	841	841
インド ²⁾ (10億ルピー)	IND	76,741	22,549	41,441	7,535	5,217
オーストラリア ²⁾ (10億AUDドル)	AUS	1,401	666	379	217	135
ニュージーランド ²⁾ (100万NZドル)	NZL	194,277	88,417	51,751	29,458	24,651
ブラジル ³⁾⁵⁾ (10億レアル)	BRA	3,239	1,413	1,336	445	45
(構成比/as a percentage of total value added)						
						(%)
日本	JPN	100.0	52.0	18.5	21.7	7.9
アメリカ	USA	100.0	55.4	25.1	12.4	6.9
カナダ ²⁾	CAN	100.0	52.3	23.0	14.1	10.6
イギリス	GBR	100.0	53.8	22.4	11.3	12.9
ドイツ	DEU	100.0	51.2	23.5	15.1	10.3
フランス	FRA	100.0	53.5	18.9	14.0	13.6
イタリア	ITA	100.0	42.3	27.3	17.5	13.0
スウェーデン	SWE	100.0	52.5	17.6	13.0	16.9
ロシア ²⁾	RUS	100.0	49.9	26.6	5.2	18.3
韓国	KOR	100.0	45.1	30.9	13.0	11.0
シンガポール ³⁾	SGP	100.0	42.3	50	-2	8.2
タイ ²⁾	THA	100.0	28.8	47	14	10.1
フィリピン ⁴⁾	PHL	100.0	27.9	49.5	11.3	11.3
インド ²⁾	IND	100.0	29.4	54.0	9.8	6.8
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	47.5	27.0	15.5	9.6
ニュージーランド ²⁾	NZL	100.0	45.5	26.6	15.2	12.7
ブラジル ³⁾⁵⁾	BRA	100.0	43.6	41.3	13.7	1.4

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; e) Taxes on production and imports, less Subsidies;

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)“National Accounts Statistics” 2013年1月現在

その他:UN data(<http://data.un.org/>)2013年1月現在

(注) 1) 純間接税は、生産・輸出品に課される税一補助金。

2) 2010年(又は年度)の数値。

3) 営業余剰・混合所得(純)の欄は、営業余剰・混合所得(総)。固定資本減耗は推計値。

4) 2008年の数値。

5) 2009年の数値。

第1-8表 国民貯蓄率¹⁾

Table 1-8: National savings rates

国・地域 Country or region		1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	13.6	9.6	7.0	7.2	8.2	5.1	-0.7	2.2	0.5
アメリカ	USA	5.6	7.1	3.4	4.4	2.2	0.3	-2.8	-1.0	-0.9
カナダ	CAN	6.4	12.7	12.9	13.6	12.7	12.1	3.7	5.1	—
イギリス	GBR	4.3	3.9	4.4	3.9	5.7	6.2	1.7	1.6	2.0
ドイツ	DEU	8.3	7.0	9.0	11.7	14.3	12.5	7.9	9.9	10.3
フランス	FRA	7.4	10.5	7.8	8.3	8.8	7.6	3.8	4.0	4.7
イタリア	ITA	9.3	7.2	5.4	5.6	6.2	3.2	-0.2	-0.4	-1.4
スウェーデン	SWE	11.3	12.4	14.3	16.4	18.7	18.0	10.7	14.0	15.8
ロシア	RUS	4.9	30.7	26.9	27.9	28.6	27.5	16.9	22.0	—
香港 ²⁾	HKG	—	31.7	32.3	33.6	32.8	33.0	29.6	28.9	27.6
韓国	KOR	27.8	22.2	21.7	20.2	20.3	20.0	19.5	22.0	21.5
シンガポール ²⁾	SGP	49.9	44.9	45.0	48.0	50.6	46.4	45.2	48.5	46.6
マレーシア ²⁾	MYS	36.0	40.0	39.8	41.1	40.6	40.7	35.0	36.4	36.4
タイ	THA	27.4	16.5	15.3	18.0	20.5	18.0	16.1	18.8	—
フィリピン	PHL	10.4	16.2	18.9	18.0	19.1	19.4	—	—	—
インド ³⁾	IND	16.8	15.3	25.5	26.8	29.1	23.6	25.4	24.4	—
オーストラリア ³⁾	AUS	5.5	5.4	7.8	7.7	8.3	10.4	8.4	10.1	—
ニュージーランド ³⁾	NZL	4.8	4.4	3.0	1.6	2.8	0.0	2.1	—	—
ブラジル ²⁾	NZL	15.7	14.3	17.8	18.0	18.4	19.2	16.2	—	—

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2013年1月現在
その他:UN data(<http://data.un.org/>)2013年1月現在

- (注) 1) 国民貯蓄率=(純貯蓄/純国民可処分所得)×100
 2) 国民貯蓄率=(粗貯蓄/粗国民可処分所得)×100
 3) 各年度の値。

1 経済・経営

第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

(2005年/Year = 100)

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	94.0	98.4	100.0	107.3	103.8	81.7	94.3	91.4
アメリカ	USA	75.1	96.5	100.0	105.0	101.5	92.1	97.3	98.5
カナダ	CAN	72.1	88.3	100.0	105.1	105.6	102.8	106.3	109.1
イギリス	GBR	96.0	103.4	100.0	100.5	97.7	88.9	90.6	89.5
ドイツ	DEU	82.4	93.9	100.0	113.4	113.6	94.0	104.8	114.2
フランス	FRA	88.5	100.1	100.0	102.3	99.5	87.3	92.3	92.9
イタリア	ITA	97.3	104.3	100.0	105.4	101.8	82.7	88.3	88.4
オランダ	NLD	84.4	95.2	100.0	106.2	107.0	99.2	106.7	106.1
デンマーク	DNK	83.4	98.2	100.0	106.6	106.3	88.0	90.1	94.3
スウェーデン	SWE	74.9	91.4	100.0	109.6	105.5	85.1	92.1	100.6
ロシア ¹⁾	RUS	72.5	76.3	100.0	113.5	114.2	103.5	112.1	117.4
韓国	KOR	47.9	74.3	100.0	115.9	119.8	119.7	139.2	148.8
シンガポール ^{1) 2)}	SGP	57.6	81.4	100.0	118.4	113.5	108.7	141.1	151.8
マレーシア ¹⁾	MYS	52.9	78.4	100.0	107.3	108.1	99.9	107.1	108.6
インドネシア ^{1) 2)}	IDN	86.7	84.1	100.0	103.9	107.0	108.3	113.2	117.8
フィリピン ^{1) 2)}	PHL	47.2	68.9	100.0	98.2	102.5	89.0	104.1	106.3
インド ¹⁾	IND	54.7	74.9	100.0	121.7	126.8	135.1	151.7	158.9
オーストラリア	AUS	80.6	95.6	100.0	101.0	103.1	101.3	104.3	101.2
ニュージーランド ²⁾	NZL	83.1	87.7	100.0	97.4	96.5	88.8	89.6	91.0
ブラジル	BRA	78.2	85.7	100.0	108.9	112.1	104.0	114.9	115.4

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2012年7月現在

- (注) 1) 季節調整なし。
2) 製造業のみ。

第1-10表 経常収支・貿易収支

Table 1-10: Current account and trade balance

		(100万USDドル/million U.S. dollars)					
国/Country		1995年/Year	2000	2005	2009	2010	2011
経常収支/Current account							
日本	JPN	111,044	119,660	165,783	147,017	203,916	119,064
アメリカ	USA	-113,561	-416,343	-745,780	-376,554	-470,902	-473,441
カナダ	CAN	-4,328	19,622	21,714	-40,024	-49,307	-48,999
イギリス	GBR	-13,436	-38,800	-59,406	-37,050	-75,229	-46,035
ドイツ	DEU	-29,955	-32,484	140,216	198,096	200,708	204,252
フランス	FRA	10,840	19,674	-10,260	-39,866	-44,499	-60,040
イタリア	ITA	25,076	-5,781	-29,744	-41,004	-72,015	-71,901
オランダ	NLD	25,773	7,264	46,618	32,931	55,393	76,312
デンマーク	DNK	1,855	2,262	11,104	10,402	17,134	22,184
スウェーデン	SWE	4,940	10,074	25,057	30,115	30,513	38,286
ロシア	RUS	6,963	46,839	84,602	48,605	71,080	98,834
中国	CHN	1,618	20,518	134,082	261,120	305,374	—
韓国	KOR	-8,012	14,803	18,607	32,791	28,214	26,505
シンガポール	SGP	14,230	10,244	26,429	35,207	49,558	—
マレーシア	MYS	-8,644	8,488	19,980	31,801	27,290	32,025
タイ	THA	-13,582	9,313	-7,647	21,891	13,099	—
インドネシア	IDN	-6,431	7,992	278	10,628	5,144	2,070
フィリピン	PHL	-1,980	-2,228	1,980	9,358	8,922	7,078
インド	IND	-5,563	-4,601	-10,284	-25,922	-51,781	—
オーストラリア	AUS	-19,277	-14,763	-41,032	-43,891	-31,990	—
ニュージーランド	NZL	-3,065	-2,407	-8,777	-3,248	-4,994	-6,709
ブラジル	BRA	-18,136	-24,225	13,985	-24,302	-47,323	-52,612
		1995	2000	2005	2009	2010	2011
貿易収支/Trade balance							
日本	JPN	131,787	116,716	93,958	43,632	90,973	-20,584
アメリカ	USA	-172,330	-443,865	-777,800	-502,540	-642,359	-735,207
カナダ	CAN	25,855	45,047	51,736	-4,394	-8,682	1,279
イギリス	GBR	-19,006	-49,850	-124,726	-128,558	-152,449	-159,771
ドイツ	DEU	65,407	56,376	194,906	185,510	208,587	214,551
フランス	FRA	10,998	-3,173	-27,841	-59,942	-71,210	-102,244
イタリア	ITA	38,729	9,549	564	1,458	-27,278	-24,726
オランダ	NLD	23,812	17,800	47,647	46,863	51,877	58,477
デンマーク	DNK	6,528	6,641	7,333	7,946	8,643	9,754
スウェーデン	SWE	15,978	16,168	19,418	13,109	10,998	12,970
ロシア	RUS	19,816	60,172	118,364	111,585	151,996	198,181
中国	CHN	18,050	34,474	134,189	249,509	254,180	—
韓国	KOR	-4,211	18,735	32,840	37,862	41,876	31,153
シンガポール	SGP	8,459	13,678	36,387	29,378	46,758	—
マレーシア	MYS	-103	20,827	33,156	40,253	41,672	48,850
タイ	THA	-7,968	11,701	3,392	32,607	31,677	—
インドネシア	IDN	6,533	25,042	17,534	30,932	30,627	35,347
フィリピン	PHL	-8,944	-5,971	-7,773	-8,842	-10,966	-15,450
インド	IND	-6,719	-10,641	-32,517	-79,665	-97,934	—
オーストラリア	AUS	-4,223	-4,862	-13,372	-4,215	18,180	—
ニュージーランド	NZL	817	609	-2,577	1,307	2,344	2,738
ブラジル	BRA	-3,157	-698	44,703	25,290	20,147	29,796

資料出所 The World Bank (2012.7) *World Development Indicators 2012*

1 経済・経営

第1-11表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-11: FDI Inward flows

(100万ドル/million dollars)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	41	8,323	2,775	22,550	24,426	11,938	-1,252	-1,758
アメリカ	USA	58,772	313,997	104,809	215,952	306,366	143,604	197,905	226,937
カナダ	CAN	9,255	66,795	25,692	114,652	57,177	21,406	23,413	40,932
イギリス	GBR	19,969	118,764	176,006	196,390	91,489	71,140	50,604	53,949
ドイツ	DEU	12,024	198,277	47,439	80,208	8,109	24,156	46,860	40,402
フランス	FRA	23,673	43,252	84,949	96,221	64,184	24,219	30,638	40,945
イタリア	ITA	4,817	13,375	23,291	43,849	-10,835	20,077	9,178	29,059
オランダ	NLD	12,304	63,855	39,047	119,383	4,549	36,042	-8,966	17,129
ベルギー	BEL	10,689	88,739	34,370	93,429	193,950	61,744	81,190	89,142
ルクセンブルク	LUX			6,564	-28,260	11,216	22,408	9,211	17,530
スウェーデン	SWE	14,448	23,430	11,896	27,737	37,153	10,023	-1,347	12,091
スペイン	ESP	8,070	39,575	25,020	64,264	76,993	10,407	40,761	29,476
ロシア	RUS	2,066	2,714	12,886	55,073	75,002	36,500	43,288	52,878
中国	CHN	37,521	40,715	72,406	83,521	108,312	95,000	114,734	123,985
香港	HKG	6,213	61,938	33,625	54,341	59,621	52,394	71,069	83,156
台湾	TWN	1,559	4,928	1,625	7,769	5,432	2,805	2,492	-1,962
韓国	KOR	1,270	9,004	7,055	2,628	8,409	7,501	8,511	4,661
シンガポール	SGP	11,943	15,515	18,090	46,930	11,798	24,418	48,637	64,003
マレーシア	MYS	5,815	3,788	4,065	8,595	7,172	1,453	9,103	11,966
タイ	THA	2,070	3,410	8,067	11,359	8,455	4,854	9,733	9,572
フィリピン	PHL	1,459	2,240	1,854	2,916	1,544	1,963	1,298	1,262
インド	IND	2,151	3,588	7,622	25,506	43,406	35,596	24,159	31,554
オーストラリア	AUS	13,353	15,612	-24,246	45,535	47,218	26,554	35,556	41,317
ニュージーランド	NZL	2,850	1,347	1,548	3,131	4,388	-761	636	3,369
ブラジル	BRA	4,405	32,779	15,066	34,585	45,058	25,949	48,506	66,660
メキシコ	MEX	9,526	18,110	24,407	31,492	27,140	16,119	20,709	19,554

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2012年9月現在

第1-12表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Outward flows

(100万ドル/million dollars)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	22,630	31,557	45,781	73,548	128,019	74,699	56,263	114,353
アメリカ	USA	92,074	142,626	15,369	393,518	308,296	266,955	304,399	396,656
カナダ	CAN	11,462	44,678	27,538	57,726	79,794	41,665	38,585	49,569
イギリス	GBR	43,562	233,371	80,833	272,384	161,056	44,381	39,502	107,086
ドイツ	DEU	39,049	56,557	75,893	170,617	72,758	75,391	109,321	54,368
フランス	FRA	15,755	177,449	114,978	164,310	155,047	107,130	76,867	90,146
イタリア	ITA	5,732	6,686	39,362	96,231	67,000	21,275	32,655	47,210
オランダ	NLD	20,171	75,634	123,072	55,606	68,334	28,180	55,217	31,867
ベルギー	BEL	11,603	86,362	32,658	80,127	221,023	9,205	55,709	70,706
ルクセンブルク	LUX			9,932	73,350	11,759	7,547	15,123	11,741
スウェーデン	SWE	11,215	40,964	27,706	38,806	31,326	25,908	17,956	26,850
スペイン	ESP	4,670	58,213	41,829	137,052	74,717	13,070	38,341	37,256
ロシア	RUS	606	3,177	12,767	45,916	55,594	43,665	52,523	67,283
中国	CHN	2,000	916	12,261	22,469	52,150	56,530	68,811	65,117
香港	HKG	25,000	59,374	27,196	61,081	50,581	63,991	95,396	81,607
台湾	TWN	2,983	6,701	6,028	11,107	10,287	5,877	11,574	12,766
韓国	KOR	3,552	4,233	6,366	19,720	20,251	17,197	23,278	20,355
シンガポール	SGP	7,283	6,650	11,589	36,897	6,812	17,704	21,215	25,227
マレーシア	MYS	2,488	2,026	3,076	11,314	14,965	7,784	13,329	15,258
タイ	THA	887	-20	529	3,003	4,057	4,172	5,415	10,634
フィリピン	PHL	98	125	189	3,536	259	359	616	9
インド	IND	119	514	2,985	19,594	19,257	15,927	13,151	14,752
オーストラリア	AUS	4,125	4,221	-31,137	16,857	33,618	16,693	12,791	19,999
ニュージーランド	NZL	1,784	610	-1,521	3,703	402	-1,037	591	2,856
ブラジル	BRA	1,096	2,282	2,517	7,067	20,457	-10,084	11,588	-1,029
メキシコ	MEX	-263	363	6,474	8,256	1,157	7,019	13,570	8,946

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2012年9月現在

1 経済・経営

第1-13表 為替レート

Table 1-13: Exchange rates

		(対USDドル当たり/per U.S. dollar)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本									(円 Yen)	
JPN	94.06	107.77	110.22	116.30	117.75	103.36	93.57	87.78	79.81	
カナダ									(カナダドル Canadian dollars)	
CAN	1.3724	1.4851	1.2118	1.1344	1.0741	1.0670	1.1431	1.0302	0.9895	
イギリス									(ポンド Pounds)	
GBR	0.6337	0.6609	0.5500	0.5435	0.4998	0.5440	0.6419	0.6472	0.6241	
ドイツ ¹⁾									(ドイツマルク Mark / ユーロ Euros)	
DEU	1.4331	1.0854	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	0.7550	0.7194	
フランス ¹⁾									(フラン Francs / ユーロ Euros)	
FRA	4.9915	1.0854	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	0.7550	0.7194	
イタリア ¹⁾									(リラ Lire / ユーロ Euros)	
ITA	1,628.9	1.0854	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	0.7550	0.7194	
スウェーデン									(クローナ Kronor)	
SWE	7.1333	9.1622	7.4731	7.3782	6.7588	6.5911	7.6538	7.2075	6.4935	
ロシア ²⁾									(ルーブル Rubles)	
RUS	4.559	28.129	28.284	27.191	25.581	24.853	31.740	30.368	29.382	
中国									(元 Yuan)	
CHN	8.3514	8.2785	8.1943	7.9734	7.6075	6.9487	6.8314	6.7703	6.4615	
香港									(香港ドル Hong Kong dollars)	
HKG	7.7358	7.7912	7.7773	7.7678	7.8014	7.7868	7.7518	7.7692	7.7840	
韓国									(ウォン Won)	
KOR	771.3	1,131.0	1,024.1	954.8	929.3	1,102.0	1,276.9	1,156.1	1,108.3	
シンガポール									(シンガポールドル Singapore dollars)	
SGP	1.4174	1.7240	1.6644	1.5889	1.5071	1.4149	1.4545	1.3635	1.2578	
マレーシア									(リンギット Ringgit)	
MYS	2.5044	3.8000	3.7871	3.6682	3.4376	3.3358	3.5245	3.2211	3.0600	
タイ									(バーツ Baht)	
THA	24.915	40.112	40.220	37.882	34.518	33.313	34.286	31.686	30.492	
インドネシア									(ルピア Rupiah)	
IDN	2,249	8,422	9,705	9,159	9,141	9,699	10,390	9,090	8,770	
フィリピン									(フィリピンペソ Philippine Pesos)	
PHL	25.714	44.192	55.085	51.314	46.148	44.323	47.680	45.110	43.313	
インド									(ルピー Rupees)	
IND	32.427	44.942	44.100	45.307	41.349	43.505	48.405	45.726	46.670	
オーストラリア									(オーストラリアドル Australian dollars)	
AUS	1.3490	1.7248	1.3095	1.3280	1.1951	1.1922	1.2822	1.0902	0.9695	
ニュージーランド									(ニュージーランドドル New Zealand dollars)	
NZL	1.5239	2.2011	1.4203	1.5421	1.3607	1.4227	1.6002	1.3874	1.2658	
ブラジル									(レアル Reals)	
BRA	0.9177	1.8294	2.4344	2.1753	1.9471	1.8338	1.9994	1.7592	1.6728	
メキシコ									(メキシコペソ Mexican Pesos)	
MEX	6.419	9.456	10.898	10.899	10.928	11.130	13.513	12.636	12.423	

資料出所 The world Bank (2012.4) *World Development Indicators 2012*

(注) この為替レートは、年平均レートである。

1) 2000年以降は、ユーロ。

2) 1998年1月1日に、1新ルーブル=1,000旧ルーブルのデノミ実施。

第1-14表 生産者物価指数
Table 1-14: Producer price indices

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
(指数/indices)	(2005年/Year =100)									
日本 ¹⁾	JPN	106.5	102.4	100.0	102.2	103.9	108.7	103.0	102.8	105.0
アメリカ	USA	79.3	84.3	100.0	104.7	109.7	120.5	109.9	117.4	127.7
カナダ ²⁾	CAN	88.7	95.5	100.0	102.3	103.8	108.4	104.6	105.6	110.5
イギリス	GBR	91.7	96.9	100.0	102.0	104.4	111.4	113.2	117.9	124.5
ドイツ	DEU	89.0	90.6	100.0	105.4	106.8	112.7	108.0	109.7	115.9
フランス	FRA	—	93.3	100.0	102.9	105.2	110.3	104.1	107.3	113.0
イタリア	ITA	82.9	90.6	100.0	105.6	109.3	114.5	109.2	112.4	117.7
スウェーデン ³⁾	SWE	83.6	90.7	100.0	105.4	109.3	115.4	114.2	115.8	119.0
ロシア	RUS	—	44.3	100.0	112.4	128.2	155.7	144.5	162.2	190.9
中国	CHN	92.2	91.0	100.0	103.0	106.2	113.5	107.4	113.3	120.2
韓国	KOR	75.7	91.0	100.0	100.9	102.3	111.1	110.9	115.1	122.1
シンガポール ⁴⁾	SGP	81.3	87.7	100.0	105.0	105.3	113.2	97.5	102.1	110.7
マレーシア	MYS	72.3	83.8	100.0	106.7	112.6	124.0	115.0	121.4	132.3
タイ	THA	66.7	79.2	100.0	107.1	110.5	124.3	119.6	130.8	137.9
インドネシア ⁴⁾	IDN	22.4	66.1	100.0	113.5	130.2	165.3	162.3	170.2	182.8
フィリピン	PHL	44.6	64.1	100.0	109.4	110.4	114.9	113.3	107.7	108.7
インド ⁴⁾	IND	62.1	79.1	100.0	104.7	109.9	119.4	122.2	133.9	145.8
オーストラリア ⁵⁾	AUS	84.5	87.5	100.0	107.9	110.5	119.6	113.1	115.3	119.2
ニュージーランド	NZL	79.3	89.3	100.0	105.2	108.9	119.8	116.9	121.4	125.5
ブラジル ⁴⁾	BRA	30.7	51.2	100.0	100.8	106.4	121.0	120.7	127.6	139.7
	2001~ 2005	2006~ 2010	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
(上昇率/percentage change)	(%)									
日本 ¹⁾	JPN	-0.5	0.6	0.0	1.7	1.7	4.6	-5.3	-0.1	2.1
アメリカ	USA	3.5	3.5	5.8	7.3	4.8	9.8	-8.8	6.8	8.8
カナダ ²⁾	CAN	0.9	1.1	4.3	1.6	1.5	4.3	-3.5	1.0	4.6
イギリス	GBR	0.6	3.4	1.4	2.0	2.3	6.8	1.6	4.2	5.6
ドイツ	DEU	2.0	1.9	3.3	4.3	1.3	5.5	-4.2	1.6	5.6
フランス	FRA	1.4	1.5	4.4	3.1	2.3	4.8	-5.6	3.1	5.3
イタリア	ITA	2.0	2.4	6.0	4.0	3.5	4.8	-4.7	3.0	4.7
スウェーデン ³⁾	SWE	2.0	3.0	8.9	5.2	3.7	5.6	-1.0	1.4	2.8
ロシア	RUS	17.8	10.6	46.9	20.6	14.1	21.4	-7.2	12.2	17.7
中国	CHN	2.0	2.6	2.8	4.9	3.1	6.9	-5.4	5.5	6.1
韓国	KOR	1.9	2.9	2.0	2.1	1.4	8.6	-0.2	3.8	6.1
シンガポール ⁴⁾	SGP	2.7	0.7	10.1	9.7	0.3	7.5	-13.9	4.7	8.5
マレーシア	MYS	3.6	4.1	3.1	6.9	5.5	10.2	-7.3	5.6	9.0
タイ	THA	4.8	5.7	3.9	9.1	3.2	12.4	-3.8	9.4	5.5
インドネシア ⁴⁾	IDN	8.8	11.6	12.5	16.4	14.7	27.0	-1.8	4.9	7.4
フィリピン	PHL	9.4	1.6	12.5	9.1	0.8	4.1	-1.4	-5.0	0.9
インド ⁴⁾	IND	4.8	6.0	6.6	4.7	4.9	8.7	2.4	9.6	8.9
オーストラリア ⁵⁾	AUS	2.7	3.0	7.1	6.0	2.3	8.3	-5.4	1.9	3.4
ニュージーランド	NZL	2.3	4.0	8.3	5.4	3.6	10.0	-2.4	3.9	3.4
ブラジル ⁴⁾	BRA	14.6	5.1	18.1	5.6	5.6	13.7	-0.2	5.7	9.4

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imf.org/>) 2012年7月現在
ロシア・中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2012年7月現在

(注) 指数を作成するための方法は、国によって異なる。

- 1) 企業物価指数。
- 2) 生産者販売価格指数。
- 3) 国内供給価格。
- 4) 卸売物価指数。
- 5) 製造業生産高指数。

第1-15表 消費者物価指数

Table 1-15: Consumer price indices

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
(指数/indices)	(2005年/Year =100)									
日本	JPN	100.7	102.3	100.0	100.2	100.3	101.7	100.3	99.6	99.3
アメリカ	USA	78.0	88.2	100.0	103.2	106.2	110.2	109.9	111.7	115.2
カナダ	CAN	81.8	89.2	100.0	102.0	104.2	106.7	107.0	108.9	112.0
イギリス	GBR	86.0	93.1	100.0	102.3	104.7	108.5	110.8	114.5	119.6
ドイツ	DEU	87.1	92.7	100.0	101.6	103.9	106.6	107.0	108.2	110.7
フランス	FRA	85.7	91.0	100.0	101.7	103.2	106.1	106.2	107.8	110.1
イタリア	ITA	78.7	88.7	100.0	102.1	103.9	107.4	108.2	109.9	112.9
スウェーデン	SWE	90.9	93.0	100.0	101.4	103.6	107.2	106.6	107.9	111.1
ロシア	RUS	10.3	50.1	100.0	109.7	119.6	136.4	152.3	162.8	176.5
中国	CHN	85.5	93.5	100.0	101.5	106.3	112.6	111.8	115.5	121.8
韓国	KOR	69.9	84.9	100.0	102.2	104.8	109.7	112.8	116.1	120.7
シンガポール	SGP	92.6	96.9	100.0	101.0	103.1	109.9	110.5	113.6	119.6
マレーシア	MYS	78.6	91.7	100.0	103.6	105.7	111.5	112.1	114.0	117.6
タイ	THA	72.7	89.4	100.0	104.6	107.0	112.8	111.8	115.5	119.9
インドネシア	IDN	28.2	64.1	100.0	113.1	120.4	132.1	138.5	145.6	153.4
フィリピン	PHL	59.2	80.9	100.0	105.5	108.5	117.5	122.4	127.1	133.0
インド	IND	57.2	82.3	100.0	106.1	112.9	122.3	135.6	151.9	165.4
オーストラリア	AUS	78.3	86.1	100.0	103.5	106.0	110.6	112.6	115.8	119.7
ニュージーランド	NZL	82.4	89.2	100.0	103.4	105.8	110.0	112.3	114.9	119.6
ブラジル	BRA	46.1	66.0	100.0	104.2	108.0	114.1	119.7	125.7	134.0
		2001~ 2005	2006~ 2010	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
(上昇率/percentage change)	(%)									
日本	JPN	-0.4	-0.1	-0.7	-0.3	0.1	1.4	-1.3	-0.7	-0.3
アメリカ	USA	2.6	2.2	3.4	3.4	2.9	3.8	-0.4	1.6	3.2
カナダ	CAN	2.3	1.7	2.7	2.2	2.1	2.4	0.3	1.8	2.9
イギリス	GBR	1.4	2.7	0.8	2.0	2.3	3.6	2.2	3.3	4.5
ドイツ	DEU	1.5	1.6	1.5	1.6	2.3	2.6	0.3	1.1	2.3
フランス	FRA	1.9	1.5	1.7	1.7	1.5	2.8	0.1	1.5	2.1
イタリア	ITA	2.4	1.9	2.5	2.0	1.8	3.4	0.8	1.5	2.7
スウェーデン	SWE	1.5	1.5	1.0	0.5	2.2	3.4	-0.5	1.2	3.0
ロシア	RUS	14.9	10.3	20.8	12.7	9.0	14.1	11.7	6.9	8.4
中国	CHN	1.4	3.0	0.4	1.8	4.8	5.9	-0.7	3.3	5.5
韓国	KOR	3.3	3.0	2.3	2.8	2.5	4.7	2.8	3.0	4.0
シンガポール	SGP	0.6	2.6	1.4	0.4	2.1	6.5	0.6	2.8	5.2
マレーシア	MYS	1.7	2.7	1.5	3.0	2.0	5.4	0.6	1.7	3.2
タイ	THA	2.3	3.0	1.6	4.5	2.3	5.4	-0.9	3.3	3.8
インドネシア	IDN	9.3	7.8	3.7	10.5	6.4	9.8	4.8	5.1	5.4
フィリピン	PHL	4.3	4.9	4.0	6.5	2.9	8.3	4.1	3.9	4.6
インド	IND	4.0	8.7	4.0	4.2	6.4	8.4	10.9	12.0	8.9
オーストラリア	AUS	3.0	3.0	4.5	2.7	2.3	4.4	1.8	2.8	3.4
ニュージーランド	NZL	2.3	2.8	3.0	3.0	2.4	4.0	2.1	2.3	4.0
ブラジル	BRA	8.7	4.7	7.0	6.9	3.6	5.7	4.9	5.0	6.6

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2012年7月現在

中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Consumer Prices” 2012年7月現在

第1-16表 購買力平価

Table 1-16: Purchasing power parities (PPPs)

(各国通貨/USドル)(National currency per US dollar)

国 Country	消費購買 力平価*	GDP購買力平価 PPPs for GDP								
		2011年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	117	155	130	120	117	115	111	107	104
アメリカ	USA	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
カナダ	CAN	1.297	1.232	1.214	1.211	1.234	1.200	1.219	1.235	1.224
イギリス	GBR	0.721	0.636	0.636	0.645	0.651	0.660	0.667	0.679	0.681
ドイツ	DEU	0.840	0.967	0.867	0.831	0.812	0.814	0.811	0.803	0.799
フランス	FRA	0.898	0.939	0.923	0.893	0.882	0.866	0.869	0.866	0.863
イタリア	ITA	0.851	0.817	0.867	0.817	0.789	0.784	0.800	0.796	0.791
スウェーデン	SWE	9.300	9.135	9.378	8.886	8.773	8.965	9.067	8.935	8.866
ロシア	RUS	18.46	7.308	12.736	13.975	14.341	14.500	15.962	18.102	19.247
オーストラリア	AUS	1.582	1.316	1.388	1.423	1.479	1.467	1.530	1.557	1.525
ニュージーランド	NZL	1.622	1.442	1.535	1.506	1.491	1.479	1.517	1.532	1.529

* PPPs for actual individual consumption in 2011

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates”2013年1月現在

第1-17表 物価水準 (GDPベース)

Table 1-17: Comparative price levels

(OECD=100)

国 Country	消費物価水準 ¹⁾ Price levels for expenditure	GDP物価水準 ²⁾ Purchasing Power Parities for GDP: Comparative Price Levels				
		2008年/Year	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	106	107	121	123	126
アメリカ	USA	94	94	98	97	94
カナダ	CAN	109	109	103	115	117
イギリス	GBR	111	113	100	99	102
ドイツ	DEU	112	112	110	104	105
フランス	FRA	122	122	119	112	114
イタリア	ITA	109	109	107	104	103
スウェーデン	SWE	126	126	115	122	130
韓国	KOR	67	67	62	69	70
オーストラリア	AUS	117	117	112	137	152
ニュージーランド	NZL	99	99	91	106	114

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年1月現在

(注) OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1) 消費物価水準はSNA分類の数値。

2) GDP購買力平価を為替レートで除したものの。

1 経済・経営

第1-18表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-18: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

内外価格差 ¹⁾ / comparative price levels		(倍/times)				
基準国/Base country	2007 年度/FY	2008	2009	2010	2011	
アメリカ	USA	1.13	1.30	1.44	1.52	1.64
ドイツ	DEU	1.04	1.17	1.26	1.37	1.40
中国	CHN	3.88	3.78	3.72	3.79	3.71
台湾	TWN	2.19	2.39	2.59	2.63	2.72
韓国	KOR	1.58	2.07	2.53	2.50	2.45

購買力平価/PPPs		(円/各国通貨 ²⁾ (yen/national currency)				
基準国/Base country	2007 年度/FY	2008	2009	2010	2011	
アメリカ	USA	132.86	140.01	134.21	130.27	127.61
ドイツ	DEU	168.89	186.39	168.82	151.56	153.86
中国	CHN	60.41	59.56	50.93	48.08	44.94
台湾	TWN	7.89	8.21	7.39	7.05	7.25
韓国	KOR	0.201	0.205	0.191	0.181	0.176

資料出所 経済産業省(2012.3)「2011年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

(注) 1) 各国=1としたときの日本の価格の倍率。

2) 各国通貨は、アメリカ=USドル、ドイツ=ユーロ、中国=元、台湾=NTドル、韓国=ウォン。

調査対象品目: 工業製品等179品目, 産業向けサービス43品目。

為替レート: 各年7-9月における平均為替レート。

算出方法:

$$\text{購買力平価} = \frac{\text{日本での価格(円)}}{\text{海外での価格(現地通貨)}}$$

$$\text{内外価格差} = \frac{\text{購買力平価(円/現地通貨)}}{\text{為替レート(円/現地通貨)}}$$

第1-19表 労働生産性水準¹⁾ (2010年)
Table 1-19: Labour productivity levels, 2010

(日本/Japan = 100)						
為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	112.5	76.6	86.3	101.9	88.4
農林水産業 ^{b)}	100.0	360.4	138.6	178.3	275.2	179.5
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	84.4	125.2	79.2	75.5	68.4
製造業 ^{d)}	100.0	114.2	80.0	85.9	76.8	63.0
建設業 ^{e)}	100.0	96.8	112.1	97.3	132.7	101.7
卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	87.0	71.0	72.9	102.0	91.9
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	58.1	68.4	92.4	121.4	144.7
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	106.8	72.4	84.8	103.3	85.2
換算レート (JPN = 1)		87.78 円/ドル (Yen/US\$)	135.63 円/ポンド (Yen/£)	116.26 円/ユーロ (Yen/Euro)	116.26 円/ユーロ (Yen/Euro)	116.26 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	142.7	94.3	101.9	112.3	105.9
農林水産業 ^{b)}	100.0	457.2	170.5	210.7	303.4	214.9
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	107.0	154.0	93.6	83.3	81.9
製造業 ^{d)}	100.0	144.9	98.4	101.4	84.7	75.5
建設業 ^{e)}	100.0	122.8	138.0	114.9	146.3	121.8
卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	110.4	87.3	86.1	112.5	110.1
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	73.8	84.2	109.2	133.9	173.3
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	135.5	89.1	100.2	113.9	102.0
換算レート (JPN = 1)		111.36 円/ドル (Yen/US\$)	166.88 円/ポンド (Yen/£)	137.36 円/ユーロ (Yen/Euro)	128.16 円/ユーロ (Yen/Euro)	139.25 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communication; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

その他の国, 為替, 購買力平価: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年1月現在

(注) 1) 労働生産性水準は, 為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出。

国民経済生産性 = 粗付加価値の国内総生産 / 総就業者数

経済活動別労働生産性 = 経済活動別国内総生産 / 経済活動別就業者数

2) 公共事業・防衛, 教育, 医療・福祉, その他のサービス業及び分類不能な経済活動を含む。

1 経済・経営

第1-20表 労働分配率

Table 1-20: Labour share

		(%)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	72.9	73.4	67.9	68.1	66.7	69.6	71.5	68.9	70.7
アメリカ	USA	70.0	70.0	68.0	67.4	68.8	69.5	69.9	67.5	67.4
カナダ	CAN	73.3	69.6	68.4	68.2	68.4	67.7	72.6	71.1	—
イギリス	GBR	70.8	72.7	68.2	69.1	68.1	66.9	70.4	70.1	69.8
ドイツ	DEU	71.8	72.6	66.5	64.0	63.3	65.1	68.0	66.1	66.9
フランス	FRA	69.9	68.6	69.6	69.3	68.7	69.5	71.7	71.0	72.0
イタリア	ITA	56.3	55.1	56.8	57.6	57.6	59.6	61.0	60.7	61.4
スウェーデン	SWE	70.5	76.0	73.8	71.5	71.6	72.6	77.6	73.4	72.9
ロシア	RUS	72.1	55.8	61.0	61.9	63.3	65.5	70.8	68.1	—
中国 ¹⁾	CHN	58.5	53.3	50.1	48.8	47.6	47.5	—	—	—
香港 ¹⁾	HKG	47.1	50.8	49.8	48.4	47.9	46.5	50.2	50.8	—
韓国	KOR	60.3	58.0	60.6	61.2	61.1	61.0	61.0	59.0	59.2
シンガポール ²⁾	SGP	47.0	50.5	51.9	50.0	48.2	48.6	52.7	—	—
タイ ²⁾	THA	34.5	38.0	37.8	36.3	36.2	36.5	37.8	35.3	—
フィリピン	PHL	30.6	28.5	30.9	31.0	31.4	31.0	30.0	—	—
インド ²⁾	IND	40.1	35.2	30.7	29.6	29.5	32.8	33.6	33.0	—
オーストラリア	AUS	70.1	70.5	69.6	70.4	70.2	67.1	67.9	67.1	—
ニュージーランド	NZL	62.5	60.2	63.9	65.2	65.2	68.0	65.7	—	—
ブラジル ¹⁾	BRA	43.2	41.6	41.3	41.9	42.2	42.8	44.5	—	—

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2012年12月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2012年12月現在

(注) 労働分配率=雇用人報酬(※)/要素費用表示の国民所得×100 ※第1-4表(p.28)の数値を使用。

1) =雇用人報酬/総国民所得×100

2) =雇用人報酬/(純間接税を含む)市場価格表示の国民所得×100

第1-21表 時間当たり労働生産性上昇率(製造業)

Table 1-21: Average annual labour productivity growth rates, manufacturing

		(%)						
国・地域 Country or region	1979-2011 年/Year	1979-'90	'90-2000	'00-'07	'07-'11	'09-'10	'10-'11	
日本	JPN	3.4	3.8	3.3	3.8	2.2	14.8	-2.8
アメリカ	USA	4.2	3.0	4.3	6.1	3.8	11.2	2.0
カナダ	CAN	2.2	2.1	3.6	1.0	0.8	3.7	1.9
イギリス	GBR	3.4	3.5	3.0	4.5	2.2	4.4	4.5
ドイツ ¹⁾	DEU	2.5	2.1	3.4	4.2	-1.9	7.6	4.5
フランス	FRA	3.2	3.2	3.9	3.3	1.1	6.1	2.2
イタリア	ITA	2.1	3.4	2.5	0.9	0.0	9.4	-0.4
オランダ	NLD	3.1	3.2	3.4	3.8	1.1	8.3	4.0
ベルギー	BEL	2.8	4.2	2.8	2.2	-0.2	4.1	0.2
デンマーク	DNK	2.4	2.4	2.4	2.9	1.5	8.7	2.3
スウェーデン	SWE	4.2	2.1	6.2	6.6	0.9	18.6	3.4
フィンランド	FIN	4.9	5.0	6.5	7.0	-2.9	11.2	-0.1
ノルウェー	NOR	1.8	2.0	0.9	2.3	2.6	4.5	2.0
スペイン	ESP	2.8	3.3	2.0	2.9	3.0	6.1	5.1
台湾	TWN	6.1	6.3	5.0	7.6	5.7	13.9	2.8
韓国	KOR	—	—	10.5	8.1	4.1	8.5	6.0
シンガポール	SGP	5.0	4.0	7.2	2.0	7.7	35.0	8.0
オーストラリア	AUS	1.7	2.1	1.8	2.3	-0.5	0.8	-4.0

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor(2012.12) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Costs Trends 2011*

(注) 1) 1990年以前は、旧西ドイツ地域。

第1-22表 単位労働費用（製造業）
Table 1-22: Unit labour cost, manufacturing

		(USDルベース, 各国の2002年=100) (U.S.dollar basis, Year: 2002=100)							
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	147.2	115.1	91.1	77.1	87.3	103.1	94.8	109.7
アメリカ	USA	107.1	102.8	91.1	88.1	93.7	93.7	85.2	85.7
カナダ ¹⁾	CAN	112.1	98.9	139.7	165.3	171.1	164.2	171.4	179.1
イギリス ¹⁾	GBR	93.4	97.3	119.9	133.5	125.9	111.2	110.4	112.0
ドイツ	DEU	144.4	95.5	120.2	121.7	139.6	160.6	139.8	143.7
フランス ¹⁾	FRA	142.0	94.3	128.8	140.9	160.9	159.1	145.4	153.2
イタリア	ITA	108.5	91.3	141.7	157.2	179.9	187.7	167.4	180.3
オランダ	NLD	136.4	91.6	126.3	134.7	152.8	157.7	139.8	144.1
ベルギー ²⁾	BEL	140.1	92.6	129.8	147.9	162.6	170.9	156.6	162.9
デンマーク	DNK	123.1	90.0	137.3	154.3	177.3	172.9	155.7	163.6
スウェーデン ¹⁾	SWE	149.9	105.0	112.1	121.3	135.7	135.6	118.8	131.3
ノルウェー	NOR	100.1	84.4	118.9	149.5	159.1	147.0	150.0	164.8
台湾 ²⁾	TWN	160.4	122.6	99.5	88.6	93.2	81.1	77.0	84.1
韓国	KOR	176.7	103.7	130.6	140.8	119.2	107.0	117.2	114.9
シンガポール ¹⁾	SGP	143.4	95.8	93.0	101.5	120.6	117.0	102.1	107.8
オーストラリア ¹⁾	AUS	125.3	103.5	155.6	181.8	193.4	183.3	212.8	246.4
		(USDルベース, %) (U.S.dollar basis, %)							
上昇率 (annual percentage change)	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	5.4	-0.4	-9.2	-7.1	13.1	18.2	-8.1	15.7
アメリカ	USA	-1.8	0.0	-1.2	-2.0	6.3	-0.1	-9.1	0.6
カナダ ¹⁾	CAN	0.7	-2.4	8.7	8.3	3.5	-4.1	4.4	4.5
イギリス ¹⁾	GBR	6.3	-7.8	0.1	8.3	-5.7	-11.7	-0.7	1.4
ドイツ	DEU	16.8	-15.3	-3.4	6.1	14.7	15.0	-13.0	2.8
フランス ¹⁾	FRA	10.3	-13.8	-0.9	8.4	14.2	-1.1	-8.6	5.3
イタリア	ITA	-0.7	-14.9	0.4	10.6	14.4	4.3	-10.8	7.7
オランダ	NLD	11.3	-15.6	-3.1	6.8	13.4	3.2	-11.4	3.1
ベルギー ²⁾	BEL	11.7	-15.2	0.4	10.1	10.0	5.1	-8.4	4.0
デンマーク	DNK	15.5	-14.6	3.1	13.2	14.9	-2.4	-10.0	5.1
スウェーデン ¹⁾	SWE	7.4	-12.7	-4.9	12.7	11.9	0.0	-12.4	10.5
ノルウェー	NOR	18.2	-9.6	7.3	13.6	6.4	-7.6	2.1	9.9
台湾 ²⁾	TWN	0.8	-0.7	1.7	-7.8	5.1	-12.9	-5.0	9.2
韓国	KOR	15.1	2.6	16.5	2.2	-15.4	-10.3	9.6	-2.0
シンガポール ¹⁾	SGP	5.9	-5.5	-1.3	8.8	18.9	-3.0	-12.8	5.7
オーストラリア ¹⁾	AUS	6.6	-8.6	8.9	14.1	6.4	-5.3	16.1	15.8

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S.Department of Labor(2012.12) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Cost Trends, 1950-2011*

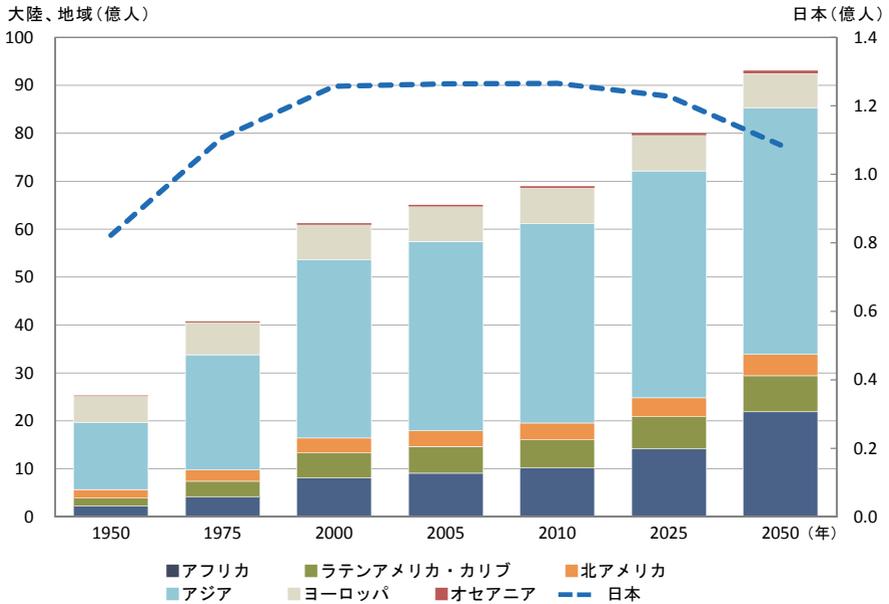
単位労働費用=人時間当たり労働費用/人時間当たり産出額

- (注) 1) 実際の雇用のコストを推定するため、政府の補助金や雇用税を調整している。
2) 雇用者。その他の国は就業者のデータによる。

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.55)を参照。

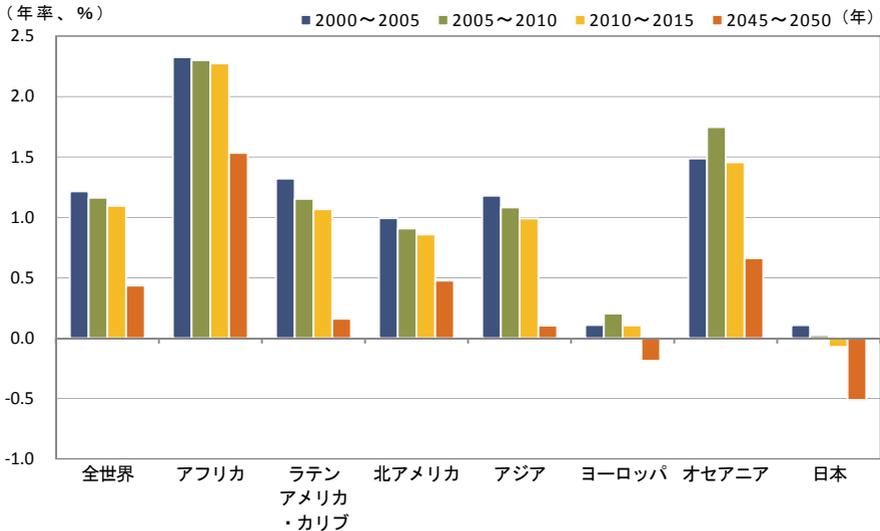
20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1974年以降増加率は低下したものの、2000年には61億人に達し、2011年後半に70億人を超えた。

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2010年改訂版(本書の資料出所)によれば、2010年から2015年にかけては年率1.1%の人口増加が見込まれ、2050年には中位推計で約93億人に達する見通しである。予測される人口増加の大半は発展途上地域である。人口増加は、人口規模の大きい国に集中しており、インド、ナイジェリア、アメリカ、コンゴ民主共和国、タンザニア、ウガンダ——の6か国で、世界全体の人口増加の半数を占める。

2011年の先進地域の人口は約12億人で、2050年には約13億人と、ほぼ同水準で推移するが、年間平均220万人の途上地域から先進地域への移民規模が予測を下回れば、さらに減少する見通しである。一方、発展途上地域の人口は、2010年時点で57億人であったものが、2050年には80億人に増加する見込みで、人口の86%が発展途上地域に属すると推測されている。

2 人口・労働力人口

2-2 人口増加率

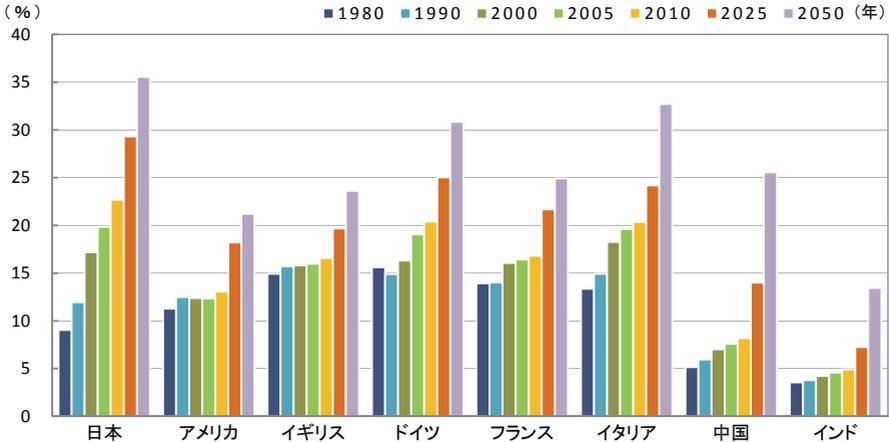


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.56)を参照。

国連の2010年版世界人口予測によると、全世界の人口は、2005年の65億人から2010年に69億人(年率1.16%)、2015年に80億人(年率1.10%)、2050年には93億人と、2010年からの40年間で約24億人の増加が予測(中位推計)されている。2008年版世界人口予測では、2050年の世界人口の中位推計は91億人であったが、今回の推計では1.5億人ほど多い予測となっている。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域及び日本の2005年～2010年の人口増加率は各々0.2%、0.02%と低水準で、その後徐々に減少し、2045年～2050年には各々-0.19%、-0.51%に低下する見込みである。他方、アジア地域及び中南米地域の増加率は低下するものの、2015年までは1%程度で推移する予測となっている。しかし、これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから、2050年までに増加率は各々0.1%、0.16%低下する予測となっている。今後2050年までに最も人口増加率が高い地域はアフリカ地域で、2015年までは年率2%を上回り、2045年以降も1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



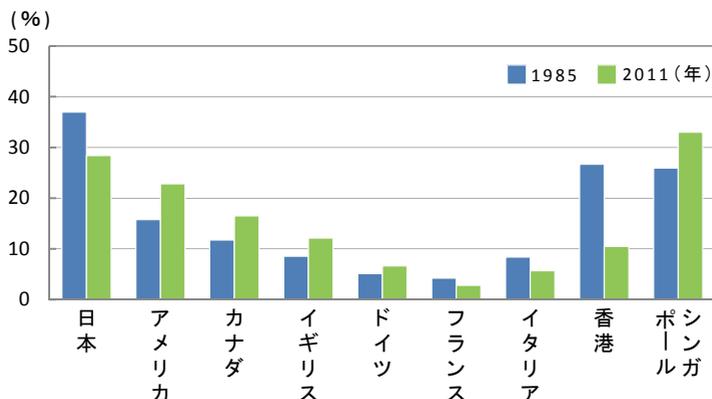
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 老年人口(65歳以上人口)」(p.59)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化が進む諸国が増加傾向にある。2005年から2050年間の世界人口の増加の半数は60歳以上人口の増加によるもので、これと対照的に、15歳未満人口は著しく減少する見通しである。2011年時点で8.9%であった60歳以上人口は、2050年には20.2%に達すると予測されている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、2011年時点の22.1%から2050年には31.9%と大幅に増加する一方で、15歳未満人口は16.5%から2050年に16.3%となり、高齢者のほぼ半分となる。とりわけ日本の高齢化は急速で、2010年、2025年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて老年人口の割合の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的出生率が高い発展途上地域でも、出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化の進展は急速であるとされており、2011年時点では9%に過ぎない老年人口比率は、2050年には20%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

2 人口・労働力人口

2-4 65歳以上男性の労働力率



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄、資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

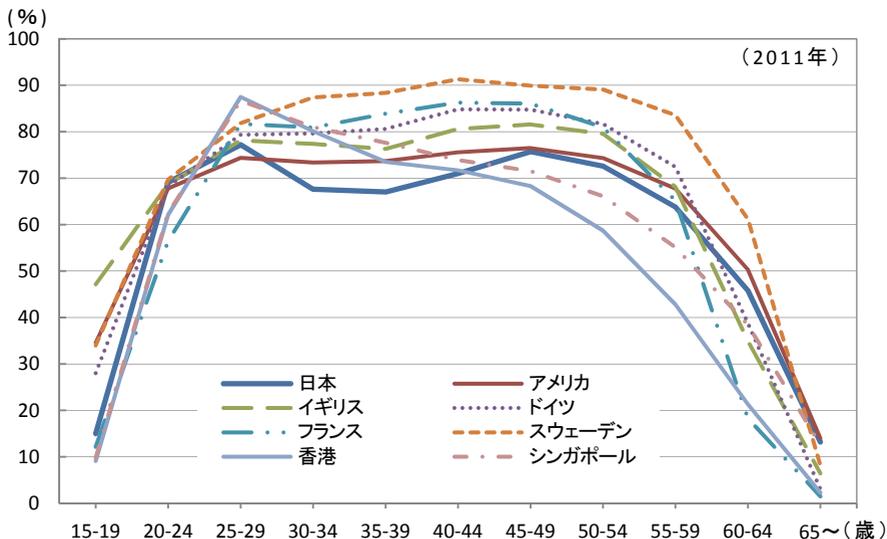
65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1985(年)	37.0	15.8	11.8	8.5	5.1	4.2	8.4	26.7	25.9
2011	28.4	22.8	16.5	12.1	6.7	2.8	5.7	10.5	33.0

2-5 年齢階級別女性労働力率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2011年には77.2%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

(参考) 日本の女性労働力率(%)

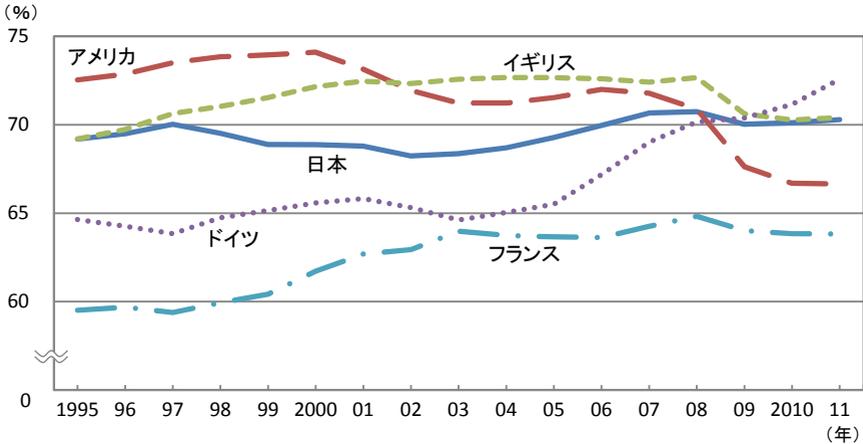
	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65~(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2011	15.0	69.1	77.2	67.6	67.0	71.0	75.7	72.6	63.8	45.8	13.2

資料出所 総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」

(注)2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2 人口・労働力人口

2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15~64歳)」(p.76)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15~64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上——具体的には、2020年までにEU全体で75% (20~64歳)——を戦略目標として掲げている(2010年時点で68.6%)。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。「2-4 65歳以上男性の労働力率(p. 52)」で言及したとおり、EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2011年の日本の就業率は男女計で70.3%と、ドイツ(72.6%)、イギリス(70.4%)を下回るが、アメリカ(66.6%)、フランス(63.8%)を上回る水準である。しかし、男女別でみると、日本の男性の就業率は80.2%とグラフ中の主要国を上回っているものの、女性は60.3%と低水準で、フランスを除くグラフ中の主要国を下回っている。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p. 78)」参照)。

第2-1表 総人口
Table 2-1: Total population

国・地域 Country or region		(百万人/millions)						
		1950 年/Year	1975	2000	2005	2010	2025	2050
全世界	World	2,532	4,076	6,123	6,507	6,896	8,003	9,306
アフリカ	Africa	230	420	811	911	1,022	1,417	2,192
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	167	323	521	557	590	679	751
北アメリカ	Northern America	172	242	313	329	345	388	447
アジア	Asia	1,403	2,393	3,719	3,945	4,164	4,730	5,142
ヨーロッパ	Europe	547	676	727	731	738	744	719
オセアニア	Oceania	13	21	31	34	37	45	55
		(千人/thousands)						
日本	JPN	82,199	110,808	125,720	126,393	126,536	122,771	108,549
アメリカ	USA	157,813	219,108	282,496	296,820	310,384	349,758	403,101
カナダ	CAN	13,737	23,142	30,667	32,283	34,017	38,585	43,642
イギリス	GBR	50,616	56,234	58,874	60,203	62,036	67,606	72,817
ドイツ	DEU	68,376	78,674	82,349	82,541	82,302	80,332	74,781
フランス	FRA	41,832	52,692	59,048	60,997	62,787	67,210	72,442
イタリア	ITA	46,367	55,096	56,986	58,671	60,551	61,114	59,158
スウェーデン	SWE	7,014	8,193	8,860	9,029	9,380	10,180	10,916
ロシア	RUS	102,702	134,233	146,758	143,843	142,958	139,034	126,188
中国	CHN	550,771	915,041	1,269,117	1,307,593	1,341,335	1,395,256	1,295,604
香港	HKG	1,974	4,355	6,783	6,810	7,053	8,160	9,305
韓国	KOR	19,211	34,722	45,988	47,044	48,184	50,229	47,050
シンガポール	SGP	1,022	2,262	3,919	4,266	5,086	5,801	6,106
マレーシア	MYS	6,110	12,313	23,415	26,100	28,401	35,186	43,455
タイ	THA	20,607	42,399	63,155	66,698	69,122	72,884	71,037
インドネシア	IDN	74,837	134,106	213,395	227,303	239,871	271,851	293,456
フィリピン	PHL	18,397	40,893	77,310	85,546	93,261	118,088	154,939
インド	IND	371,857	622,097	1,053,898	1,140,043	1,224,614	1,458,958	1,692,008
オーストラリア	AUS	8,177	13,890	19,164	20,404	22,268	26,575	31,385
ニュージーランド	NZL	1,908	3,083	3,858	4,134	4,368	5,032	5,678
ブラジル	BRA	53,975	108,224	174,425	185,987	194,946	216,238	222,843

資料出所 UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

(注) 国連による推計人口及び将来推計人口の中位推計値。

参考表 日本の将来推計人口
Reference table: Population prospects of Japan

(千人/thousands)						
2010 年/Year	2011	2012	2013	2014	2015	2020
128,057	127,753	127,498	127,247	126,949	126,597	124,100
2025 年/Year	2030	2035	2040	2045	2050	2055
120,659	116,618	112,124	107,276	102,210	97,076	91,933

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012年1月中位推計)

2 人口・労働力人口

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

		(年率/annual percentage change: %)									
国・地域 Country or region	1950～ 1955 年/Year	1970～ 1975	1990～ 1995	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2045～ 2050	
全世界	World	1.82	1.96	1.52	1.34	1.22	1.16	1.10	1.00	0.89	0.44
アフリカ	Africa	2.11	2.65	2.53	2.36	2.33	2.30	2.27	2.20	2.06	1.53
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	2.72	2.41	1.71	1.55	1.32	1.15	1.07	0.93	0.80	0.16
北アメリカ	Northern America	1.71	0.94	1.01	1.15	0.99	0.91	0.86	0.80	0.74	0.48
アジア	Asia	1.98	2.28	1.63	1.38	1.18	1.08	0.99	0.85	0.71	0.10
ヨーロッパ	Europe	1.00	0.61	0.19	-0.02	0.11	0.20	0.11	0.06	-0.01	-0.19
オセアニア	Oceania	2.22	1.94	1.48	1.39	1.49	1.75	1.46	1.33	1.20	0.66
日本	JPN	1.45	1.32	0.36	0.20	0.11	0.02	-0.07	-0.20	-0.33	-0.51
アメリカ	USA	1.62	0.90	1.00	1.18	0.99	0.89	0.85	0.80	0.74	0.48
カナダ	CAN	2.72	1.27	1.12	0.91	1.03	1.05	0.92	0.85	0.75	0.40
イギリス	GBR	0.22	0.21	0.27	0.30	0.45	0.60	0.60	0.58	0.54	0.15
ドイツ	DEU	0.56	0.13	0.70	0.10	0.05	-0.06	-0.20	-0.12	-0.16	-0.34
フランス	FRA	0.75	0.75	0.40	0.41	0.65	0.58	0.51	0.45	0.40	0.23
イタリア	ITA	0.75	0.65	0.05	0.01	0.58	0.63	0.23	0.02	-0.06	-0.20
スウェーデン	SWE	0.70	0.37	0.62	0.08	0.38	0.76	0.56	0.57	0.51	0.24
ロシア	RUS	1.63	0.58	0.06	-0.26	-0.40	-0.12	-0.10	-0.17	-0.28	-0.41
中国	CHN	1.99	2.33	1.17	0.89	0.60	0.51	0.42	0.26	0.11	-0.55
香港	HKG	4.64	1.91	1.18	1.98	0.08	0.70	1.04	0.98	0.90	0.38
韓国	KOR	1.94	1.98	0.77	0.59	0.45	0.48	0.39	0.28	0.17	-0.53
シンガポール	SGP	4.90	1.74	2.87	2.37	1.70	3.52	1.11	0.81	0.72	-0.11
マレーシア	MYS	2.77	2.42	2.59	2.45	2.17	1.69	1.57	1.43	1.29	0.58
タイ	THA	2.70	2.77	0.88	1.14	1.09	0.71	0.50	0.34	0.22	-0.32
インドネシア	IDN	1.80	2.50	1.57	1.36	1.26	1.08	0.98	0.83	0.70	0.05
フィリピン	PHL	3.54	2.86	2.33	2.20	2.03	1.73	1.68	1.58	1.47	0.84
インド	IND	1.78	2.32	1.98	1.77	1.57	1.43	1.32	1.17	1.01	0.33
オーストラリア	AUS	2.38	1.75	1.16	1.12	1.25	1.75	1.33	1.18	1.03	0.49
ニュージーランド	NZL	2.26	1.79	1.57	0.97	1.38	1.10	1.04	0.95	0.84	0.31
ブラジル	BRA	3.05	2.38	1.57	1.50	1.28	0.94	0.84	0.69	0.54	-0.13

資料出所 UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）
 Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1)実数/De facto population aged 0-14		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	27,312	22,387	18,386	17,457	16,903	15,437	14,504
アメリカ	USA	51,924	54,989	60,379	60,886	62,316	67,902	75,831
カナダ	CAN	5,575	5,733	5,856	5,693	5,585	6,387	7,060
イギリス	GBR	11,829	10,885	11,197	10,800	10,773	11,936	12,526
ドイツ	DEU	14,474	12,639	12,914	11,726	11,092	10,908	10,867
フランス	FRA	12,056	11,393	11,121	11,235	11,531	11,940	12,752
イタリア	ITA	12,497	9,358	8,162	8,268	8,515	8,263	8,461
スウェーデン	SWE	1,628	1,535	1,633	1,571	1,551	1,811	1,888
ロシア	RUS	30,018	34,027	26,692	21,680	21,500	23,360	21,324
中国	CHN	349,066	320,862	323,411	285,784	260,958	218,495	174,389
香港	HKG	1,284	1,245	1,167	969	812	1,066	1,196
韓国	KOR	12,708	11,013	9,639	8,986	7,918	7,176	6,193
シンガポール	SGP	653	647	841	835	885	823	794
マレーシア	MYS	5,394	6,755	7,803	8,406	8,616	8,848	8,621
タイ	THA	18,706	17,173	15,148	14,920	14,194	11,593	10,204
インドネシア	IDN	61,982	67,210	65,581	65,358	64,853	58,922	48,461
フィリピン	PHL	20,371	25,376	29,771	31,792	33,054	35,552	35,882
インド	IND	277,114	331,659	365,785	371,404	374,587	371,144	321,278
オーストラリア	AUS	3,717	3,766	3,967	4,028	4,228	5,102	5,609
ニュージーランド	NZL	856	790	877	891	895	1,002	1,040
ブラジル	BRA	46,221	52,641	51,497	51,169	49,615	41,780	32,822

(2)対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	23.6	18.3	14.6	13.8	13.4	12.6	13.4
アメリカ	USA	22.6	21.7	21.4	20.5	20.1	19.4	18.8
カナダ	CAN	22.7	20.7	19.1	17.6	16.4	16.6	16.2
イギリス	GBR	21.0	19.0	19.0	17.9	17.4	17.7	17.2
ドイツ	DEU	18.5	16.0	15.7	14.2	13.5	13.6	14.5
フランス	FRA	22.4	20.1	18.8	18.4	18.4	17.8	17.6
イタリア	ITA	22.2	16.5	14.3	14.1	14.1	13.5	14.3
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	17.4	16.5	17.8	17.3
ロシア	RUS	21.6	23.0	18.2	15.1	15.0	16.8	16.9
中国	CHN	35.5	28.0	25.5	21.9	19.5	15.7	13.5
香港	HKG	25.4	21.5	17.2	14.2	11.5	13.1	12.9
韓国	KOR	33.9	25.6	21.0	19.1	16.4	14.3	13.2
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.5	19.6	17.4	14.2	13.0
マレーシア	MYS	39.0	37.1	33.3	32.2	30.3	25.1	19.8
タイ	THA	39.4	30.1	24.0	22.4	20.5	15.9	14.4
インドネシア	IDN	41.1	36.5	30.7	28.8	27.0	21.7	16.5
フィリピン	PHL	43.3	41.2	38.5	37.2	35.4	30.1	23.2
インド	IND	39.6	38.0	34.7	32.6	30.6	25.4	19.0
オーストラリア	AUS	25.3	22.0	20.7	19.7	19.0	19.2	17.9
ニュージーランド	NZL	27.2	23.3	22.7	21.5	20.5	19.9	18.3
ブラジル	BRA	38.0	35.2	29.5	27.5	25.5	19.3	14.7

資料出所 UN(2011.5) World Population Prospects: The 2010 Revision

2 人口・労働力人口

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1) 実数/De facto population aged 15-64 (千人/thousands)

国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	78,118	85,257	85,733	83,845	80,926	71,327	55,446
アメリカ	USA	151,974	166,710	187,143	199,316	207,534	218,171	241,725
カナダ	CAN	16,636	18,847	20,958	22,366	23,630	24,253	25,701
イギリス	GBR	36,069	37,345	38,369	39,783	40,973	42,363	43,090
ドイツ	DEU	51,604	54,680	56,007	55,079	54,435	49,314	40,839
フランス	FRA	34,321	37,360	38,446	39,737	40,713	40,689	41,633
イタリア	ITA	36,211	38,988	38,419	38,890	39,713	38,064	31,350
スウェーデン	SWE	5,328	5,502	5,704	5,900	6,118	6,167	6,345
ロシア	RUS	94,483	99,094	101,857	102,376	103,161	91,502	75,705
中国	CHN	583,427	756,284	856,794	922,723	970,532	981,261	790,010
香港	HKG	3,473	4,045	4,870	5,010	5,343	5,316	5,242
韓国	KOR	23,305	29,827	32,974	33,690	34,896	33,220	25,424
シンガポール	SGP	1,647	2,200	2,790	3,069	3,743	3,845	3,370
マレーシア	MYS	7,944	10,798	14,718	16,572	18,431	23,300	28,302
タイ	THA	27,044	37,259	43,654	46,417	48,785	50,382	43,016
インドネシア	IDN	83,460	110,204	137,966	150,283	161,699	189,665	188,512
フィリピン	PHL	25,188	34,334	45,076	50,878	56,816	75,676	102,379
インド	IND	398,052	509,046	643,532	716,391	789,750	981,726	1,143,065
オーストラリア	AUS	9,579	11,417	12,809	13,740	15,046	16,715	18,540
ニュージーランド	NZL	1,984	2,231	2,527	2,747	2,905	3,127	3,342
ブラジル	BRA	70,594	90,342	113,246	123,163	131,679	149,631	139,941

(2) 対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population (%)

国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	67.4	69.7	68.2	66.3	64.0	58.1	51.1
アメリカ	USA	66.1	65.8	66.2	67.2	66.9	62.4	60.0
カナダ	CAN	67.9	68.0	68.3	69.3	69.5	62.9	58.9
イギリス	GBR	64.1	65.3	65.2	66.1	66.0	62.7	59.2
ドイツ	DEU	65.9	69.1	68.0	66.7	66.1	61.4	54.6
フランス	FRA	63.7	65.9	65.1	65.1	64.8	60.5	57.5
イタリア	ITA	64.4	68.6	67.4	66.3	65.6	62.3	53.0
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.4	65.3	65.2	60.6	58.1
ロシア	RUS	68.1	66.8	69.4	71.2	72.2	65.8	60.0
中国	CHN	59.3	66.0	67.5	70.6	72.4	70.3	61.0
香港	HKG	68.7	69.8	71.8	73.6	75.8	65.1	56.3
韓国	KOR	62.2	69.4	71.7	71.6	72.4	66.1	54.0
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.2	71.9	73.6	66.3	55.2
マレーシア	MYS	57.4	59.3	62.9	63.5	64.9	66.2	65.1
タイ	THA	57.0	65.3	69.1	69.6	70.6	69.1	60.6
インドネシア	IDN	55.3	59.8	64.7	66.1	67.4	69.8	64.2
フィリピン	PHL	53.5	55.7	58.3	59.5	60.9	64.1	66.1
インド	IND	56.9	58.3	61.1	62.8	64.5	67.3	67.6
オーストラリア	AUS	65.1	66.8	66.8	67.3	67.6	62.9	59.1
ニュージーランド	NZL	63.1	65.7	65.5	66.4	66.5	62.1	58.9
ブラジル	BRA	58.0	60.4	64.9	66.2	67.5	69.2	62.8

資料出所 UN(2011.5) World Population Prospects: The 2010 Revision

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）
Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	10,485	14,607	21,602	25,091	28,707	36,006	38,599
アメリカ	USA	25,926	31,640	34,974	36,618	40,534	63,685	85,545
カナダ	CAN	2,306	3,121	3,854	4,224	4,801	7,945	10,881
イギリス	GBR	8,405	8,984	9,308	9,620	10,290	13,307	17,202
ドイツ	DEU	12,211	11,780	13,428	15,736	16,775	20,110	23,075
フランス	FRA	7,503	7,955	9,481	10,025	10,544	14,582	18,057
イタリア	ITA	7,513	8,487	10,406	11,514	12,322	14,787	19,347
スウェーデン	SWE	1,354	1,522	1,524	1,558	1,710	2,202	2,683
ロシア	RUS	14,154	15,122	18,208	19,788	18,297	24,173	29,160
中国	CHN	50,677	68,050	88,912	99,087	109,845	195,500	331,204
香港	HKG	297	504	747	831	899	1,779	2,866
韓国	KOR	1,446	2,140	3,374	4,368	5,369	9,833	15,433
シンガポール	SGP	114	169	289	362	458	1,133	1,943
マレーシア	MYS	494	655	894	1,122	1,355	3,038	6,532
タイ	THA	1,733	2,640	4,352	5,362	6,143	10,910	17,816
インドネシア	IDN	5,378	6,932	9,849	11,662	13,318	23,265	56,482
フィリピン	PHL	1,505	1,919	2,462	2,877	3,390	6,861	16,678
インド	IND	24,893	33,080	44,581	52,249	60,278	106,088	227,665
オーストラリア	AUS	1,415	1,914	2,388	2,635	2,994	4,758	7,237
ニュージーランド	NZL	307	376	454	497	568	903	1,296
ブラジル	BRA	4,897	6,667	9,682	11,655	13,652	24,826	50,081

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	9.0	11.9	17.2	19.9	22.7	29.3	35.6
アメリカ	USA	11.3	12.5	12.4	12.3	13.1	18.2	21.2
カナダ	CAN	9.4	11.3	12.6	13.1	14.1	20.6	24.9
イギリス	GBR	14.9	15.7	15.8	16.0	16.6	19.7	23.6
ドイツ	DEU	15.6	14.9	16.3	19.1	20.4	25.0	30.9
フランス	FRA	13.9	14.0	16.1	16.4	16.8	21.7	24.9
イタリア	ITA	13.4	14.9	18.3	19.6	20.4	24.2	32.7
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.2	17.3	18.2	21.6	24.6
ロシア	RUS	10.2	10.2	12.4	13.8	12.8	17.4	23.1
中国	CHN	5.2	5.9	7.0	7.6	8.2	14.0	25.6
香港	HKG	5.9	8.7	11.0	12.2	12.7	21.8	30.8
韓国	KOR	3.9	5.0	7.3	9.3	11.1	19.6	32.8
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.4	8.5	9.0	19.5	31.8
マレーシア	MYS	3.6	3.6	3.8	4.3	4.8	8.6	15.0
タイ	THA	3.6	4.6	6.9	8.0	8.9	15.0	25.1
インドネシア	IDN	3.6	3.8	4.6	5.1	5.6	8.6	19.2
フィリピン	PHL	3.2	3.1	3.2	3.4	3.6	5.8	10.8
インド	IND	3.6	3.8	4.2	4.6	4.9	7.3	13.5
オーストラリア	AUS	9.6	11.2	12.5	12.9	13.4	17.9	23.1
ニュージーランド	NZL	9.8	11.1	11.8	12.0	13.0	17.9	22.8
ブラジル	BRA	4.0	4.5	5.6	6.3	7.0	11.5	22.5

資料出所 UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2010年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2010

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	61,654	64,882	153,140	157,244	16,869	17,147	30,516	31,520
0～4歳/Age	2,789	2,642	11,067	10,583	967	918	1,929	1,837
5～9	2,883	2,731	10,673	10,206	911	864	1,761	1,681
10～14	2,999	2,860	10,126	9,661	988	938	1,829	1,736
15～19	3,079	2,936	11,116	10,545	1,160	1,104	2,019	1,898
20～24	3,366	3,210	11,152	10,517	1,188	1,137	2,175	2,064
25～29	3,843	3,671	11,325	10,744	1,186	1,157	2,116	2,058
30～34	4,293	4,111	10,117	9,761	1,148	1,137	1,940	1,946
35～39	4,941	4,818	10,304	10,122	1,141	1,131	2,096	2,119
40～44	4,353	4,280	10,320	10,273	1,221	1,203	2,300	2,339
45～49	4,000	3,956	11,353	11,582	1,408	1,388	2,250	2,307
50～54	3,794	3,798	10,922	11,323	1,321	1,331	1,971	2,018
55～59	4,280	4,363	9,422	10,003	1,128	1,162	1,769	1,826
60～64	4,807	5,028	7,979	8,652	972	1,009	1,840	1,921
65～69	3,828	4,220	5,735	6,515	711	756	1,422	1,528
70～74	3,154	3,692	4,160	4,989	515	578	1,159	1,309
75～79	2,523	3,294	3,161	4,153	411	496	894	1,109
80～89	2,405	4,232	3,659	6,173	437	685	925	1,486
90～99	312	1,004	539	1,394	57	150	120	326
100～	6	37	9	48	1	5	2	11

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	40,341	41,962	30,549	32,239	29,616	30,935	4,671	4,709
0～4歳/Age	1,774	1,693	2,036	1,938	1,531	1,370	287	271
5～9	1,846	1,757	1,966	1,880	1,439	1,389	261	247
10～14	2,061	1,961	1,900	1,811	1,445	1,341	249	236
15～19	2,133	2,047	1,917	1,832	1,510	1,449	326	309
20～24	2,555	2,467	2,044	1,973	1,554	1,531	319	304
25～29	2,484	2,455	2,027	1,996	1,787	1,679	289	276
30～34	2,479	2,438	1,937	1,922	2,148	2,044	300	286
35～39	2,563	2,493	2,147	2,141	2,516	2,362	322	312
40～44	3,533	3,375	2,147	2,178	2,539	2,449	337	326
45～49	3,667	3,512	2,139	2,212	2,357	2,324	323	311
50～54	3,122	3,056	2,034	2,139	1,992	2,043	292	286
55～59	2,691	2,743	1,972	2,083	1,807	1,885	288	285
60～64	2,275	2,347	1,885	1,987	1,817	1,921	313	314
65～69	2,130	2,294	1,237	1,343	1,490	1,674	266	269
70～74	2,326	2,703	1,083	1,295	1,402	1,661	181	197
75～79	1,351	1,782	932	1,283	1,076	1,473	136	168
80～89	1,247	2,455	1,034	1,876	1,092	1,997	160	253
90～99	101	374	109	337	112	332	22	57
100～	2	10	2	14	2	11	0	1

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	66,135	76,824	696,341	644,994	3,342	3,711	24,020	24,164
0～4歳/Age	4,169	3,948	44,689	36,906	119	110	1,242	1,130
5～9	3,564	3,390	46,225	37,825	117	103	1,236	1,144
10～14	3,285	3,145	51,776	43,537	191	172	1,653	1,514
15～19	4,198	4,019	56,449	48,899	241	224	1,812	1,616
20～24	6,268	6,078	62,788	57,176	226	221	1,619	1,470
25～29	6,308	6,217	51,849	48,910	235	260	1,906	1,741
30～34	5,437	5,537	47,163	44,897	230	294	1,848	1,807
35～39	5,036	5,196	60,851	58,471	241	327	2,047	2,029
40～44	4,382	4,680	62,650	59,326	254	341	2,047	2,038
45～49	5,300	5,929	48,338	46,086	315	385	2,052	2,029
50～54	5,174	6,213	41,824	38,931	312	342	1,918	1,923
55～59	4,336	5,657	41,619	39,000	249	261	1,379	1,412
60～64	2,959	4,240	27,981	27,326	194	193	1,073	1,131
65～69	1,552	2,699	19,586	19,412	117	112	832	963
70～74	2,134	4,224	15,110	15,736	111	112	665	876
75～79	1,061	2,483	10,074	11,717	93	104	414	665
80～89	921	2,885	6,848	9,738	87	127	259	599
90～99	53	278	519	1,093	12	25	20	74
100～	1	7	3	11	0	1	0	1

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	2,564	2,522	14,407	13,994	33,972	35,150	119,622	120,248
0～4歳/Age	119	111	1,454	1,374	2,244	2,117	11,007	10,572
5～9	145	136	1,518	1,431	2,462	2,337	11,245	10,832
10～14	193	180	1,460	1,380	2,579	2,456	10,787	10,411
15～19	190	177	1,336	1,280	2,674	2,558	10,966	10,633
20～24	165	154	1,262	1,225	2,668	2,569	10,869	10,683
25～29	195	182	1,180	1,163	2,711	2,647	10,779	10,810
30～34	202	189	1,061	1,051	2,730	2,732	10,043	10,212
35～39	199	191	974	960	2,698	2,833	9,269	9,430
40～44	229	230	896	884	2,645	2,897	8,387	8,473
45～49	212	216	870	857	2,438	2,695	7,226	7,197
50～54	207	209	728	712	2,250	2,468	5,907	5,882
55～59	169	171	587	569	1,839	1,975	4,311	4,356
60～64	126	129	421	416	1,324	1,435	2,961	3,305
65～69	79	83	279	267	959	1,098	2,376	2,830
70～74	57	64	204	213	772	960	1,757	2,188
75～79	39	47	108	126	518	680	1,048	1,402
80～89	33	46	69	83	422	608	647	961
90～99	4	8	3	3	40	83	38	71
100～	0	0	0	0	1	3	0	1

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2010年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2010 (cont.)

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		オーストラリア AUS		ニュージーランド NZL	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	46,784	46,477	632,547	592,068	11,093	11,176	2,145	2,223
0～4歳/Age	5,766	5,488	66,646	61,334	748	709	160	152
5～9	5,782	5,518	64,702	59,284	700	665	147	140
10～14	5,370	5,130	64,018	58,604	721	685	152	145
15～19	4,955	4,746	62,907	57,462	774	731	165	156
20～24	4,510	4,351	59,549	54,724	843	800	162	154
25～29	3,921	3,827	54,556	50,309	826	800	143	145
30～34	3,389	3,351	49,061	45,500	752	746	129	140
35～39	2,857	2,862	42,954	39,921	811	819	144	158
40～44	2,489	2,523	38,169	35,590	764	772	148	162
45～49	2,156	2,215	33,145	31,037	787	800	158	168
50～54	1,797	1,892	28,651	27,077	728	743	141	148
55～59	1,442	1,576	23,845	22,908	652	667	124	128
60～64	922	1,038	16,087	16,298	614	619	114	118
65～69	636	783	11,600	12,392	449	455	85	89
70～74	407	561	8,112	9,339	339	363	67	73
75～79	242	359	4,852	5,826	252	290	48	55
80～89	134	243	3,359	4,086	295	420	53	77
90～99	9	16	326	369	37	90	6	16
100～	0	0	8	7	1	2	0	0

年齢階級 Age group	ブラジル BRA	
	男性 Male	女性 Female
総数/Total	95,937	99,009
0～4歳/Age	7,735	7,422
5～9	8,761	8,424
10～14	8,792	8,482
15～19	8,347	8,108
20～24	8,617	8,464
25～29	8,809	8,768
30～34	7,866	8,076
35～39	6,853	7,207
40～44	6,345	6,731
45～49	5,988	6,429
50～54	4,931	5,389
55～59	3,966	4,421
60～64	2,966	3,397
65～69	2,131	2,536
70～74	1,626	2,036
75～79	1,047	1,394
80～89	997	1,455
90～99	155	258
100～	6	12

資料出所 UN(2011.5) World Population Prospects: The 2010 Revision

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
国・地域 Country or region	1950~55 年/Year	1970 ~1975	1980 ~1985	1990 ~1995	2000 ~2005	2005 ~2010	2010 ~2015	2020 ~2025	
日本	JPN	23.8	19.0	12.8	9.9	8.9	8.6	8.5	8.0
アメリカ	USA	24.3	15.7	15.5	15.3	14.1	14.0	13.7	13.2
カナダ	CAN	27.8	15.6	14.8	13.8	10.6	11.2	11.3	11.1
イギリス	GBR	15.4	13.6	12.9	13.2	11.4	12.2	12.1	12.1
ドイツ	DEU	16.0	11.4	10.8	9.9	8.8	8.4	8.7	9.1
フランス	FRA	19.1	16.1	14.2	12.8	12.9	12.8	12.4	11.9
イタリア	ITA	18.2	16.3	10.9	9.7	9.2	9.4	9.1	8.5
スウェーデン	SWE	15.5	13.6	11.3	13.6	10.8	11.9	12.0	12.0
ロシア	RUS	26.5	15.3	16.8	10.9	9.9	11.4	11.8	10.2
中国	CHN	42.1	31.4	21.5	18.7	13.5	12.6	11.9	9.9
香港	HKG	39.0	20.4	15.4	12.0	7.0	8.2	8.8	9.2
韓国	KOR	35.8	30.4	20.4	16.0	10.2	10.0	9.9	9.6
シンガポール	SGP	46.5	22.1	16.0	18.7	10.2	8.9	9.5	9.8
マレーシア	MYS	42.7	31.4	29.5	27.5	23.1	20.9	19.8	17.7
タイ	THA	42.5	34.6	24.1	18.0	14.1	12.9	11.5	9.8
インドネシア	IDN	42.7	38.4	31.8	24.5	21.0	19.1	17.4	14.4
フィリピン	PHL	48.6	38.3	35.6	31.8	29.0	25.9	24.5	22.0
インド	IND	43.3	37.5	34.5	30.0	24.8	23.1	21.3	18.0
オーストラリア	AUS	23.0	19.6	15.5	14.7	12.7	13.6	13.5	12.9
ニュージーランド	NZL	25.7	20.8	15.9	16.6	14.1	14.9	14.3	13.7
ブラジル	BRA	44.1	33.7	30.8	22.6	19.8	16.4	15.0	12.7

死亡率/Crude death rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
国・地域 Country or region	1950~55 年/Year	1970 ~1975	1980 ~1985	1990 ~1995	2000 ~2005	2005 ~2010	2010 ~2015	2020 ~2025	
日本	JPN	9.4	6.6	6.3	7.0	7.9	8.8	9.6	11.7
アメリカ	USA	9.5	9.2	8.7	8.7	8.5	8.3	8.3	8.5
カナダ	CAN	8.7	7.3	6.9	7.1	7.2	7.4	7.7	8.4
イギリス	GBR	11.8	11.9	11.8	11.2	10.2	9.5	9.4	9.6
ドイツ	DEU	11.1	12.3	12.1	11.1	10.2	10.3	10.9	12.0
フランス	FRA	12.7	10.7	10.1	9.2	8.9	8.6	8.9	9.3
イタリア	ITA	9.9	9.9	9.9	9.8	9.7	9.8	10.2	11.2
スウェーデン	SWE	9.8	10.4	11.0	10.9	10.5	10.1	9.6	9.5
ロシア	RUS	9.5	9.1	11.3	13.2	16.0	14.2	14.0	13.9
中国	CHN	22.2	8.0	7.0	6.9	7.1	7.2	7.5	8.5
香港	HKG	7.6	4.5	4.8	5.4	5.9	6.2	6.3	7.4
韓国	KOR	16.4	7.8	6.4	5.5	5.3	5.1	5.9	7.8
シンガポール	SGP	9.0	5.3	5.1	4.3	4.6	4.6	5.1	7.0
マレーシア	MYS	14.0	7.1	5.8	5.0	4.6	4.7	4.7	5.3
タイ	THA	15.6	8.9	6.0	5.4	6.6	7.2	7.6	8.7
インドネシア	IDN	24.7	13.4	10.0	8.1	7.4	7.2	6.8	6.8
フィリピン	PHL	13.3	8.5	7.3	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7
インド	IND	25.5	15.0	11.8	10.2	8.7	8.3	7.9	7.7
オーストラリア	AUS	9.4	8.5	7.4	7.3	6.9	6.7	6.8	7.0
ニュージーランド	NZL	9.3	8.4	8.2	7.7	7.2	7.0	7.1	7.5
ブラジル	BRA	15.5	9.9	8.2	6.8	6.4	6.4	6.4	7.1

資料出所 UN (2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

2 人口・労働力人口

第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

国・地域 Country or region		1950～1955年/Year			2005～2010			2010～2015		
		平均 Average	男性 Male	女性 Female	平均 Average	男性 Male	女性 Female	平均 Average	男性 Male	女性 Female
日本	JPN	62.2	60.4	63.9	82.7	79.3	86.1	83.7	80.1	87.1
アメリカ	USA	68.6	65.8	71.7	78.0	75.4	80.5	78.8	76.2	81.3
カナダ	CAN	69.0	66.6	71.5	80.5	78.2	82.8	81.2	78.9	83.5
イギリス	GBR	69.3	66.7	71.8	79.6	77.4	81.7	80.4	78.3	82.4
ドイツ	DEU	67.5	65.3	69.6	79.8	77.2	82.4	80.6	78.2	83.0
フランス	FRA	67.3	64.2	70.2	81.0	77.5	84.3	81.7	78.5	84.9
イタリア	ITA	66.3	64.5	68.1	81.4	78.6	84.0	82.0	79.2	84.6
スウェーデン	SWE	71.7	70.3	73.1	80.9	78.8	82.9	81.7	79.7	83.7
ロシア	RUS	64.5	60.5	67.3	67.7	61.6	74.0	69.2	63.3	75.0
中国	CHN	44.6	44.6	44.6	72.7	71.1	74.5	73.8	72.1	75.6
香港	HKG	63.2	59.0	66.4	81.6	79.0	84.3	83.2	80.2	86.4
韓国	KOR	47.9	46.0	49.9	80.0	76.5	83.3	80.7	77.3	84.0
シンガポール	SGP	60.2	57.5	63.0	80.6	78.5	82.7	81.3	78.9	83.7
マレーシア	MYS	55.4	54.5	56.4	73.4	71.2	75.7	74.6	72.5	76.9
タイ	THA	50.7	48.7	52.9	73.6	70.2	77.1	74.4	71.1	77.8
インドネシア	IDN	38.8	37.7	40.0	67.9	66.3	69.4	70.0	68.3	71.8
フィリピン	PHL	55.4	54.1	56.7	67.8	64.5	71.3	69.2	66.0	72.6
インド	IND	37.9	38.7	37.1	64.2	62.8	65.7	66.0	64.4	67.6
オーストラリア	AUS	69.3	66.7	72.2	81.4	79.1	83.8	82.1	79.9	84.3
ニュージーランド	NZL	69.6	67.6	72.0	80.1	78.0	82.2	80.8	78.9	82.8
ブラジル	BRA	50.9	49.2	52.6	72.2	68.7	75.9	74.0	70.7	77.4

資料出所 UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

年/Year	完全生命表 Complete life table				簡易生命表 Abridged life table			
	1995	2000	2005	2010	2006	2007	2008	2009
男性/Male	76.38	77.72	78.56	79.55	79.00	79.19	79.29	79.59
女性/Female	82.85	84.60	85.52	86.30	85.81	85.99	86.05	86.44

資料出所 厚生労働省(2012.5)「第21回完全生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命関数)によって表したものの。

第2-9表 合計特殊出生率¹⁾

Table 2-9: Total fertility rates

国・地域 Country or region	1950 ～1955 年/Year	1990 ～1995	1995 ～2000	2000 ～2005	2005 ～2010	2010 ～2015	2015 ～2020	2020 ～2025	
日本	JPN	3.00	1.48	1.37	1.30	1.32	1.42	1.51	1.58
アメリカ	USA	3.45	1.99	1.96	2.04	2.07	2.08	2.08	2.08
カナダ	CAN	3.65	1.69	1.56	1.52	1.65	1.69	1.73	1.76
イギリス	GBR	2.18	1.78	1.74	1.66	1.83	1.87	1.90	1.93
ドイツ	DEU	2.16	1.30	1.34	1.35	1.36	1.46	1.55	1.62
フランス	FRA	2.76	1.71	1.76	1.88	1.97	1.99	2.00	2.02
イタリア	ITA	2.36	1.28	1.22	1.25	1.38	1.48	1.56	1.63
スウェーデン	SWE	2.21	2.01	1.56	1.67	1.90	1.93	1.95	1.97
ロシア	RUS	2.85	1.55	1.25	1.30	1.44	1.53	1.61	1.67
中国	CHN	6.11	2.01	1.80	1.70	1.64	1.56	1.51	1.53
香港	HKG	4.44	1.24	0.87	0.81	0.99	1.14	1.27	1.38
韓国	KOR	5.05	1.70	1.51	1.22	1.29	1.39	1.48	1.56
シンガポール	SGP	6.61	1.84	1.58	1.33	1.25	1.37	1.47	1.55
マレーシア	MYS	6.23	3.42	3.18	2.96	2.72	2.57	2.45	2.34
タイ	THA	6.14	1.99	1.77	1.68	1.63	1.53	1.46	1.44
インドネシア	IDN	5.49	2.90	2.55	2.38	2.19	2.06	1.94	1.85
フィリピン	PHL	7.42	4.14	3.90	3.70	3.27	3.05	2.86	2.70
インド	IND	5.90	3.72	3.31	2.96	2.73	2.54	2.38	2.26
オーストラリア	AUS	3.18	1.86	1.78	1.75	1.93	1.95	1.97	1.99
ニュージーランド	NZL	3.69	2.07	1.95	1.95	2.14	2.14	2.13	2.13
ブラジル	BRA	6.15	2.60	2.45	2.25	1.90	1.80	1.72	1.66

資料出所 UN(2011.5) *World Population Prospects: The 2010 Revision*

(注) 1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.26	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39
アメリカ	USA	2.08	1.98	2.06	2.06	2.12	2.07	2.00	1.93	—
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.54	1.66	1.68	1.67	1.63	—
イギリス	GBR	1.83	1.71	1.64	1.78	1.90	1.96	1.94	1.98	—
ドイツ	DEU	*1.45	1.25	1.38	1.34	1.37	1.38	1.36	1.39	1.36
フランス	FRA	1.78	1.70	1.89	1.94	1.98	2.01	2.00	2.03	*2.00
イタリア	ITA	1.33	1.19	1.26	1.32	1.37	1.42	1.41	1.41	—
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.71	1.72	1.77	1.79	1.79	1.76
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.67	1.76	1.82	1.85	1.84	—	—
デンマーク	DNK	1.67	1.80	1.77	1.80	1.84	1.89	1.84	1.87	1.75
スウェーデン	SWE	2.13	1.73	1.54	1.77	1.88	1.91	1.94	1.98	1.90
香港	HKG	1.27	1.30	1.03	0.96	1.03	1.06	1.06	1.13	1.20
韓国	KOR	1.57	1.63	1.47	1.08	1.25	1.19	1.15	1.23	1.24
シンガポール	SGP	1.83	1.67	1.60	1.26	1.29	1.28	1.22	1.15	1.20
オーストラリア	AUS	1.90	1.82	1.76	1.79	1.92	1.96	1.90	1.89	1.88

資料出所 日本:厚生労働省(2012.6)「平成23年人口動態統計月報年計」

アメリカ: Centers for Disease Control and Prevention (2012.8) *National Vital Statistics Reports*

カナダ: カナダ統計局 (<http://www.statcan.gc.ca/>) 2013年1月現在

欧州: Eurostat (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2013年1月現在

香港: 香港統計局 (http://www.censtatd.gov.hk/hong_kong_statistics/) 2012年9月現在

韓国: 韓国統計局 (<http://kosis.kr/>) 2013年1月現在

シンガポール: シンガポール統計局(2012.9) *Yearbook of Statistics 2012*

オーストラリア: Australian Bureau of Statistics (2012.10) *Births, Australia, 2011*

(注) *は暫定値。

2 人口・労働力人口

第2-10表 労働力人口

Table 2-10: Labour force

(千人/thousands)

国 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
日本 ¹⁾ (65歳/years old~)	JPN 66,660	67,660	66,510	66,840	66,740	66,500	66,320	62,610
	4,450	4,930	5,040	5,490	5,660	5,790	5,850	5,560
アメリカ (65~)	USA 132,302	142,583	149,321	153,124	154,285	154,140	153,886	153,615
	3,819	4,312	5,278	5,803	6,243	6,535	6,717	7,111
カナダ (65~)	CAN 14,689	15,842	17,293	17,884	18,204	18,329	18,525	18,700
	202	215	320	370	431	462	518	556
イギリス (65~)	GBR 28,026	28,742	30,057	30,717	31,090	31,214	31,353	31,630
	459	469	589	646	710	750	842	899
ドイツ (65~)	DEU 39,376	39,531	41,042	41,686	41,775	41,806	41,783	42,285
	334	365	521	598	645	670	670	767
フランス (65~)	FRA 25,033	26,057	27,379	27,780	27,963	28,232	28,345	28,392
	127	95	115	134	146	145	164	208
イタリア (65~)	ITA 22,868	23,720	24,448	24,728	25,097	24,970	24,972	25,075
	336	336	351	378	400	379	380	389
スウェーデン (65~74)	SWE 4,463	4,505	4,707	4,832	4,887	4,912	4,962	5,020
	75	77	77	90	103	111	111	116
EU-15 (65~)	167,514	173,832	183,689	188,024	190,107	190,678	191,041	191,943
	2,005	2,048	2,474	2,747	2,923	2,990	3,118	3,303
ロシア (65~72)	RUS 70,740	72,687	73,406	75,159	75,741	75,658	75,440	75,752
	729	1,106	1,228	1,253	1,170	1,139	970	935
香港 (65~)	HKG 3,001	3,374	3,534	3,622	3,637	3,660	3,631	3,703
	49.5	42.5	44.9	42.8	43.0	46.0	48.7	54.6
韓国 (65~)	KOR 20,846	22,134	23,743	24,217	24,349	24,395	24,749	25,099
	741	1,007	1,361	1,525	1,541	1,565	1,587	1,661
シンガポール (65~)	SGP 1,748	2,192	2,367	1,918	1,928	1,986	2,047	2,080
	23	25	33	48	52	60	62	76
タイ ²⁾ (60~)	THA 32,543	33,799	36,843	37,380	38,151	38,735	38,948	39,307
	1,680	1,928	2,604	2,787	2,811	2,762	3,128	3,214
インドネシア (60/65~)	IDN 84,230	97,430	105,802	109,941	111,947	113,833	116,528	119,399
	3,182	5,502	8,388	4,683	4,707	4,766	5,000	4,700
フィリピン (65~)	PHL 28,039	30,906	35,492	36,213	36,805	37,892	38,893	40,006
	1,318	1,471	1,484	1,426	1,435	1,470	1,525	1,525
オーストラリア (65~)	AUS 9,000	9,590	10,529	11,060	11,356	11,602	11,868	12,050
	122	146	197	242	266	295	323	348
ニュージーランド (65~)	NZL 1,803	1,918	2,167	2,257	2,283	2,306	2,333	2,370
	24	33	55	71	78	83	92	105
ブラジル (60/65~)	BRA 70,528	75,843	93,675	96,075	98,027	99,682	—	—
	4,246	3,290	2,934	3,127	3,360	3,357	—	—

資料出所 日本:総務省(2012.4)「労働力調査(長期時系列)」

OECD諸国及びロシア、ブラジル:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2012年7月現在その他の国:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2012年12月現在、各国資料

(注) 各国の労働力人口の定義、調査対象については第2-11表(p.67~75)の注に準ずる。

高齢者:インドネシアの2005・2006年、ブラジルの1995・2000年は60歳以上。

1) 2011年は岩手、宮城及び福島県を除く。

2) 1995年欄は1996年値。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2011年）
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2011

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
日本 ¹⁾ /JPN									
15-19	5,740	2,940	2,800	830	400	420	14.5	13.6	15.0
20-24	6,280	3,220	3,070	4,300	2,180	2,120	68.5	67.7	69.1
25-29	7,020	3,600	3,420	6,010	3,370	2,640	85.6	93.6	77.2
30-34	7,670	3,890	3,770	6,290	3,740	2,550	82.0	96.1	67.6
35-39	9,200	4,660	4,540	7,540	4,500	3,040	82.0	96.6	67.0
40-44	8,690	4,380	4,310	7,300	4,230	3,060	84.0	96.6	71.0
45-49	7,600	3,820	3,780	6,540	3,680	2,860	86.1	96.3	75.7
50-54	7,210	3,600	3,610	6,050	3,440	2,620	83.9	95.6	72.6
55-59	7,890	3,900	3,980	6,160	3,620	2,540	78.1	92.8	63.8
60-64	9,990	4,880	5,110	6,030	3,690	2,340	60.4	75.6	45.8
65-69	7,520	3,590	3,940	2,820	1,730	1,080	37.5	48.2	27.4
70-74	6,790	3,160	3,630	1,570	970	600	23.1	30.7	16.5
75~	13,920	5,340	8,580	1,170	720	450	8.4	13.5	5.2
77-84	77,290	38,890	38,400	57,050	32,860	24,190	73.8	84.5	63.0
65~	28,230	12,080	16,150	5,560	3,430	2,130	19.7	28.4	13.2
計/Total (15~)	105,520	50,970	54,550	62,610	36,290	26,320	59.3	71.2	48.2
アメリカ ²⁾ /USA									
16-19	16,775	8,582	8,193	5,727	2,895	2,832	34.1	33.7	34.6
20-24	21,423	10,844	10,579	15,270	8,101	7,169	71.3	74.7	67.8
25-29	21,119	10,666	10,453	17,137	9,364	7,773	81.1	87.8	74.4
30-34	20,245	10,045	10,200	16,587	9,105	7,482	81.9	90.6	73.4
35-39	19,022	9,373	9,649	15,687	8,578	7,109	82.5	91.5	73.7
40-44	20,477	10,073	10,404	16,972	9,108	7,864	82.9	90.4	75.6
45-49	21,788	10,682	11,106	17,901	9,410	8,491	82.2	88.1	76.5
50-54	22,054	10,770	11,284	17,459	9,073	8,386	79.2	84.2	74.3
55-59	19,670	9,524	10,146	14,324	7,450	6,874	72.8	78.2	67.8
60-64	17,317	8,286	9,031	9,440	4,900	4,540	54.5	59.1	50.3
65-69	12,546	5,912	6,634	4,026	2,212	1,814	32.1	37.4	27.3
70-74	9,310	4,272	5,038	1,752	1,017	735	18.8	23.8	14.6
75~	17,873	7,290	10,583	1,333	761	572	7.5	10.4	5.4
16-64	199,890	98,845	101,045	146,504	77,984	68,520	73.3	78.9	67.8
65~	39,729	17,474	22,255	7,111	3,990	3,121	17.9	22.8	14.0
計/Total (16~)	239,619	116,319	123,300	153,615	81,974	71,641	64.1	70.5	58.1

資料出所 日本:総務省(2012.1)「労働力調査(岩手県,宮城県及び福島県を除く全国結果)」
OECD諸国及びロシア,ブラジル:OECD database (<http://stats.oecd.org/>) 2012年8月現在,
その他:各国統計局資料

(注) 注記がない限り,15歳以上の非施設人口を対象。

- 1) 国内居住者を対象とし,外国の外交官,在留米軍などは含まない。自衛隊及び収監施設の収容者は含む。
- 2) 米商務省Current Population Survey(CPS)による。16歳以上を対象。軍人,施設人口,外国の外交官,海外居住の米国人は含まない。プエルトリコ,グアム,アメリカ領ヴァージン諸島,アメリカ領サモアを除く。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2011年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2011 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
カナダ ³⁾ /CAN									
15-19	2,134	1,091	1,043	1,093	540	553	51.2	49.5	53.0
20-24	2,324	1,186	1,138	1,786	934	852	76.8	78.8	74.8
25-29	2,354	1,188	1,167	2,003	1,056	947	85.1	88.9	81.1
30-34	2,290	1,138	1,152	1,985	1,048	938	86.7	92.0	81.4
35-39	2,211	1,106	1,105	1,927	1,023	904	87.1	92.5	81.8
40-44	2,365	1,182	1,183	2,078	1,084	993	87.8	91.7	83.9
45-49	2,648	1,318	1,329	2,311	1,190	1,121	87.3	90.3	84.3
50-54	2,665	1,337	1,328	2,247	1,182	1,065	84.3	88.4	80.2
55-59	2,316	1,140	1,176	1,691	883	808	73.0	77.5	68.7
60-64	2,004	980	1,023	1,024	569	456	51.1	58.0	44.5
65-69	1,510	732	778	360	219	142	23.9	29.9	18.2
70-74	1,136	527	609	120	80	40	10.6	15.3	6.6
75~	2,032	864	1,168	75	51	24	3.7	5.9	2.1
15-64	23,311	11,667	11,644	18,143	9,508	8,635	77.8	81.5	74.2
65~	4,677	2,122	2,555	556	350	206	11.9	16.5	8.1
計/Total (15~)	27,988	13,789	14,199	18,700	9,859	8,841	66.8	71.5	62.3
イギリス ⁴⁾ /GBR									
15-19	3,054	1,560	1,494	1,430	726	704	46.8	46.5	47.1
20-24	4,266	2,165	2,101	3,156	1,712	1,444	74.0	79.1	68.7
25-29	4,337	2,206	2,131	3,684	2,019	1,665	84.9	91.5	78.1
30-34	3,947	1,980	1,967	3,376	1,854	1,522	85.5	93.6	77.4
35-39	4,056	2,013	2,043	3,423	1,864	1,559	84.4	92.6	76.3
40-44	4,568	2,261	2,307	3,947	2,088	1,859	86.4	92.3	80.6
45-49	4,589	2,252	2,337	3,976	2,070	1,906	86.6	91.9	81.6
50-54	4,057	1,998	2,059	3,392	1,754	1,638	83.6	87.8	79.6
55-59	3,562	1,751	1,811	2,620	1,386	1,234	73.6	79.2	68.1
60-64	3,725	1,812	1,913	1,727	1,059	668	46.4	58.4	34.9
65-69	3,005	1,447	1,558	600	343	257	20.0	23.7	16.5
70-74	2,429	1,144	1,285	197	124	73	8.1	10.8	5.7
75~	4,561	1,909	2,652	102	79	23	2.2	4.1	0.9
15-64	40,161	19,998	20,163	30,731	16,532	14,199	76.5	82.7	70.4
65~	9,995	4,500	5,495	899	546	353	9.0	12.1	6.4
計/Total (15~)	50,156	24,498	25,658	31,630	17,078	14,552	63.1	69.7	56.7

3) カナダ統計局「労働力調査」による。フルタイムの軍人、施設人口を含まない。

4) イギリス統計局「労働力調査」による。16歳以上を対象。職業軍人は含むが徴兵は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
ドイツ ⁵⁾ /DEU									
15-19	4,124	2,128	1,996	1,261	702	559	30.6	33.0	28.0
20-24	4,946	2,531	2,415	3,517	1,869	1,648	71.1	73.8	68.2
25-29	4,917	2,492	2,425	4,093	2,169	1,924	83.2	87.0	79.3
30-34	4,880	2,464	2,416	4,247	2,323	1,924	87.0	94.3	79.6
35-39	4,859	2,441	2,418	4,278	2,329	1,949	88.0	95.4	80.6
40-44	6,533	3,333	3,200	5,894	3,180	2,714	90.2	95.4	84.8
45-49	6,916	3,515	3,401	6,193	3,311	2,882	89.5	94.2	84.7
50-54	6,246	3,107	3,139	5,404	2,840	2,564	86.5	91.4	81.7
55-59	5,496	2,696	2,800	4,334	2,306	2,028	78.9	85.5	72.4
60-64	4,857	2,395	2,462	2,297	1,343	954	47.3	56.1	38.7
65-69	4,237	2,045	2,192	431	266	165	10.2	13.0	7.5
70-74	5,065	2,335	2,730	236	151	85	4.7	6.5	3.1
75~	7,204	2,858	4,346	100	65	35	1.4	2.3	0.8
15-64	53,774	27,102	26,672	41,518	22,372	19,146	77.2	82.5	71.8
65~	16,506	7,238	9,268	767	482	285	4.6	6.7	3.1
計/Total (15~)	70,280	34,340	35,940	42,285	22,854	19,431	60.2	66.6	54.1
フランス ⁶⁾ /FRA									
15-19	3,628	1,843	1,785	543	326	217	15.0	17.7	12.2
20-24	3,795	1,890	1,905	2,307	1,231	1,075	60.8	65.2	56.5
25-29	3,834	1,890	1,944	3,334	1,746	1,589	87.0	92.4	81.7
30-34	3,857	1,901	1,956	3,386	1,803	1,582	87.8	94.9	80.9
35-39	4,140	2,052	2,088	3,710	1,959	1,751	89.6	95.5	83.9
40-44	4,290	2,112	2,178	3,881	2,003	1,879	90.5	94.8	86.3
45-49	4,334	2,123	2,212	3,899	1,997	1,903	90.0	94.1	86.0
50-54	4,167	2,024	2,143	3,573	1,839	1,734	85.7	90.8	80.9
55-59	4,017	1,939	2,078	2,761	1,407	1,354	68.7	72.6	65.2
60-64	3,992	1,921	2,070	789	411	378	19.8	21.4	18.3
65-69	2,729	1,293	1,436	149	83	66	5.5	6.4	4.6
70-74	2,298	1,043	1,255	38	24	14	1.7	2.3	1.1
75~	5,170	1,988	3,182	20	14	6	0.4	0.7	0.2
15-64	40,054	19,696	20,358	28,184	14,721	13,463	70.4	74.7	66.1
65~	10,196	4,323	5,873	208	121	87	2.0	2.8	1.5
計/Total (15~)	50,250	24,019	26,231	28,392	14,842	13,549	56.5	61.8	51.7

5) ドイツ統計局「労働力調査」による。国内居住者を対象。軍人を含む。

6) フランス国立経済統計研究所「労働力調査」による。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2011年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2011 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
イタリア ⁷⁾ /ITA									
15-19	2,928	1,507	1,421	229	141	88	7.8	9.4	6.2
20-24	3,128	1,594	1,534	1,428	840	588	45.7	52.7	38.3
25-29	3,446	1,728	1,718	2,368	1,322	1,046	68.7	76.5	60.9
30-34	4,035	2,027	2,008	3,158	1,815	1,343	78.3	89.5	66.9
35-39	4,765	2,390	2,375	3,828	2,202	1,626	80.3	92.1	68.5
40-44	4,930	2,464	2,466	3,923	2,276	1,647	79.6	92.4	66.8
45-49	4,790	2,375	2,415	3,725	2,180	1,545	77.8	91.8	64.0
50-54	4,145	2,035	2,110	3,070	1,820	1,250	74.1	89.4	59.2
55-59	3,719	1,810	1,909	2,138	1,279	859	57.5	70.7	45.0
60-64	3,774	1,825	1,949	819	563	256	21.7	30.8	13.1
65-69	3,065	1,453	1,612	235	170	65	7.7	11.7	4.0
70-74	3,076	1,411	1,665	101	82	19	3.3	5.8	1.1
75~	6,020	2,311	3,709	53	43	10	0.9	1.9	0.3
15-64	39,660	19,755	19,905	24,686	14,438	10,248	62.2	73.1	51.5
65~	12,161	5,175	6,986	389	295	94	3.2	5.7	1.3
計/Total (15~)	51,821	24,930	26,891	25,075	14,733	10,342	48.4	59.1	38.5
スウェーデン ⁸⁾ /SWE									
15-19	603	310	293	187	87	99	31.0	28.2	34.0
20-24	642	328	314	465	247	218	72.5	75.3	69.7
25-29	588	303	286	503	269	234	85.4	88.9	81.8
30-34	583	298	285	532	282	249	91.1	94.7	87.4
35-39	630	320	310	581	308	274	92.3	96.1	88.3
40-44	649	329	319	606	315	292	93.4	95.5	91.3
45-49	654	333	321	603	314	288	92.2	94.5	89.9
50-54	585	296	289	532	274	258	91.0	92.8	89.1
55-59	573	288	285	493	255	238	86.0	88.5	83.6
60-64	606	302	304	403	217	186	66.6	72.0	61.2
65-69	567	282	285	90	58	32	15.8	20.4	11.3
70-74	395	190	205	26	18	8	6.5	9.4	3.9
15-64	6,111	3,106	3,005	4,904	2,568	2,336	80.3	82.7	77.7
65-74	963	473	490	116	75	40	12.0	16.0	8.2
計/Total (15-74)	7,073	3,578	3,495	5,020	2,643	2,376	71.0	73.9	68.0

7) イタリア国立統計研究所「労働力調査」による。軍人を含む。

8) スウェーデン統計局「労働力調査」による。市民権を持つ16歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし、軍人、徴兵も含む。労働力人口には国内に人口の登録をし、海外で雇用されている者も含む。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
EU-15									
15-19	20,290	10,384	9,906	5,325	2,867	2,457	26.2	27.6	24.8
20-24	23,557	11,931	11,626	15,301	8,210	7,091	65.0	68.8	61.0
25-29	24,959	12,581	12,377	20,729	11,071	9,658	83.1	88.0	78.0
30-34	26,147	13,149	12,998	22,562	12,294	10,269	86.3	93.5	79.0
35-39	27,611	13,867	13,744	23,959	13,072	10,887	86.8	94.3	79.2
40-44	30,212	15,172	15,041	26,321	14,244	12,077	87.1	93.9	80.3
45-49	30,295	15,103	15,192	26,097	14,025	12,072	86.1	92.9	79.5
50-54	27,491	13,584	13,907	22,587	12,183	10,404	82.2	89.7	74.8
55-59	24,681	12,077	12,603	17,220	9,422	7,798	69.8	78.0	61.9
60-64	23,883	11,627	12,256	8,539	5,086	3,454	35.8	43.7	28.2
65-69	19,418	9,252	10,166	2,053	1,259	794	10.6	13.6	7.8
70-74	16,918	7,804	9,114	710	475	235	4.2	6.1	2.6
75~	30,136	11,934	18,202	330	238	92	1.1	2.0	0.5
15-64	259,125	129,475	129,650	188,640	102,474	86,166	72.8	79.1	66.5
65~	69,589	30,290	39,299	3,303	2,113	1,190	4.7	7.0	3.0
計(15~)	328,714	159,766	168,949	191,943	104,586	87,356	58.4	65.5	51.7
ロシア ⁹⁾ /RUS									
15-19	8,237	4,202	4,036	926	560	366	11.2	13.3	9.1
20-24	12,122	6,148	5,974	7,708	4,309	3,399	63.6	70.1	56.9
25-29	12,012	6,026	5,986	10,725	5,812	4,914	89.3	96.4	82.1
30-34	11,016	5,454	5,562	9,653	5,020	4,632	87.6	92.0	83.3
35-39	10,211	4,990	5,221	9,193	4,652	4,541	90.0	93.2	87.0
40-44	9,251	4,481	4,770	8,483	4,167	4,316	91.7	93.0	90.5
45-49	10,561	4,989	5,572	10,246	4,887	5,359	97.0	98.0	96.2
50-54	11,509	5,264	6,245	9,611	4,501	5,109	83.5	85.5	81.8
55-59	10,063	4,368	5,695	6,113	3,260	2,853	60.7	74.6	50.1
60-64	7,982	3,302	4,680	2,159	1,107	1,052	27.0	33.5	22.5
15-64	102,964	49,223	53,742	74,817	38,276	36,541	72.7	77.8	68.0
65-72	18,124	5,675	12,449	935	440	494	5.2	7.8	4.0
計/Total(15-72)	121,089	54,898	66,191	75,752	38,716	37,036	62.6	70.5	56.0

9) ロシア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳から72歳までを対象。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2011年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2011 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
香港 ¹⁰⁾ /HKG									
0—14	824	426	397	—	—	—	—	—	—
15—19	424	217	206	40	21	19	9.5	9.9	9.1
20—24	452	222	230	277	135	143	61.6	61.1	62.1
25—29	534	230	305	480	214	266	90.2	93.9	87.5
30—34	550	226	324	475	216	259	86.7	96.3	80.1
35—39	563	235	328	466	225	241	83.1	96.7	73.5
40—44	573	243	330	467	231	236	81.9	95.8	71.7
45—49	652	295	356	521	278	243	80.2	94.6	68.3
50—54	638	313	325	471	281	190	74.2	90.4	58.7
55—59	513	254	259	308	197	110	60.2	78.1	42.8
60—64	410	205	205	145	102	43	35.7	50.0	21.3
65～	941	438	503	55	44	11	6.2	10.5	2.3
15—64	5,307	2,439	2,868	3,648	1,899	1,750	68.8	77.9	61.0
計/Total (15～)	6,248	2,877	3,371	3,703	1,943	1,760	60.1	68.4	53.0
計/Total (0～)	7,072	3,303	3,769	—	—	—	—	—	—
韓国 ¹¹⁾ /KOR									
15—19	3,348	1,746	1,602	254	110	144	7.6	6.3	9.0
20—24	2,667	1,148	1,520	1,281	485	795	48.0	42.3	52.3
25—29	3,573	1,825	1,749	2,664	1,416	1,248	74.6	77.6	71.4
30—34	3,885	1,992	1,893	2,872	1,824	1,048	73.9	91.6	55.4
35—39	4,133	2,113	2,020	3,116	1,994	1,122	75.4	94.4	55.6
40—44	4,261	2,157	2,104	3,416	2,033	1,383	80.2	94.3	65.7
45—49	4,171	2,113	2,059	3,340	1,965	1,374	80.1	93.0	66.8
50—54	4,050	2,030	2,020	3,093	1,835	1,258	76.4	90.4	62.3
55—59	3,051	1,519	1,531	2,101	1,273	828	68.9	83.8	54.0
60—64	2,289	1,120	1,169	1,302	809	493	56.9	72.2	42.2
65—69	1,891	869	1,022	795	467	327	42.0	53.8	32.0
70—74	1,635	702	933	536	299	237	32.7	42.6	25.3
75～	2,098	743	1,355	331	172	159	15.8	23.2	11.7
15—64	35,428	17,762	17,666	23,438	13,745	9,693	66.2	77.4	54.9
65～	5,624	2,314	3,310	1,661	938	723	29.5	40.6	21.8
計/Total (15～)	41,052	20,076	20,976	25,099	14,683	10,416	61.1	73.1	49.7

10) 香港統計処「一般世帯調査」による。軍人は含まない。

11) 韓国統計局「労働力調査」による定住人口。軍人及び軍属、在留外国人、海外居住者を除く国内居住者。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
シンガポール ¹²⁾ /SGP									
0-14	637	325	312	—	—	—	—	—	—
15-19	261	133	128	34	21	13	12.3	14.6	9.8
20-24	255	128	127	162	83	79	62.8	63.2	62.5
25-29	263	127	136	215	108	106	89.2	91.8	86.7
30-34	298	142	156	249	128	122	88.6	97.4	81.0
35-39	316	154	162	268	144	124	87.3	97.7	77.6
40-44	307	151	156	257	139	118	84.9	97.1	73.9
45-49	324	163	161	269	154	116	83.7	96.0	71.5
50-54	308	155	153	247	144	103	79.7	93.5	66.1
55-59	261	131	130	188	113	75	70.2	85.7	55.1
60-64	208	103	105	115	74	40	54.7	71.1	38.4
65~	353	156	197	76	52	25	21.6	33.0	12.6
15-64	2,800	1,387	1,413	2,004	1,109	895	71.6	80.0	63.3
計/Total (15~)	3,152	1,543	1,610	2,080	1,160	920	66.1	75.6	57.0
計/Total (0~)	3,789	1,868	1,921	—	—	—	—	—	—
タイ ¹³⁾ /THA									
15-19	5,132	2,625	2,507	1,238	818	420	24.1	31.1	16.8
20-24	5,228	2,669	2,559	3,626	2,104	1,522	69.3	78.8	59.5
25-29	5,279	2,679	2,600	4,605	2,510	2,095	87.2	93.7	80.6
30-34	5,330	2,683	2,647	4,796	2,568	2,228	90.0	95.7	84.2
35-39	5,459	2,676	2,783	5,007	2,584	2,423	91.7	96.6	87.1
40-49	10,848	5,230	5,618	9,802	5,041	4,761	90.4	96.4	84.8
50-59	8,525	4,076	4,449	7,020	3,745	3,275	82.3	91.9	73.6
60~	8,394	3,694	4,701	3,214	1,830	1,384	38.3	49.5	29.4
計/Total (15~)	54,195	26,333	27,863	39,307	21,200	18,107	72.5	80.5	65.0
インドネシア ¹⁴⁾ /IDN									
15-19	22,439	11,586	10,853	7,918	4,700	3,219	35.3	40.6	29.7
20-24	19,019	9,264	9,755	12,975	7,739	5,236	68.2	83.5	53.7
25-29	20,783	10,407	10,376	15,737	10,002	5,736	75.7	96.1	55.3
30-34	21,064	10,530	10,533	16,245	10,291	5,954	77.1	97.7	56.5
35-39	18,559	9,222	9,337	14,759	9,036	5,723	79.5	98.0	61.3
40-44	17,042	8,732	8,310	13,933	8,554	5,379	81.8	98.0	64.7
45-49	14,004	7,032	6,972	11,395	6,864	4,531	81.4	97.6	65.0
50-54	11,987	6,067	5,920	9,468	5,792	3,676	79.0	95.5	62.1
55-59	8,568	4,347	4,221	6,327	3,859	2,468	73.9	88.8	58.5
60-64	6,148	3,088	3,060	3,911	2,476	1,435	63.6	80.2	46.9
65~	12,144	5,436	6,708	4,700	2,939	1,760	38.7	54.1	26.2
15-64	159,612	80,275	79,337	112,671	69,312	43,359	70.6	86.3	54.7
計/Total (15~)	171,756	85,711	86,045	119,399	72,260	47,140	69.5	84.3	54.8

12) シンガポール労働省「労働力調査」と統計局「人口統計」による。国籍保有者・永住権保有者を対象。永住権を持たない外国人を含まない。労働力人口、労働力率は2011年6月値。

13) タイ統計局「労働力調査」2011年第4四半期の値。

14) インドネシア統計局「労働力調査」2011年8月の値(労働力調査は年2回、2月と8月に実施)。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2011年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2011 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
フィリピン ¹⁵⁾ /PHL									
10-14	11,798	6,039	5,759	—	—	—	—	—	—
15-19	10,510	5,300	5,211	3,286	2,055	1,231	31.3	38.8	23.6
20-24	7,702	3,976	3,726	4,990	3,077	1,913	64.8	77.4	51.3
25-29	7,162	3,646	3,515	5,282	3,365	1,917	73.7	92.3	54.5
30-34	6,811	3,333	3,478	5,091	3,174	1,917	74.7	95.2	55.1
35-39	5,468	2,741	2,728	4,260	2,634	1,626	77.9	96.1	59.6
40-44	5,421	2,693	2,728	4,304	2,578	1,726	79.4	95.7	63.2
45-49	4,467	2,243	2,224	3,589	2,132	1,458	80.3	95.0	65.5
50-54	3,863	1,909	1,954	3,000	1,751	1,249	77.6	91.7	63.9
55-59	3,013	1,506	1,507	2,200	1,297	903	73.0	86.1	59.9
60-64	2,238	1,069	1,169	1,366	785	581	61.0	73.4	49.6
65~	4,037	1,797	2,241	1,525	881	644	37.8	49.0	28.7
15-64	56,655	28,416	28,240	37,368	22,848	14,521	66.0	80.4	51.4
計/Total (15~)	60,692	30,213	30,481	38,893	23,729	15,164	64.1	78.5	49.7
計/Total (10~)	72,492	36,254	36,238	—	—	—	—	—	—
オーストラリア ¹⁶⁾ /AUS									
15-19	1,496	766	730	833	412	421	55.7	53.8	57.7
20-24	1,661	848	813	1,327	704	623	79.9	83.0	76.6
25-29	1,697	857	840	1,423	785	639	83.9	91.6	76.0
30-34	1,571	784	787	1,286	723	563	81.8	92.2	71.5
35-39	1,586	787	800	1,312	728	585	82.7	92.5	73.1
40-44	1,592	789	803	1,334	712	622	83.8	90.3	77.4
45-49	1,561	774	788	1,320	692	628	84.6	89.5	79.7
50-54	1,499	739	760	1,227	646	580	81.8	87.4	76.4
55-59	1,351	668	684	985	539	446	72.9	80.7	65.2
60-64	1,242	616	625	655	381	274	52.8	61.8	43.9
65-69	962	477	485	245	157	88	25.5	32.9	18.1
70~	2,159	959	1,200	103	73	30	4.8	7.7	2.5
15-64	15,256	7,629	7,628	11,702	6,323	5,379	76.7	82.9	70.5
65~	3,120	1,435	1,685	348	230	118	11.2	16.1	7.0
計/Total (15~)	18,377	9,064	9,313	12,050	6,553	5,497	65.6	72.3	59.0

15) フィリピン統計局「労働力調査」。軍人を除く。2010年の数値。

16) オーストラリア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の居住国民を対象。軍人は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
ニュージーランド ¹⁷⁾ /NZL									
15-19	316	162	154	144	75	70	45.6	46.1	45.1
20-24	323	165	157	241	131	110	74.6	79.3	69.7
25-29	292	145	147	238	129	108	81.4	89.2	73.6
30-34	271	130	141	224	121	104	82.7	92.7	73.4
35-39	289	137	152	238	127	111	82.4	92.8	73.1
40-44	311	148	163	267	137	130	85.8	92.6	79.7
45-49	318	153	165	279	142	137	87.8	92.7	83.2
50-54	298	145	153	258	132	126	86.8	91.1	82.7
55-59	257	126	131	212	110	102	82.5	87.1	78.1
60-64	236	115	120	163	90	73	69.3	78.2	60.9
65-69	180	88	92	70	41	29	38.8	46.8	31.1
70-74	143	69	74	25	15	10	17.7	22.3	13.4
75～	232	103	130	10	8	3	4.4	7.3	2.2
15-64	2,910	1,427	1,483	2,265	1,194	1,071	77.8	83.7	72.2
65～	555	259	296	105	64	41	19.0	24.7	14.0
計/Total (15～)	3,465	1,686	1,779	2,370	1,258	1,112	68.4	74.6	62.5
ブラジル ¹⁸⁾ /BRA									
15-19	16,936	8,559	8,377	8,025	4,727	3,298	47.4	55.2	39.4
20-24	16,498	8,248	8,250	12,939	7,260	5,679	78.4	88.0	68.8
25-29	16,473	8,062	8,411	13,781	7,586	6,196	83.7	94.1	73.7
30-34	15,060	7,239	7,821	12,759	6,885	5,874	84.7	95.1	75.1
35-39	13,836	6,621	7,215	11,682	6,295	5,387	84.4	95.1	74.7
40-44	13,339	6,372	6,967	11,121	6,031	5,091	83.4	94.6	73.1
45-49	12,101	5,772	6,329	9,676	5,336	4,340	80.0	92.5	68.6
50-54	10,686	4,953	5,733	7,815	4,316	3,498	73.1	87.2	61.0
55-59	8,720	4,067	4,653	5,394	3,157	2,237	61.9	77.6	48.1
60-64	6,648	3,079	3,569	3,134	1,966	1,167	47.1	63.9	32.7
70～	9,746	4,095	5,651	1,584	1,048	536	16.3	25.6	9.5
15-64	130,297	62,971	67,326	96,325	53,560	42,766	73.9	85.1	63.5
65～	15,088	6,536	8,552	3,357	2,195	1,161	22.2	33.6	13.6
計/Total (15～)	145,385	69,507	75,879	99,682	55,755	43,927	68.6	80.2	57.9

17) ニュージーランド統計局「労働力調査」による。軍人、施設人口は含まない。

18) ブラジル統計局「労働力調査(サンプル調査)」による。7大都市圏(レシフェ、サルヴァドール、ベロオリゾンテ、リオデジャネイロ、サンパウロ、ポルトアレグレ、クリチバ)を対象。2009年の数値。注釈はブラジル統計局ウェブサイトによる。

2 人口・労働力人口

第2-12表 就業率（15～64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	69.2	68.9	69.3	70.0	70.7	70.7	70.0	70.1	70.3
アメリカ ¹⁾	USA	72.5	74.1	71.5	72.0	71.8	70.9	67.6	66.7	66.6
カナダ	CAN	67.5	70.9	72.4	72.8	73.5	73.6	71.5	71.5	72.0
イギリス ¹⁾	GBR	69.2	72.2	72.7	72.6	72.4	72.7	70.6	70.3	70.4
ドイツ	DEU	64.6	65.6	65.5	67.2	69.0	70.2	70.4	71.2	72.6
フランス	FRA	59.5	61.7	63.7	63.6	64.3	64.8	64.0	63.8	63.8
イタリア	ITA	51.2	53.9	57.5	58.4	58.7	58.7	57.5	56.9	56.9
オランダ	NLD	65.1	72.1	71.5	72.5	74.4	75.9	75.6	74.7	74.9
ベルギー	BEL	56.3	60.9	61.1	61.0	62.0	62.4	61.6	62.0	61.9
ルクセンブルク	LUX	58.5	62.7	63.6	63.6	64.2	63.4	65.2	65.2	64.6
デンマーク	DNK	73.9	76.4	75.9	77.4	77.0	77.9	75.3	73.3	73.1
スウェーデン ¹⁾	SWE	72.2	74.3	74.0	74.6	75.7	75.8	72.3	72.7	74.1
フィンランド	FIN	61.9	67.5	68.5	69.6	70.5	71.3	68.4	68.3	69.2
ノルウェー ¹⁾	NOR	73.5	77.9	75.2	75.5	76.9	78.1	76.5	75.4	75.3
EU-15 ²⁾		60.4	63.6	65.5	66.3	67.1	67.4	65.9	65.6	65.7
ロシア	RUS	64.0	62.9	65.7	66.6	68.4	68.7	66.9	67.4	67.8
韓国	KOR	63.5	61.5	63.7	63.8	63.9	63.8	62.9	63.3	63.9
オーストラリア	AUS	67.7	69.3	71.5	72.2	72.9	73.2	72.0	72.4	72.7
ニュージーランド	NZL	69.7	70.4	74.3	74.9	75.2	74.7	72.9	72.3	72.6

(男性/Male)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	81.9	80.9	80.4	81.0	81.7	81.6	80.2	80.0	80.2
アメリカ ¹⁾	USA	79.5	80.6	77.6	78.1	77.8	76.4	72.0	71.1	71.4
カナダ	CAN	73.4	76.2	76.6	76.7	77.1	77.2	73.9	74.2	75.0
イギリス ¹⁾	GBR	76.1	78.9	78.8	78.5	78.6	78.6	75.7	75.3	75.5
ドイツ	DEU	73.7	72.9	71.4	72.8	74.7	75.9	75.5	76.1	77.4
フランス	FRA	67.3	68.8	69.1	68.9	69.1	69.5	68.3	68.1	68.1
イタリア	ITA	67.0	68.2	69.7	70.5	70.7	70.3	68.6	67.7	67.5
オランダ	NLD	76.0	81.2	78.7	79.5	81.1	82.4	81.5	80.0	79.8
ベルギー	BEL	66.9	69.8	68.3	67.9	68.7	68.6	67.2	67.4	67.1
ルクセンブルク	LUX	74.3	75.0	73.3	72.6	72.3	71.5	73.2	73.1	72.1
デンマーク	DNK	80.7	80.7	79.8	81.2	80.8	81.6	78.0	75.6	75.9
スウェーデン ¹⁾	SWE	73.5	76.3	76.2	77.1	78.2	78.3	74.2	75.0	76.3
フィンランド	FIN	64.8	70.5	70.5	71.8	72.4	73.4	68.9	69.7	70.9
ノルウェー ¹⁾	NOR	78.1	81.7	78.3	78.6	79.7	80.6	78.4	77.4	77.2
EU-15 ²⁾		70.9	73.0	73.2	73.8	74.5	74.5	72.1	71.6	71.5
ロシア	RUS	69.3	67.2	69.2	69.8	71.9	73.0	70.7	71.6	72.2
韓国	KOR	76.8	73.1	75.0	74.6	74.7	74.4	73.6	73.9	74.5
オーストラリア	AUS	76.4	77.1	78.5	78.8	79.6	79.7	77.8	78.6	78.7
ニュージーランド	NZL	78.2	77.9	81.3	81.9	81.9	80.9	78.6	78.2	78.2

(女性/Female)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	56.4	56.7	58.1	58.8	59.5	59.7	59.8	60.1	60.3
アメリカ ¹⁾	USA	65.8	67.8	65.6	66.1	65.9	65.5	63.4	62.4	62.0
カナダ	CAN	61.6	65.6	68.2	68.8	69.9	70.1	69.0	68.8	68.9
イギリス ¹⁾	GBR	62.5	65.6	66.6	66.8	66.3	66.8	65.6	65.3	65.3
ドイツ	DEU	55.3	58.1	59.6	61.4	63.2	64.3	65.2	66.1	67.7
フランス	FRA	52.0	54.8	58.4	58.6	59.6	60.2	59.9	59.7	59.7
イタリア	ITA	35.4	39.6	45.3	46.3	46.6	47.2	46.4	46.1	46.5
オランダ	NLD	53.9	62.7	64.1	65.4	67.5	69.3	69.6	69.4	69.9
ベルギー	BEL	45.4	51.9	53.8	54.0	55.3	56.2	56.0	56.5	56.7
ルクセンブルク	LUX	42.2	50.0	53.7	54.6	56.1	55.1	57.0	57.2	56.9
デンマーク	DNK	67.0	72.1	71.9	73.4	73.2	74.1	72.7	71.1	70.4
スウェーデン ¹⁾	SWE	70.9	72.2	71.8	72.1	73.2	73.2	70.2	70.3	71.9
フィンランド	FIN	59.0	64.5	66.5	67.3	68.5	69.0	67.9	66.9	67.5
ノルウェー ¹⁾	NOR	68.8	74.0	72.0	72.3	74.0	75.4	74.4	73.3	73.4
EU-15 ²⁾		49.9	54.3	57.7	58.7	59.6	60.3	59.7	59.7	60.0
ロシア	RUS	59.0	58.9	62.5	63.6	65.2	64.8	63.4	63.5	63.8
韓国	KOR	50.5	50.0	52.5	53.1	53.2	53.2	52.2	52.6	53.1
オーストラリア	AUS	59.0	61.4	64.6	65.5	66.1	66.7	66.3	66.2	66.7
ニュージーランド	NZL	61.3	63.2	67.6	68.2	68.7	68.7	67.4	66.7	67.2

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2012年7月現在

(注) 1) 16～64歳の値。

2) EU-15は、凡例6(p.4)を参照のこと。

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(2011年)

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2011

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
日本/JPN	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	5,740	2,940	2,800	750	360	390	13.1	12.2	13.9
20-24	6,280	3,220	3,070	3,960	1,980	1,970	63.1	61.5	64.2
25-29	7,020	3,600	3,420	5,620	3,140	2,490	80.1	87.2	72.8
30-34	7,670	3,890	3,770	5,970	3,550	2,420	77.8	91.3	64.2
35-39	9,200	4,660	4,540	7,220	4,320	2,900	78.5	92.7	63.9
40-44	8,690	4,380	4,310	7,000	4,070	2,930	80.6	92.9	68.0
45-49	7,600	3,820	3,780	6,300	3,550	2,760	83.0	92.9	73.0
50-54	7,210	3,600	3,610	5,850	3,310	2,540	81.1	91.9	70.4
55-59	7,890	3,900	3,980	5,930	3,450	2,470	75.2	88.5	62.1
60-64	9,990	4,880	5,110	5,720	3,460	2,260	57.3	70.9	44.2
65-69	7,520	3,590	3,940	2,730	1,660	1,060	36.3	46.2	26.9
70-74	6,790	3,160	3,630	1,550	950	600	22.8	30.1	16.5
75~	13,920	5,340	8,580	1,160	720	450	8.3	13.5	5.2
15-64	77,290	38,890	38,400	54,330	31,210	23,120	70.3	80.3	60.2
65~	28,230	12,080	16,150	5,440	3,330	2,110	19.3	27.6	13.1
計/Total(15~)	105,520	50,970	54,550	59,770	34,540	25,230	56.6	67.8	46.3
アメリカ/USA									
16-19	16,775	8,582	8,193	4,327	2,108	2,219	25.8	24.6	27.1
20-24	21,423	10,844	10,579	13,035	6,826	6,209	60.8	62.9	58.7
25-29	21,119	10,666	10,453	15,379	8,347	7,032	72.8	78.3	67.3
30-34	20,245	10,045	10,200	15,158	8,327	6,831	74.9	82.9	67.0
35-39	19,022	9,373	9,649	14,512	7,949	6,563	76.3	84.8	68.0
40-44	20,477	10,073	10,404	15,758	8,421	7,337	77.0	83.6	70.5
45-49	21,788	10,682	11,106	16,594	8,695	7,899	76.2	81.4	71.1
50-54	22,054	10,770	11,284	16,272	8,418	7,854	73.8	78.2	69.6
55-59	19,670	9,524	10,146	13,389	6,932	6,457	68.1	72.8	63.6
60-64	17,317	8,286	9,031	8,796	4,536	4,260	50.8	54.7	47.2
65-69	12,546	5,912	6,634	3,750	2,056	1,694	29.9	34.8	25.5
70-74	9,310	4,272	5,038	1,639	955	684	17.6	22.4	13.6
75~	17,873	7,290	10,583	1,258	719	539	7.0	9.9	5.1
16-64	199,890	98,845	101,045	133,220	70,559	62,661	66.6	71.4	62.0
65~	39,729	17,474	22,255	6,647	3,730	2,917	16.7	21.3	13.1
計/Total(16~)	239,619	116,319	123,300	139,867	74,289	65,578	58.4	63.9	53.2
カナダ/CAN									
15-19	2,134	1,091	1,043	879	422	458	41.2	38.7	43.9
20-24	2,324	1,186	1,138	1,591	818	773	68.5	69.0	67.9
25-29	2,354	1,188	1,167	1,846	969	877	78.4	81.5	75.2
30-34	2,290	1,138	1,152	1,863	981	882	81.3	86.2	76.6
35-39	2,211	1,106	1,105	1,810	964	846	81.9	87.1	76.6
40-44	2,365	1,182	1,183	1,954	1,021	933	82.6	86.4	78.8
45-49	2,648	1,318	1,329	2,179	1,117	1,062	82.3	84.7	79.9
50-54	2,665	1,337	1,328	2,120	1,113	1,007	79.6	83.2	75.9
55-59	2,316	1,140	1,176	1,585	824	761	68.4	72.3	64.7
60-64	2,004	980	1,023	950	524	425	47.4	53.5	41.6
65-69	1,510	732	778	341	205	135	22.6	28.1	17.4
70-74	1,136	527	609	117	78	39	10.3	14.7	6.4
75~	2,032	864	1,168	72	50	22	3.6	5.8	1.9
15-64	23,311	11,667	11,644	16,776	8,752	8,024	72.0	75.0	68.9
65~	4,677	2,122	2,555	530	333	197	11.3	15.7	7.7
計/Total(15~)	27,988	13,789	14,199	17,306	9,085	8,221	61.8	65.9	57.9

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
イギリス/GBR									
16-19	3,054	1,560	1,494	1,012	484	528	33.1	31.0	35.3
20-24	4,266	2,165	2,101	2,658	1,419	1,239	62.3	65.5	59.0
25-29	4,337	2,206	2,131	3,347	1,824	1,523	77.2	82.7	71.5
30-34	3,947	1,980	1,967	3,147	1,728	1,419	79.7	87.3	72.1
35-39	4,056	2,013	2,043	3,232	1,762	1,470	79.7	87.5	72.0
40-44	4,568	2,261	2,307	3,736	1,987	1,749	81.8	87.9	75.8
45-49	4,589	2,252	2,337	3,771	1,948	1,823	82.2	86.5	78.0
50-54	4,057	1,998	2,059	3,234	1,656	1,578	79.7	82.9	76.6
55-59	3,562	1,751	1,811	2,485	1,296	1,189	69.8	74.0	65.7
60-64	3,725	1,812	1,913	1,653	999	654	44.4	55.1	34.2
65-69	3,005	1,447	1,558	590	337	253	19.6	23.3	16.2
70-74	2,429	1,144	1,285	194	122	72	8.0	10.7	5.6
75~	4,561	1,909	2,652	100	77	23	2.2	4.0	0.9
16-64	40,161	19,998	20,163	28,275	15,103	13,172	70.4	75.5	65.3
65~	9,995	4,500	5,495	884	536	348	8.8	11.9	6.3
計/Total (16~)	50,156	24,498	25,658	29,159	15,639	13,520	58.1	63.8	52.7
ドイツ/DEU									
15-19	4,124	2,128	1,996	1,136	634	502	27.5	29.8	25.2
20-24	4,946	2,531	2,415	3,235	1,703	1,532	65.4	67.3	63.4
25-29	4,917	2,492	2,425	3,808	1,998	1,810	77.4	80.2	74.6
30-34	4,880	2,464	2,416	3,985	2,175	1,810	81.7	88.3	74.9
35-39	4,859	2,441	2,418	4,046	2,204	1,842	83.3	90.3	76.2
40-44	6,533	3,333	3,200	5,608	3,022	2,586	85.8	90.7	80.8
45-49	6,916	3,515	3,401	5,889	3,143	2,746	85.2	89.4	80.7
50-54	6,246	3,107	3,139	5,117	2,684	2,433	81.9	86.4	77.5
55-59	5,496	2,696	2,800	4,055	2,158	1,897	73.8	80.0	67.8
60-64	4,857	2,395	2,462	2,145	1,251	894	44.2	52.2	36.3
65-69	4,237	2,045	2,192	426	263	163	10.1	12.9	7.4
70-74	5,065	2,335	2,730	235	150	85	4.6	6.4	3.1
75~	7,204	2,858	4,346	99	64	35	1.4	2.2	0.8
15-64	53,774	27,102	26,672	39,024	20,972	18,052	72.6	77.4	67.7
65~	16,506	7,238	9,268	760	477	283	4.6	6.6	3.1
計/Total (15~)	70,280	34,340	35,940	39,784	21,449	18,335	56.6	62.5	51.0
フランス/FRA									
15-19	3,628	1,843	1,785	383	236	147	10.6	12.8	8.3
20-24	3,795	1,890	1,905	1,837	991	845	48.4	52.5	44.4
25-29	3,834	1,890	1,944	2,912	1,534	1,378	76.0	81.2	70.9
30-34	3,857	1,901	1,956	3,088	1,654	1,434	80.1	87.0	73.3
35-39	4,140	2,052	2,088	3,424	1,825	1,600	82.7	88.9	76.6
40-44	4,290	2,112	2,178	3,596	1,868	1,728	83.8	88.4	79.4
45-49	4,334	2,123	2,212	3,661	1,882	1,780	84.5	88.6	80.5
50-54	4,167	2,024	2,143	3,343	1,727	1,616	80.2	85.3	75.4
55-59	4,017	1,939	2,078	2,566	1,308	1,258	63.9	67.4	60.5
60-64	3,992	1,921	2,070	751	391	360	18.8	20.4	17.4
65-69	2,729	1,293	1,436	144	81	62	5.3	6.3	4.3
70-74	2,298	1,043	1,255	38	24	14	1.6	2.3	1.1
75~	5,170	1,988	3,182	20	14	6	0.4	0.7	0.2
15-64	40,054	19,696	20,358	25,562	13,416	12,147	63.8	68.1	59.7
65~	10,196	4,323	5,873	202	119	82	2.0	2.8	1.4
計/Total (15~)	50,250	24,019	26,231	25,764	13,535	12,229	51.3	56.4	46.6

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2011年）（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 20101(cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
イタリア/ITA	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	2,928	1,507	1,421	118	79	39	4.0	5.2	2.7
20-24	3,128	1,594	1,534	1,057	637	420	33.8	40.0	27.4
25-29	3,446	1,728	1,718	2,027	1,154	873	58.8	66.8	50.8
30-34	4,035	2,027	2,008	2,855	1,665	1,190	70.8	82.1	59.3
35-39	4,765	2,390	2,375	3,555	2,068	1,487	74.6	86.5	62.6
40-44	4,930	2,464	2,466	3,678	2,158	1,520	74.6	87.6	61.6
45-49	4,790	2,375	2,415	3,523	2,070	1,453	73.5	87.2	60.2
50-54	4,145	2,035	2,110	2,929	1,739	1,190	70.7	85.5	56.4
55-59	3,719	1,810	1,909	2,056	1,220	836	55.3	67.4	43.8
60-64	3,774	1,825	1,949	787	538	249	20.9	29.5	12.8
65-69	3,065	1,453	1,612	231	167	64	7.5	11.5	4.0
70-74	3,076	1,411	1,665	100	82	18	3.3	5.8	1.1
75~	6,020	2,311	3,709	53	43	10	0.9	1.9	0.3
15-64	39,660	19,755	19,905	22,585	13,328	9,257	56.9	67.5	46.5
65~	12,161	5,175	6,986	384	292	92	3.2	5.6	1.3
計/Total (15~)	51,821	24,930	26,891	22,969	13,620	9,349	44.3	54.6	34.8
オランダ/NLD									
15-19	991	506	485	529	264	265	53.4	52.2	54.6
20-24	1,020	514	506	749	376	373	73.4	73.2	73.7
25-29	987	493	494	831	424	407	84.2	86.0	82.4
30-34	993	494	499	859	449	410	86.5	90.9	82.2
35-39	1,084	540	544	927	492	435	85.5	91.1	80.0
40-44	1,277	642	635	1,077	579	498	84.3	90.2	78.4
45-49	1,284	647	637	1,092	589	503	85.0	91.0	79.0
50-54	1,195	599	596	956	520	436	80.0	86.8	73.2
55-59	1,087	544	543	783	447	336	72.0	82.2	61.9
60-64	1,077	539	538	431	265	166	40.0	49.2	30.9
65-69	825	408	417	94	65	29	11.4	15.9	7.0
70~	1,702	730	972	43	31	12	2.5	4.2	1.2
15-64	10,995	5,518	5,477	8,234	4,405	3,829	74.9	79.8	69.9
65~	2,527	1,138	1,389	137	96	41	5.4	8.4	3.0
計/Total (15~)	13,522	6,656	6,866	8,371	4,501	3,870	61.9	67.6	56.4
スウェーデン/SWE									
16-19	603	310	293	122	55	67	20.3	17.9	22.8
20-24	642	328	314	381	199	181	59.3	60.8	57.8
25-29	588	303	286	459	245	214	78.0	81.0	74.8
30-34	583	298	285	501	267	234	85.8	89.6	81.9
35-39	630	320	310	553	296	258	87.9	92.4	83.2
40-44	649	329	319	577	299	277	88.9	90.9	86.8
45-49	654	333	321	574	299	275	87.9	89.8	85.8
50-54	585	296	289	508	261	247	87.0	88.4	85.5
55-59	573	288	285	470	241	229	82.1	83.7	80.4
60-64	606	302	304	384	206	178	63.4	68.4	58.5
65-69	567	282	285	88	57	31	15.5	20.0	11.0
70-74	395	190	205	26	18	8	6.5	9.2	3.9
75~	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16-64	6,111	3,106	3,005	4,529	2,369	2,160	74.1	76.3	71.9
65-74	963	473	490	113	74	39	11.8	15.7	8.0
計/Total (16-74)	7,073	3,578	3,495	4,642	2,444	2,199	65.6	68.3	62.9

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
韓国/KOR	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	3,348	1,746	1,602	227	96	130	6.8	5.5	8.1
20-24	2,667	1,148	1,520	1,160	427	733	43.5	37.2	48.2
25-29	3,573	1,825	1,749	2,492	1,307	1,185	69.7	71.6	67.8
30-34	3,885	1,992	1,893	2,759	1,751	1,007	71.0	87.9	53.2
35-39	4,133	2,113	2,020	3,028	1,936	1,092	73.3	91.6	54.1
40-44	4,261	2,157	2,104	3,339	1,988	1,351	78.4	92.2	64.2
45-49	4,171	2,113	2,059	3,271	1,921	1,351	78.4	90.9	65.6
50-54	4,050	2,030	2,020	3,027	1,791	1,236	74.7	88.2	61.2
55-59	3,051	1,519	1,531	2,056	1,241	815	67.4	81.7	53.2
60-64	2,289	1,120	1,169	1,262	779	483	55.1	69.6	41.3
65-69	1,891	869	1,022	775	453	321	41.0	52.2	31.4
70-74	1,635	702	933	524	293	231	32.0	41.7	24.7
75~	2,098	743	1,355	325	169	156	15.5	22.8	11.5
15-64	35,428	17,762	17,666	22,621	13,238	9,383	63.9	74.5	53.1
65~	5,624	2,314	3,310	1,624	915	708	28.9	39.6	21.4
計/Total (15~)	41,052	20,076	20,976	24,244	14,153	10,091	59.1	70.5	48.1
オーストラリア/AUS	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	1,496	766	730	699	344	355	46.7	44.9	48.6
20-24	1,661	848	813	1,216	640	576	73.2	75.4	70.9
25-29	1,697	857	840	1,354	747	607	79.8	87.1	72.3
30-34	1,571	784	787	1,232	697	535	78.4	88.8	68.0
35-39	1,586	787	800	1,261	703	558	79.5	89.4	69.8
40-44	1,592	789	803	1,282	689	593	80.5	87.4	73.8
45-49	1,561	774	788	1,274	670	604	81.6	86.6	76.7
50-54	1,499	739	760	1,189	627	561	79.3	84.8	73.9
55-59	1,351	668	684	952	520	432	70.4	77.9	63.1
60-64	1,242	616	625	634	366	268	51.0	59.4	42.8
65-69	962	477	485	242	155	87	25.2	32.5	17.9
70~	2,159	959	1,200	102	73	30	4.7	7.6	2.5
15-64	15,256	7,629	7,628	11,091	6,004	5,088	72.7	78.7	66.7
65~	3,120	1,435	1,685	344	228	116	11.0	15.9	6.9
計/Total (15~)	18,377	9,064	9,313	11,436	6,231	5,204	62.2	68.7	55.9
ニュージーランド/NZL	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	316	162	154	107	54	53	33.9	33.1	34.7
20-24	323	165	157	211	114	97	65.5	69.2	61.6
25-29	292	145	147	222	121	101	75.9	83.7	68.3
30-34	271	130	141	213	115	98	78.4	88.5	69.1
35-39	289	137	152	227	122	105	78.5	88.9	69.1
40-44	311	148	163	254	132	122	81.7	89.1	74.9
45-49	318	153	165	267	137	130	83.9	89.0	79.1
50-54	298	145	153	249	127	122	83.5	87.7	79.6
55-59	257	126	131	204	106	99	79.6	84.2	75.2
60-64	236	115	120	158	88	71	67.2	75.8	59.0
65-69	180	88	92	68	40	28	38.1	46.0	30.6
70-74	143	69	74	25	15	10	17.4	21.9	13.3
75~	232	103	130	10	7	3	4.3	7.2	2.1
15-64	2,910	1,427	1,483	2,112	1,115	997	72.6	78.2	67.2
65~	555	259	296	103	63	41	18.6	24.2	13.8
計/Total (15~)	3,465	1,686	1,779	2,215	1,178	1,038	63.9	69.9	58.3

資料出所 日本：総務省統計局(2012.1)「労働力調査(岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果)」
 その他：OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2012年8月現在

2 人口・労働力人口

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

		(千人/thousands)									
国 Country	2000 年/Year	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
(外国人人口/foreign population)											
日本 ¹⁾	JPN	1,686	1,915	1,974	2,012	2,085	2,153	2,217	2,186	2,134	2,079
ドイツ ²⁾	DEU	7,297	7,335	6,717	6,756	6,751	6,745	6,728	6,695	6,754	6,931
フランス ³⁾	FRA	—	—	—	3,501	3,542	3,571	3,603	—	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	2,342	2,742	2,857	3,035	3,392	3,824	4,186	4,348	4,524	—
アメリカ ⁵⁾	USA	17,758	20,634	21,116	21,707	21,775	22,741	22,214	21,274	21,581	—
韓国 ⁶⁾	KOR	210	438	469	485	631	766	854	871	919	982
シンガポール ⁷⁾	SGP	755	748	753	798	876	1,006	1,197	1,254	1,305	1,394

		(%)									
国 Country	2000 年/Year	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
(外国人人口割合/% of total population)											
日本	JPN	1.3	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
ドイツ	DEU	8.9	8.9	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.5
フランス	FRA	—	—	—	5.7	5.9	6.0	6.0	—	—	—
イギリス	GBR	4.0	4.6	4.8	5.0	5.6	6.3	6.8	7.0	—	—
アメリカ	USA	6.3	7.1	7.2	7.3	7.3	7.5	7.3	6.9	7.0	—
韓国	KOR	0.4	0.9	1.0	1.0	1.3	1.6	1.8	1.8	1.9	1.9
シンガポール ⁷⁾	SGP	18.7	18.2	18.1	18.7	19.9	21.9	24.7	25.1	25.7	26.9

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 90日以上滞在し、外国人登録をした者の数。

資料出所:法務省入国管理局

2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は、在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*

3) 海外県を除くフランス本土の外国人総数。いわゆる étrangers を指す。これとは別に、immigrés (外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仏国籍取得者を含むもの) の概念も使われることがあり、2008年で5,237千人である。

資料出所:INSEE, *Résultats du recensement de la population, Bilan démographique 2010,**Enquêtes annuelles de recensement de 2004 à 2006*

4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住登録者数)。2004年以降は、新たな加重システムを活用して測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:UK Home Office, OECD International Migration Database

5) 外国生まれの外国籍保有者。Current Population Surveyによる補完推計値。参考として、2010年における外国生まれの人口は39,917千人。

資料出所:U.S. Census Bureau, OECD International Migration Database

6) 90日以上韓国に滞在している登録された外国人。2003年における大幅な増加は、主に2003年半ばに実施された合法化措置による。在外同胞(2009年は83,825人)を除く数値。

資料出所:韓国法務部「出入国管理統計年報」、総人口:韓国統計情報

7) 外国人人口には、永住権を保有する者は含まれない。永住権保持者は2011年で53.2万人。2003年以降は、12か月以上シンガポールを離れているものは総人口から除外されている。

資料出所:Department of Statistics

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）¹⁾
 Table 2-15: Inflow of foreign workers

国		(千人/thousands)									
Country	2000年/Year	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ²⁾	JPN	129.9	155.8	158.9	125.4	81.4	77.9	72.1	57.1	52.5	51.7
ドイツ ³⁾	DEU	101.1	90.2	79.8	67.1	53.1	53.1	40.2	36.7	39.8	—
フランス ⁴⁾	FRA	14.4	17.5	17.6	19.8	21.5	27.5	33.7	28.0	—	—
(恒久的) ^{a)}		(6.9)	(7.4)	(7.6)	(9.4)	(10.9)	(17.6)	(23.8)	(22.5)	—	—
(一時的) ^{b)}		(7.5)	(10.1)	(10.0)	(10.4)	(10.7)	(9.9)	(9.9)	(5.5)	—	—
イギリス ⁵⁾	GBR	64.7	90.2	96.0	103.8	118.7	116.1	95.4	71.1	67.5	57.1
アメリカ ⁶⁾	USA										
(永住) ^{c)}		106.6	81.7	155.3	246.9	159.1	162.2	166.5	144.0	148.3	139.3
(一時滞在) ^{d)}		186.9	160.5	190.7	180.6	192.6	217.4	199.3	166.6	171.8	185.6

a) Permanent workers; b) Temporary workers; c) Permanent resident status; employment-based; d) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。

資料出所: 法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。

資料出所: 連邦雇用エージェンシー

4) 新規の労働許可取得者。上段は恒久的労働者と一時的労働者の合計。

資料出所: French Office for Immigration and Integration(OFIGI), OECD *International Migration Outlook 2012*

5) 労働許可付与者。2002年以降は、高度人材移民プログラム(HSMP, 2002年1月開始)を含むが、2008年で終了。2009年以降は技能労働者(Tier2)に高度技能労働者(Tier1)の国外取得分を加えたもので、以前の集計方法と異なるため厳密には接続しない(参考: Tier1のうち国内在住者に対する許可件数は2010年…54,766件, 2011年…66,296件)。

資料出所: John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD* 各年版

6) 永住: 永住目的で入国する者のうち、雇用査証を発給された者。

一時滞在: 一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者: 一時滞在査証(H, O, P, Q, R, NAFTAカテゴリー。ただし、H2A(農業季節労働)、H2B・H2R(その他サービス臨時労働)及びH3(研修)区分、家族構成者への発給数を除く。)の発給総数。

資料出所: Office of Immigration Statistics, Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), United States Department of State, *Reports of the VISA Office* (一時滞在)

2 人口・労働力人口

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		(千人/thousands)									
国 Country	2000 年/Year	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
(外国人労働者(ストック)/stock of foreign labour force)											
日本 ¹⁾	JPN	516	655	695	723	753	339	486	563	650	686
ドイツ ²⁾	DEU	3,546	3,703	3,701	3,823	3,852	3,874	3,893	3,289	—	—
フランス ³⁾	FRA	1,578	1,527	1,467	1,392	1,407	1,485	1,561	1,540	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	1,107	1,322	1,445	1,504	1,773	2,035	2,278	2,280	2,378	—
アメリカ ⁵⁾	USA	18,029	21,564	21,985	22,422	23,343	24,778	25,086	24,815	—	—
韓国 ⁶⁾	KOR	86	252	245	207	315	425	497	505	509	542
(Incl. illegal)		(235)	(815)	(324)	(302)	(404)	(512)	(569)	(566)	(563)	(599)
シンガポール ⁷⁾	SGR	686	606	609	—	713	832	1,012	1,044	1,089	1,157

		(%)									
国 Country	2000 年/Year	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)											
日本	JPN	0.8	1.0	1.0	1.1	1.1	0.5	0.8	0.9	1.0	1.1
ドイツ	DEU	8.8	9.4	9.1	9.3	9.3	9.4	9.4	9.4	—	—
フランス	FRA	6.0	5.7	5.5	5.2	5.2	5.4	5.6	5.8	—	—
イギリス	GBR	3.9	4.5	4.9	5.1	5.9	6.8	7.3	7.3	7.6	—
アメリカ	USA	12.9	14.8	15.1	15.2	15.6	16.3	16.4	16.2	—	—
韓国	KOR	0.4	1.1	1.0	0.9	1.3	1.8	2.0	2.1	2.1	2.2
(Incl. illegal)		(1.1)	(3.5)	(1.4)	(1.3)	(1.7)	(2.1)	(2.3)	(2.3)	(2.3)	(2.4)
シンガポール	SGR	29.4	26.2	26.0	—	27.5	30.7	34.4	34.5	34.7	35.7

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2006年以前は就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数。厚生労働省推計値。2007年以降は各年10月末現在の外国人雇用届出状況(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く)。

2) 労働・社会省推計。

3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。なお、2003年以降は、OECDにおいて推計方法が変更されたため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は、2004年以降、新たな加重システムを使用してデータを測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。

6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者及び産業研修生の合計)。2006年以前は短期在留者を除く。2003年の大幅な増加は、主に2003年半ばの合法化措置による。()内の数値は、不法残留者を含む。

資料出所:韓国法務部「出入国統計年報」

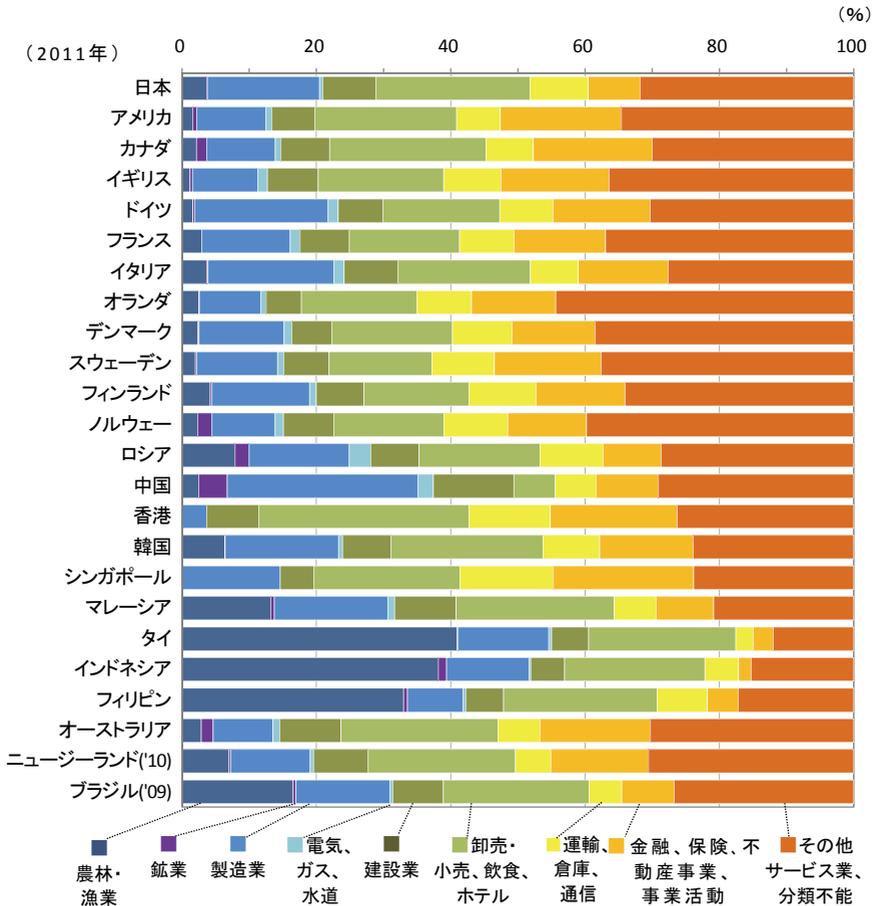
7) 外国人労働力人口には、永住権を保有する者は含まれない。2000年は2001年の数値。

資料出所:Ministry of Manpower, *Comprehensive Labour Force Survey*

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比



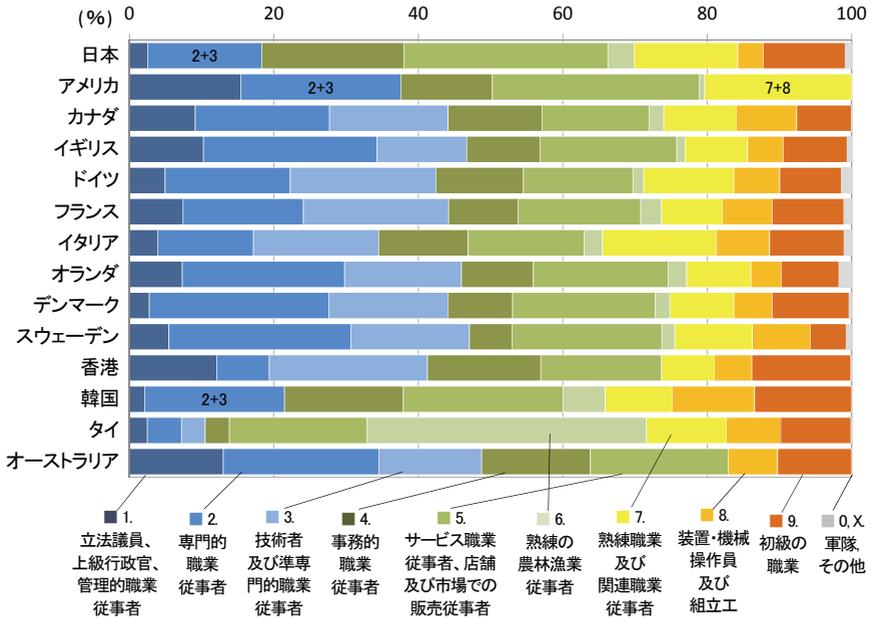
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業別構成比(2011年)」(p.97)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売、飲食、ホテル」「金融、保険、不動産事業、事業活動」「その他サービス業」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、タイ、インドネシア、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が3～4割程度となっている。

3 就業構造

3-2 就業者の職業別構成比（2011年）

（ISCO-88基準）

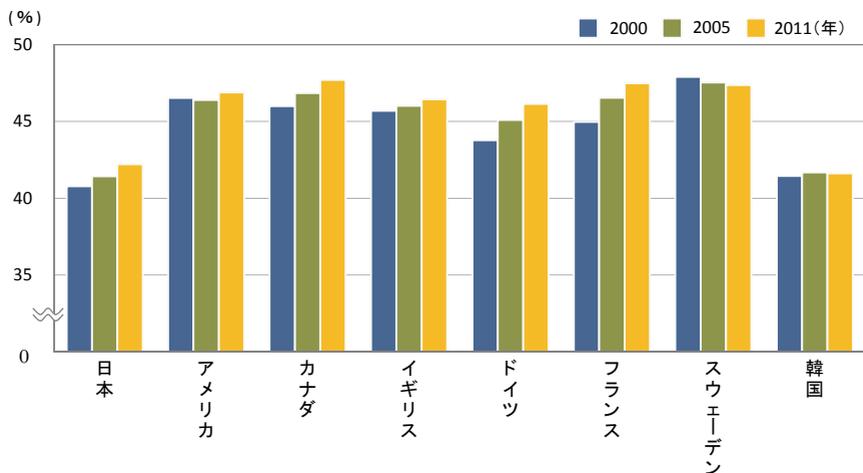


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比」(p.111)を参照。
 (注)カナダは2010年の値。

国際職業分類は1988年に改定となり、ISCO-88が導入されたが、従来の分類であるISCO-68分類に基づく国もあるので、本書では併記している。ISCO-68では各職業における仕事の特徴により職業を分類しているが、ISCO-88では各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。このため、両者の概念上の違いが大きく、単純比較は難しいことに留意が必要である。

日本は他国と比べて「事務的職業従事者」や「熟練の農林漁業従事者」の割合が大きい。一方で欧米・オセアニアの先進国では、「立法議員、上級行政官、管理的職業従事者」「専門的職業従事者」「技術者及び準専門的職業従事者」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3 就業者に占める女性の割合



▶グラフの具体的な数値は下の(参考)欄、資料出所は、「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.103)を参照。
(注)カナダの2011年は2010年の値。

就業者に占める女性の割合は、全体としてみれば2000年から2011年にかけて上昇傾向にある。ただし、スウェーデンは2000年時点で既に女性就業者の割合が高水準で、以降ほぼ横ばいの推移となっている。

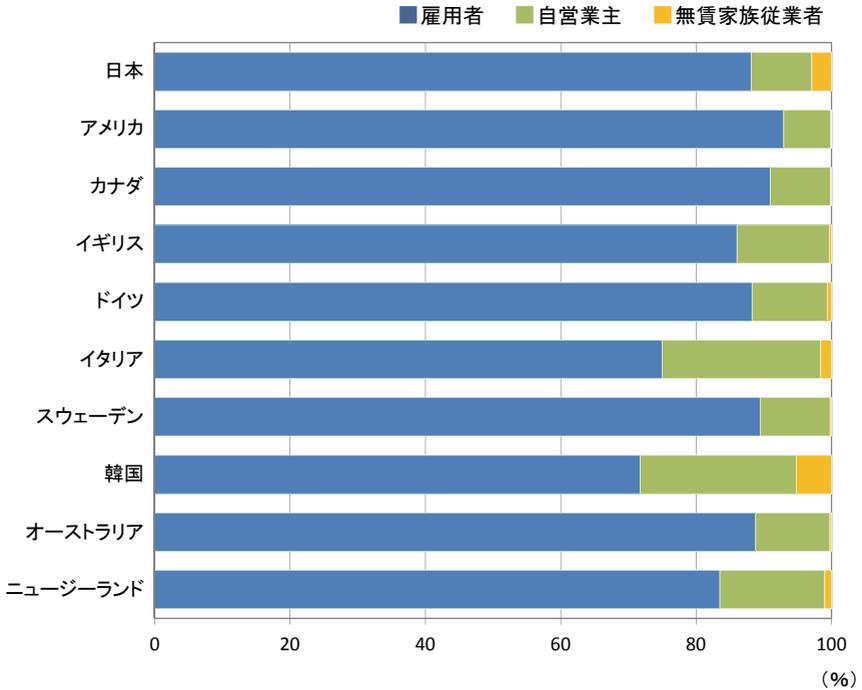
上のグラフをみると、日本と韓国は欧米先進国に比べて就業者に占める女性の割合が低いのがわかる。「2-5年年齢級別女性労働力率(p.53)」のように、日本においては、出産・育児等のために特定の階層で女性の労働力率が低下するというM字カーブが現在でもみられることが、ひとつの要因として挙げられる。

(参考) 就業者に占める女性の割合(%)

	2000	2005	2011 (年)
日本	40.8	41.4	42.2
アメリカ	46.5	46.4	46.9
カナダ	46.0	46.8	47.7
イギリス	45.7	46.0	46.4
ドイツ	43.8	45.1	46.1
フランス	45.0	46.5	47.5
スウェーデン	47.9	47.5	47.4
韓国	41.4	41.7	41.6

3 就業構造

3-4 就業者の従業上の地位別構成比（2011年）

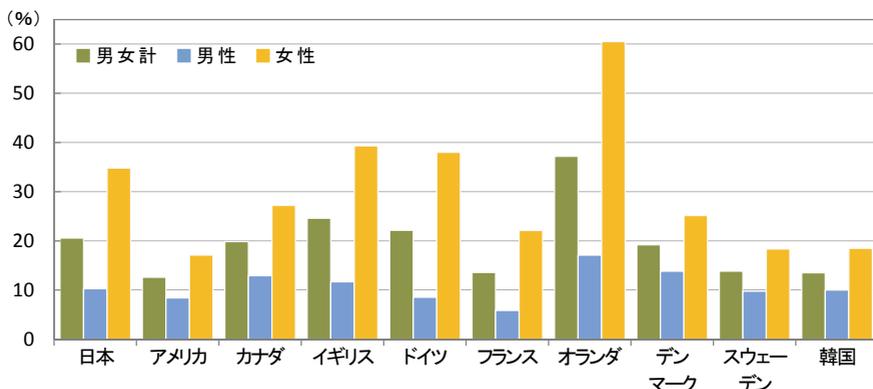


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-6表 従業上の地位別就業者数」(p.112)を参照。
(注) 日本は岩手県、宮城県及び福島県を除く。アメリカは2010年値。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇業者」、人を雇用していないにもかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇業者」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇業者」は7割強と他国に比べて低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇業者割合が8割を超えていたが、大まかにみれば、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇業者割合の大きい製造業へ、さらに雇業者割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合（2011年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.113)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2011年)を各国別・男女別に示したものである。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では、欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(37.2%)で、とりわけ女性の割合が6割と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱出に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法制化が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にある。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴って、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2011年における短時間労働者の割合は20.6%と、全体としてはオランダ、イギリス、ドイツを下回り、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準である。性別で見ると、女性の割合は3割を超えている。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		全産業 ¹⁾ All activities			農林漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011
日本 ²⁾	JPN	64,460	63,560	59,770	3,260	2,820	2,230
アメリカ ³⁾	USA	136,891	141,730	139,869	2,464	2,197	2,254
カナダ ⁴⁾	CAN	14,760	16,125	17,306	485	444	372
イギリス ⁵⁾	GBR	27,264	28,666	29,078	417	395	353
ドイツ	DEU	36,324	36,362	39,737	958	863	648
フランス	FRA	23,123	24,949	25,778	958	905	753
イタリア	ITA	20,930	22,563	22,967	1,095	947	850
オランダ	NLD	7,860	8,111	8,369	242	258	209
デンマーク ⁶⁾	DNK	2,716	2,752	2,703	99	88	65
スウェーデン ⁷⁾	SWE	4,125	4,347	4,642	120	99	93
フィンランド ⁸⁾	FIN	2,367	2,401	2,474	147	116	104
ノルウェー ⁹⁾	NOR	2,271	2,283	2,536	97	75	60
ロシア ¹⁰⁾	RUS	65,070	68,169	70,732	9,431	6,953	5,588
中国 ¹¹⁾	CHN	720,850	114,040	144,133	333,546	4,463	3,595
香港 ¹²⁾	HKG	3,207	3,337	3,576	9	9	—
韓国	KOR	21,156	22,856	24,244	2,243	1,813	1,542
シンガポール ¹³⁾	SGP	1,583	1,797	1,999	—	—	—
マレーシア	MYS	9,269	10,045	11,129	1,552	1,470	1,475
タイ ¹⁴⁾	THA	33,001	36,302	39,317	16,096	15,449	16,114
インドネシア ¹⁵⁾	IDN	89,838	94,948	111,282	40,677	41,814	42,475
フィリピン ¹⁶⁾	PHL	29,156	32,313	37,192	10,850	11,628	12,268
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	8,951	9,969	11,399	440	355	328
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	1,800	2,085	2,180	156	149	153
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	76,903	84,716	91,156	15,268	16,756	15,091

資料出所 日本:総務省(2012.1)「労働力調査(基本集計)」
 アメリカ:労働統計局“Employment & Earnings Online”2012年10月現在
 欧州:Eurostat Database(<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>)2012年9月現在
 上記以外のOECD諸国及びブラジル:OECD Database(<http://www.oecd-ilibrary.org/>)
 2012年9月現在
 ロシア:連邦国家統計局ウェブサイト(<http://www.gks.ru/>)2012年10月現在
 中国:国家統計局(2012.9)「中国統計年鑑2012」
 香港(2011年値):統計局(2012.12)「香港統計年刊2012」
 シンガポール:労働省ウェブサイト(<http://www.mom.gov.sg/>)2012年10月現在
 マレーシア:統計局ウェブサイト(<http://www.statistics.gov.my/>)2012年12月現在
 タイ(2011年値):統計局(2012.10) *Labour Force Suvvey 2012-Q3*
 インドネシア(2005年以降):統計局ウェブサイト(<http://www.bps.go.id/>)2012年12月現在
 フィリピン:雇用労働統計局(2012.12) *Philippine Industry Yearbook of Labour Statistics 2012*
 その他:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2012年9月現在

- (注) 1) 「全産業」には分類不能な経済活動を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。
 2) 2000年のホテル業は「その他サービス業」に含まれる。2011年は岩手、宮城及び福島県を除く。
 3) 16歳以上を対象。下水処理・衛生事業は「電気、ガス、水道業」に含まれる。
 4) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。
 5) 16歳以上を対象。
 6) 15歳から66歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。
 7) 15歳から74歳までを対象。2000年は16歳から64歳までを対象。

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing		
		2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011
		日本 ²⁾	JPN	50	30	30	13,210
アメリカ ³⁾	USA	475	624	817	19,644	16,253	14,336
カナダ ⁴⁾	CAN	159	215	271	2,326	2,290	1,760
イギリス ⁵⁾	GBR	99	108	103	4,619	3,780	2,836
ドイツ	DEU	146	122	99	8,630	8,017	7,898
フランス	FRA	46	42	—	4,336	4,010	3,398
イタリア	ITA	66	40	39	4,825	4,825	4,311
オランダ	NLD	12	8	7	1,095	1,057	766
デンマーク ⁶⁾	DNK	—	—	4	490	444	342
スウェーデン ⁷⁾	SWE	9	7	9	743	660	559
フィンランド ⁸⁾	FIN	5	6	6	481	436	360
ノルウェー ⁹⁾	NOR	34	36	53	295	265	238
ロシア ¹⁰⁾	RUS	1,294	1,227	1,485	12,178	12,543	10,539
中国 ¹¹⁾	CHN	5,970	5,092	6,116	80,429	32,109	40,883
香港 ¹²⁾	HKG	—	—	—	334	224	133
韓国	KOR	17	17	17	4,293	4,130	4,091
シンガポール ¹³⁾	SGP	—	—	—	308	302	292
マレーシア	MYS	28	36	55	2,174	1,989	1,880
タイ ¹⁴⁾	THA	39	40	48	4,785	5,350	5,299
インドネシア ¹⁵⁾	IDN	452	809	1,352	11,642	11,652	13,696
フィリピン ¹⁶⁾	PHL	103	123	211	2,906	3,077	3,080
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	68	106	200	1,129	1,084	1,014
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	4	4	5	285	287	258
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	253	317	382	10,530	12,079	12,725

8) 15歳から74歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

9) 15歳から74歳までを対象。

10) 15歳から72歳までを対象。

11) 「中国統計年鑑」による。2000年は全て国营産業、軍人・再就職者を除く。2005年以降は、各年の12月末の「都市部(Urban Units)」のみの値。「分類不能な経済活動」を内訳に計上していないため、産業計と内訳は一致しない。

12) 陸・海軍と施設人口を除く。

13) 2000年の欄は2001年の値。2005年の欄は2006年の値。「その他サービス業、分類不能」の欄には「農林漁業」「鉱業」「電気、ガス、水道業」が含まれる。国籍保有者と永住権保有者の合計値。

14) 2000年は「電気、ガス、水道業」に衛生サービス、「製造業」に修理業、「卸売・小売、飲食、ホテル業」に金融、保険、不動産業を含み、「飲食、ホテル業」は「その他サービス業」に含まれ、13歳以上を対象。軍人を除く。第3四半期の調査。2011年は軍人を含む。

15) 各年2月の値。2000年は8月の値。

16) 軍人を除く。2000年の欄は2001年の数値。2005年以前の運輸、倉庫、通信業は推計値。

17) 軍人を除く。

18) 軍人を除く。2011年の欄は2010年の数値。

19) 10歳以上を対象。2000年の欄は2002年の数値、2011年の欄は2009年の数値。「鉱業」に電気・ガス・水道・下水道サービス業、「その他サービス業」にレストラン・ホテル・倉庫業、「金融、保険、不動産業、事業活動」には国際機関、治外法権機関の活動が含まれる。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		電気, ガス, 水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011
		(千人/thousands)					
日本 ²⁾	JPN	340	350	290	6,530	5,680	4,730
アメリカ ³⁾	USA	1,284	1,176	1,243	9,931	11,197	9,039
カナダ ⁴⁾	CAN	115	125	148	807	1,015	1,251
イギリス ⁵⁾	GBR	195	176	409	1,931	2,286	2,192
ドイツ	DEU	306	316	597	3,098	2,396	2,645
フランス	FRA	188	218	383	1,503	1,638	1,888
イタリア	ITA	167	163	342	1,618	1,913	1,847
オランダ	NLD	32	44	67	450	478	438
デンマーク ⁶⁾	DNK	11	16	32	182	194	160
スウェーデン ⁷⁾	SWE	31	27	44	222	258	312
フィンランド ⁸⁾	FIN	22	19	24	153	158	176
ノルウェー ⁹⁾	NOR	19	16	32	146	159	190
ロシア ¹⁰⁾	RUS	1,686	1,977	2,263	3,329	4,567	5,093
中国 ¹¹⁾	CHN	2,838	2,999	3,347	35,517	9,266	17,248
香港 ¹²⁾	HKG	17	15	—	302	264	277
韓国	KOR	64	127	146	1,580	1,813	1,751
シンガポール ¹³⁾	SGP	—	—	—	100	95	100
マレーシア	MYS	49	57	114	760	904	1,019
タイ ¹⁴⁾	THA	173	107	167	1,280	1,853	2,173
インドネシア ¹⁵⁾	IDN	71	187	257	3,497	4,417	5,591
フィリピン ¹⁶⁾	PHL	119	117	148	1,585	1,708	2,091
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	65	82	118	690	855	1,038
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	9	8	11	120	163	177
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	313	356	400	5,583	5,589	6,866

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	卸売・小売、飲食、ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸、倉庫、通信業 Transport, storage and communication			
	2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011	
	日本 ²⁾	JPN	14,740	14,650	13,710	4,140	4,950
アメリカ ³⁾	USA	28,626	30,710	29,501	10,155	9,586	9,107
カナダ ⁴⁾	CAN	3,494	3,831	4,034	1,009	1,025	1,215
イギリス ⁵⁾	GBR	5,332	5,570	5,433	1,857	1,964	2,491
ドイツ	DEU	6,390	6,546	6,909	1,981	1,949	3,152
フランス	FRA	3,816	4,178	4,227	1,532	1,589	2,091
イタリア	ITA	4,124	4,476	4,518	1,172	1,239	1,640
オランダ	NLD	1,488	1,468	1,443	450	494	678
デンマーク ⁶⁾	DNK	448	474	487	183	177	240
スウェーデン ⁷⁾	SWE	617	661	710	281	273	433
フィンランド ⁸⁾	FIN	359	378	386	175	172	247
ノルウェー ⁹⁾	NOR	426	421	416	168	152	240
ロシア ¹⁰⁾	RUS	8,811	11,657	12,732	5,484	6,272	6,649
中国 ¹¹⁾	CHN	46,857	7,253	8,902	20,289	7,440	8,756
香港 ¹²⁾	HKG	982	1,094	1,117	357	357	434
韓国	KOR	5,752	5,804	5,492	1,260	1,803	2,035
シンガポール ¹³⁾	SGP	359	430	436	190	249	277
マレーシア	MYS	1,787	2,292	2,617	434	545	693
タイ ¹⁴⁾	THA	4,802	7,597	8,613	951	1,076	1,014
インドネシア ¹⁵⁾	IDN	18,489	18,897	23,240	4,554	5,553	5,586
フィリピン ¹⁶⁾	PHL	5,923	7,008	8,518	2,410	2,791	2,775
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	2,224	2,457	2,666	580	634	716
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	406	462	478	113	121	115
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	16,090	18,230	19,798	3,651	3,906	4,413

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		(千人/thousands)					
		金融、保険、不動産業、事業活動 ²¹⁾ Financing, Insurance, Real estate, and Business Activities			その他サービス業、分類不能 ²²⁾ Other services and Not classifiable by economic activity		
		2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011
日本 ²⁾	JPN	2,480	4,650	4,620	19,320	18,240	18,990
アメリカ ³⁾	USA	23,023	24,497	25,205	41,290	45,489	48,366
カナダ ⁴⁾	CAN	2,318	2,668	3,063	4,046	4,511	5,200
イギリス ⁵⁾	GBR	4,208	4,509	4,663	15,457	17,664	10,598
ドイツ	DEU	4,230	4,825	5,747	18,189	19,834	12,044
フランス	FRA	2,877	3,293	3,511	13,587	15,640	9,502
イタリア	ITA	2,149	3,017	3,070	9,636	10,448	6,351
オランダ	NLD	1,201	1,242	1,050	4,753	5,167	3,712
デンマーク ⁶⁾	DNK	342	345	335	1,746	1,855	1,035
スウェーデン ⁷⁾	SWE	575	679	736	2,832	3,109	1,744
フィンランド ⁸⁾	FIN	286	322	328	1,362	1,475	842
ノルウェー ⁹⁾	NOR	256	282	298	1,505	1,620	1,008
ロシア ¹⁰⁾	RUS	2,871	4,976	6,083	19,988	17,997	20,300
中国 ¹¹⁾	CHN	7,119	9,521	13,390	97,206	35,898	41,897
香港 ¹²⁾	HKG	453	503	676	755	870	940
韓国	KOR	2,113	2,609	3,379	3,833	4,742	5,792
シンガポール ¹³⁾	SGP	289	324	417	337	398	477
マレーシア	MYS	474	706	955	2,010	2,045	2,321
タイ ¹⁴⁾	THA	—	991	1,174	4,875	3,839	4,715
インドネシア ¹⁵⁾	IDN	883	1,043	2,059	9,574	10,577	17,026
フィリピン ¹⁶⁾	PHL	516	734	1,691	4,744	5,127	6,410
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	1,392	1,588	1,869	2,367	2,833	3,452
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	232	299	317	475	594	668
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	5,216	5,871	7,124	19,999	21,613	24,357

21) 「金融、保険、不動産業、事業活動」には、金融業、保険業、不動産業のほか、専門・科学・技術サービス業、管理・支援サービス業を含む。

22) 「その他サービス業、分類不能」には、公務・防衛、教育、保健衛生及び社会福祉事業、国際機関・治外法権機関及び分類不能な経済活動を含む。

第3-2表 就業者の産業別構成比（2011年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2011

(%)

国・地域 Country or region	農林、 漁業 ^{a)}	鉱業 ^{b)}	製造業 ^{c)}	電気、 ガス、 水道 ^{d)}	建設業 ^{e)}	卸売・ 小売、 飲食、 ホテル ^{f)}	運輸、 倉庫、 通信 ^{g)}	金融、保 険、不動 産業、事 業活動 ^{h)}	その他 サービス 業、分類 不能 ⁱ⁾	
日本	JPN	3.7	0.1	16.7	0.5	7.9	22.9	8.7	7.7	31.8
アメリカ	USA	1.6	0.6	10.2	0.9	6.5	21.1	6.5	18.0	34.6
カナダ	CAN	2.1	1.6	10.2	0.9	7.2	23.3	7.0	17.7	30.0
イギリス	GBR	1.2	0.4	9.8	1.4	7.5	18.7	8.6	16.0	36.4
ドイツ	DEU	1.6	0.3	19.9	1.5	6.7	17.4	7.9	14.5	30.3
フランス	FRA	2.9	—	13.2	1.5	7.3	16.4	8.1	13.6	36.9
イタリア	ITA	3.7	0.2	18.8	1.5	8.0	19.7	7.1	13.4	27.7
オランダ	NLD	2.5	0.1	9.2	0.8	5.2	17.2	8.1	12.5	44.4
デンマーク	DNK	2.4	0.1	12.7	1.2	5.9	18.0	8.9	12.4	38.3
スウェーデン	SWE	2.0	0.2	12.0	0.9	6.7	15.3	9.3	15.9	37.6
フィンランド	FIN	4.2	0.3	14.5	1.0	7.1	15.6	10.0	13.3	34.0
ノルウェー	NOR	2.4	2.1	9.4	1.2	7.5	16.4	9.5	11.7	39.8
ロシア	RUS	7.9	2.1	14.9	3.2	7.2	18.0	9.4	8.6	28.7
中国	CHN	2.5	4.2	28.4	2.3	12.0	6.2	6.1	9.3	29.1
香港	HKG	—	—	3.7	—	7.7	31.2	12.1	18.9	26.3
韓国	KOR	6.4	0.1	16.9	0.6	7.2	22.7	8.4	13.9	23.9
シンガポール	SGP	—	—	14.6	—	5.0	21.8	13.9	20.9	23.8
マレーシア	MYS	13.3	0.5	16.9	1.0	9.2	23.5	6.2	8.6	20.9
タイ	THA	41.0	0.1	13.5	0.4	5.5	21.9	2.6	3.0	12.0
インドネシア	IDN	38.2	1.2	12.3	0.2	5.0	20.9	5.0	1.9	15.3
フィリピン	PHL	33.0	0.6	8.3	0.4	5.6	22.9	7.5	4.5	17.2
オーストラリア	AUS	2.9	1.8	8.9	1.0	9.1	23.4	6.3	16.4	30.3
ニュージーランド ¹⁾	NZL	7.0	0.2	11.8	0.5	8.1	21.9	5.3	14.5	30.6
ブラジル ²⁾	BRA	16.6	0.4	14.0	0.4	7.5	21.7	4.8	7.8	26.7

a) Agriculture, fishery; b) Mining; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, hotels and restaurants; g) Transport, storage and communication; h) Financing, insurance, real estate, and business activities; i) Other services and not classifiable by economic activity;

資料出所及び各国の注は第3-1表 (p.92) に準ずる。

(注) 各産業の合計は必ずしも100にはならない。

1) 2010年の数値。

2) 2009年の数値。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Paid employment by economic activity

国・地域 Country or region	(千人/thousands)						
	全産業 ¹⁾ All activities			農林・漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing			
	2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011	
日本 ²⁾	JPN	53,560	53,930	52,440	420	430	550
アメリカ ³⁾	USA	131,785	133,703	131,359	—	—	—
カナダ ⁴⁾	CAN	13,194	14,598	15,747	263	263	227
イギリス ⁵⁾	GBR	23,881	24,897	24,889	216	183	143
ドイツ	DEU	32,374	31,866	35,099	511	436	297
フランス ⁶⁾	FRA	20,484	22,233	22,775	323	288	250
イタリア	ITA	15,034	16,534	17,240	423	436	413
オランダ	NLD	6,959	7,105	7,114	116	134	102
デンマーク ⁶⁾	DNK	2,468	2,507	2,456	44	44	32
スウェーデン ⁷⁾	SWE	3,668	3,887	4,156	38	40	36
フィンランド ⁸⁾	FIN	2,047	2,097	2,143	44	36	33
ノルウェー ⁹⁾	NOR	2,100	2,110	2,357	36	31	25
ロシア ¹⁰⁾	RUS	64,517	66,792	67,577	9,134	7,519	6,799
中国 ¹¹⁾	CHN	112,590	108,503	115,154	4,940	4,142	3,624
香港 ¹²⁾	HKG	2,476	2,504	2,608	—	—	—
韓国 ¹³⁾	KOR	13,360	15,185	16,206	178	162	169
シンガポール ¹⁴⁾	SGP	1,339	1,526	1,573	13	21	22
マレーシア ¹⁵⁾	MYS	7,056	7,583	7,951	521	575	574
インドネシア ¹⁶⁾	IDN	89,838	35,888	39,468	40,677	7,713	8,603
フィリピン ¹⁷⁾	PHL	14,438	16,316	20,538	2,541	2,718	3,616
インド ¹⁸⁾	IND	27,960	26,458	—	1,418	1,479	—
オーストラリア ¹⁹⁾	AUS	7,691	8,678	10,108	201	181	188
ニュージーランド ²⁰⁾	NZL	1,425	1,702	1,827	66	73	89
ブラジル ²¹⁾	BRA	48,268	53,768	60,867	4,408	4,848	4,731

資料出所 日本：総務省(2012.1)「労働力調査(基本集計)」

アメリカ：労働統計局「Current Employment Statistics Database」2012年9月現在

欧州：Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2012年9月現在上記以外のOECD諸国及びブラジル：OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2012年9月現在ロシア：連邦国家統計局(2012) *Statistical Yearbook 2011, preliminary results*フィリピン：雇用労働統計局(2012.12) *Philippine Industry Yearbook of Labour Statistics 2012*その他：ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2013年1月現在

- (注) 1) 「全産業」には分類不能な経済活動を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。
 2) 2000年のホテル業は「その他サービス業」に含まれる。2011年は岩手、宮城及び福島県を除く。
 3) 16歳以上を対象。下水処理・衛生事業は「電気、ガス、水道業」に含まれる。「全産業」は農林・漁業を除く。
 4) フルタイムの軍人、居留地の先住民を除く。
 5) 16歳以上を対象。賃金労働者と個人事業主を対象。
 6) 15歳から74歳までを対象。
 7) 15歳から74歳までを対象。2000年は16歳から74歳までを対象。職業軍人を含み、兵役を除く。2005年より推計方法の変更。
 8) 15歳から74歳までを対象。
 9) 15歳から74歳までを対象。
 10) 15歳から72歳までを対象。2011年の欄は2010年値。
 11) 国有経営単位、都市集団経営単位、その他の経営単位を対象。一時的解雇は雇用者に含まない。「鉱業」には採石を含まない。「卸売・小売、飲食、ホテル業」にケータリングを含める。「運輸、倉庫、通信業」には通信を含まず、郵便を含める。「金融、保険、不動産業、事業活動」には対事業所サービスを含まない。「その他サービス業」に文化・芸術・ラジオ・テレビ活動を含める。2011年の欄は2008年の値。

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing		
		2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011
		日本 ²⁾	JPN	50	30	30	12,050
アメリカ ³⁾	USA	599	628	784	17,263	14,227	11,733
カナダ ⁴⁾	CAN	156	212	269	2,289	2,256	1,731
イギリス ⁵⁾	GBR	94	102	95	4,365	3,545	2,650
ドイツ	DEU	143	119	98	8,225	7,597	7,577
フランス ⁶⁾	FRA	44	41	—	4,098	3,790	3,199
イタリア	ITA	57	36	35	3,987	4,086	3,734
オランダ	NLD	12	8	7	1,046	996	718
デンマーク ⁶⁾	DNK	—	—	4	467	425	329
スウェーデン ⁷⁾	SWE	9	7	9	700	620	526
フィンランド ⁸⁾	FIN	4	5	6	449	412	337
ノルウェー ⁹⁾	NOR	33	35	53	290	257	230
ロシア ¹⁰⁾	RUS	1,110	1,051	1,057	12,297	11,506	10,292
中国 ¹¹⁾	CHN	5,810	4,976	5,256	32,400	30,965	33,293
香港 ¹²⁾	HKG	0.15	0.13	0.07	226	167	113
韓国 ¹³⁾	KOR	15	16	21	3,564	3,603	3,482
シンガポール ¹⁴⁾	SGP	—	—	—	291	285	293
マレーシア ¹⁵⁾	MYS	26	35	53	2,019	1,819	1,746
インドネシア ¹⁶⁾	IDN	452	535	656	11,642	8,422	7,708
フィリピン ¹⁷⁾	PHL	79	67	141	2,072	2,277	2,285
インド ¹⁸⁾	IND	1,005	1,093	—	6,615	5,619	—
オーストラリア ¹⁹⁾	AUS	67	104	198	1,041	1,006	944
ニュージーランド ²⁰⁾	NZL	4	4	5	250	254	236
ブラジル ²¹⁾	BRA	202	245	352	7,836	8,861	9,621

12) 建設業は肉体労働者のみ。卸売業は行商人・小売商人を除く。運輸業はタクシー・公共バス・トラック・船渡し・艇船・港湾従事者を除く。保険業は事業登録していない自営を除く。2011年の欄は2008年の数値。

13) 軍人を除く。2000年は国勢調査に基づく推計。2011年の欄は2008年の数値。

14) 2000年欄は2001年の数値、2005年欄は2006年の数値、2011年の欄は2008年の数値。国籍保有者と永住権保有者を対象。2001、2006年に分類方法の変更あり。「農林・漁業」は「鉱業」「電気、ガス、水道業」を含む。

15) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。2000年の欄は2001年、2011年の欄は2010年の数値。

16) 賃金俸給者を対象。

17) 軍人を除く。2000年の欄は2001年の数値。2005年以前の運輸、倉庫、通信業は推計値。

18) 公共部門と10人以上雇用する非農業民間事業所を対象とする。労働する経営者も含む。

19) 軍人を除く。

20) 軍人を除く。2003年より推計方法の変更。2011年の欄は2010年の数値。

21) 2000年の欄は2002年の数値、2011年の欄は2009年の数値。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		電気、ガス、水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011
		(千人/thousands)					
日本 ²⁾	JPN	340	350	290	5,390	4,580	3,850
アメリカ ³⁾	USA	601	554	555	6,787	7,336	5,504
カナダ ⁴⁾	CAN	116	124	140	636	836	1,052
イギリス ⁵⁾	GBR	191	173	391	1,291	1,426	1,327
ドイツ	DEU	303	310	579	2,680	1,937	2,142
フランス ⁶⁾	FRA	188	218	380	1,196	1,314	1,499
イタリア	ITA	157	156	320	980	1,186	1,138
オランダ	NLD	32	43	65	385	386	322
デンマーク ⁶⁾	DNK	11	16	31	151	160	128
スウェーデン ⁷⁾	SWE	31	27	43	175	203	246
フィンランド ⁸⁾	FIN	22	18	24	123	122	135
ノルウェー ⁹⁾	NOR	19	16	31	127	137	165
ロシア ¹⁰⁾	RUS	1,886	1,912	1,945	4,325	4,916	5,380
中国 ¹¹⁾	CHN	2,820	2,937	2,968	7,440	8,543	9,712
香港 ¹²⁾	HKG	8	8	11	84	54	63
韓国 ¹³⁾	KOR	64	70	90	1,228	1,347	1,428
シンガポール ¹⁴⁾	SGP	—	—	—	77	75	83
マレーシア ¹⁵⁾	MYS	57	56	60	665	693	751
インドネシア ¹⁶⁾	IDN	71	168	165	3,497	3,892	4,546
フィリピン ¹⁷⁾	PHL	116	115	141	1,446	1,566	1,978
インド ¹⁸⁾	IND	987	910	—	1,148	960	—
オーストラリア ¹⁹⁾	AUS	64	80	117	455	580	755
ニュージーランド ²⁰⁾	NZL	8	8	11	70	106	121
ブラジル ²¹⁾	BRA	307	356	396	2,732	2,747	3,575

国・地域 Country or region		卸売・小売、飲食、ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸、倉庫、通信業 Transport, storage and communication		
		(千人/thousands)					
		2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011
日本 ²⁾	JPN	11,970	12,350	12,040	3,930	4,710	4,970
アメリカ ³⁾	USA	31,287	31,967	31,582	8,040	7,422	6,951
カナダ ⁴⁾	CAN	3,230	3,596	3,842	914	945	1,124
イギリス ⁵⁾	GBR	4,703	4,978	4,899	1,635	1,716	2,051
ドイツ	DEU	5,381	5,499	5,999	1,821	1,793	2,828
フランス ⁶⁾	FRA	3,143	3,488	3,570	1,461	1,523	1,943
イタリア	ITA	2,018	2,553	2,775	958	1,040	1,342
オランダ	NLD	1,311	1,276	1,263	421	465	589
デンマーク ⁶⁾	DNK	398	424	436	173	165	219
スウェーデン ⁷⁾	SWE	510	558	611	256	248	389
フィンランド ⁸⁾	FIN	302	324	335	151	150	215
ノルウェー ⁹⁾	NOR	402	399	395	157	139	223
ロシア ¹⁰⁾	RUS	9,754	12,251	13,240	5,056	5,369	5,347
中国 ¹¹⁾	CHN	9,770	6,748	6,652	6,590	5,792	5,826
香港 ¹²⁾	HKG	1,009	1,024	1,081	177	184	255
韓国 ¹³⁾	KOR	2,747	3,014	3,088	879	889	888
シンガポール ¹⁴⁾	SGP	271	344	311	148	194	214
マレーシア ¹⁵⁾	MYS	1,249	1,441	1,579	372	435	460
インドネシア ¹⁶⁾	IDN	18,489	3,854	4,617	4,554	1,878	2,107
フィリピン ¹⁷⁾	PHL	1,953	2,506	3,348	1,471	1,693	1,530
インド ¹⁸⁾	IND	493	559	—	3,146	2,837	—
オーストラリア ¹⁹⁾	AUS	1,967	2,219	2,446	495	548	637
ニュージーランド ¹⁹⁾	NZL	335	394	417	95	105	100
ブラジル ²¹⁾	BRA	8,667	10,325	12,058	2,365	2,622	3,014

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		金融、保険、不動産業、事業活動 ²²⁾ Financing, Insurance, Real estate, and Business Activities			（千人/thousands） その他サービス業、分類不能 ²³⁾ Other services and Not classifiable by economic activity		
		2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011
		日本 ²⁾	JPN	2,290	3,940	3,980	16,920
アメリカ ³⁾	USA	24,353	25,107	25,012	42,855	46,463	49,240
カナダ ⁴⁾	CAN	1,929	2,249	2,574	3,662	4,118	4,789
イギリス ⁵⁾	GBR	3,575	3,758	2,740	7,812	9,017	10,593
ドイツ	DEU	3,494	3,877	2,782	9,817	10,296	12,798
フランス ⁶⁾	FRA	2,589	2,979	2,200	7,444	8,592	9,710
イタリア	ITA	1,363	1,860	1,187	5,091	5,181	6,298
オランダ	NLD	1,048	1,048	585	2,589	2,750	3,462
デンマーク ⁶⁾	DNK	295	302	212	924	970	1,062
スウェーデン ⁷⁾	SWE	483	572	435	1,463	1,612	1,857
フィンランド ⁸⁾	FIN	249	284	190	704	746	869
ノルウェー ⁹⁾	NOR	236	256	182	799	839	1,050
ロシア ¹⁰⁾	RUS	5,147	5,737	6,502	15,798	16,505	16,959
中国 ¹¹⁾	CHN	3,870	8,392	9,707	48,740	36,009	38,116
香港 ¹²⁾	HKG	434	464	498	537	602	587
韓国 ¹³⁾	KOR	1,771	2,361	2,800	2,913	3,724	4,241
シンガポール ¹⁴⁾	SGP	251	121	136	289	487	515
マレーシア ¹⁵⁾	MYS	515	637	733	1,633	1,893	1,995
インドネシア ¹⁶⁾	IDN	883	959	1,160	9,574	8,468	9,906
フィリピン ¹⁷⁾	PHL	398	599	1,447	4,362	4,775	6,053
インド ¹⁸⁾	IND	1,653	1,931	—	11,493	11,072	—
オーストラリア ¹⁹⁾	AUS	1,208	1,364	1,599	2,196	2,618	3,225
ニュージーランド ²⁰⁾	NZL	167	224	242	432	534	607
ブラジル ²¹⁾	BRA	4,037	4,579	5,543	17,714	19,187	21,578

22) 「金融、保険、不動産業、事業活動」には、金融業、保険業、不動産業のほか、専門・科学・技術サービス業、管理・支援サービス業を含む。

23) 「その他サービス業、分類不能」には、公務・防衛、教育、保健衛生及び社会福祉事業、国際機関・治外法権機関及び分類不能な経済活動を含む。

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

ISCO-68基準

- 0/1. 専門・技術職/Professional, technical and related workers
2. 管理職/Administrative and managerial workers
3. 事務職/Clerical and related workers
4. 販売職/Sales workers
5. サービス業/Service workers
6. 農林漁業従業者/Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters
- 7/8/9. 生産・運搬・単純作業/Production and related workers, transport equipment operators and labourers
- X. 分類不能/Workers not classifiable by occupation
- AF. 軍隊/Members of the armed forces

ISCO-88基準

1. 立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者/Legislators, senior officials and managers
2. 専門的職業従事者/Professionals
3. 技術者及び準専門的職業従事者/Technicians and associate professionals
4. 事務的職業従事者/Clerks
5. サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者/Service workers and shop and market sales workers
6. 熟練の農林漁業従事者/Skilled agricultural and fishery workers
7. 熟練職業及び関連職業従事者/Craft and related trades workers
8. 装置・機械操作員及び組立工/Plant and machine operators and assemblers
9. 初級の職業/Elementary occupations
0. 軍隊/Armed forces
- x. その他/Others

ISCO 88	2000年/Year			2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	64,460	38,170	26,290	63,560	37,230	26,330	59,770	34,540	25,230
1	2,060	1,860	190	1,890	1,710	190	1,510	1,330	180
2/3	8,560	4,750	3,810	9,370	5,060	4,310	9,450	5,090	4,360
4	12,850	5,090	7,770	12,470	4,860	7,610	11,770	4,830	6,940
5	15,880	8,690	7,200	16,490	8,810	7,680	16,870	8,460	8,410
6	3,210	1,820	1,390	2,790	1,650	1,140	2,200	1,380	820
7	15,800	11,660	4,150	14,160	10,750	3,410	8,550	6,150	2,400
8	2,210	2,100	110	2,040	1,930	110	2,110	2,040	60
9	3,510	1,970	1,530	3,660	2,060	1,600	6,770	4,950	1,830
x	370	230	140	690	410	280	530	310	220

ISCO 68	2000			ISCO 88	2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female		計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	135,208	72,293	62,915	計/Total	141,730	75,973	65,757	139,869	74,290	65,579
0/1	25,498	11,846	13,652	1	20,450	11,761	8,689	21,589	12,275	9,314
2	19,774	10,814	8,960	2/3	28,795	12,588	16,207	30,957	13,277	17,681
3	18,717	3,939	14,778	4	19,529	4,829	14,700	17,736	4,717	13,019
4	16,340	8,231	8,110	5	39,566	18,244	21,323	40,117	18,662	21,455
5	18,278	7,245	11,034	6	976	756	220	1,001	785	216
6	3,399	2,698	701	7/8	32,412	27,796	4,617	28,469	24,574	3,894
7/8/9	33,201	27,520	5,682	9	—	—	—	—	—	—

資料出所 欧州: Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2013年1月現在その他の国: ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2013年1月現在, 及び各国資料

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。

1) 総務省統計局「労働力調査」による。分類5は自衛官を含み清掃職を除く。分類9は清掃職を含む。2011年は岩手, 宮城及び福島県を除く。

2) 2005年以降はBLSウェブサイト (<http://www.bls.gov/>) による。16歳以上を対象。軍人を除く。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ ³⁾ CAN		(千人/ thousands)								
ISCO 88	2000年/Year			2005			2010			
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	
計/Total	14,759	7,970	6,789	16,170	8,595	7,575	17,041	8,912	8,130	
1	1,440	929	511	1,482	950	532	1,553	983	570	
2	2,336	1,133	1,203	2,737	1,289	1,448	3,166	1,507	1,659	
3	2,054	875	1,179	2,395	979	1,416	2,799	1,094	1,705	
4	2,036	443	1,593	2,228	501	1,727	2,218	514	1,704	
5	2,089	761	1,327	2,285	840	1,445	2,524	926	1,598	
6	431	330	101	392	298	94	350	266	83	
7	1,519	1,397	122	1,664	1,516	148	1,712	1,569	143	
8	1,626	1,285	342	1,612	1,304	309	1,425	1,187	238	
9	1,207	803	404	1,347	899	448	1,294	866	428	
0	5	3	1	6	4	2	0	0	0	

イギリス ⁴⁾ GBR		(千人/ thousands)								
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011			
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	
計/Total	27,264	14,806	12,458	28,666	15,474	13,192	29,078	15,576	13,502	
1	4,136	2,709	1,427	4,211	2,767	1,443	2,975	1,950	1,026	
2	4,398	2,360	2,037	3,910	2,215	1,695	6,998	3,710	3,288	
3	2,401	1,239	1,163	3,583	1,737	1,847	3,610	1,687	1,923	
4	4,432	1,190	3,241	4,017	851	3,166	2,945	912	2,033	
5	4,178	1,226	2,952	4,774	1,312	3,462	5,506	1,779	3,727	
6	269	238	31	309	277	31	352	311	42	
7	3,107	2,887	220	2,742	2,644	98	2,505	2,369	135	
8	2,063	1,743	320	1,940	1,668	272	1,432	1,277	155	
9	2,118	1,083	1,035	3,025	1,880	1,145	2,569	1,439	1,130	
0	109	100	—	89	83	7	88	82	6	
x	53	32	21	67	41	26	97	59	37	

ドイツ ⁵⁾ DEU		(千人/ thousands)								
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011			
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	
計/Total	36,324	20,423	15,901	36,362	19,964	16,398	39,737	21,403	18,334	
1	2,081	1,517	565	1,976	1,419	557	1,963	1,369	594	
2	4,631	2,923	1,708	5,269	3,211	2,058	6,879	3,882	2,997	
3	7,427	3,136	4,291	7,811	3,283	4,528	8,034	3,611	4,423	
4	4,649	1,504	3,145	4,493	1,467	3,026	4,800	1,572	3,228	
5	4,145	1,033	3,112	4,378	1,107	3,272	6,027	2,067	3,960	
6	753	516	237	684	469	215	599	470	130	
7	6,349	5,738	611	5,562	5,031	531	4,956	4,508	448	
8	2,703	2,270	433	2,599	2,186	413	2,522	2,132	390	
9	2,926	1,324	1,602	2,855	1,284	1,571	3,390	1,412	1,978	
0	219	213	6	221	212	9	175	161	14	
x	442	250	192	514	296	219	393	221	172	

3) フルタイムの軍人, 居留地の先住民を除く。

4) 16歳以上を対象。第2四半期調査。

5) 2005年に統計手法の変更。3月調査。

フランス FRA		(千人/thousands)								
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011			
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	
計/Total	23,123	12,726	10,397	24,952	13,339	11,613	25,778	13,538	12,240	
1	1,730	1,125	605	2,012	1,256	756	1,914	1,160	755	
2	2,435	1,515	920	3,338	1,870	1,468	4,295	2,229	2,066	
3	4,042	1,958	2,084	4,409	2,164	2,246	5,187	2,807	2,380	
4	3,274	785	2,489	3,088	754	2,334	2,467	684	1,783	
5	2,916	762	2,154	3,139	848	2,292	4,386	1,364	3,023	
6	977	705	273	982	722	259	742	562	181	
7	3,090	2,838	252	2,956	2,709	247	2,168	1,962	207	
8	2,510	2,005	504	2,302	1,823	479	1,785	1,488	297	
9	1,831	743	1,088	2,352	868	1,484	2,556	1,044	1,512	
0	276	253	23	325	292	33	276	238	38	
x	44	37	—	48	34	14	—	—	—	

イタリア ⁶⁾ ITA		(千人/thousands)								
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011			
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	
計/Total	20,930	13,223	7,708	22,563	13,738	8,825	22,967	13,619	9,349	
1	906	776	130	2,005	1,356	649	906	679	227	
2	2,163	1,001	1,162	2,224	1,220	1,005	3,035	1,382	1,653	
3	3,445	2,136	1,309	4,425	2,353	2,072	3,981	2,405	1,576	
4	2,881	1,310	1,570	2,698	1,068	1,630	2,848	1,086	1,762	
5	3,307	1,704	1,603	2,357	987	1,370	3,688	1,567	2,121	
6	677	483	194	545	407	138	584	460	124	
7	3,729	3,162	567	3,757	3,256	501	3,627	3,235	392	
8	1,979	1,557	422	2,093	1,683	410	1,691	1,381	310	
9	1,844	1,094	750	2,203	1,155	1,048	2,367	1,188	1,179	
0	—	—	—	256	253	3	240	236	5	

オランダ ⁷⁾ NLD		(千人/thousands)								
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011			
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	
計/Total	7,860	4,492	3,367	8,111	4,483	3,628	8,369	4,499	3,870	
1	951	710	241	783	583	200	612	431	181	
2	1,306	768	538	1,534	823	711	1,880	1,016	864	
3	1,362	663	699	1,477	718	760	1,356	684	672	
4	901	277	624	1,030	324	707	833	282	551	
5	980	312	668	1,108	341	768	1,561	457	1,104	
6	146	101	45	122	90	32	216	166	50	
7	741	698	44	744	707	37	745	702	43	
8	484	427	57	478	428	51	350	311	39	
9	658	348	310	733	394	339	669	350	319	
0	40	36	4	37	34	3	32	29	2	
x	292	153	138	63	42	21	115	70	46	

6) 2004年に統計手法の変更。

7) 軍人を含む。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク ⁸⁾ DNK		2000年/Year						2005			2011		
ISCO 88	計 Total	2000年/Year			2005			2011					
		男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female				
計/Total	2,716	1,451	1,266	2,752	1,470	1,283	2,703	1,421	1,282				
1	198	150	48	201	152	49	74	54	21				
2	352	207	145	429	244	185	673	307	366				
3	548	251	297	578	231	347	446	239	208				
4	307	90	217	271	73	198	241	77	164				
5	406	83	323	414	103	311	534	188	346				
6	70	59	11	67	54	13	55	47	8				
7	299	284	15	298	283	15	240	226	14				
8	179	133	47	179	142	37	143	122	21				
9	337	178	159	302	172	129	287	153	134				
0	14	13	—	14	14	—	9	8	—				
x	6	—	—	—	—	—	—	—	—				

スウェーデン ⁹⁾ SWE		2000年/Year						2005			2011		
ISCO 88	計 Total	2000年/Year			2005			2011					
		男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female				
計/Total	4,125	2,150	1,976	4,347	2,281	2,066	4,642	2,443	2,199				
1	193	134	59	210	147	63	254	166	88				
2	689	336	352	845	420	425	1,169	496	674				
3	836	445	391	861	413	448	763	429	334				
4	428	112	316	396	113	283	275	82	193				
5	735	152	583	807	204	603	962	291	671				
6	111	86	25	97	75	22	83	64	19				
7	455	431	24	421	399	22	499	467	31				
8	451	370	81	434	369	65	373	319	54				
9	214	72	142	261	127	134	229	102	128				
0	10	10	—	11	11	—	12	11	—				
x	—	—	—	4	3	—	23	17	7				

フィンランド ¹⁰⁾ FIN		2000年/Year						2005			2011		
ISCO 88	計 Total	2000年/Year			2005			2011					
		男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female				
計/Total	2,367	1,244	1,123	2,401	1,243	1,158	2,474	1,278	1,196				
1	226	165	60	236	166	70	128	87	41				
2	447	188	259	407	203	204	528	277	252				
3	376	169	207	405	166	239	415	174	240				
4	201	36	165	164	33	131	168	39	129				
5	278	62	216	383	80	304	480	130	350				
6	136	91	45	109	73	36	93	63	30				
7	303	276	27	289	262	27	288	265	23				
8	209	163	46	203	168	34	201	169	32				
9	176	80	96	194	83	110	154	60	94				
0	12	12	—	9	9	—	10	10	—				
x	5	3	—	—	—	—	10	6	4				

8) 15歳から66歳までを対象。軍人と徴収兵を含む。第2四半期調査。

9) 15歳から74歳(2006年以前は16歳から64歳)までを対象。職業軍隊は含むが義務兵役は含まない。2005年に統計手法の変更。

10) 15歳から74歳までを対象。軍人と徴収兵を含む。

ノルウェー ¹¹⁾ NOR				(千人/thousands)					
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	2,271	1,209	1,063	2,283	1,204	1,078	2,536	1,332	1,204
1	188	141	47	151	105	46	165	113	52
2	236	136	99	269	150	119	561	258	303
3	508	237	270	556	260	297	415	251	165
4	206	57	148	165	57	107	171	66	105
5	479	140	340	539	156	383	557	162	395
6	86	64	22	65	51	14	53	44	9
7	242	226	16	248	235	13	242	230	11
8	182	154	28	170	144	26	168	145	22
9	132	42	90	111	38	73	106	42	64
0	10	9	—	9	8	—	12	9	3
x	3	2	—	1	—	—	86	12	74

ロシア ¹²⁾ RUS				(千人/thousands)					
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	65,070	33,574	31,496	68,169	34,549	33,620	70,732	35,990	34,742
1	2,852	1,836	1,016	4,750	2,898	1,853	5,932	3,581	2,351
2	10,129	4,046	6,083	11,519	4,401	7,118	13,317	5,091	8,226
3	9,889	3,044	6,844	9,673	3,084	6,589	10,660	3,471	7,189
4	2,191	245	1,946	2,110	205	1,905	2,058	220	1,838
5	7,710	2,640	5,070	9,504	2,810	6,693	10,308	3,069	7,239
6	4,071	1,856	2,215	3,309	1,544	1,765	2,561	1,252	1,309
7	10,635	7,975	2,661	10,901	8,265	2,637	9,563	7,642	1,921
8	8,801	7,652	1,149	8,739	7,604	1,135	8,783	7,847	935
9	8,791	4,278	4,513	7,660	3,736	3,924	7,551	3,817	3,734

香港 ¹³⁾ HKG				(千人/thousands)					
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	3,207	1,855	1,353	3,337	1,823	1,514	3,348	1,871	1,477
1	233	177	57	312	228	85	405	274	131
2	183	124	59	229	152	77	243	145	98
3	550	331	219	618	355	263	734	409	325
4	588	162	426	545	144	400	525	144	381
5	462	256	205	525	256	269	560	255	305
6	9	6	3	8	5	3	—	—	—
7	333	323	10	266	256	10	245	234	11
8	263	227	37	225	201	24	174	167	7
9	587	249	338	609	225	384	458	241	218
x	—	—	—	—	—	—	4	3	1

11) 15歳から74歳までを対象。2005年以前は16歳から74歳までを対象。2006年に統計手法の変更。

12) 15歳から72歳を対象。2011年はロシア統計局ウェブサイト(<http://www.gks.ru/>)より。

13) 2000年、2005年は海上生活者、軍人、施設収容者を除く。2011年は香港統計処「総合世帯調査」による第4四半期の数値。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 ¹⁴⁾ KOR		(千人/thousands)							
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	21,156	12,387	8,769	22,856	13,330	9,526	24,244	14,153	10,091
1	465	442	23	574	529	45	515	463	52
2	1,403	787	615	1,839	979	860	4,686	2,581	2,104
3	2,074	1,487	587	2,363	1,599	764	3,992	2,118	1,873
4	2,512	1,227	1,285	3,269	1,615	1,654	5,363	2,249	3,114
5	5,501	2,137	3,364	5,625	2,107	3,517	2,119	830	589
6	2,115	1,131	984	1,708	943	765	2,250	1,914	336
7	2,688	2,065	623	2,436	2,048	388	2,764	2,437	327
8	2,292	1,987	305	2,563	2,214	349	3,257	1,560	1,696
9	2,107	1,124	983	2,479	1,297	1,183			

シンガポール ¹⁵⁾ SGP		(千人/thousands)							
ISCO 88	2000年/Year			2006			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	1,483	889	593	1,797	1,037	760	1,999	1,119	880
1	212	159	53	269	186	83	356	235	121
2	150	86	64	256	155	102	274	155	118
3	283	154	129	320	170	150	414	211	203
4	214	49	164	252	56	196	245	55	190
5	183	107	76	216	111	105	248	118	130
6	1	1	0	1	1	0	—	—	—
7	107	98	9	95	86	9	90	82	7
8	179	130	48	173	134	40	158	131	27
9	101	54	47	149	74	75	146	63	83
0.x	53	51	2	66	65	1	70	68	1

マレーシア ¹⁶⁾ MYS		(千人/thousands)								
ISCO 68	2000年/Year			ISCO 88	2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female		計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	9,322	6,086	3,236	計/Total	10,045	6,471	3,575	12,284	7,890	4,395
0/1	985	545	440	1	777	579	198	696	539	156
2	371	296	75	2	555	316	239	1,225	559	666
3	990	419	572	3	1,267	784	483	1,313	914	399
4	1,051	655	396	4	992	314	678	1,178	352	827
5	1,150	581	569	5	1,484	833	651	2,495	1,388	1,107
6	1,713	1,263	450	6	1,269	936	332	1,008	794	214
7/8/9	3,061	2,327	734	7	1,146	985	160	1,330	1,148	182
				8	1,428	1,023	404	1,555	1,199	356
				9	1,128	699	429	1,484	996	489

14) 軍人を除く。2005年以前は旧職業分類、2011年は新職業分類で「2, 3」は「2+3」の合計値。また「1」に「立法議員, 上級行政官(Legislators, senior officials)」は含まれていない。韓国統計局「経済活動人口調査」による。

15) 6月調査の数値。国籍保有者と永住権保有者の合計(永住権を持たない外国人を除く)。2011年以降は労働省(MOM) *Labour Force in Singapore 2012* による。

16) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。2011年はマレーシア統計局「労働力調査」による。

ISCO 68	2000年/Year			ISCO 88	2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female		計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	33,001	18,165	14,836	計/Total	36,302	19,470	16,832	39,317	21,149	18,169
0/1	2,113	941	1,173	1	2,382	1,695	687	969	731	238
2	921	677	244	2	1,472	625	847	1,863	766	1,097
3	1,146	467	679	3	1,466	715	751	1,286	573	713
4	4,274	1,764	2,510	4	1,351	469	883	1,319	406	914
5	1,681	814	867	5	4,868	1,696	3,172	7,503	3,117	4,387
6	16,178	9,117	7,061	6	13,893	7,627	6,266	15,207	8,465	6,741
7/8/9	6,681	4,381	2,300	7	3,772	2,516	1,256	4,354	3,212	1,143
X	6	4	2	8	2,911	2,019	892	2,959	2,040	918
				9	4,147	2,090	2,057	3,820	1,815	2,005
				x	40	19	21	36	24	13

ISCO 68	2000年/Year			ISCO 88	2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female		計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	27,452	17,193	10,259	計/Total	32,313	19,910	12,403	37,192	22,573	14,619
0/1	1,664	603	1,062	1	3,784	1,613	2,171	5,217	2,497	2,720
2	613	397	216	2	1,395	443	953	1,732	549	1,183
3	1,307	547	760	3	858	413	445	985	480	505
4	4,230	1,383	2,848	4	1,454	508	946	2,109	801	1,308
5	2,967	1,264	1,704	5	3,005	1,499	1,507	4,141	2,039	2,102
6	10,072	7,651	2,422	6	6,161	5,293	868	5,715	4,875	840
7/8/9	6,560	5,326	1,235	7	2,887	2,148	740	2,769	2,193	576
X	38	24	15	8	2,446	2,228	219	2,245	1,998	247
				9	10,176	5,637	4,539	12,118	7,013	5,104
				x	146	128	18	161	129	33

ISCO 88	2000年/Year			2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	8,951	5,006	3,945	9,969	5,488	4,481	11,306	6,143	5,162
1	1,031	692	339	1,072	696	376	1,469	949	519
2	1,566	778	787	1,723	838	885	2,438	1,165	1,272
3	1,154	471	683	1,336	596	740	1,607	1,398	209
4	1,210	375	835	1,335	347	988	1,703	405	1,298
5	1,228	417	812	1,556	592	963	2,157	761	1,395
6	275	207	67	302	230	72	—	—	—
7	1,119	1,048	71	1,186	1,127	59	—	—	—
8	731	652	79	637	554	83	773	702	71
9	627	360	266	821	507	313	1,159	761	397
x	12	6	6	—	—	—	—	—	—

17) 第3四半期調査。2000年は13歳以上を対象。2005年及び2011年はタイ統計局「労働力調査」による。

18) 軍人を除く。2000年の分類5は一般家庭に居住する軍人を含む10月調査。2011年は雇用労働局(2013.1) 2012 Gender Statistics on Labor and Employment による。

19) 軍人を除く。8月調査。2011年以降はオーストラリア統計局「労働力調査」による。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

ニュージーランド ²⁰⁾ NZL				(千人/thousands)					
ISCO 88	2000年/Year			2005			2011		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	1,800	982	818	2,085	1,120	965	2,215	1,178	1,038
1	233	144	89	255	162	93	374	250	124
2	233	99	134	319	148	171	512	236	277
3	218	107	111	246	116	130	277	223	54
4	214	50	164	257	52	205	261	53	209
5	278	98	180	324	103	222	403	144	259
6	157	109	47	153	106	47	—	—	—
7	172	158	13	202	190	11	—	—	—
8	165	132	33	195	160	35	131	114	18
9	124	80	44	131	82	49	250	155	95
0	8	4	3	4	2	2	—	—	—
x	—	—	—	—	—	—	7	4	3

ブラジル ²¹⁾ BRA				(千人/thousands)					
ISCO 88	2000年/Year			2005			2009		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
計/Total	65,630	40,860	24,770	87,189	50,494	36,696	92,689	53,197	39,493
1	2,796	1,923	873	4,459	2,879	1,580	4,589	2,939	1,650
2	3,822	1,820	2,002	5,201	2,116	3,085	6,997	2,766	4,231
3	5,151	2,587	2,564	6,447	3,390	3,057	6,803	3,800	3,003
4	5,252	2,163	3,090	6,848	2,843	4,005	8,191	3,267	4,925
5	8,695	4,486	4,209	12,326	5,375	6,952	13,788	5,509	8,279
6	11,315	8,831	2,484	17,397	11,560	5,837	15,306	10,507	4,799
7	8,409	7,805	604	10,302	8,911	1,391	11,410	9,927	1,484
8	6,013	4,429	1,584	8,076	5,909	2,167	8,746	6,578	2,168
9	12,662	5,606	7,056	15,474	6,897	8,578	16,123	7,216	8,908
0	563	541	22	631	600	31	735	689	46
x	951	670	281	25	12	13	—	—	—

20) 軍人を除く。2011年はNZ統計局ウェブサイト(<http://www.stats.govt.nz>)による。

21) 10歳以上を対象。9月調査。2003年に統計手法の変更。2002年以前は、ロンドンア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、パラ及びアマパの農村人口を除く。2002年以前の分類3は事務従事者を含み、郵便配達員、電信・電話交換手は分類7/8/9に含まれる。分類Xは軍人を含む。

第3-5表 就業者の職業別構成比（2011年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2011

ISCO-88基準	1 立法議 員、上級 行政官、 管理的職 業従事者	2 専門的職 業従事者	3 技術者及 び準専門 的職業従 事者	4 事務的職 業従事者	5 サービス 職業従事 者、店舗 及び市場 での販売 従事者	6 熟練の 農林漁 業従事 者	7 熟練職業 及び関連 職業従事 者	8 装置・機 械操作員 及び組立 工	9 初級の 職業
日本	JPN	2.5	15.8	19.7	28.2	3.7	14.3	3.5	11.3
アメリカ	USA	15.4	22.1	12.7	28.7	0.7	20.4	—	—
カナダ ¹⁾	CAN	9.1	18.6	16.4	13.0	14.8	2.1	10.0	8.4
イギリス	GBR	10.2	24.1	12.4	10.1	18.9	1.2	8.6	4.9
ドイツ	DEU	4.9	17.3	20.2	12.1	15.2	1.5	12.5	6.3
フランス	FRA	7.4	16.7	20.1	9.6	17.0	2.9	8.4	6.9
イタリア	ITA	3.9	13.2	17.3	12.4	16.1	2.5	15.8	7.4
オランダ	NLD	7.3	22.5	16.2	10.0	18.6	2.6	8.9	4.2
デンマーク	DNK	2.7	24.9	16.5	8.9	19.7	2.0	8.9	5.3
スウェーデン	SWE	5.5	25.2	16.4	5.9	20.7	1.8	10.7	8.0
フィンランド	FIN	5.2	21.3	16.8	6.8	19.4	3.8	11.6	8.1
ノルウェー	NOR	6.5	22.1	16.4	6.8	22.0	2.1	9.5	6.6
ロシア	RUS	8.4	18.8	15.1	2.9	14.6	3.6	13.5	12.4
香港	HKG	12.1	7.3	21.9	15.7	16.7	—	7.3	5.2
韓国	KOR	2.1	19.3	16.5	22.1	5.9	9.3	11.4	13.4
シンガポール	SGP	17.8	13.7	20.7	12.3	12.4	—	4.5	7.9
マレーシア	MYS	5.7	10.0	10.7	9.6	20.3	8.2	10.8	12.7
タイ	THA	2.5	4.7	3.3	3.4	19.1	38.7	11.1	7.5
フィリピン	PHL	14.0	4.7	2.6	5.7	11.1	15.4	7.4	6.0
オーストラリア	AUS	13.0	21.6	14.2	15.1	19.1	—	—	6.8
ニュージーランド	NZL	16.9	23.1	12.5	11.8	18.2	—	—	5.9
ブラジル ²⁾	BRA	5.0	7.5	7.3	8.8	14.9	16.5	12.3	9.4

ISCO-88 1. Legislators, senior officials and managers; 2. Professionals; 3. Technicians and associate professionals; 4. Clerks; 5. Service workers and shop and market sales workers; 6. Skilled agricultural and fishery workers; 7. Craft and related trades workers; 8. Plant and machine operators and assemblers; 9. Elementary occupations.

資料出所及び各国の注は第3-4表(p.103~110)に準ずる。

(注) 軍隊及びその他の職業を除く。

1) 2010年の値。

2) 2009年の値。

3 就業構造

第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

(千人/thousands)

国 Country	雇用人 Employees			自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers			
	2000 年/Year	2005	2011	2000	2005	2011	2000	2005	2011	
日本 ¹⁾	JPN	53,560	53,930	52,440	7,310	6,500	5,350	3,400	2,820	1,740
アメリカ ²⁾	USA	126,736	131,143	129,267	10,013	10,464	9,681	141	122	117
カナダ	CAN	13,194	14,598	15,747	1,525	1,501	1,539	42	26	21
イギリス	GBR	23,588	24,807	24,969	3,218	3,592	3,960	252	98	91
ドイツ	DEU	32,266	31,627	34,911	3,650	4,077	4,404	320	419	235
フランス ^{2) 3)}	FRA	22,215	23,121	23,446	2,281	2,300	2,379	—	—	—
イタリア	ITA	14,926	16,277	17,190	5,110	5,608	5,366	838	421	361
オランダ	NLD	6,959	7,105	7,114	813	961	1,203	69	44	52
デンマーク	DNK	2,457	2,471	2,389	210	214	221	25	20	8
スウェーデン	SWE	3,731	3,844	4,157	415	410	476	13	9	10
フィンランド	FIN	2,007	2,089	2,134	304	290	319	15	13	12
ノルウェー	NOR	2,076	2,101	2,351	158	163	174	8	6	4
韓国	KOR	13,360	15,185	17,397	5,864	6,172	5,594	1,931	1,499	1,254
オーストラリア	AUS	7,764	8,727	10,157	1,147	1,237	1,253	77	33	26
ニュージーランド	NZL	1,425	1,702	1,848	355	369	343	15	13	22
(就業者に対する割合 / % of total employment)										(%)
日本 ¹⁾	JPN	83.1	84.8	87.7	11.3	10.2	9.0	5.3	4.4	2.9
アメリカ ²⁾	USA	92.6	92.5	93.0	7.3	7.4	7.0	0.1	0.1	0.1
カナダ	CAN	89.4	90.5	91.0	10.3	9.3	8.9	0.3	0.2	0.1
イギリス	GBR	87.2	87.1	86.0	11.9	12.6	13.6	0.9	0.3	0.3
ドイツ	DEU	89.0	87.6	88.3	10.1	11.3	11.1	0.9	1.2	0.6
フランス ^{2) 3)}	FRA	90.7	91.0	90.8	9.3	9.0	9.2	—	—	—
イタリア	ITA	71.5	73.0	75.0	24.5	25.1	23.4	4.0	1.9	1.6
オランダ	NLD	88.5	87.6	85.0	10.3	11.8	14.4	0.9	0.5	0.6
デンマーク	DNK	91.3	91.4	91.3	7.8	7.9	8.4	0.9	0.7	0.3
スウェーデン	SWE	89.7	90.2	89.5	10.0	9.6	10.3	0.3	0.2	0.2
フィンランド	FIN	86.3	87.3	86.6	13.1	12.1	12.9	0.6	0.5	0.5
ノルウェー	NOR	92.4	92.4	92.9	7.0	7.2	6.9	0.4	0.3	0.2
韓国	KOR	63.1	66.4	71.8	27.7	27.0	23.1	9.1	6.6	5.2
オーストラリア	AUS	86.4	87.3	88.8	12.8	12.4	11.0	0.9	0.3	0.2
ニュージーランド	NZL	79.2	81.6	83.4	19.7	17.7	15.5	0.8	0.6	1.0

資料出所 OECD database(<http://stats.oecd.org>) “Employment by activities and status” 2012年9月現在
(注) 軍人を除く。

- 1) 日本の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。
- 2) 2011年の欄は2010年の数値。
- 3) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total)		(%)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	16.3	18.3	18.9	19.6	20.3	20.2	20.6
アメリカ ⁴⁾	USA	14.0	12.6	12.8	12.6	12.8	14.1	13.5	12.6
カナダ	CAN	18.8	18.1	18.4	18.3	18.5	19.3	19.4	19.9
イギリス ⁵⁾	GBR	22.3	23.0	23.0	22.9	23.0	23.9	24.6	24.6
ドイツ ⁵⁾	DEU	14.2	17.6	21.5	22.0	21.8	21.9	21.7	22.1
フランス ⁵⁾	FRA	14.2	14.2	13.2	13.3	12.9	13.3	13.6	13.6
イタリア ⁵⁾	ITA	10.5	12.2	14.6	15.2	15.9	15.8	16.3	16.7
オランダ ⁵⁾	NLD	29.4	32.1	35.6	35.9	36.1	36.7	37.1	37.2
デンマーク ⁵⁾	DNK	16.9	16.1	17.3	17.3	17.8	18.8	19.2	19.2
スウェーデン ⁵⁾	SWE	15.1	14.0	13.5	14.4	14.4	14.6	14.0	13.8
フィンランド	FIN	8.7	10.4	11.2	11.7	11.5	12.2	12.5	12.7
ノルウェー	NOR	21.4	20.2	20.8	20.4	20.3	20.4	20.1	20.0
ロシア	RUS	4.6	7.4	5.6	5.1	5.0	4.8	4.3	4.1
韓国 ³⁾	KOR	4.3	7.0	9.0	8.9	9.3	9.9	10.7	13.5
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	24.0	23.8	23.8	24.7	24.9	24.7
ニュージーランド	NZL	20.9	22.2	21.6	22.0	22.2	22.5	21.9	22.0

(男性/Male)		(%)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	7.4	8.8	9.2	9.9	10.5	10.4	10.3
アメリカ ⁴⁾	USA	8.3	7.7	7.8	7.6	8.0	9.2	8.8	8.4
カナダ	CAN	10.8	10.4	10.9	11.1	11.4	12.0	12.1	12.9
イギリス ⁵⁾	GBR	7.4	8.6	9.6	9.8	10.3	10.9	11.6	11.7
ドイツ ⁵⁾	DEU	3.4	4.8	7.3	7.8	7.9	7.9	7.9	8.5
フランス ⁵⁾	FRA	5.6	5.5	5.0	4.9	4.9	5.1	5.7	5.9
イタリア ⁵⁾	ITA	4.8	5.7	5.3	5.5	6.1	5.9	6.3	6.6
オランダ ⁵⁾	NLD	11.8	13.4	15.3	16.1	16.2	17.0	17.2	17.1
デンマーク ⁵⁾	DNK	9.7	9.3	11.7	11.9	13.0	13.6	13.5	13.8
スウェーデン ⁵⁾	SWE	6.8	7.3	8.5	9.5	9.6	10.0	9.7	9.8
フィンランド	FIN	5.9	7.1	7.9	8.2	8.2	8.7	9.2	9.6
ノルウェー	NOR	7.6	8.7	10.0	10.5	10.9	11.3	11.4	11.0
ロシア	RUS	2.2	4.9	3.8	3.6	3.4	3.3	3.0	2.8
韓国 ³⁾	KOR	2.8	5.1	6.5	6.3	6.5	6.9	7.2	10.0
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	12.0	12.3	12.3	13.2	13.5	13.2
ニュージーランド	NZL	9.5	10.9	10.0	11.1	11.3	11.9	11.5	11.2

3 就業構造

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合(続き)

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		(%)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	29.1	31.7	32.6	33.2	33.8	33.9	34.8
アメリカ ⁴⁾	USA	20.2	18.0	18.3	17.9	17.8	19.2	18.4	17.1
カナダ	CAN	28.5	27.2	26.9	26.3	26.6	27.1	27.4	27.2
イギリス ⁵⁾	GBR	40.8	40.8	38.5	38.3	37.8	38.8	39.4	39.3
ドイツ ⁵⁾	DEU	29.1	33.9	38.8	39.1	38.5	38.3	37.9	38.0
フランス ⁵⁾	FRA	24.8	24.9	22.6	22.8	21.9	22.5	22.4	22.1
イタリア ⁵⁾	ITA	21.1	23.4	28.8	29.8	30.6	30.5	31.1	31.3
オランダ ⁵⁾	NLD	55.1	57.2	60.7	59.9	59.8	59.9	60.6	60.5
デンマーク ⁵⁾	DNK	25.8	24.0	23.9	23.4	23.3	24.5	25.4	25.2
スウェーデン ⁵⁾	SWE	24.1	21.4	19.0	19.7	19.6	19.8	18.8	18.4
フィンランド	FIN	11.7	13.9	14.8	15.5	15.1	15.9	16.0	16.0
ノルウェー	NOR	37.5	33.4	32.9	31.6	30.8	30.4	29.8	30.0
ロシア	RUS	7.2	10.0	7.4	6.7	6.5	6.3	5.6	5.4
韓国 ³⁾	KOR	6.6	9.8	12.5	12.5	13.2	14.2	15.5	18.5
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	38.7	37.7	37.7	38.3	38.6	38.5
ニュージーランド	NZL	35.4	35.7	35.1	34.6	34.6	34.5	33.8	34.3

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2012年7月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報(基本集計)」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

第3-8表 短時間労働者に占める女性の割合¹⁾

Table 3-8: Women's share in part-time employment

		(%)							
国	Country	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	73.1	71.8	71.5	70.4	69.9	70.3	71.0
アメリカ ⁴⁾	USA	68.7	68.1	68.4	68.4	67.5	66.5	66.9	65.6
カナダ	CAN	68.8	69.1	68.4	67.9	67.7	67.4	67.3	66.6
イギリス ⁵⁾	GBR	81.7	79.4	77.6	77.0	76.1	75.8	74.9	74.7
ドイツ ⁵⁾	DEU	86.3	84.5	81.4	80.7	80.3	80.4	80.5	79.2
フランス ⁵⁾	FRA	77.9	78.8	79.5	80.5	79.8	79.9	78.1	77.2
イタリア ⁵⁾	ITA	70.8	70.5	78.2	78.1	77.0	77.6	76.9	76.6
オランダ ⁵⁾	NLD	76.2	76.2	76.3	75.5	75.6	75.0	75.0	75.3
デンマーク ⁵⁾	DNK	68.1	69.4	64.0	63.3	61.3	62.0	63.2	62.1
スウェーデン ⁵⁾	SWE	76.8	72.9	67.1	65.0	64.6	64.2	63.3	62.8
フィンランド	FIN	64.6	63.8	63.6	63.7	63.0	63.6	62.2	61.0
ノルウェー	NOR	80.7	77.0	74.6	72.9	71.7	70.8	70.3	71.1
ロシア	RUS	75.1	66.0	65.3	64.6	64.7	65.1	64.2	65.3
韓国 ³⁾	KOR	61.6	57.7	57.9	58.9	59.0	59.3	60.3	56.6
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	72.4	71.5	71.7	70.8	70.4	70.9
ニュージーランド	NZL	74.7	73.2	75.2	73.0	72.8	71.9	72.0	73.0

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2012年7月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報(基本集計)」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

3 就業構造

第3-9表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-9: Temporary employment as a proportion of total employment

国・地域		(%)								
Country or region		1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
		年/Year								
日本 ¹⁾	JPN	10.5	12.5	14.0	14.0	13.9	13.6	13.7	13.8	13.7
アメリカ ²⁾	USA	5.1	4.0	4.2	—	—	—	—	—	—
カナダ ³⁾	CAN	—	12.5	13.2	13.1	13.0	12.3	12.5	13.4	13.7
イギリス ⁴⁾	GBR	7.0	6.8	5.8	5.8	5.9	5.4	5.7	6.1	6.2
ドイツ ⁴⁾	DEU	10.4	12.7	14.2	14.5	14.6	14.7	14.5	14.7	14.7
フランス ⁴⁾	FRA	12.3	15.5	13.9	14.8	15.1	14.9	14.3	15.0	15.3
イタリア ⁴⁾	ITA	7.2	10.1	12.3	13.1	13.2	13.3	12.5	12.8	13.4
オランダ ⁴⁾	NLD	10.9	14.0	15.5	16.6	18.1	18.2	18.3	18.5	18.4
ベルギー ⁴⁾	BEL	5.3	9.0	8.9	8.7	8.7	8.3	8.2	8.1	9.0
ルクセンブルク ⁴⁾	LUX	—	3.4	5.3	6.1	6.8	6.2	7.2	7.1	7.1
デンマーク ⁴⁾	DNK	12.1	10.2	9.8	8.9	9.1	8.5	8.7	8.4	8.8
スウェーデン ⁴⁾	SWE	—	15.2	15.8	16.8	17.5	16.1	15.3	15.8	16.4
フィンランド ⁵⁾	FIN	—	16.5	16.6	16.4	16.0	15.1	14.6	15.6	15.7
ノルウェー ⁶⁾	NOR	—	9.3	9.5	10.1	9.5	9.0	8.1	8.3	7.9
韓国 ⁷⁾	KOR	—	—	27.4	25.4	24.7	23.7	26.1	23.0	23.8
オーストラリア ⁸⁾	AUS	—	4.8	4.3	5.2	—	—	—	—	—
EU-21		11.3	13.0	14.6	15.2	15.4	15.0	14.4	14.7	14.8

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”2012年9月現在

(注) テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 労働力調査。非農林業。一年以内の契約で雇われている者(臨時・日雇)を対象。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。
- 2) CPS supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2000年の欄は2001年の数値。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者を対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Monthly Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者を対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 期間の定めのある雇用又は派遣業者を通じた雇用に従事する労働者、養成・訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者等を対象。
- 7) Monthly Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の労働者を対象。
- 8) Supplementary survey Forms of Employment (2001年11月、2004年及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。2000年の欄は2001年、2005年の欄は2004年の数値。

第3-10表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2011年)

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2011

国・地域 Country or region		男性 Male	女性 Female	歳 Age group			
				15~24	25~54	55~64	65~
日本 ¹⁾	JPN	8.5	20.7	26.4	10.6	15.7	25.0
アメリカ ²⁾	USA	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	13.4	14.0	30.5	10.2	10.0	21.4
イギリス	GBR	5.9	6.5	13.5	4.7	5.1	14.5
ドイツ	DEU	14.6	14.8	56.0	10.0	4.4	6.6
フランス	FRA	14.7	15.8	55.0	11.4	8.3	32.4
イタリア	ITA	12.3	14.7	49.9	11.8	6.1	14.4
オランダ	NLD	17.3	19.6	47.8	13.3	6.5	35.6
ベルギー	BEL	7.7	10.3	34.3	6.9	4.0	31.9
ルクセンブルク	LUX	6.3	8.2	34.5	5.7	3.2	14.0
デンマーク	DNK	8.3	9.4	22.1	6.9	3.6	7.0
スウェーデン	SWE	14.5	18.3	57.5	11.4	6.1	46.3
フィンランド	FIN	12.8	18.5	43.4	13.2	6.7	26.6
ノルウェー	NOR	6.5	9.4	23.7	6.2	2.0	6.5
韓国	KOR	21.2	27.2	27.3	19.3	39.4	61.9
オーストラリア ³⁾	AUS	4.5	5.9	4.5	5.4	4.6	7.2
EU-21		14.3	15.4	44.0	12.2	7.0	18.6

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”2012年9月現在

(注) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-9表 テンポラリー労働者の割合」(p.116)を参照。

1) 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

2) 2005年値。

3) 2006年値。

3 就業構造

第3-11表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-11: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)										
国	Country	2000 年/Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	0.8	1.1	1.2	1.4	1.7	1.9	2.1	2.2	1.8	1.5	1.5
アメリカ	USA	2.3	1.8	2.0	2.1	2.2	2.2	2.1	1.9	1.5	1.8	-
イギリス	GBR	3.7	3.7	3.9	4.1	4.2	4.3	4.7	4.1	3.7	3.0	-
ドイツ	DEU	0.9	0.9	0.9	1.1	1.2	1.5	1.9	1.9	1.6	2.0	2.0
フランス	FRA	2.5	2.3	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.3	1.7	2.0	2.2
イタリア	ITA	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9	0.7	0.9	1.0
オランダ	NLD	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.5	2.8	2.9	2.4	2.5	-
ベルギー	BEL	1.7	1.6	1.6	1.8	1.8	2.1	2.2	2.1	1.6	1.9	2.0
ルクセンブルク	LUX	2.2	2.1	2.2	2.1	2.1	2.5	2.4	1.9	1.8	1.9	-
デンマーク	DNK	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8	-
スウェーデン	SWE	1.0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	1.3	1.3	1.0	1.3	-
フィンランド	FIN	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	1.1	1.2	0.8	0.9	1.2
ノルウェー	NOR	0.5	0.5	0.4	0.5	0.6	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9	-
オーストリア	AUT	0.8	0.8	1.0	1.2	1.2	1.5	1.6	1.6	1.4	1.6	-
韓国	KOR	-	-	-	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	-

資料出所 CIETT (2012) *Agency Work Key Indicators*

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

(参考) 日本の労働者派遣事業所の派遣社員数割合について総務省統計局(2012.2)「平成23年労働力調査(詳細集計)」を基に算出した値は以下のとおり(※2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)。

役員を除く雇用者に占める割合: 2.7%(2008), 2.1%(2009), 1.9%(2010), 1.9%(2011)

従業者に占める割合: 2.2%(2008), 1.7%(2009), 1.5%(2010), 1.5%(2011)

第3-12表 従業員の勤続年数（2011年）

Table 3-12: Length of service of employees by sex and age group, 2011

勤続年数別雇用者割合/Composition of employees by length of service		(%)						
国/Country		1年未満 < 1	1年以上 3年未満 1 to < 3	3年以上 5年未満 3 to < 5	5年以上 10年未満 5 to < 10	10年以上 15年未満 10 to < 15	15年以上 20年未満 15 to < 20	20年以上 20+ (years)
日本 ¹⁾	JPN	7.4	14.4	13.3	20.2	12.5	10.0	22.2
アメリカ ²⁾	USA	21.1	11.2	16.6	21.8	12.5	6.1	10.6
		< 1	1 ~ < 6	6 ~ < 12 (月/months)	1 ~ < 3	3 ~ < 5	5 ~ < 10	10 ~ (年/years)
カナダ ³⁾	CAN	—	11.3	8.4	21.0	13.5	17.1	28.7
イギリス	GBR	2.1	4.7	7.9	14.1	16.3	23.9	31.0
ドイツ	DEU	3.1	5.1	7.5	12.6	12.2	16.3	43.2
フランス	FRA	4.5	4.8	4.7	8.8	12.6	19.2	45.3
イタリア	ITA	2.6	4.2	4.3	9.6	12.3	20.3	46.6
オランダ	NLD	3.0	5.8	7.2	13.2	15.4	18.5	36.9
ベルギー	BEL	2.8	4.6	6.2	12.0	12.2	18.5	43.6
デンマーク	DNK	4.8	8.1	8.9	16.8	16.7	17.1	27.6
スウェーデン	SWE	7.8	6.0	7.2	11.1	12.8	18.0	37.1
フィンランド	FIN	7.9	6.6	7.7	10.9	12.7	16.7	37.4
ノルウェー	NOR	2.8	5.1	8.4	14.5	16.7	18.6	34.0
オーストリア	AUT	3.0	6.5	6.8	10.4	14.2	19.5	39.7
韓国	KOR	7.2	17.1	11.2	21.6	11.0	13.8	18.1
オーストラリア ³⁾	AUS	4.1	8.3	10.2	22.9	16.5	17.5	20.5

性別・年齢階級別平均勤続年数/Average length of service by sex and age group		(年/Years)						
国/Country	男女計 Total	男性 Male	女性 Female	年齢階級別/By age group (歳/years old)				
				15~24	25~54	55~64	65~69	
日本 ¹⁾	JPN	11.9	13.3	9.0	2.2	11.4	19.2	15.4
アメリカ ²⁾	USA	4.6	4.7	4.6	1.2	5.4	10.3	10.3
イギリス	GBR	8.8	9.1	8.5	2.3	8.8	14.4	14.6
ドイツ	DEU	11.2	11.8	10.6	2.2	10.7	20.5	14.0
フランス	FRA	11.9	11.9	11.9	1.7	11.5	22.7	14.2
イタリア	ITA	12.0	12.4	11.6	2.4	11.3	22.4	21.9
オランダ	NLD	10.0	10.9	9.0	2.1	10.0	19.9	12.5
ベルギー	BEL	11.7	11.9	11.6	1.7	11.1	23.4	17.2
デンマーク	DNK	8.0	8.2	7.9	1.7	7.5	16.2	16.4
スウェーデン	SWE	10.3	9.9	10.7	1.3	9.2	20.3	15.6
フィンランド	FIN	10.3	10.2	10.3	1.2	9.3	20.7	17.0
ノルウェー	NOR	9.5	9.7	9.3	2.0	8.5	18.7	22.1
オーストリア	AUT	10.5	11.5	9.5	2.5	10.9	20.5	16.6

資料出所 日本:厚生労働省(2012.2)「平成23年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2012.9) *Employee Tenure in 2012*その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "Employment by job tenure intervals"
2012年11月現在

- (注) 1) 2011年6月末現在。1年以上2年未満の欄は1年以上3年未満の数値, 2年以上5年未満の欄は3年以上5年未満の数値。
2) 2012年1月現在。平均勤続年数は中位数。男性は16~64歳, 女性は16~59歳を対象。年齢階級別15~24歳の欄は16~24歳, 65~69歳の欄は65歳以上を対象。
3) 2010年の数値。

3 就業構造

第3-13表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-13: Youth's views on job changes, 18-24 years old

国 Country	調査年 Year	計 Total						(%)
			一生一つの 職場で働き 続けるべき One workplace for one life	転職すること もやむをえな い Job change is unavoidable	不満があれば 転職する 方がよい Better to change jobs if unsatisfied	積極的に転 職する方が よい Better to change jobs positively	わからない ・無回答 No idea / No answer	
日本 JPN	2008	100.0	12.5	57.5	17.2	10.7	2.1	
	2003	100.0	10.3	53.0	17.9	14.2	4.6	
	1998	100.0	9.6	45.7	20.8	22.0	2.0	
アメリカ USA	2008	100.0	6.4	20.6	54.5	14.3	4.2	
	2003	100.0	2.5	21.9	56.2	15.0	4.4	
	1998	100.0	3.4	20.0	49.3	23.7	3.6	
イギリス GBR	2008	100.0	2.4	20.6	55.3	17.0	4.7	
	1998	100.0	2.5	24.8	46.9	25.3	0.5	
ドイツ DEU	2003	100.0	2.1	34.4	49.2	11.1	3.1	
	1998	100.0	3.0	32.3	47.0	15.9	1.9	
フランス FRA	2008	100.0	4.8	32.3	45.7	15.6	1.5	
	1998	100.0	10.8	19.5	46.7	21.8	1.1	
スウェーデン SWE	2003	100.0	0.8	6.1	49.7	42.0	1.5	
	1998	100.0	0.3	6.9	40.2	50.7	1.9	
ロシア RUS	1998	100.0	3.9	31.4	51.1	7.6	6.0	
韓国 KOR	2008	100.0	10.4	35.3	22.1	29.4	2.8	
	2003	100.0	8.4	43.0	19.0	27.7	1.9	
	1998	100.0	11.7	42.0	18.9	26.8	0.6	
タイ THA	1998	100.0	23.6	22.5	15.4	38.3	0.2	
フィリピン PHL	1998	100.0	21.9	28.6	27.5	21.9	0.1	
ブラジル BRA	1998	100.0	14.0	50.1	10.2	24.5	1.2	

資料出所 内閣府(2009.3)「第8回世界青年意識調査(平成20年)」

(注) 2003年は第7回調査, 1998年は第6回調査の結果。

第3-14表 職業生活から引退すべき年齢
Table 3-14: The age one ought to retire from work

(%)

国		日本	アメリカ	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国
Country		JPN	USA	DEU	FRA	SWE	KOR
調査年/Year		2010	2010	2010	2005	2010	2010
性, 年齢階級/sex, age group(years old)							
男性	Male						
40歳代ないしそれ以前	~about 40	—	—	—	0.0	0.2	—
50歳ぐらい	about 50	0.1	0.9	0.1	0.9	0.3	0.1
55歳ぐらい	about 55	0.3	3.6	1.4	13.3	1.6	0.1
60歳ぐらい	about 60	7.4	15.4	29.7	59.4	26.8	6.2
65歳ぐらい	about 65	42.1	45.9	62.4	23.2	50.9	15.7
70歳ぐらい	about 70	33.0	16.5	3.2	2.4	2.3	36.8
75歳ぐらい	about 75	9.0	4.5	0.6	0.1	—	21.3
80歳ぐらい	about 80	3.9	0.9	—	0.0	0.1	14.8
その他	others	3.9	12.3	1.9	0.3	17.9	5.0
女性	Female						
40歳代ないしそれ以前	~about 40	0.7	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1
50歳ぐらい	about 50	2.1	2.4	1.9	8.5	0.3	1.4
55歳ぐらい	about 55	4.5	4.8	10.1	31.4	2.8	5.3
60歳ぐらい	about 60	27.6	21.9	61.7	48.0	33.6	16.5
65歳ぐらい	about 65	34.4	44.5	22.4	10.0	44.9	21.1
70歳ぐらい	about 70	19.4	9.9	1.3	1.1	1.5	27.8
75歳ぐらい	about 75	5.1	2.9	0.2	0.0	—	12.5
80歳ぐらい	about 80	1.4	0.8	—	0.0	0.1	10.8
その他	others	4.4	12.7	1.9	0.3	16.7	4.5
男女平均	M and F Ave.						
40歳代ないしそれ以前	~about 40	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
50歳ぐらい	about 50	1.1	1.7	1.0	5.0	0.3	0.8
55歳ぐらい	about 55	2.4	4.2	5.8	33.0	2.2	2.7
60歳ぐらい	about 60	17.5	18.7	45.7	50.2	30.2	11.4
65歳ぐらい	about 65	38.3	45.2	42.4	9.8	47.9	18.4
70歳ぐらい	about 70	26.2	13.2	2.3	1.2	1.9	32.3
75歳ぐらい	about 75	7.1	3.7	0.4	0.0	—	16.9
80歳ぐらい	about 80	2.7	0.9	—	0.0	0.1	12.8
その他	others	4.2	12.5	1.9	0.3	17.3	4.8

資料出所 内閣府(2011.6)「第7回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(フランスは第6回調査)

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

3 就業構造

第3-15表 雇用創出率・雇用消失率

Table 3-15: Job creation rates, job destruction rates

(%)

国 Country	調査期間 (年) Reference period (year)	雇用創出率 Job creation rates		雇用消失率 Job destruction rates	
		うち、新設 (Openings)		うち、廃止 (Closings)	
日本 (産業計/Total)	JPN 2005-08	6.4	(2.7)	7.0	(2.3)
(製造業/Manufacturing)	2005-08	4.9	(1.6)	6.4	(1.7)
アメリカ	USA 2001-04	14.6		13.7	
イギリス	GBR 1997-98	16.0		14.1	
ドイツ	DEU 1997-98	8.1		8.5	
スウェーデン	SWE 1997-2003	8.1		7.3	
フィンランド	FIN 1997	14.3		8.8	
ブラジル	BRA 1998-2000	18.1		13.8	
メキシコ	MEX 2000	14.1		14.5	

資料出所 OECD(2009.9) *Employment Outlook 2009—Tackling the Jobs Crisis*

日本: 労働政策研究・研修機構(2011.4)「雇用創出・消失指標の試算」

(注) 日本以外の国は原則、調査産業計。

雇用創出率…年間で雇用を増やした事業所の雇用増加分及び新設事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、新規事業所に係る分は新設雇用創出率。

雇用消失率…年間で雇用を減らした事業所の雇用減分及び廃止事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、廃止事業所に係る分は廃止雇用創出率。

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓) 民間委託(職業訓練:離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウィスコンシン州) 地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 長期失業者及び就業困難者向け就業支援プログラム:ワーク・プログラム(2011年6月～) 失業期間が12か月を超える求職者手当受給者(18～24歳は9か月, また場合により3か月)及び就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(健康上の問題, 一人親など)の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業紹介クーポン 失業後一定期間を経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行する。2013年1月1日以降, 全ての雇用促進措置の運営機関(民間事業者)はドイツ認証機関(DAKkS)による許可が必要。
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> 就職困難者の再就職支援の民間委託 雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査など)を, 民間に委託することもある。
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間に委託 公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト, イギリス:雇用年金省(DWP)ウェブサイト, ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA), フランス:雇用局(Pôle emploi)ウェブサイト等, オランダ:社会問題・雇用省(Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid)ウェブサイト

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は, 「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法:労働者派遣法(1985年制定,直近の改正は2012年) ・特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制,一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。 ・港湾運送業務,建設業務,警備業務,病院等における医療の業務(紹介予定派遣の場合等を除く)は原則禁止。 ・派遣期間:ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年に制限。 ・派遣先には,派遣元からの労働・社会保険の加入有無の通知はあるが,連帯責任はない。 ・2012年の主な改正点 <ol style="list-style-type: none"> (1)事業規制の強化:日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合,雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)。グループ企業内派遣の8割規制,離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。 (2)派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善:派遣元事業主に,一定の有期雇用の派遣労働者につき,無期雇用への転換推進措置を努力義務化。派遣労働者の賃金等の決定にあたり,同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮。 (3)違法派遣に対する迅速・的確な対処:違法派遣の場合,派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には,派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業の定義:法第2条自己の雇用する労働者を,当該雇用関係の下に,かつ,他人の指揮命令を受けて,当該他人のために労働に従事させることをいい,当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするもの含まないものとする(労働者派遣法第2条) ・派遣労働者数:92万人(雇用者全体に占める割合は1.7%)(2011年,労働力調査,総務省) ・若年層(34歳以下)の割合:40.2%(2011年,労働力調査,総務省) ・男女比:男39.1%,女60.9%(2011年,労働力調査,総務省) ・主な業種:金融・保険,情報通信,電気・ガス・熱供給・水道,製造(2008年派遣労働者実態調査,厚生労働省) ・主な業務:事務用機器操作46.6%,ソフトウェア開発10.6%,財務処理7.4%,テレマーケティング7.3%,機械設計6.4%(2008年,派遣労働者実態調査,厚生労働省) ・派遣契約期間:1か月以下54.6%,1か月超3か月以下12.0%,3か月超6か月以下22%,6か月超1年以下11.7%,1年超3年以下1.8%,その他0.2%(2010年度労働者派遣事業報告,厚生労働省)
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦法レベルでは,人材派遣業に関する規制は存在しないが,州レベルでは,届出・登録をを求める規制もみられる(マサチューセッツ州,ニュージャージー州,ノースカロライナ州等)。 ・人材派遣会社及び顧客企業は,派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。 ・派遣業界団体は,アメリカ人材派遣業協会(ASA)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数:122万人(2005年,労働統計局) ・主な業種:サービス業,製造業,卸小売業 ・主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%,事務・管理サポート職24.8%,サービス職15.6%,専門職・関連職12.7%,経営・管理・財務職7.6%,販売職2.1%(2005年,労働統計局) ・若年層(34歳以下)の割合:49.1%(2005年,労働統計局) ・男女比:男性47.2%,女性52.8%(2005年,労働統計局)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法:1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となった。2003年法でさらに規制を緩和(手続きの簡素化)するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣元及び派遣先企業の責任の明確化など)。2011年10月施行の派遣労働者規則により、派遣期間が12週間超の派遣労働者について、派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定。 ・規則における派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約または役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す。 ・取扱職種、派遣期間、事由の制限は設けられていない。但し、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 ・業界団体のREC(派遣事業者8000社が加盟)による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度)が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数:152万人(雇用者全体に占める割合は5.2%)²⁾(派遣事業者調査、2007年) ・主な業種:農林水産・エネルギー・建設業5%、製造業20%、流通・宿泊・飲食店7%、運輸・通信11%、銀行・金融・保険27%、公務29%(労働力調査、2007年) ・主な職種:秘書・事務26%、基礎的(非熟練)25%、加工・工場労務・機械操作15%、専門職9%、準専門職・技術職7%、対人サービス7%、熟練工4%、販売・顧客サービス4%、管理職・上級職2%(労働力調査、2007年) ・若年層(34歳以下)の割合:61%(労働力調査、2007年) ・男女比:女性44%(労働力調査、2007年) ・派遣期間:3か月未満29%、6か月未満52%、12か月未満71%(労働力調査、2007年)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法:1972年労働者派遣法(AÜG)(2002年大幅改正) ・労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 ・派遣期間の上限は段階的に延長され、同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合、当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが、2002年派遣法改正により、上限規制は撤廃となった。同改正はまた、賃金、労働条件の均等待遇原則を義務化(但し、労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。 ・2012年1月に派遣労働者に対する最低賃金が導入された(2012年11月時点で東部7.50ユーロ、西部8.19ユーロ。有効期限は2013年10月31日まで)。 ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・2011年4月には派遣業界団体のBZAとBAPが合併して人材サービス業者全国使用者連盟(BAP)を結成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数:約77万3千人(雇用者全体に占める割合は2.7%)(2011年4月、連邦雇用エージェンシー(BA)統計2011年7月) ・主な業務:非熟練、金属・電機、事務、サービス(2010年、BA統計) ・若年層(34歳以下)の割合:62.3%(2003年) ・男女比:男性72%、女性28%(2010年12月、BA統計) ・派遣期間:1週間未満10%、1週間以上3か月未満47%、3か月以上43%(2010年、BA統計)

- 2) イギリスの労働力調査による公式数値は30万人程度(2012年時点)であるが、実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため、ビジネス・企業・規制改革省(BERR)が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状(2011年)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。 ・ 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財政的保証が必要。 ・ 産業医としての派遣労働は禁止されている。 ・ 派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。 ・ 恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)―のいずれかでなければならない。 ・ 派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 ・ 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。 ・ 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・ 2005年1月18日可決の社会統合法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。 ・ 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体:PRISME。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フルタイム労働者数換算(Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein : 全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したもの、すなわち、派遣労働者が、年間を通じて、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数):約57.6万人(雇用者全体に占める割合は3.0%) ・ 主な業種: 製造45.3%, サービス33.8%, 建設20.4%, 農林水産0.4% ・ 主な業務: 非熟練生産労働者36.5%, 熟練生産労働者41.4%, 事務系労働者12.2%, 幹部職・職長・技術者8.1%, 上級幹部職1.8% ・ 若年層(34歳以下)の割合:61.3% ・ 男女比:男性72.5%, 女性27.5% ・ 平均派遣期間:1.8週

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト
 アメリカ:労働統計局「2005年特別調査」
 イギリス:ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)ウェブサイト
 ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA), 連邦政府(Bundesregierung)及びBAPのウェブサイト
 フランス:労働省(2012) *L'interim en 2011 : croissance soutenue*
 その他: European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union* 等

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

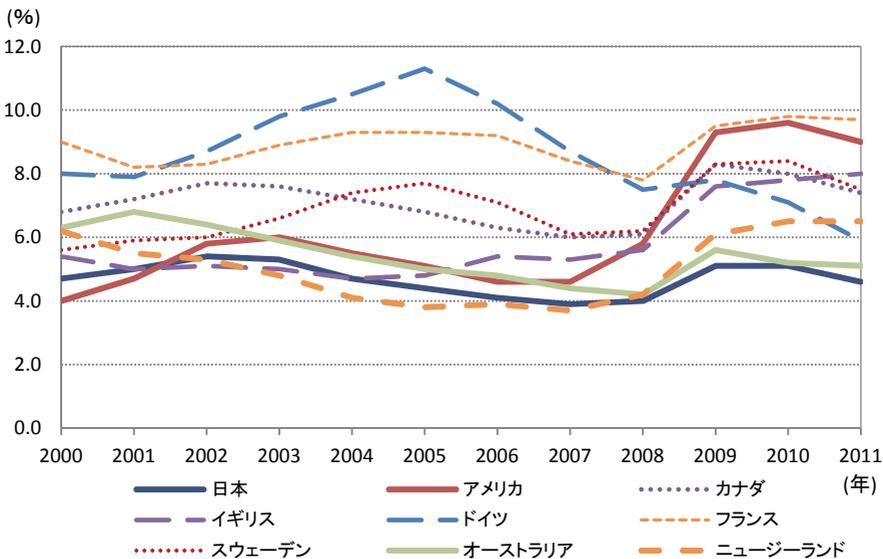
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法、雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2011年雇用平等(退職年齢規定廃止)規則 (Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations)	一般雇用機会均等法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz: AGG (通称、反差別法))など	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定など)「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)
施行年月	2006年4月(60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2011年4月	2006年8月	(2010年1月に改正)
定年制	可(60歳以上)	原則不可	原則不可	可(65歳以上)	可(原則として、70歳以上)
	但し、65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか)(高年齢者等雇用安定法改正により2013年4月から継続雇用の対象者は、事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止し、希望者全員とする)	例外として、(1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要なとされる定年制、(2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に對する65歳以上定年制、がある。	但し、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある(例えば著しい体力や精神力を要する業務等)	但し、65歳未満の定年制も一定要件下では可。	但し、一定の条件下、67歳以上の定年設定が可能。(1955年以前生まれの従業員に対しては、65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。)公務員の場合は職種により55-65歳(但し、延長が可能な場合もある)。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は、解雇等により離職することとなっている高年齢者が再就職を希望するときは、当該高年齢者が可能な限り早期に再就職できるよう、当該高年齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について、主体的な意思に基づき求職活動支援書作成等、積極的に支援することにより、再就職の援助に努めるものとする。(高年齢者等雇用安定法に基づく「高年齢者等職業安定対策基本方針」2012年11月)	雇用における年齢差別禁止法 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	雇用における年齢差別の禁止 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラフト拠出金)の廃止 50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の拠出金が失業保険の拠出金を支払う制度は、(中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため。)2008年1月1日に廃止された。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。

資料出所 厚生労働省、アメリカ連邦労働省、イギリス雇用年金省、ドイツ労働社会省、フランス法律データベース(Legifrance)及び労働省等各ウェブサイト

4. 失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

4-1 ILO定義失業率



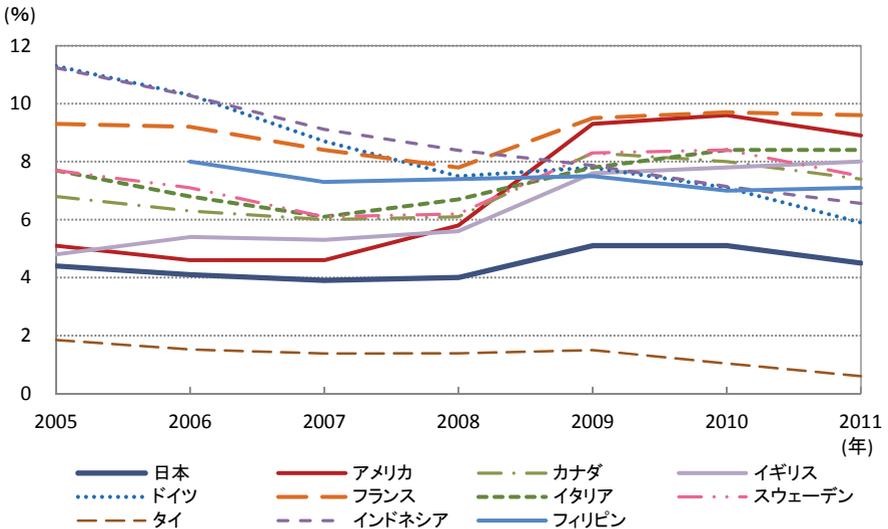
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 調整失業率」(p.134)を参照。

各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるように試算しているのが、OECDによる「調整失業率」である。なお、調整失業率 (Harmonised unemployment rates) とは、2009年1月以降、これまでの標準化失業率 (Standardised unemployment rates) から名称変更されたものである。

日本の失業率は2003年まで上昇傾向にあったが、2004年から2008年にかけて徐々に低下した。しかし、2009年にはリーマンショックの影響で再び5.1%へと上昇した。ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスでは1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年にかけて失業率の上昇傾向が続いたが、その後しばらく低下していた。だが、ドイツの例外を除きいずれの国も2008年秋以降、世界的な経済危機によって、失業率の上昇がみられた。

4 失業・失業保険・雇用調整

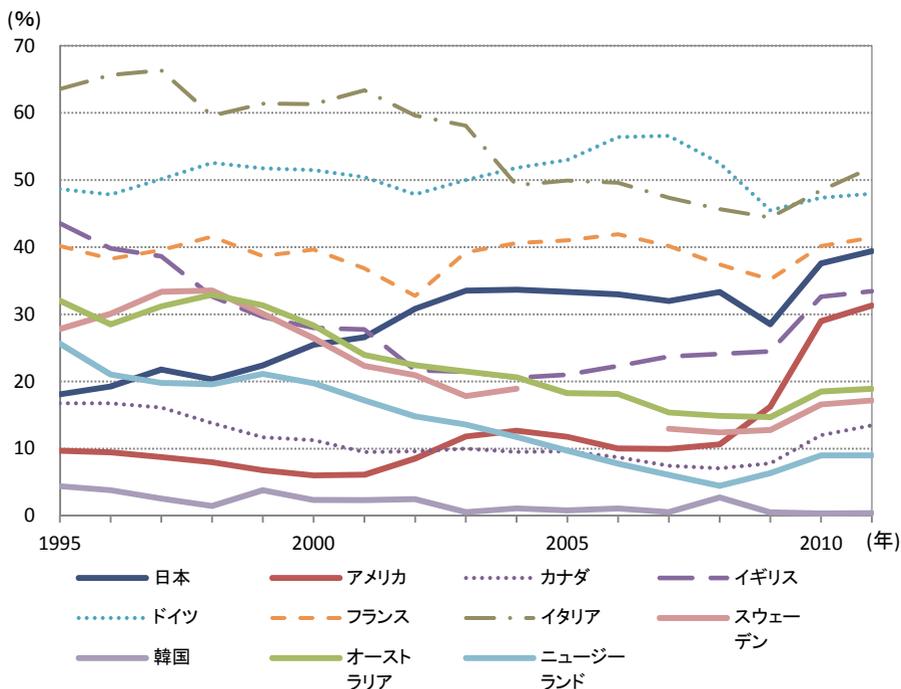
4-2 失業率（各国公表値）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.135)を参照。

各国公表値による失業率の動きをみると、2005年から2010年にかけて、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデンなど、ドイツを除いて欧米諸国の失業率は軒並み上昇した。これは2008年秋以降の金融危機の影響によるものと考えられる。すでに低成長にシフトしていたこれら先進諸国間で失業率の上昇がみられた一方、タイ、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国では逆に失業率は低下している。成長力が失業リスクを上回って維持されたとの見方もできよう。日本は欧米諸国と同様、やはりわずかな上昇となった。ただし、こうした違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較する事は適当ではない。

4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合(1年以上)」(p.140)を参照。
(注)スウェーデンの2005年、2006年値はなし。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、ドイツ、イタリアなど欧州大陸主要国で高く、2011年の1年以上の長期失業者の割合が約5割となっている。また、米国でも1年以上の長期失業者の割合は2009年の16.3%から2011年の31.3%へと急速に上昇した。他方、韓国では1%未満とかなり低い。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 調整失業率¹⁾

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

(%)

国 Country	1991 年/Year	1995	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	2.1	3.1	4.7	4.4	3.9	4.0	5.1	5.1	4.6
アメリカ	USA	6.8	5.6	4.0	5.1	4.6	5.8	9.3	9.6	9.0
カナダ	CAN	10.3	9.5	6.8	6.8	6.0	6.1	8.3	8.0	7.4
イギリス	GBR	8.6	8.5	5.4	4.8	5.3	5.6	7.6	7.8	8.0
ドイツ	DEU	5.5	8.2	8.0	11.3	8.7	7.5	7.8	7.1	5.9
フランス	FRA	8.5	10.5	9.0	9.3	8.4	7.8	9.5	9.8	9.7
イタリア	ITA	8.5	11.2	10.1	7.7	6.2	6.7	7.8	8.4	8.5
オランダ	NLD	4.8	7.0	3.0	5.3	3.6	3.1	3.7	4.5	4.4
ベルギー	BEL	6.4	9.7	6.9	8.5	7.5	7.0	7.9	8.3	7.2
ルクセンブルク	LUX	1.7	2.9	2.2	4.6	4.2	4.9	5.2	4.6	4.8
デンマーク	DNK	7.9	6.8	4.3	4.8	3.8	3.4	6.1	7.5	7.6
スウェーデン	SWE	3.1	8.8	5.6	7.7	6.1	6.2	8.3	8.4	7.5
フィンランド	FIN	6.6	15.1	9.6	8.3	6.9	6.4	8.2	8.4	7.8
ノルウェー	NOR	5.5	5.5	3.2	4.5	2.5	2.5	3.1	3.5	3.3
オーストリア	AUT	—	3.9	3.6	5.2	4.4	3.8	4.8	4.4	4.2
スイス	CHE	—	3.2	2.5	4.2	3.4	3.2	4.1	4.2	3.8
アイルランド	IRL	14.8	12.3	4.2	4.4	4.6	6.3	11.9	13.7	14.5
ギリシャ	GRC	—	9.1	11.2	9.9	8.3	7.7	9.5	12.6	17.7
スペイン	ESP	14.5	20.1	11.7	9.2	8.3	11.4	18.0	20.1	21.7
ポルトガル	PRT	4.2	7.2	4.5	8.6	8.9	8.5	10.6	12.0	12.9
韓国	KOR	2.5	2.1	4.4	3.7	3.2	3.2	3.6	3.7	3.4
オーストラリア	AUS	9.6	8.5	6.3	5.0	4.4	4.2	5.6	5.2	5.1
ニュージーランド	NZL	10.6	6.5	6.2	3.8	3.7	4.2	6.1	6.5	6.5

資料出所 OECD (2012.7) *Employment Outlook 2012*

(注) 1) ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動(自営開業のための準備を含む)を積極的に行った者と定義される。失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保し、ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したもの。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は、補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後、月次推計(失業及び労働力)を平均し、各年数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については、月次あるいは四半期推計の平均値によって各年数値が得られる。一部の国々の調整手続は、米労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については、EU統計局の比較失業率(CURs)の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。より詳しい説明については、<http://www.oecd.org/std/>を参照。

なお調整失業率(Harmonised unemployment rates)とは、Eurostatで使われている用語にあわせて、2009年1月以降、OECDにおいてこれまでの標準化失業率(Standardised unemployment rates)から名称が変更されたものである。

第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

国・地域 Country or region		1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本 ¹⁾	JPN	3.2	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1	5.1	4.5
アメリカ	USA	5.6	4.0	5.1	4.6	4.6	5.8	9.3	9.6	8.9
カナダ	CAN	9.5	6.8	6.8	6.3	6.0	6.1	8.3	8.0	7.4
イギリス	GBR	8.5	5.4	4.8	5.4	5.3	5.6	7.6	7.8	8.0
ドイツ	DEU	8.3	8.0	11.3	10.3	8.7	7.5	7.8	7.1	5.9
フランス	FRA	10.5	9.0	9.3	9.2	8.4	7.8	9.5	9.7	9.6
イタリア	ITA	11.2	10.0	7.7	6.8	6.1	6.7	7.8	8.4	8.4
オランダ	NDL	7.1	3.1	5.3	4.4	3.6	3.1	3.7	4.5	4.4
ベルギー	BEL	9.7	6.9	8.5	8.3	7.5	7.0	7.9	8.3	7.2
ルクセンブルク	LUX	2.9	2.2	4.6	4.6	4.2	4.9	5.1	4.6	4.8
デンマーク	DNK	6.7	4.3	4.8	3.9	3.8	3.4	6.0	7.5	7.6
スウェーデン	SWE	8.8	5.6	7.7	7.1	6.1	6.2	8.3	8.4	7.5
フィンランド	FIN	15.4	9.8	8.4	7.7	6.9	6.4	8.2	8.4	7.8
ノルウェー	NOR	4.9	3.2	4.5	3.4	2.5	2.5	3.2	3.6	3.3
ロシア	RUS	9.5	10.6	7.2	7.2	6.1	6.3	8.4	7.5	6.6
オーストリア	AUS	3.9	3.6	5.2	4.8	4.4	3.8	4.8	4.4	4.2
アイルランド	IRL	12.3	4.2	4.4	4.5	4.7	6.4	12.0	13.9	14.7
ギリシャ	GRC	-	11.2	9.9	8.9	8.3	7.7	9.5	12.6	17.7
スペイン	ESP	20.0	11.7	9.2	8.5	8.3	11.3	18.0	20.1	21.7
ポルトガル	PRT	7.2	4.5	8.6	8.6	8.9	8.5	10.6	12.0	12.9
中国	CHN	2.9	3.1	4.2	4.1	4.0	4.2	4.3	4.1	4.1
香港	HKG	3.2	4.9	5.6	4.8	4.0	3.5	5.3	4.3	3.4
台湾	TWN	1.8	3.0	4.1	3.9	3.9	4.1	5.9	5.2	4.4
韓国	KOR	-	4.4	3.7	3.5	3.2	3.2	3.6	3.7	3.4
シンガポール ²⁾	SGP	2.2	3.7	4.1	3.6	3.0	3.2	4.3	3.1	2.9
マレーシア ³⁾	MYS	3.1	3.0	3.5	3.3	3.2	3.3	3.7	3.4	3.3
タイ ⁴⁾	THA	-	3.6	1.9	1.5	1.4	1.4	1.5	1.0	0.6
インドネシア ⁵⁾	IDN	-	-	11.2	10.3	9.1	8.4	7.9	7.1	6.6
フィリピン	PHL	9.5	11.2	-	8.0	7.3	7.4	7.5	7.0	7.1
オーストラリア	AUS	8.5	6.3	5.0	4.8	4.4	4.3	5.6	5.2	5.1
ニュージーランド	NZL	6.5	6.1	3.8	3.8	3.7	4.2	6.1	6.5	6.5
ブラジル ⁶⁾	BRA	6.1	9.4	9.9	10.0	9.3	7.9	8.1	6.7	6.0

資料出所 日本：総務省統計局(2012.8)「労働力調査」
 アメリカ：労働省(2012) *LFS from the Current Population Survey*
 欧州：Eurostat Database「LFS main indicators」2012年12月現在
 ロシア：連邦国家統計庁(<http://www.gks.ru/>)2012年12月現在
 中国：人的資源社会保障部(2012.6)「2011年の人的資源・社会保障開発統計」
 香港：統計局(2012.11)「香港統計年鑑」
 台湾：国家統計処(2012.8) *Manpower Survey*
 韓国：統計局(2012) *Economically Active Population Survey*
 ブラジル：ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2012年11月現在
 その他：各国政府統計「労働力調査」

(注) 失業者の定義については第4-7表(p.142)を参照。

- 1) 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。
- 2) 国籍保有者・永住権保有者を対象。永住権を持たない外国人を除く。
- 3) 2011年は9月の数値。
- 4) 2011年は10月の数値。
- 5) 2005年は11月の数値、2006年以降は8月の数値。
- 6) 10歳以上を対象。2000年は2001年の数値。

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比（2011年）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2011

(男女計/Total)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region		15～19 歳/age group	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	80 (2.8)	340 (12.0)	380 (13.4)	320 (11.3)
アメリカ ¹⁾	USA	1,399 (10.2)	2,235 (16.3)	1,758 (12.8)	1,430 (10.4)
カナダ	CAN	213 (15.3)	195 (14.0)	157 (11.3)	122 (8.8)
イギリス ¹⁾	GBR	417 (16.9)	499 (20.2)	338 (13.7)	230 (9.3)
ドイツ	DEU	126 (5.0)	282 (11.3)	285 (11.4)	261 (10.4)
フランス	FRA	160 (6.1)	470 (17.9)	422 (16.1)	298 (11.3)
イタリア	ITA	111 (5.3)	372 (17.6)	342 (16.2)	304 (14.4)
スウェーデン	SWE	65 (17.1)	85 (22.4)	44 (11.6)	31 (8.2)
香港 ¹⁾	HKG	4 (3.8)	20 (17.6)	15 (12.8)	9 (7.7)
韓国	KOR	27 (3.2)	121 (14.1)	172 (20.1)	114 (13.3)
シンガポール	SGP		28 (34.6)		
フィリピン	PHL	477 (17.0)	941 (33.4)	835 (29.7)	
オーストラリア	AUS	134 (21.9)	111 (18.0)	69 (11.3)	54 (8.8)
ニュージーランド	NZL	37 (23.9)	29 (19.0)	16 (10.4)	12 (7.6)
国・地域 Country or region		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	320 (11.3)	290 (10.2)	240 (8.5)	200 (7.0)
アメリカ ¹⁾	USA	1,176 (8.6)	1,213 (8.8)	1,307 (9.5)	1,186 (8.6)
カナダ	CAN	117 (8.4)	123 (8.9)	132 (9.5)	127 (9.1)
イギリス ¹⁾	GBR	192 (7.8)	212 (8.6)	205 (8.3)	158 (6.4)
ドイツ	DEU	233 (9.3)	286 (11.4)	304 (12.2)	288 (11.5)
フランス	FRA	286 (10.9)	285 (10.8)	238 (9.1)	230 (8.7)
イタリア	ITA	273 (13.0)	245 (11.6)	202 (9.6)	141 (6.7)
スウェーデン	SWE	28 (7.3)	29 (7.8)	29 (7.6)	23 (6.2)
香港 ¹⁾	HKG	13 (11.1)	12 (10.4)	11 (9.7)	16 (13.7)
韓国	KOR	88 (10.3)	77 (9.0)	68 (8.0)	66 (7.7)
シンガポール	SGP	16 (19.7)	16 (19.7)		
フィリピン	PHL	275 (9.8)		179 (6.4)	
オーストラリア	AUS	51 (8.3)	52 (8.5)	47 (7.6)	38 (6.2)
ニュージーランド	NZL	11 (7.2)	13 (8.5)	12 (8.0)	10 (6.2)
国・地域 Country or region		55～59	60～64	65～	計 Total
日本	JPN	240 (8.5)	310 (10.9)	120 (4.2)	2,840 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	935 (6.8)	644 (4.7)	465 (3.4)	13,748 (100)
カナダ	CAN	106 (7.6)	75 (5.4)	25 (1.8)	1,392 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	134 (5.4)	73 (3.0)	15 (0.6)	2,473 (100)
ドイツ	DEU	279 (11.2)	152 (6.1)	6 (0.2)	2,502 (100)
フランス	FRA	196 (7.4)	37 (1.4)	6 (0.2)	2,628 (100)
イタリア	ITA	82 (3.9)	32 (1.5)	4 (0.2)	2,108 (100)
スウェーデン	SWE	23 (6.0)	19 (5.1)	2 (0.6)	377 (100)
香港 ¹⁾	HKG	11 (9.8)	4 (3.4)		116 (100)
韓国	KOR	44 (5.2)	40 (4.7)	37 (4.4)	855 (100)
シンガポール	SGP		21 (26.0)		81 (100)
フィリピン	PHL	87 (3.1)		19 (0.7)	2,814 (100)
オーストラリア	AUS	33 (5.4)	21 (3.5)	4 (0.7)	614 (100)
ニュージーランド	NZL	7 (4.8)	5 (3.2)	2 (1.2)	155 (100)

(男性/Male)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region		15~19 歳/age group	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	40 (2.3)	190 (10.9)	240 (13.7)	190 (10.9)
アメリカ ¹⁾	USA	786 (10.2)	1,275 (16.6)	1,017 (13.2)	779 (10.1)
カナダ	CAN	118 (15.2)	116 (15.0)	88 (11.3)	67 (8.6)
イギリス ¹⁾	GBR	242 (16.8)	294 (20.4)	195 (13.5)	127 (8.8)
ドイツ	DEU	69 (4.9)	166 (11.8)	171 (12.2)	148 (10.5)
フランス	FRA	90 (6.9)	240 (18.4)	212 (16.2)	149 (11.4)
イタリア	ITA	62 (5.6)	204 (18.3)	168 (15.1)	151 (13.5)
スウェーデン	SWE	36 (16.0)	52 (23.8)	26 (11.9)	16 (7.7)
香港 ¹⁾	HKG	3 (4.6)	11 (15.1)	9 (12.7)	5 (6.8)
韓国	KOR	13 (2.5)	59 (11.0)	109 (20.6)	73 (13.8)
シンガポール	SGP		13 (30.0)		
フィリピン	PHL	277 (15.6)	541 (30.5)	543 (30.6)	
オーストラリア	AUS	69 (21.3)	64 (19.8)	38 (11.8)	26 (8.2)
ニュージーランド	NZL	21 (26.3)	17 (20.9)	8 (10.2)	6 (6.9)
国・地域 Country or region		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	180 (10.3)	160 (9.1)	130 (7.4)	120 (6.9)
アメリカ ¹⁾	USA	630 (8.2)	686 (8.9)	715 (9.3)	655 (8.5)
カナダ	CAN	59 (7.7)	63 (8.1)	73 (9.5)	69 (8.9)
イギリス ¹⁾	GBR	102 (7.1)	101 (7.0)	122 (8.5)	98 (6.8)
ドイツ	DEU	126 (9.0)	158 (11.2)	168 (11.9)	157 (11.2)
フランス	FRA	134 (10.3)	135 (10.3)	115 (8.8)	112 (8.6)
イタリア	ITA	134 (12.0)	118 (10.6)	110 (9.9)	81 (7.3)
スウェーデン	SWE	16 (5.9)	16 (7.6)	16 (7.8)	15 (6.5)
香港 ¹⁾	HKG	8 (11.7)	7 (9.9)	6 (9.0)	10 (14.4)
韓国	KOR	58 (11.0)	45 (8.5)	44 (8.4)	43 (8.2)
シンガポール	SGP	7.5 (18.0)	7.5 (18.0)		
フィリピン	PHL	192 (10.8)		139 (7.6)	
オーストラリア	AUS	24 (7.6)	23 (7.2)	22 (6.9)	19 (5.9)
ニュージーランド	NZL	5 (6.5)	5 (6.5)	6 (7.1)	5 (6.2)
国・地域 Country or region		55~59	60~64	65~	計 Total
日本	JPN	160 (9.1)	230 (13.1)	100 (5.7)	1,750 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	518 (6.7)	364 (4.7)	260 (3.4)	7,685 (100)
カナダ	CAN	59 (7.7)	44 (5.7)	18 (2.3)	774 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	90 (6.2)	60 (4.2)	10 (0.7)	1,441 (100)
ドイツ	DEU	148 (10.5)	92 (6.5)	4 (0.3)	1,407 (100)
フランス	FRA	99 (7.6)	20 (1.5)	2 (0.1)	1,307 (100)
イタリア	ITA	59 (5.3)	25 (2.2)	3 (0.3)	1,115 (100)
スウェーデン	SWE	16 (6.9)	14 (5.5)	1.0 (0.6)	223 (100)
香港 ¹⁾	HKG	9 (12.4)	3 (3.7)		71 (100)
韓国	KOR	32 (6.0)	30 (5.6)	23 (4.4)	530 (100)
シンガポール	SGP		14 (33.7)		42 (100)
フィリピン	PHL	66 (3.7)		13 (0.7)	1,772 (100)
オーストラリア	AUS	19 (6.0)	15 (4.5)	3 (0.8)	322 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (4.7)	3 (3.4)	1.0 (1.3)	79 (100)

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2011年)(続き)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2011 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region	15~19 歳/age group	20~24	25~29	30~34	
日本	JPN	30 (2.8)	150 (13.8)	150 (13.8)	130 (11.9)
アメリカ ¹⁾	USA	613 (10.1)	960 (15.8)	741 (12.2)	651 (10.7)
カナダ	CAN	95 (15.4)	78 (12.7)	69 (11.2)	56 (9.0)
イギリス ¹⁾	GBR	175 (17.0)	205 (19.9)	143 (13.9)	103 (10.0)
ドイツ	DEU	57 (5.2)	116 (10.6)	114 (10.4)	113 (10.3)
フランス	FRA	70 (5.3)	230 (17.4)	211 (16.0)	149 (11.3)
イタリア	ITA	49 (4.9)	168 (16.9)	174 (17.5)	153 (15.4)
スウェーデン	SWE	33 (18.3)	37 (20.9)	20 (11.4)	16 (8.8)
香港 ¹⁾	HKG	1 (2.4)	10 (21.6)	6 (13.1)	4 (9.1)
韓国	KOR	14 (4.3)	62 (19.2)	63 (19.4)	41 (12.5)
シンガポール	SGP		16 (39.4)		
フィリピン	PHL	199 (19.1)	399 (38.3)	293 (27.9)	
オーストラリア	AUS	66 (22.5)	47 (16.0)	31 (10.7)	28 (9.4)
ニュージーランド	NZL	16 (21.4)	13 (17.0)	8 (10.5)	6 (8.3)
国・地域 Country or region	35~39	40~44	45~49	50~54	
日本	JPN	140 (12.8)	140 (12.8)	100 (9.2)	80 (7.3)
アメリカ ¹⁾	USA	546 (9.0)	527 (8.7)	592 (9.8)	531 (8.8)
カナダ	CAN	57 (9.2)	61 (9.8)	59 (9.5)	58 (9.3)
イギリス ¹⁾	GBR	90 (8.7)	111 (10.8)	83 (8.0)	60 (5.8)
ドイツ	DEU	107 (9.8)	128 (11.7)	136 (12.4)	131 (12.0)
フランス	FRA	151 (11.5)	150 (11.4)	123 (9.3)	118 (8.9)
イタリア	ITA	139 (14.0)	127 (12.8)	92 (9.3)	60 (6.0)
スウェーデン	SWE	16 (8.9)	14 (8.0)	13 (7.4)	10 (5.9)
香港 ¹⁾	HKG	5 (10.2)	5 (11.3)	5 (10.9)	6 (12.7)
韓国	KOR	30 (9.3)	32 (9.8)	24 (7.3)	23 (7.0)
シンガポール	SGP	8.5 (21.5)	8.5 (21.5)		
フィリピン	PHL	83 (8.0)		40 (3.8)	
オーストラリア	AUS	27 (9.2)	29 (9.9)	24 (8.3)	19 (6.5)
ニュージーランド	NZL	6 (8.0)	8 (10.5)	7 (8.9)	5 (6.3)
国・地域 Country or region	55~59	60~64	65~	計 Total	
日本	JPN	70 (6.4)	80 (7.3)	20 (1.8)	1,090 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	417 (6.9)	280 (4.6)	205 (3.4)	6,063 (100)
カナダ	CAN	47 (7.6)	31 (4.9)	8 (1.3)	618 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	44 (4.3)	13 (1.3)	5 (0.5)	1,032 (100)
ドイツ	DEU	131 (12.0)	60 (5.5)	2 (0.2)	1,095 (100)
フランス	FRA	97 (7.3)	18 (1.4)	4 (0.3)	1,321 (100)
イタリア	ITA	23 (2.3)	7 (0.7)	1.0 (0.1)	993 (100)
スウェーデン	SWE	9 (5.1)	8 (4.6)	1.1 (0.6)	178 (100)
香港 ¹⁾	HKG	2.6 (5.8)	1.3 (2.9)		45 (100)
韓国	KOR	13 (3.8)	10 (3.0)	14 (4.4)	325 (100)
シンガポール	SGP		7.1 (17.9)		40 (100)
フィリピン	PHL	21 (2.0)		6.0 (0.6)	1,041 (100)
オーストラリア	AUS	14 (4.7)	7 (2.3)	1.3 (0.4)	293 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (4.9)	2 (3.1)	0.8 (1.1)	75 (100)

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>)2012年8月現在, 日本:総務省統計局(2012.1)

「労働力調査(岩手県, 宮城県及び福島県を除く全国結果)」, その他:各国資料

(注) 労働力調査ベース。()内の数字は構成比(%)。

1) アメリカ, イギリスの15~19歳欄は16~19歳の数値。香港は第4四半期の数値。

第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

国・地域 Country or region		2000年/Year			2005			2011		
		15~24 年齢階級 /age group	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64
日本 ¹⁾	JPN	9.1	4.0	5.5	8.7	4.2	4.1	8.2	4.4	4.4
アメリカ ²⁾	USA	9.3	3.1	2.5	11.3	4.1	3.3	17.3	7.9	6.6
カナダ	CAN	12.7	5.8	5.5	12.4	5.8	5.4	14.2	6.2	6.7
イギリス ²⁾	GBR	11.7	4.4	4.4	12.2	3.4	2.6	20.0	6.1	4.8
ドイツ	DEU	8.4	7.0	12.3	15.2	10.4	12.7	8.5	5.5	6.5
フランス	FRA	20.6	9.3	7.4	20.6	7.8	5.3	22.1	8.1	6.6
イタリア	ITA	29.7	8.5	4.5	24.0	6.7	3.5	29.1	7.5	3.9
オランダ	NLD	6.1	2.5	2.1	9.4	4.5	4.5	7.7	3.8	4.1
ベルギー	BEL	15.2	5.8	3.2	21.5	7.4	4.4	18.7	6.4	4.0
ルクセンブルク	LUX	6.4	2.0	1.4	13.7	3.9	2.1	16.8	4.3	2.8
デンマーク	DNK	6.7	4.1	4.0	8.6	4.1	5.2	14.2	6.6	5.7
スウェーデン ²⁾	SWE	11.7	4.9	6.1	22.0	6.2	4.5	22.9	5.5	4.7
フィンランド	FIN	20.3	8.0	9.4	18.9	6.9	6.9	18.9	6.2	6.5
ノルウェー ²⁾	NOR	10.2	2.6	1.3	12.0	4.0	1.7	8.6	2.7	1.3
ロシア	RUS	20.7	9.2	7.3	15.7	6.1	3.9	15.5	5.7	4.5
オーストリア	AUT	5.1	3.1	5.2	10.3	4.4	3.6	8.3	3.6	3.2
スイス	CHE	4.9	2.3	2.8	8.8	3.8	3.7	7.7	3.6	3.3
アイルランド	IRL	7.6	4.0	2.7	9.7	3.9	3.0	30.3	13.5	9.0
スペイン ²⁾	ESP	25.3	12.3	9.4	19.7	8.0	6.1	46.4	20.2	15.0
ポルトガル	PRT	8.6	3.5	3.2	16.1	7.3	6.2	30.1	12.0	10.8
チェコ	CZE	17.0	7.7	5.2	19.3	7.1	5.2	18.0	5.9	5.8
ポーランド	POL	35.2	13.9	9.4	37.8	16.0	11.2	25.8	8.3	6.9
EU-15		15.8	7.3	7.4	16.5	7.2	6.3	20.3	8.7	6.7
EU-21		17.7	7.9	7.4	18.3	8.0	6.6	20.8	8.7	6.8
韓国	KOR	10.8	4.0	2.9	10.2	3.4	2.5	9.6	3.2	2.5
オーストラリア	AUS	12.1	5.1	4.3	10.6	3.9	3.4	11.3	3.9	3.3
ニュージーランド	NZL	13.6	4.7	4.7	9.7	2.8	1.9	17.3	4.9	3.3
ブラジル ³⁾	BRA	17.9	6.9	4.0	19.3	6.6	3.2	17.8	6.3	3.0
メキシコ	MEX	5.1	1.8	1.4	6.6	2.8	2.1	9.8	4.4	2.9

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “LFS by sex and age”2012年8月現在, 日本: 総務省統計局「労働力調査」

- (注) 1) 2011年は岩手県, 宮城県及び福島県を除く。
 2) 15~24歳欄は16~24歳の数値(ノルウェーは2005年迄)。
 3) 2000年欄は2001年の数値, 2011年欄は2009年の数値。

第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

(%)

国 Country or region	6か月以上1年未満 6 to 12 months					1年以上 1 year and over					
	1995 年	2000	2005	2010	2011	1995	2000	2005	2010	2011	
日本 ¹⁾	JPN	19.6	21.4	15.8	18.0	16.1	18.1	25.5	33.3	37.6	39.4
アメリカ	USA	7.6	5.4	7.9	14.3	12.4	9.7	6.0	11.8	29.0	31.3
カナダ	CAN	12.7	8.3	7.5	11.2	9.8	16.8	11.3	9.6	12.0	13.5
イギリス	GBR	17.2	15.2	15.9	19.9	18.3	43.6	28.0	21.0	32.6	33.4
ドイツ	DEU	17.2	16.1	16.3	16.1	14.7	48.7	51.5	53.0	47.4	48.0
フランス	FRA	19.3	16.8	18.7	19.7	18.7	40.2	39.6	41.0	40.2	41.4
イタリア	ITA	16.7	16.3	14.2	16.1	15.0	63.6	61.3	49.9	48.5	51.9
オランダ ²⁾	NLD	33.6	37.3	19.6	20.9	16.8	46.8	43.5	40.2	27.6	33.6
ベルギー	BEL	15.3	15.4	15.1	17.3	15.8	62.4	56.3	51.7	48.8	48.3
デンマーク	DNK	18.7	18.1	16.6	18.5	17.8	27.9	20.0	23.4	20.2	24.4
スウェーデン ³⁾	SWE	17.8	15.1	18.4	17.5	15.4	27.8	26.4	18.9	16.6	17.2
フィンランド	FIN	19.1	17.4	16.9	15.9	13.1	37.6	29.0	24.9	23.6	22.6
ノルウェー	NOR	15.1	11.2	15.8	21.9	21.0	24.2	5.3	9.5	9.5	11.6
ロシア	RUS	18.7	19.0	19.4	17.5	20.2	29.7	46.2	38.5	29.9	32.8
オーストリア	AUT	14.6	13.8	18.0	17.9	16.8	29.1	25.8	25.3	25.2	25.9
スイス	CHE	17.2	16.8	20.1	22.7	17.9	33.6	29.0	39.0	33.1	38.8
アイルランド ²⁾	IRL	16.6	20.8	16.9	21.0	15.8	61.6	55.3	33.4	49.3	59.4
ギリシャ	GRC	21.2	17.1	17.8	17.8	17.7	51.4	56.4	52.1	45.0	49.6
スペイン	ESP	18.2	19.7	15.2	21.1	18.7	54.6	42.4	24.5	36.6	41.6
ポルトガル	PRT	14.2	17.2	18.7	18.2	16.5	50.9	42.9	48.2	52.3	48.2
チェコ	CZE	21.7	21.1	19.1	22.9	21.6	31.2	48.8	53.6	43.3	41.6
ポーランド	POL	23.0	25.2	19.5	21.0	20.5	40.0	37.9	52.2	25.5	31.6
EU-15		18.2	16.8	16.5	18.8	17.2	49.3	45.4	41.9	39.9	42.3
EU-21		18.8	18.3	17.0	19.2	17.6	48.2	44.6	44.5	39.4	42.0
韓国	KOR	13.3	11.8	10.8	6.6	6.4	4.4	2.3	0.8	0.3	0.4
オーストラリア	AUS	16.3	14.0	12.4	14.6	13.5	32.0	28.3	18.3	18.5	18.9
ニュージーランド	NZL	17.7	17.0	12.7	19.1	20.0	25.6	19.8	9.7	9.0	9.0
メキシコ	MEX	6.6	4.0	4.4	5.2	3.9	1.5	1.2	2.3	2.4	2.0

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2012年8月現在

(注) 1) 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2) 2000年の欄は、1999年の数値。

3) 2005年の欄は、2004年の数値。

第4-6表 失業期間別構成比 (2011年)

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2011

(%)

国・地域 Country or region		合計 Total	1か月未満 Less than 1 month	1か月以上 3か月未満 1 to 3 months	3か月以上 6か月未満 3 to 6 months	6か月以上 1年未満 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本 ¹⁾	JPN	100.0	10.9	18.6	15.0	16.1	39.4
アメリカ	USA	100.0	19.5	21.8	15.0	12.4	31.3
カナダ	CAN	100.0	24.2	36.8	15.7	9.8	13.5
イギリス	GBR	100.0	10.5	19.9	17.8	18.3	33.4
ドイツ	DEU	100.0	9.2	15.1	13.0	14.7	48.0
フランス	FRA	100.0	11.8	17.1	11.1	18.7	41.4
イタリア	ITA	100.0	6.4	11.7	15.0	15.0	51.9
オランダ	NLD	100.0	6.6	24.5	18.5	16.8	33.6
ベルギー	BEL	100.0	4.5	16.4	15.0	15.8	48.3
デンマーク	DNK	100.0	16.5	21.9	19.4	17.8	24.4
スウェーデン	SWE	100.0	25.7	24.9	16.9	15.4	17.2
フィンランド	FIN	100.0	13.6	31.0	19.7	13.1	22.6
ノルウェー	NOR	100.0	26.0	24.6	16.9	21.0	11.6
ロシア	RUS	100.0	10.7	19.3	17.0	20.2	32.8
オーストリア	AUT	100.0	10.9	25.9	20.4	16.8	25.9
スイス	CHE	100.0	10.8	17.0	15.5	17.9	38.8
アイルランド	IRL	100.0	4.2	9.6	10.9	15.8	59.4
ギリシャ	GRC	100.0	5.0	13.4	14.4	17.7	49.6
スペイン	ESP	100.0	7.4	16.2	16.2	18.7	41.6
ポルトガル	PRT	100.0	5.1	15.2	15.1	16.5	48.2
チェコ	CZE	100.0	7.2	13.2	16.4	21.6	41.6
ポーランド	POL	100.0	11.8	17.2	18.9	20.5	31.6
EU-15		100.0	8.8	16.6	15.1	17.2	42.3
EU-21		100.0	8.9	16.2	15.3	17.6	42.0
韓国 ²⁾	KOR	100.0	—	67.5	25.7	6.4	0.4
オーストラリア	AUS	100.0	25.2	26.2	16.2	13.5	18.9
ニュージーランド	NZL	100.0	25.6	27.3	18.1	20.0	9.0
メキシコ	MEX	100.0	33.4	41.7	19.0	3.9	2.0

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2012年8月現在

(注) 1) 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2) 1か月以上3か月未満の欄は、1か月未満の失業者を含む。

第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

国・地域	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。	失業者数/労働力人口×100 登録失業者数/労働力人口×100
フランス	雇用統計(Enquête emploi)。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず、求職の意思があり、かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者、過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者、及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。但し、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数/労働力人口×100
中国	都市部労働力標本調査。16歳以上の都市部に在住者であって、調査週において収入を伴う就業をせず(調査週の次週から就業予定の者を除く)、調査週以前の3か月間に求職活動を行った者で、今後の2週間以内に就業が可能なる者。(自営開始の準備中の者、過去に求職活動を行ったが引退し、年金を受給している者を含む。)	失業者数/労働力人口(軍人を除く、都市部のみ)×100
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

国・地域	失業者の定義	失業率の算出方法
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
韓国	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
シンガポール	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
マレーシア	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、調査週に求職活動を行った15歳以上64歳以下の者。一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
タイ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
インドネシア	労働力調査。15歳以上であって、未就労で就職活動中の者。但し、①未就労で事業を始める準備中の者、②職を見つけることが期待できないために求職活動をしていない者、③職を得ているが働き始めていない者を含む。	失業者数/労働力人口×100
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者(但し次の理由により求職活動を行っていない者を含める;仕事がないと諦めている、求職先の応募結果を待っている、悪天候、直前の就業先への再就職待機)。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者、仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力があっても職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	失業者数/労働力人口×100
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
EU	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

資料出所 厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢報告」等
 アメリカ:労働統計局
 EU: 欧州統計局
 フランス: 国立統計経済研究所
 インドネシア: 中央統計局(BPS)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名 根拠法	失業給付 雇用保険法	連邦・州失業保険 社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	抛出制求職者手当(JSA) 求職者法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者及び公務員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(但し、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。 ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的にに行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、被用者として国民保険 ¹⁾ 料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー ²⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16～24歳:週56.25ポンド 25歳以上:週71.00ポンド (2012年10月現在)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	<p>(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」)</p> <p>(2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること</p> <p>(3)離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること</p> <p>(4)公共職業安定所に失業登録をしていること</p> <p>(5)65歳未満であること</p>	<p>(1)失業保険制度に一定期間加入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・ 50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 <p>(2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと</p> <p>(3)就労活動に必要な身体能力があること</p> <p>(4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること</p> <p>(5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE:Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う)</p> <p>(6)原則として、60歳未満であること</p>
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	<p>給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1144ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・ 1144～1253ユーロ未満: 支給額(日額)は、28.21ユーロの定額 ・ 1253～2070ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.57ユーロ ・ 2070～12124ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57.4% <p style="text-align: right;">(2012年7月現在)</p>

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）および特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担（2007年度からの暫定措置。本則は25%）、残りが保険料。 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の13.5(2012年4月から)。 労働者負担分：1000分の5 事業主負担分：1000分の8.5（このうち失業給付分は1000分の5、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5）	<保険料> 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.6%となる。	<保険料(2011年)> 賃金の25.8% 被用者：12.0% 事業主：13.8% <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・ブラスが給付業務を担う。

	ドイツ	フランス
給付期間	失業前3年間に、被保険期間が 12か月：給付6か月、 16か月：給付8か月、 20か月：給付10か月、 24か月：給付12か月 30か月で50歳以上：給付15か月、 36か月で55歳以上：給付18か月、 48か月で58歳以上：24か月	50歳未満： 4か月(122日)～24か月(730日) 50歳以上： 4か月(122日)～36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を 拠出期間不足で受給できない者は、最 長65歳4か月まで受給可能。
財源	<保険料(2012年)> 賃金の3.0%(労使折半) <国庫負担> 一定額(*)を連邦政府が負担。(社会法典第3編 第363条第1項) ※2010年以降、連邦負担は税率の変動に 沿って変わる。	<保険料(2012年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主 の拠出金である。(2007年)
管理運営 機構	連邦労働・社会省が監督し、連邦雇用エージェ ンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している 生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失 業給付II制度がある(参考表参照)。 なお、特定の条件を満たした短期有期労働者 は、失業手当へのアクセスが緩和される(2014年 12月31日までの時限措置)。 【受給要件】 ・主に社会保険加入義務があり、10週間以下の 有期雇用である。 ・過去12か月の報酬が社会法典第4編18条1項 に基づく基準支給額(2012年、月額2,625ユーロ ないし年額31,500ユーロ)未満であること。 【給付期間】 その他すべての条件を満たす場合、6か月に短 縮された以下の受給資格期間が適用される。 被保険期間が 6か月以上：給付3か月 8か月以上：給付4か月 10か月以上：給付5か月	失業給付の受給期間を満了した長期失 業者などを対象とした連帯失業手当制度 がある(参考表参照)。

資料出所 日本:厚生労働省及びハローワークウェブサイト
アメリカ:連邦労働省ウェブサイト(<http://workforcsecurity.doleta.gov/unemploy/>)
イギリス:雇用年金省(DWP)ウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト
フランス:雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービス等

- (注) 1) 国民保険(National Insurance)は、失業者や就労困難者向けの拠出制手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度である。
2) パーソナルアドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	日本	イギリス
制度名	求職者支援制度	所得調査制求職者手当 (Income-based JSA)
根拠法令	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2011年10月1日施行)	求職者法 (Jobseekers Act 1995)
管理運営主体	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。
財源	政府の一般財源及び雇用保険特別会計	一般財源(全額国庫負担)
受給対象者	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない者、自営廃業者、学卒未就職者など	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満の失業者であるイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外があり)。
受給要件	以下の全てに該当する者が対象となる。 (1) 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 (2) 本人収入が月8万円以下の者 (3) 世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の者 (4) 世帯全体の金融資産が300万円以下の者 (5) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 (6) 全ての訓練実施日に出席する者(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席) (7) 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 (8) 同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者 (9) 既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している者	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと
給付水準	職業訓練受講手当:月額10万円 通所手当:通所経路に応じた所定の額	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者:18~24歳 56.25ポンド/週 25歳以上 71.00ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル: 111.45ポンド/週 一人親:18歳未満 56.25ポンド/週 18歳以上 71.00ポンド/週 (2012年10月現在)
給付期間	原則として最長1年	所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳、女性60歳)まで無制限
給付実績等	2011年10月~2012年8月に受講を開始した者約9万4000人	129万人(グレートブリテン、2012年2月) (拠出制求職者給付の併給者1万8200人を含む)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。 職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる(要返済)。 訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。 	

(注) アメリカには補足的失業扶助制度はない。

	ドイツ	フランス
制度名 根拠法令	失業給付II(Arbeitslosengeld II) 社会法典第2編(SGB II) 「求職者のための基礎保障 (Grundsicherung für arbeitsuchende)」	連帯失業手当(ASS:Allocation de solidarité spécifique) 労働法典第L5423条など
管理運営 主体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は 雇用局(Pôle emploi)
財源	連邦政府の一般財源(全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	政府の一般財源(全額国庫負担)
受給対象 者	働くことが可能で生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用して自身を生計を十分に確保できない状態にあること (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む(以下「対象者等」という)それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ)認められる。また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ)認められる。	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと(但し、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる)。なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当(RSA: Revenu de solidarité active)を受給できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること(但し、55歳以上の者については免除される)。 (3) 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額(2012年12月31日現在、単身者1,113ユーロ、夫婦1,749ユーロ)に満たないこと。
給付水準	給付基準月額(2012年1月1日以降) ・ 単身者:月額374ユーロ ・ 成人同士(満18歳以上)のカップル:1人につき337ユーロ(基準月額の90%) ・ 就労可能な要扶助者と同一世帯に所属する者:299ユーロ(基準月額の80%) ・ 14～17歳:287ユーロ ・ 6～13歳:251ユーロ ・ 0～5歳:219ユーロ	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月取636ユーロ未満:477ユーロ(月額) 月取636～1,113ユーロ未満: 1,113ユーロと収入の差額(月額) 月取1,113ユーロ以上:給付ゼロ 夫婦・カップルの場合、 月取1,272ユーロ未満: 477ユーロ(1人当たり) 月取1,272～1,749ユーロ未満: 1,749ユーロと収入の差額 月取1,749ユーロ以上:給付ゼロ (2012年12月31日現在)
給付期間	上限無し(65歳まで受給可能)	原則6か月(更新可能)
給付実績 等	受給者 489万人(2010年) 支給総額 424億ユーロ(2008年)	受給者 33万7900人(2009年12月31日) 支給総額(2009年実績) 18.32億ユーロ(約2000億円)
備考	58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否するなどの義務違反者は、給付の3割が減額される。2度目の義務違反者は、給付の6割が減額され、1年に3回の義務違反で請求権がなくなる。	・ 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢(65歳から67歳に段階的引き上げ中)まで受給可能。 ・ 月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給される。さらに、4か月連続で月78時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給される。

資料出所 日本:厚生労働省

イギリス:雇用年金省(DWP), Gov.ukウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省(BMAS), 連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト

フランス:政府公共サービスウェブサイト, 労働省発表報告書*Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*等

第4-9表 失業保険給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ¹⁾	JPN	837	1,029	628	583	567	607	855	654	625
アメリカ ²⁾	USA	2,648	2,143	2,709	2,521	2,612	3,898	9,122	9,724	7,717
UI (州)		2,572	2,110	2,661	2,476	2,572	3,306	5,724	4,487	3,681
初回申請者数 (州)		357	301	328	313	324	424	568	454	406
イギリス ³⁾	GBR	—	966	728	812	731	718	1,316	1,237	—
抛出しJSA受給者 (a)		—	147	140	135	114	128	342	205	—
所得調査制JSA受給者 (b)		—	800	575	665	605	577	940	1,011	—
(a) & (b)		—	19	14	13	12	13	35	21	—
不支給		—	94	72	84	76	70	127	117	—
ドイツ ⁴⁾	DEU	2,762	3,152	6,710	6,837	6,357	5,927	6,049	5,918	—
失業給付I		1,780	1,695	1,728	1,445	1,080	917	1,141	1,024	—
失業扶助/失業給付II		982	1,457	4,982	5,392	5,277	5,010	4,908	4,894	—
フランス ⁵⁾	FRA	2,247	2,144	2,574	2,351	2,163	2,088	2,418	—	—
各種失業給付受給者		1,756	1,667	2,130	1,891	1,728	1,688	2,014	—	—
ASS及びAI 受給者		491	477	444	460	435	400	405	—	—

資料出所 日本:厚生労働省(2012)「平成23年度雇用保険事業年報」

アメリカ:G.P.O.(2012.2) *Economic Report of the President 2012*

イギリス:国家統計局(2011.4) *Annual Abstract of Statistics, Quarter 1 2011*

ドイツ:連邦労働社会省(2012.2) *Statistisches Taschenbuch 2011*

フランス: UNEDIC (全国商工業雇用協会連合)ウェブサイト“Bénéficiaires en fin de mois”

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給機関等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当基本分(短時間分を含む)。
- 2) 各週受給者数の年平均。2010年は暫定値。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE:1995年以降)、鉄道退職者制度(RP)、退役軍人失業補償(UCX:1958年以降)、連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給)、短期延長失業補償(TEUC)が含まれる。連邦補足的給付(FSB:通常失業給付、延長給付受給後の失業者に支給)、特別失業扶助(SUA:農業従事者、家内労働者、市区町村職員、失業保険制度の被保険者ではない者を対象に支給)、連邦補足的失業補償は除く。失業期間1週間以上、上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 各年5月。1995年は、北アイルランド地域のみ1996年2月8日。1996年10月より従来の失業給付と所得補助が統合されて「求職者給付(JSA)」となったため、2000年以降は連続しない。JSAには、抛出しJSAと所得調査制JSAとがある。
- 4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段:失業給付I、下段:失業給付II(ただし、2005年数値は推計値)。
- 5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者(訓練手当を除く)と、失業保険の支給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯手当及びAI:社会参入手当)の受給者計。

第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

国/Country		1980-1994年平均 Annual average	1995-2007年平均 Annual average
日本	JPN	0.08	0.35
アメリカ	USA	0.56	0.73
カナダ	CAN	0.26	0.79
イギリス	GBR	0.48	0.24
ドイツ	DEU	0.17	0.72
フランス	FRA	0.53	0.42
イタリア	ITA	—	0.41
ベルギー	BEL	0.50	0.76
フィンランド	FIN	0.10	0.30
ノルウェー	NOR	0.26	0.12
スペイン	ESP	0.31	0.47
韓国	KOR	—	0.06
オーストラリア	AUS	0.70	0.72

資料出所 内閣府(2009.7)「平成21年版経済財政白書」

(注) 1) OECD.Stat databaseをもとに内閣府が作成。

2) 推計式は以下のとおり。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇用者数, C:定数項, Y:実質GDP, W/P:実質賃金, T:タイムトレンド

3) 雇用調整速度とは, 1から前期雇用者数の計数(γ)を引いた値。

4) 非正規比率は各国共通の定義のパート労働者とした。

5) 計算の結果, 雇用調整速度が1以上, 0以下となったものは省略した。

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-11: Reemployment support Programs, Employment adjustment subsidies

		日本	
制度名	雇用調整助成金	再就職支援	
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった。	雇用調整給付金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある。	
運営主体	厚生労働省 (実施は各都道府県労働局または公共職業安定所)	最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職(再就職)活動を行うことができる。	
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等または出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金または出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする。	また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金(再就職支援給付金)」がある。	
対象者	1. 雇用保険の適用事業主であること。 2. 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。 3. 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。 4. 出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと。	このほか子育て中の者、高齢者、東日本大震災被害者向けなどの「各種就職支援サービス」を制度化している。	
受給要件	都道府県労働局またはハローワークへの事前の届出		
支給限度	1. 休業等の場合 休業手当または賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の2/3。但し、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(2012年8月1日時点で7,870円)が限度。 教育訓練を実施した場合は、事業所内訓練は1人1日当たり1,000円、事業所外訓練は1人1日当たり94,000円を加算。 2. 出向の場合 出向元事業主の負担額の2/3。但し1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に330/365を乗じて得た額が限度。 3. 助成率の上乗せ 雇用維持要件を満たした事業主については、助成率を3/4に上乗せ。		
支給限度	1. 休業等を実施する場合、1年間で100日(3年間で300日)。 2. 出向を実施する場合は、出向を行う旨を最初に届け出た際に当該事業主が指定した対象期間の初日から起算して1年間。		
備考	中小企業事業主向けに雇用調整助成金の助成内容等を拡充した「中小企業緊急雇用安定助成金」がある。中小企業事業主とは小売業(資本金5,000万円以下または従業員50人以下)、サービス業(資本金5,000万円以下または従業員100人以下)、卸売業(資本金1億円以下または従業員100人以下)、その他の業種(資本金3億円以下または従業員300人以下)である。		

資料出所 厚生労働省『雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブック』(2012年10月)、厚生労働省ウェブサイト

制度名	アメリカ		ドイツ	
	再就職支援	雇用調整助成金	再就職支援	
制度名	労働力投資法(1998)により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用されている。	操業短縮労働者助成金(Kurzarbeitsgeld:KUG)	職業紹介支援(Vermittlungsbudget:VB)	
設立年		1969年	1997年(社会法典第3編45条)	
運営主体	たとえばミシガン州では緊急対策チーム(Rapid Response Team)を設置して、エージェンシーに業務を委託している。	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)	
対象者	エージェンシーは事業ごとに業務を振り分けているが、そのなかの大手に労働組合が設立した職業訓練NPOミシガン州人的資源開発法人(MHRDI; Michigan Human Resource Development Inc.)がある。	支払った賃金及び社会保険料については事業主。職業継続訓練については労働者(従業員)。	失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者	
適用要件	MHRDIは閉鎖が予定される工場の労働者に働きながら受講できる職業訓練や、閉鎖後の医療保険や生活に関する情報提供を行うほか、訓練終了者を雇用した事業主には訓練費用の半分を助成する。 また、オハイオ州で自動車産業の労働者がレイオフされた際に、シカゴに本部を置く職業訓練NPO、CAEL(The Council for Adult & Experiential Learning)がバイオ産業への転換のためにこれまでの能力と求められる能力を照らし合わせて職業訓練を実施するスキルマッチ事業を展開した。 CAELは同じ予算を活用して、55歳以上の労働者の再就職を支援する「熟年労働者の才能開拓(Tapping Mature Talent)」と呼ぶプログラムを全米10州で展開している。	企業が経済的要因等により「操業短縮」を行って労働者の雇用を維持する場合、一時的に操業短縮を行ったことにより、賃金の支払いが減少した場合に、賃金の補てんのための費用を事業主に支給する。適用要件は、(1)事業所内で操業短縮について合意があること、(2)経済的理由等やむを得ない事由による操業短縮であり、それを回避するあらゆる措置を講じたこと、(3)従業員の3分の1の労働者が10%以上の給与の減少があること、(4)事前に操業短縮を行う旨を連邦雇用エージェンシーに申請すること、である。	連邦雇用エージェンシー(BA)が、失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者に対して、社会保険加入義務のある仕事に就くための職業相談や助成金の支給を行う。 任意給付で、公共職業安定所の担当者が、失業者個人の需要や状態に応じて、柔軟に支援を行う。	
給付期間		基本的に最大で6か月間(2008年の世界金融危機の際には最大24か月まで拡張適用した)	失業者個人の需要や状態による。	
財源		基本的に社会保険料(労使折半)。一部欧州社会基金(ESF)が拠出。	社会保険料(労使折半)。	
支援内容		まず、事業主は操業短縮による減額された従業員の手取賃金額の60%(子供がいる場合は67%)を従業員に支払う。その後、事業主が公共職業安定所(AA)にこの額を申請し、支給(支援)を受ける。	職業紹介支援(VB)として支給される助成金の例としては、仕事に応募する際の諸費用、交通費、IT関連機器費などがある。	

資料出所 連邦労働社会省、連邦雇用エージェンシー、厚労省「海外情勢報告(2010-2011)」

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-11: Reemployment support Programs, Employment adjustment subsidies (cont.)

	フランス	韓国
制度名	部分的就業 ¹⁾ (雇用調整助成金)	雇用調整助成金 再就職支援制度
根拠法	労働法典(L5122-1 à L5122-3, R5122-1 à D5122-51, D6321-5)	雇用保険制度に基づく雇用安定事業の一環として、雇用調整支援事業を実施している。
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・不景気(受注の減少など) ・原材料またはエネルギー調達での問題 ・災害(または悪天候)またはその他、例外的な状況(主要顧客を失った場合など)で、業務の一時停止または縮小に陥った場合 ・企業の業態変化、再編または近代化 	雇用保険被保険者であった失業者を対象に、就業及び起業の目的に適合する訓練課程を受講する際、訓練費及び各種訓練手当を支給する。 景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が休業、職業能力開発訓練、人材の再配置などを実施し、労働者の雇用安定のための措置を講ずる場合に、賃金、休業・休職手当、訓練費用の一部を雇用維持支援金として支給する。
支給額(時間当たり)	従業員規模 250人以下=4.84ユーロ/時間, 251人以上=4.33ユーロ/時間。 各従業員が受け取る給与総額の少なくとも60%(最小:6.84ユーロ/時間) 手当支払い期間:6週間を超えてはならない *部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG(一般社会拠出金)とCRDS(社会保障債務返済拠出金)の対象となる。	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる。 訓練実施機関は、公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校などである。
給付期間	最大6週間 ・業務が縮小した場合: 年間1,000時間に制限。2か月以上継続した場合、雇用者は、長期的な部分的な活動の状態と契約締結することができる(APLD) ・業務が一時停止した場合: 最大 6週連続(42日)。42日を超える場合、雇用局に申請した上で3か月間失業手当を受給できる。	(支給額) ・雇用維持措置期間に事業主が労働者に支給した休業・休職手当の2/3(大企業1/2)を支給 ・訓練は支給賃金の3/4(大企業2/3)及び訓練費を支給 ・無給休職は1人当たり20万ウォンを支給 ・人材再配置は支給賃金の3/4(大企業2/3)を支給 (支給期間) ・休業、訓練、休職を合わせて180日以内(人材再配置は1年間)
補償時間	支給対象の時間は、法定労働時間(又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間)と、実際に働いた時間数の差。 ・非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る。 ・部分的就業の場合、法定の週35時間を超える就業(残業)がある場合、その分について原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる。 ・年間割当量は、従業員一人当たり1,000時間に制限される。週35時間に基づき計画した場合、最大28時間の補償となる。 ・会社の建物や施設の改造の場合は、国によって払い戻される補償時間は100時間に制限される。	
適用除外	以下の場合、支払い対象の従業員から除外される。 ・部分的失業が、集团的労働紛争によるもの場合 ・経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・労働期間が年間の時間数または日数で一括して定められている場合(企業が完全に閉鎖する場合を除く) ・事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が6週間を超える場合。	

(注) 1) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)を促進させる制度だが、政府が失業を促進させる訳にはいかないため、「部分的就業(activité professionnelle)」の促進と表現する。

資料出所 脇田滋(2011)「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1) 雇用保険法・雇用保険制度」, 「龍谷法学(44巻1号)」, 労働政策研究・研修機構(2005)「労働政策研究報告書No.29 アジア諸国における職業訓練政策—若年層を中心に—」

第4-12表 高齢者の就業促進施策

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
日本	<p>[中高年齢者の再就職の援助・促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> 中高年齢者に対する再就職の促進 <ol style="list-style-type: none"> 公共職業安定所等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介 中高年齢者トライアル雇用奨励金の活用 特定求職者雇用開発助成金の活用 業種別団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、合同面接会等を一体的に実施(シニアワークプログラム事業) <p>[高齢者の多様な就業・社会参加の促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター事業の推進 シルバー人材センターと地方公共団体が共同して企画提案した事業の支援 	<p>[高齢者雇用確保措置の実施義務化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006年4月より改正高齢者雇用安定法による65歳までの安定した雇用を確保するため講ずべき措置(定年引上げ、継続雇用制度の導入、または定年の定め廃止)の義務付け。 2013年4月からは次の措置が講じられる。 <ol style="list-style-type: none"> 継続雇用制度の対象となる高齢者を事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止。 継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大。 高齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表。 <p>[高齢者の安定雇用の確保対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の促進 <ol style="list-style-type: none"> 高齢者雇用確保措置に係る周知・啓発 公共職業安定所による事業主への指導、助言及び勧告 高齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等 希望者全員65歳まで働ける企業及び企業の実状に応じて何らかの仕組みで「70歳まで働ける企業」の普及・促進 <ol style="list-style-type: none"> 公共職業安定所による事業主への啓発指導 先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等の実施、都道府県労働局による希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の取組に対する気運の醸成 定年引上げ等奨励金(中小企業定年引上げ等奨励金、高齢者雇用モデル企業助成金、高齢者雇用確保充実奨励金)の活用 <p>[中高年齢者の再就職の援助・促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集・採用時の年齢制限の禁止(例外事由に該当する場合上限年齢設定理由の明示義務)の周知・啓発 離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助——ジョブカード様式を活用した求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発、指導

第4-12表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
アメリカ	<p>高齢者地域社会サービス雇用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1965年高齢アメリカ人法(the Older American Act)を根拠に、2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム(Senior Community Employment Program; SCEPA)を開始 適用範囲 失業中で就業見込みの低い55歳以上、世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下 具体的内容 全額政府出資の助成金により、非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後、30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする。 利用実績等 登録参加者7万6,864人(2012年度6月終了分まで) 	なし
イギリス	<p>ワーク・プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2011年6月 適用範囲 失業期間が12か月を超える25歳以上の求職者手当受給者、健康上の問題等により就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(高齢者向けの特別な条件はない)。 具体的内容 対象者の就職及び就職後の定着支援。支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。 	<p>エイジ・ポジティブ(Age Positive)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1999年12月 具体的内容 年齢差別は正キャンペーンであり、ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。
ドイツ	<p>高齢労働者の賃金保障(EGS)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会法典III 421j条, 2003年1月開始 適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が120日以上ある者が再就職する場合で、手取賃金(月額)差額が50ユーロ以上である場合。 具体的内容 再就職した対象者は、失業前の手取賃金と新たな職の手取賃金の差額の一部(1年目50%, 2年目30%)を補填する。2年間受給可能。 2012年1月1日以降は、それ以前に請求権が発生した場合のみ支給され、遅くとも2013年12月31日に終了する。 	<p>中高年者統合助成金(EGZ), 及び中高年齢者統合クーポン(EGG)は、満50歳以上の失業者を雇い入れる事業主に対して支払われる助成制度である。</p> <p>なお、本制度は、2012年4月から、若年労働者向けなど6種類に分かれていた他の統合助成金と統合された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会法典第3編(SGBIII) 217～223, 421f条) 管理主体:連邦雇用エージェンシー(BA) 財源: 社会保険料(労使折半)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
フランス	<p>「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2004年5月 ・ 適用範囲 全ての企業の全被用者が対象 ・ 具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。 <p>例) 45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。</p>	<p>統一参入契約CUI (Contrat Unique d'Insertion) (2010年1月1日に、それまでの雇用主導契約CIEなどが統合された。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2008年12月 ・ 具体的内容 雇用局 (Pôle emploi) とCIU協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIUに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。 <p>求職者を採用する使用者に対する遞減支援(ADE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2006年1月 (2009年1月1日廃止)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト
 アメリカ:労働省SCSEPウェブサイト
 イギリス:雇用年金省(DWP)ウェブサイト
 ドイツ:連邦労働社会省、連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト
 フランス:政府公共サービスサイト等

第4-13表 解雇法制

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	<ul style="list-style-type: none"> 民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。 労働基準法により、以下のとおり定められている。 <ol style="list-style-type: none"> (1)使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前に予告しなければならない。(2)業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、女性の産前産後の休業期間とその後の30日間の解雇は禁止。(3)国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、組合員であることや正当な組合活動などを理由とする解雇は禁止。 (4)労働契約法(2008年施行)は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したもとして無効とする」と定めている(労働基準法から移行)。(5)合理的理由に基づく解雇は労務提供不可能、能力・適格性の欠如、義務違反・規律違反(懲戒解雇)、やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、ユニオン・ショップ協定に基づくものなど。 2012年の労働契約法改正により、最高裁で確立した「雇止め法理」の内容が法律に規定された(「雇止め」とは使用者が有期契約更新を拒否したとき、契約期間満了により雇用が終了すること)。これにより(1)過去に反復更新された有期契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できるもの、(2)労働者が契約期間満了時に契約が更新されると期待する合理的な理由があるもの、のいずれかに該当する場合には、使用者は当該雇止めが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」、雇止めが認められない。 	<p>整理解雇の合理性の判断基準について、次の「整理解雇4要件」がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)人員削減の必要性 (2)人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性(解雇回避措置の余地のないこと) (3)解雇対象の選定の妥当性(選定基準が客観的・合理的であること) (4)解雇手続の妥当性(労使協議等を実施していること) <p>裁判所は、かつては4要件の1つでも欠ければ解雇は無効となるとの立場をとっていたが、最近では事件ごとに、「4要件説」をとり、「解雇権濫用」を判断する4つの重要な要素とする立場「4要素説」をとりつつ柔軟な対応を図っている。</p>
アメリカ	<p>連邦法が規制している解雇は以下の5つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、 (2)年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)、 (3)障害を理由とする解雇(障害を持つアメリカ人法)、 (4)組合活動や組合加入を理由とする解雇、(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。 <p>州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)性的志向(ホモセクシュアルやレズビアン等)を理由とする解雇、 (2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、 (3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。 <p>州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている(「パブリック・ポリシー法理」)。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、 (2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「契約法理」)。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「誠実・公正義務法理」)。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。 <p>労働組合に組織されている事業所で、解雇に対する「正当事由」を求め内容が労働協約に織り込まれていれば、不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることができることがある。</p>	<p>労使交渉でセニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合、もしくは使用者が認めている場合は、勤続年数の長さが基準となることがある。</p> <p>労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上のフルタイム労働者を使用するが週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者)は、交渉代表労働組合がそれがない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。但し、自然災害等により合理的に見てできない場合は予告義務を課されない。 使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。

	個別的解雇	集団的解雇
イギリス	<p>1996年雇用権法により、次のような解雇規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 ・解雇事由の開示(勤続年数1年以上の労働者が要求した場合) <p>また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不正解雇とされる。</p> <p>(1)労働組合への加入の有無、(2)労働組合活動への参加、(3)妊娠及び出産、(4)安全衛生問題に関する権利等を主張したこと、(5)法定の権利を主張したこと、(6)一定の条件下で日曜勤務を拒否したこと、(7)業務譲渡に関すること(経済的・技術的等の理由がある場合を除く)、(8)従業員代表としての行動、(9)企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案など。</p> <p>不正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不正解雇と認められる場合には(1)職場復帰又は再雇用の命令、(2)補償金といった救済を与える。ただし、上記(1)～(9)や差別を理由とする場合を除き、不正解雇申立の権利には勤続年数による資格要件あり(2012年4月6日より前に開始された雇用関係については継続した1年間の勤続、これ以降の場合は2年間)。</p>	<p>1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合との協議、貿易産業大臣への通知といった一定の要件が課されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間中に求職又は職業訓練の受講のための休暇を取得することができる(通常の週給額の5分の2が支払われる)。 ・被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。
ドイツ	<p>民法典第134条は、法の一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが、これ以外は、期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な一定書式による解約を認めている。予告期間は、民法典622条に規定されている。</p> <p>1969年に制定された解雇保護法(2003年改正)は、以下の解雇を、社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所(パートタイムは比率で考慮される)。</p> <p>(1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)従業員代表委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。</p> <p>また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。</p> <p>(1)従業員代表委員会委員及び職員委員会委員の解雇(在職中及び終了後1年間)(事業所組織法、職員代表法)、(2)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇(中央福祉事務所の同意が必要)(重度障害者法)、(3)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇(母性保護法)、(4)法定の育児休暇を取得中の労働者(連邦育児手当法)、(5)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用としたその労働者の解雇(職場保護法)、(6)訓練期間中の労働者の解雇(職業訓練法)、(7)操業短縮中の解雇に就いては別途規定があり、制限されている。</p>	<p>経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合(労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等)、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 <p>労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。</p>

第4-13表 解雇法制（続き）

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

	個別的解雇	集団的解雇
フランス	<p>1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出自、性別、習俗、家族状況、民族帰属、国籍、人種、政治的意見、組合活動、共済活動、宗教的信条等を理由とした差別的解雇 ・ 争議権の通常の行使を理由とする解雇 ・ 職業上の男女平等に関する提訴後になされた解雇 ・ セクシュアル・ハラスメントあるいはモラル・ハラスメントを受けたもしくは拒否した労働者の解雇、当該行為を証言した労働者の解雇 ・ 妊娠中あるいは出産直後の女性労働者の解雇 ・ 労働災害・職業病の被災者に対して労働契約停止期間中になされる解雇 <p>また、解雇には真実かつ重大な事由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。</p> <p>個別的解雇には、(1)事前面談への召還、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。</p>	<p>経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な事由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。</p> <p><個人(1人)解雇の場合> (2人以上の解雇の場合も共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・ 労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。) ・ 労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・ 行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 <p><2人以上10人未満の解雇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議 <p><10人以上の解雇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・ 50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。 ・ 企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 <p>このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。</p>

資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、厚生労働省「改正労働基準法の概要」、日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」、「諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構「諸外国の労働契約法制」、日本：厚生労働省ウェブサイト、ドイツ：連邦労働社会省等により労働政策研究・研修機構作成

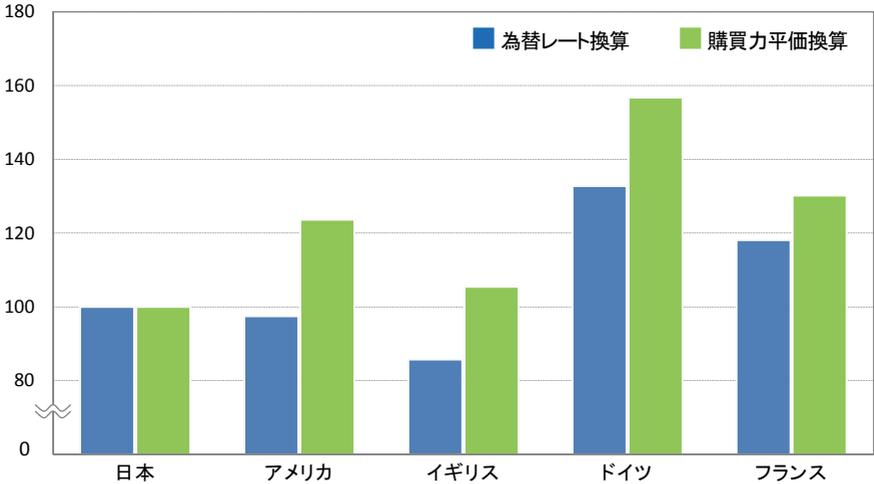
5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業）

（日本=100）

（2010年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業)」(p.167)を参照。

賃金の国際比較を行う場合いくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

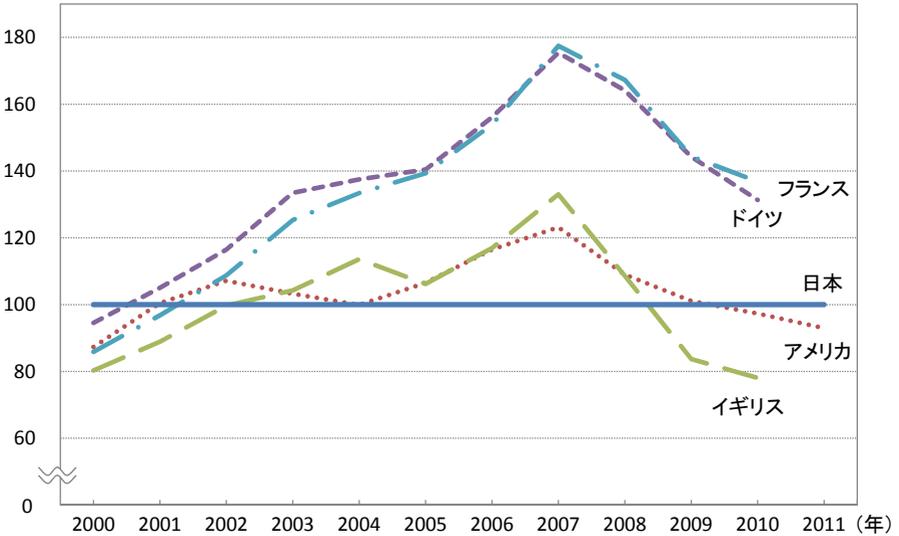
ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価とで比較した(資料出所及び推計計算方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州については10人以上という違いがある。

2010年について購買力平価換算でみると、日本を100とすると、アメリカが124、イギリスが105、ドイツが157、フランスが130となっており、日本が各国を下回っている。

5 賃金・労働費用

5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）

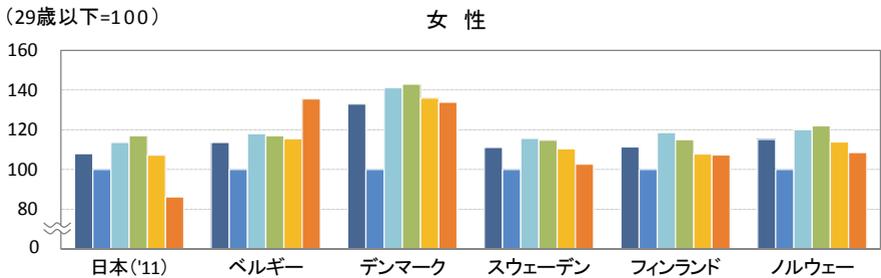
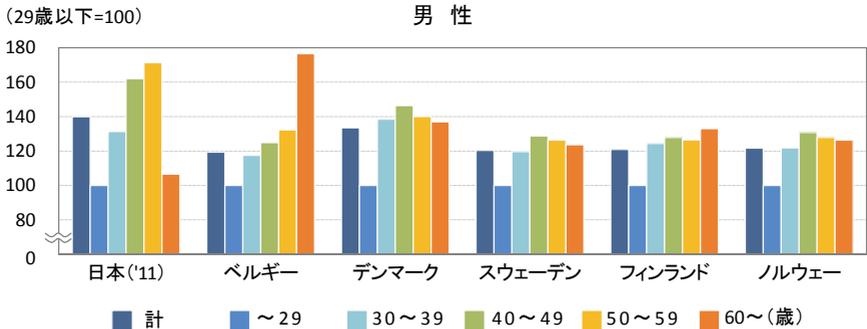
（日本=100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-6表 労働費用(製造業)」(p.172)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降増加傾向を示し、2000年は5か国中で最も高かった。2002年以降は円高の影響もあり、欧米主要国に比較して低い水準で推移したが2010年は、アメリカ、イギリスよりも高かった。

5-3 年齢階級別賃金格差（製造業）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-12表 年齢階級別賃金格差(製造業)」(p.176)を参照。

(注) 日本は2011年、欧州は2006年の数値。

上のグラフは日本、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーについて、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数(格差)を示したものである。

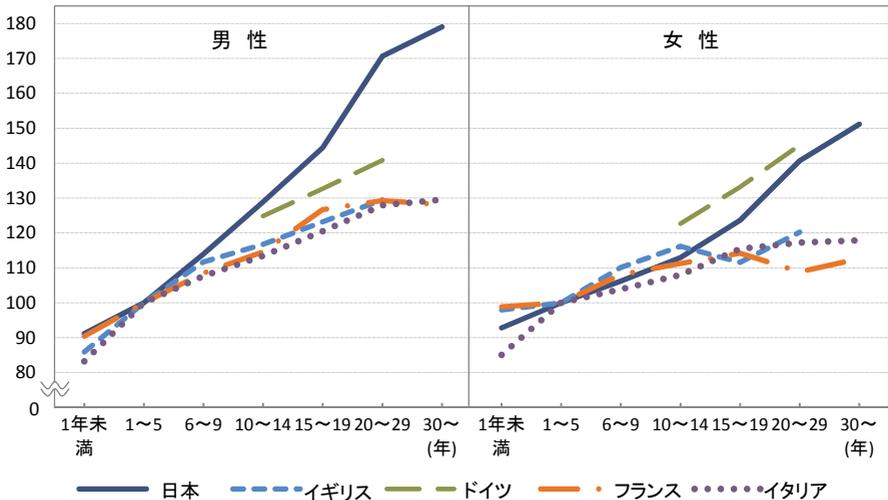
男性についてみると、日本では、30代、40代、50代と年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり、50~59歳で最大約1.7倍となるが、60歳以上になると縮小する。日本以外の国々では、29歳以下賃金との最大格差を持つ年齢階級層は、ベルギーでは60歳以上層(1.8倍)、デンマークでは40~49歳層(1.5倍)、スウェーデンでは40~49歳層(1.3倍)、フィンランドでは60歳以上層(1.3倍)、ノルウェーでは40~49歳層(1.3倍)となっている。他方、女性の場合は、男性に比べて年齢階級間の賃金格差は概して小さいが、デンマークでは29歳以下の賃金との格差が、30~39歳層、40~49歳層及び50~59歳層で1.4倍などとなっている。

これらの数値を理解するためには、年齢階層別の労働力率(「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(P.67)を参照)もあわせてみる必要がある。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差（製造業）

（勤続年数1～5年＝100）



▶ グラフの具体的数値及び資料出所については、「第5-13表 勤続年数別賃金格差（製造業）」（p.177）を参照。

（注）日本は2011年，欧州は2006年。日本の勤続年数は，1～5年が1～4年，6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本，イギリス，ドイツ，フランス，イタリアについて，勤続年数1～5年（日本については1～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数（格差）を示したものである。

まず男性についてみると，日本は勤続年数が長くなるにつれ，勤続年数別賃金指数が上昇し，勤続年数20～29年までその上昇スピードも速い。特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の1.8倍超に達する。その他の国々については，ドイツでは勤続20～29年で約1.4倍，イギリス，フランスでは勤続年数20～29年で約1.3倍，イタリアでは勤続年数20年以上で約1.3倍となる。一方，女性の場合は，男性に比べて勤続年数間の賃金格差は概して小さくなっている（ドイツは女性の方が男性より大きくなっている）。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）
Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000	2,266	18.79	11.47	21.09	16.66
2003	2,248	20.63	12.73	22.74	18.72
2004	2,289	20.75	13.21	22.84	19.35
2005	2,303	21.58	12.85	23.28	19.92
2006	2,314	22.59	13.29	24.05	20.62
2007	2,253	23.60	13.63	24.65	21.34
2008	2,288	24.39	14.44	25.23	22.02
2009	2,269	24.85	14.37	25.63	22.02
2010	2,244	24.91	14.18	25.62	22.79
2011	2,288	25.18	—	—	—
為替レート換算/Exchange rate conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	89	83	92	73
2003	100	106	107	132	109
2004	100	98	114	134	114
2005	100	103	112	139	119
2006	100	114	123	152	130
2007	100	123	143	176	153
2008	100	110	120	167	146
2009	100	102	92	147	126
2010	100	97	86	133	118
2011	100	88	—	—	—
購買力平価換算/PPP Conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	129	123	149	121
2003	100	128	124	154	124
2004	100	122	122	150	121
2005	100	121	114	151	121
2006	100	122	114	155	123
2007	100	126	113	158	127
2008	100	125	113	158	127
2009	100	126	111	162	129
2010	100	124	105	157	130
2011	100	118	—	—	—
換算用為替レート/Exchange rates for conversion	(各国通貨/円)(National currency per Yen)				
2010	1	87.78	135.63	116.26	116.26
2011	1	79.81	127.87	110.94	110.94
換算用購買力平価/PPPs for conversion					
2010	1	111.36	166.88	137.36	128.16
2011	1	106.77	157.29	132.91	123.33

資料出所 厚生労働省(2012.2)「平成23年毎月勤労統計調査」

U.S.Bureau of Labour Statistics (2012.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour costs annual data” 2012年12月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates”2012年12月現在

(注) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本：厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国：*Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期のデータ。

欧州：製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。“labour costs annual data”の時間当たり労働費用(hourly labour costs)と賃金(total wages and salaries)の対労働費用比率から算出。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年は産業分類の変更により以前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※経年の為替レートは「第1-13表 為替レート(p.38)」を参照。

5 賃金・労働費用

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	注 ¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN	357,524	371,452	380,885	374,484	374,362	349,603	362,340	368,340	E e
(円/日) Yen/day	17,699	18,573	19,140	18,818	19,003	18,400	18,487	18,889	
(円/時間) Yen/hour	2,176	2,266	2,303	2,253	2,288	2,269	2,244	2,288	
アメリカ ³⁾ US\$/h USA	12.34	14.32	16.56	17.26	17.75	18.24	18.61	18.94	E e
カナダ ⁴⁾ CA\$/h CAN	16.34	17.55	19.87	21.12	21.90	22.65	23.06	22.96	R e
イギリス ⁵⁾ Pound/h GBR	7.03	8.79	11.02	11.65	12.09	12.30	12.63	13.15	E e
ドイツ ⁶⁾ Euro/h DEU	25.73	27.78	15.60	19.09	19.51	*19.59	*20.11	*20.43	E e
フランス ⁷⁾ Euro/h FRA	12.6	14.1	16.8	17.9	—	—	—	—	E e
イタリア ⁸⁾ Index ITA	128.7	113.1	99.4	105.6	109.1	—	—	—	R w
スウェーデン ⁹⁾ Krona/h SWE	107.0	111.3	129.9	139.5	145.2	*144.8	*148.9	*152.2	E w
ロシア ¹⁰⁾ Ruble/m RUS	454	2,365	8,421	12,879	16,050	16,583	19,100	—	E e
中国 ¹¹⁾ Yuan/y CHN	5,169	8,750	15,934	21,144	24,404	26,810	30,916	—	E e
香港 ¹²⁾ HK\$/m HKG	9,508	11,868	8,816	10,109	10,107	9,465	*9,329	*9,825	E e
韓国 ¹³⁾ 1,000 Won/m KOR	869	1,228	1,825	2,049	2,168	2,163	2,274	2,532	E e
シンガポール ¹⁴⁾ SG\$/m SGP	2,157	3,036	3,495	3,764	3,955	3,966	4,263	4,484	E e
タイ ¹⁵⁾ Baht/m THA	4,994	5,839	6,420	6,738	7,873	7,519	7,495	8,066	E e
フィリピン ¹⁶⁾ Peso/d PHL	6,654	226	247	277	290	*300	*311	*305	R e
インド ¹⁷⁾ Rupee/d IND	—	149	169	186	206	318	—	—	E w
オーストラリア ¹⁸⁾ AU\$/w AUS	678	803	1,030	1,090	1,151	1,174	1,211	1,269	E e
ニュージーランド ¹⁹⁾ NZ\$/h NZL	15.58	15.64	18.67	21.05	22.45	23.40	22.79	23.92	E e
ブラジル Real/m BRA	631	763	—	—	—	—	—	—	E e

(男性/Male)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	注 ¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN	448,655	462,407	456,775	452,743	450,196	415,086	429,156	435,641	E e
(円/日) Yen/day	22,101	22,891	22,725	22,525	22,623	21,619	21,675	22,114	
(円/時間) Yen/hour	2,602	2,679	2,637	2,589	2,617	2,583	2,541	2,590	
アメリカ ³⁾ US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ ⁴⁾ CA\$/h CAN	17.70	18.93	21.28	22.66	23.37	24.12	24.46	24.25	R e
イギリス ⁵⁾ Pound/h GBR	7.71	9.45	11.43	12.25	12.71	12.84	13.06	13.64	E e
ドイツ ⁶⁾ Euro/h DEU	27.00	29.10	16.24	20.01	20.46	*20.54	*21.08	*21.41	E e
フランス ⁷⁾ Euro/h FRA	13.5	15.0	17.7	18.8	—	—	—	—	E e
イタリア ⁸⁾ Index ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R w
スウェーデン ⁹⁾ Krona/h SWE	109.1	113.3	132.2	142.1	147.7	—	—	—	E w
ロシア ¹⁰⁾ Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 ¹¹⁾ Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港 ¹²⁾ HK\$/m HKG	10,421	12,693	9,363	11,729	11,606	11,458	*11,535	*11,555	E e
韓国 ¹³⁾ 1,000 Won/m KOR	1,009	1,388	2,044	2,275	2,397	2,380	2,492	2,575	E e
シンガポール ¹⁴⁾ SG\$/m SGP	2,644	3,653	4,111	4,359	4,559	4,510	4,869	5,117	E e
タイ ¹⁵⁾ Baht/m THA	6,234	6,612	7,496	7,673	8,480	8,588	8,563	9,252	E e
フィリピン ¹⁶⁾ Peso/d PHL	7,529	237	254	291	299	309	320	316	R e
インド ¹⁷⁾ Rupee/d IND	—	180	212	233	255	321	—	—	E w
オーストラリア ¹⁸⁾ AU\$/w AUS	713	843	1,081	1,140	1,206	1,223	1,260	1,330	E e
ニュージーランド ¹⁹⁾ NZ\$/h NZL	16.58	16.74	19.65	21.92	23.47	24.49	23.98	24.75	E e
ブラジル Real/m BRA	712	854	—	—	—	—	—	—	E e

(女性/Female)

国・地域 Country or region			1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	注 ¹⁾
日本 ²⁾	(円/月) Yen/month	JPN	189,031	194,279	201,799	197,707	199,343	196,264	203,132	206,130	E e
	(円/日) Yen/day		9,499	9,912	10,402	10,191	10,382	10,552	10,635	10,849	
	(円/時間) Yen/hour		1,267	1,323	1,373	1,351	1,380	1,416	1,414	1,437	
アメリカ ³⁾	US\$/h	USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ ⁴⁾	CA\$/h	CAN	12.83	14.00	16.35	17.25	18.19	18.97	19.40	19.80	R e
イギリス ⁵⁾	Pound/h	GBR	5.31	6.91	9.74	9.84	10.18	10.62	11.26	11.71	E e
ドイツ ⁶⁾	Euro/h	DEU	19.96	21.39	12.02	15.27	15.61	*15.61	*16.55	*16.26	E e
フランス ⁷⁾	Euro/h	FRA	10.3	11.8	14.5	15.6	—	—	—	—	E e
イタリア ⁸⁾	Index	ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R w
スウェーデン ⁹⁾	Krona/h	SWE	98.2	103.4	119.9	128.6	134.4	—	—	—	E w
ロシア ¹⁰⁾	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 ¹¹⁾	Yuan/m	CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港 ¹²⁾	HK\$/m	HKG	8,684	11,102	8,565	8,819	8,733	8,119	*7,756	*8,213	E e
韓国 ¹³⁾	1,000 Won/m	KOR	565	831	1,253	1,414	1,504	1,505	1,615	1,678	E e
シンガポール ¹⁴⁾	SG\$/m	SGP	1,541	2,181	2,563	2,815	2,974	3,048	3,253	3,433	E e
タイ ¹⁵⁾	Baht/m	THA	4,250	5,052	5,420	5,871	7,331	6,532	6,466	6,917	E e
フィリピン ¹⁶⁾	Peso/d	PHL	5,592	211	236	258	276	*285	*296	*287	R e
インド ¹⁷⁾	Rupee/d	IND	—	78	91	109	122	270	—	—	E w
オーストラリア ¹⁸⁾	AU\$/w	AUS	556	662	825	894	955	988	1,022	1,039	E e
ニュージーランド ¹⁹⁾	NZ\$/h	NZL	13.19	13.18	16.28	18.70	20.02	20.77	19.83	21.71	E e
ブラジル	Real/m	BRA	405	524	—	—	—	—	—	—	E e

*…暫定値/Provisional value

資料出所 日本:厚生労働省(2012.2)「平成23年毎月勤労統計調査」

中国:国家統計局(2011.9)「中国統計年鑑2011」

韓国:雇用労働省ウェブサイト(<http://www.moel.go.kr/>)2013年1月現在

タイ(2005年以降):国家統計局(2012) *Labour Force Survey*

インド(2009年):中央政府統計計画履行省(2011.11) *NSS Report no.537*

その他:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)及び各国政府ウェブサイト

- (注) 1) E=実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む), R=労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)。e=雇用者(時間給・日給労働者及び月給労働者), w=時間給・日給労働者のみ。
 2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者(一般労働者及びパートタイム労働者)。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。
 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。
 4) 1995年の欄は1997年の値。
 5) 16歳以上のフルタイム労働者を対象。各年4-6月期の数値。
 6) 1995年の欄は1996年の数値。使用者が直接支払う家族手当を含む。2000年以前はマルク単位。1ユーロ=1.95583マルク。2006年以前は賃金労働者を対象。2007年以降は雇用者を対象とし、主に就いている仕事のみ計上。
 7) 1995年の欄は1996年の数値。管理職と中間職を含む。
 8) 1995年値は1990年=100, 2000年値は1996年12月=100, 2001年以降は2005年12月=100とした時間当たり賃金指数。
 9) 各年9月の民間部門の数値。休暇手当, 疾病休暇中の手当, 残業手当を除く(但し1995年は含む)。2000年は9~10月の数値。2009年以降は各年8月の数値で, 生産労働者を対象, 残業代を含む。
 10) 1997年以降新ルール。1新ルール=1,000旧ルール。
 11) 国有経営単位, 都市集合経営単位, その他の経営単位を対象。都市部のみ。
 12) 2001年に統計手法の変更があり, 前後の数値は厳密には接続しない。
 13) 単位1,000ウォン。正規従業員10人以上の事業所。
 14) 2005年に統計手法の変更。2009年以降は14歳以上を対象。国籍保有者・永住権保有者が対象。永住権を持たない外国人を除く。
 15) 1995年は国営企業を除く。2005年以降は各年第1四半期の数値。
 16) 1995年は1か月当たり賃金, 20人以上規模企業, 年間給与に基づき算出。2000~2008年は一日当たりの支払い基準額。2009年以降は主な仕事についての1日当たりの平均名目賃金。2011年は1月の数値。
 17) インド労働雇用省「年次工業調査」による。2000年の欄は2001年の値。2009年の欄は2009年度の値。
 18) 成人のフルタイム非管理職, 各年5月の数値, 1996年以降産業分類の変更。
 19) 1995年の欄は1998年の値。

第5-3表 産業別賃金（2011年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2011

国・地域 Country or region	非農林漁業 部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	情報通信業 Information and communication	注 ¹⁾	
日本 ²⁾	JPN	316,792	368,340	377,574	377,194	479,184	E e
アメリカ ³⁾	USA	19.47	18.94	24.51	23.64	26.61	E e
カナダ ⁴⁾	CAN	22.99	22.96	31.27	24.77	22.36	R e
イギリス ⁵⁾	GBR	12.62	13.15	14.86	13.12	19.03	E e
ドイツ ⁶⁾	DEU	21.56	23.36	23.47	17.37	29.45	E e
フランス ⁷⁾	FRA	16.27	16.63	16.11	14.28	21.49	E w
イタリア ⁷⁾	ITA	14.48	12.96	17.45	12.65	16.82	E w
スウェーデン ⁸⁾	SWE	34,490	37,780	38,670	35,110	37,940	E w
ロシア ⁹⁾	RUS	21,193	19,100	39,883	22,089	24,561	E e
中国 ¹⁰⁾	CHN	36,539	30,916	44,196	27,529	64,436	E e
香港 ¹¹⁾	HKG	453.3	341.2	—	649.0	522.4	E e
韓国 ¹²⁾	KOR	2,454	2,352	2,745	2,536	3,171	E e
シンガポール ¹³⁾	SGP	4,334	4,388	—	3,180	5,900	E e
タイ ¹⁴⁾	THA	9,401	8,066	11,407	5,965	21,580	R e
フィリピン ¹⁵⁾	PHL	306.53	310.57	252.78	285.08	385.83	R e
インド ¹⁶⁾	IND	230.89	209.71	348.31	209.59	208.47	E w
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	1,358	1,269	2,202	1,452	1,566	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	24.78	23.92	31.60	24.53	29.64	E e
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	905.8	901.9	1,517.5	637.2	924.3	E e

資料出所 日本：厚生労働省（2012.2）「平成23年毎月勤労統計調査」

その他：ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 及び各国政府ウェブサイト等

(注) 特に注がない限り、単位は第5-2表(p.168)同様、現地通貨。

- 1) E=実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R=労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、e=雇用者(時間給・日給労働者及び月給労働者)、w=時間給・日給労働者のみ。
- 2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
- 3) 時間当たり賃金。
- 4) 時間当たり賃金。
- 5) 成人フルタイム労働者の時間当たり賃金。時間外手当を含む。各年4-6月期の数値。
- 6) 時間当たり賃金。フルタイム労働者。
- 7) 2010年値。
- 8) 諸手当を含む月当たり賃金。非肉体労働者。2011年12月の数値。
- 9) 月当たり賃金。2010年値。非農林漁業部門は全産業計の数値。
- 10) 年当たり賃金。都市部の集団事業所。非農林漁業部門は全産業計の数値。2010年値。
- 11) 1日当たりの賃金。非農林漁業部門は鉱業及び採石業、建設業、卸売・小売・飲食・宿泊業を除いた数値。情報通信業の欄は運輸のみ。建設業は国の事業の労働者。2008年値。
- 12) 単位：千ウォン。月当たりの賃金。10人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) 月当たりの賃金。国籍保有者・永住権保有者が対象。永住権を持たない外国人を除く。
- 14) 月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。2011年第1四半期の数値。
- 15) 1日当たりの賃金。情報通信業は運輸・倉庫業を含む。2010年値。
- 16) 1日当たりの賃金。常用雇用者。サンプル調査による。2009年度の値。
- 17) 週当たり賃金。成人のフルタイム非管理職。2011年5月の数値。
- 18) 時間当たり賃金。非農林漁業部門の欄は農林漁業部門を含む。自営業を含む。
- 19) 2002年12月の数値。

第5-4表 時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）

Table 5-4: Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing

国・地域 Country or region		(%)									
		1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	3.0	1.8	1.8	0.6	1.1	-0.3	0.3	-7.1	4.1	1.7
アメリカ	USA	2.6	3.4	2.6	2.6	1.5	2.7	2.8	2.8	2.0	1.8
カナダ	CAN	1.4	2.6	3.2	2.7	-0.3	5.4	1.7	-5.0	4.8	3.2
イギリス	GBR	4.4	4.6	4.9	3.6	3.9	3.9	3.0	1.2	4.2	1.4
ドイツ	DEU	3.7	2.7	2.0	1.1	0.8	1.3	2.8	1.7	2.1	2.5
フランス	FRA	2.5	4.9	2.7	2.8	2.8	2.8	3.1	2.1	1.8	2.5
イタリア	ITA	3.1	2.1	2.9	2.7	3.4	2.8	3.4	3.2	2.8	2.5
オランダ	NLD	1.2	3.6	1.6	0.9	1.8	1.7	3.8	2.8	1.3	1.4
デンマーク	DNK	3.8	3.5	3.1	3.7	3.1	4.0	4.2	2.9	2.6	2.3
スウェーデン	SWE	5.4	3.4	2.7	3.0	3.0	3.7	3.9	1.9	3.2	2.7
香港	HKG	1.6	5.4	-0.2	0.0	-0.3	0.5	-3.3	-4.1	0.3	1.9
台湾	TWN	5.7	3.1	2.8	3.0	1.3	1.8	-0.1	-9.2	8.3	2.6
韓国	KOR	9.9	8.6	10.0	7.8	5.6	6.9	-1.3	2.1	9.1	1.7
シンガポール	SGP	8.1	8.3	2.6	4.3	3.5	4.0	5.1	0.3	7.5	5.2
インドネシア	IDN	—	—	18.0	9.0	6.3	4.2	7.6	5.3	12.2	3.9
オーストラリア	AUS	6.0	1.9	4.3	3.2	4.0	3.0	5.7	1.0	3.1	3.9
ニュージーランド	NZL	2.5	2.8	2.8	3.6	4.6	4.3	4.5	2.9	3.4	3.8

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Hourly Earnings” 2012年6月現在

香港: 政府統計局 (<http://www.censtatd.gov.hk/>) 2012年6月現在

台湾: 国家統計資料庁 (<http://www.stat.gov.tw/>) 2012年6月現在

シンガポール: 労働省 (<http://www.mom.gov.sg/>) 2012年6月現在

(注) 国により賃金の定義及び対象者の範囲、事業所の規模・基準年等が異なるため、比較の際は注意を要する。

第5-5表 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

国	Country	%	(年/Year)
日本	JPN	56.8	(2011)
アメリカ	USA	30.7	(2011)
イギリス	GBR	71.2	(2011)
ドイツ	DEU	79.3	(2010)
フランス	FRA	89.1	(2010)
イタリア	ITA	79.1	(2010)
オランダ	NLD	128.5	(2010)
デンマーク	DNK	81.1	(2010)
スウェーデン	SWE	83.1	(2010)

資料出所 日本: 厚生労働省 (2012.2) 「平成23年賃金構造基本統計調査」

アメリカ: BLS (2012.3) *Labor Force Statistics from the Current Population Survey*

イギリス: Office for National Statistics (2012.3) *2011 Annual Survey of Hours and Earnings — Provisional Results*

その他: Eurostat Database “Structure of earnings survey 2010” 2013年2月現在

(注) パートタイム・時間当たり賃金のフルタイム・時間当たり賃金(所定内給与)に対する割合。

5 賃金・労働費用

第5-6表 労働費用（製造業）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用/Labour costs					
	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000	2,888	23.41	14.22	27.50	24.98
2003	2,921	26.02	16.09	29.80	27.98
2004	2,922	26.97	16.76	29.90	29.01
2005	2,947	28.48	15.62	30.20	29.96
2006	2,935	29.40	16.04	31.40	30.96
2007	2,903	30.37	16.39	31.60	31.97
2008	2,979	31.42	17.03	32.30	32.92
2009	2,965	32.03	17.03	32.90	32.92
2010	2,904	32.20	16.72	32.80	34.17
2011	2,805	32.67	—	—	—
為替レート換算/Exchange rate conversion (日本/JPN=100)					
2000	100	87	80	95	86
2003	100	103	104	133	125
2004	100	100	114	137	133
2005	100	107	106	140	139
2006	100	116	117	156	154
2007	100	123	133	175	177
2008	100	109	109	164	167
2009	100	101	84	144	144
2010	100	97	78	131	137
2011	100	93	—	—	—
購買力平価換算/PPP Conversion (日本/JPN=100)					
2000	100	126	120	153	143
2003	100	125	120	155	143
2004	100	124	122	153	142
2005	100	125	108	153	143
2006	100	125	109	159	146
2007	100	126	105	158	148
2008	100	123	103	156	146
2009	100	125	100	157	148
2010	100	123	96	155	151
2011	100	124	—	—	—

資料出所 厚生労働省(2012.2)「平成23年毎月勤労統計調査」, 厚生労働省(2011.10)「平成23年就業条件総合調査」, 内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

U.S.Bureau of Labour Statistics (2012.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour costs annual data” 2012年12月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2012年11月現在

(注) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模, EU諸国は10人以上規模, 日本は5人以上規模。各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに, 実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期のデータを使用。

欧州: 製造業全労働者の時間当たり労働費用。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年は産業分類の変更により以前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※ 換算用為替レート, 購買力平価については第5-1表 (p.167)を参照。

第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

(2005年=100) (base Year 2005=100)

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 JPN	144.5	140.0	100.0	79.3	86.5	97.8	95.5	98.5	94.9
アメリカ USA	89.1	113.1	100.0	94.9	90.5	92.4	88.4	84.0	85.2
カナダ CAN	84.8	81.6	100.0	112.1	110.7	107.1	117.7	119.5	120.0
イギリス GBR	73.2	101.7	100.0	102.2	88.1	80.1	80.0	78.8	83.1
ドイツ DEU	124.2	102.8	100.0	93.2	92.6	96.0	90.8	90.2	88.2
フランス FRA	98.8	90.6	100.0	100.8	101.3	101.9	99.2	99.3	96.6
イタリア ITA	78.7	84.9	100.0	101.6	103.3	105.6	100.4	99.8	97.6
オランダ NLD	94.1	88.9	100.0	99.6	100.2	103.0	98.1	97.4	93.3
デンマーク DNK	91.2	87.8	100.0	104.4	108.1	112.3	106.0	104.1	99.8
スウェーデン SWE	97.7	104.2	100.0	100.1	96.9	89.1	93.1	96.0	97.3
韓国 KOR	98.2	84.5	100.0	102.6	82.6	72.8	77.6	76.7	76.9
オーストラリア AUS	74.2	76.8	100.0	111.5	110.0	103.4	121.3	132.8	135.9

資料出所 OECD (2012.12) *Economic Outlook No.92, vol.2012 issue 2*

第5-8表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

(%)

国 Country (年/Year)	日本 JPN (2011)	アメリカ USA (2012)	イギリス GBR (2008)	ドイツ DEU (2008)	フランス FRA (2008)	オランダ NLD (2008)	スウェー デン SWE (2008)	韓国 KOR (2011)
労働費用計 ^{a)}	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}	79.7	77.4	82.7	77.0	63.7	75.7	65.1	75.1
現金給与以外 ^{c)}	20.3	22.6	17.4	23.0	36.3	24.3	34.9	24.9
法定福利費 ^{d)}	(11.1)	(8.3)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)	(6.3)
法定外福利費 ^{e)}	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)	(5.1)
現物給付 ^{f)}	(0.1)	—	(1.4)	(0.8)	(0.0)	(1.0)	(1.1)	(0.1)
退職金等の費用 ^{g)}	(6.2)	(3.9)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	—	(0.0)	(12.5)
教育訓練費 ^{h)}	(0.2)	—	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)	(0.6)
その他 ⁱ⁾²⁾	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)	(0.3)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

資料出所 日本:厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ: Bureau of Labor Statistics (2012.9) *Employer Costs for Employee Compensation — June 2012*

欧州: Eurostat (2012.11) *Labour Costs Survey 2008 — NACE Rev.2*

韓国: 雇用労働部ウェブサイト (<http://www.moel.go.kr/>) 2012年11月現在

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。()内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計, EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命, 健康, 短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習いの福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費, 転勤に要する費用, 社内報, 作業服等。欧州は募集費用, 税, 補助金等, 韓国は募集費等。

5 賃金・労働費用

第5-9表 生産労働者の時間当たり労働費用¹⁾ (製造業)

Table 5-9: Hourly labour costs for production workers, manufacturing

(アメリカ/USA=100)

国・地域 Country or region	1996 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
日本	JPN	106.5	101.5	87.3	84.8	79.8	74.7	84.8	89.0	92.1
アメリカ	USA	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
カナダ	CAN	84.4	74.6	82.0	88.5	95.3	99.0	99.2	89.3	102.7
イギリス	GBR	74.8	82.8	97.3	98.6	102.5	109.9	104.4	86.4	84.8
ドイツ	DEU	147.7	101.7	128.6	126.1	129.0	135.5	144.9	134.5	126.0
フランス	FRA	123.9	85.7	111.2	110.5	113.8	122.0	132.1	122.7	116.7
イタリア	ITA	93.1	66.4	92.0	91.6	93.1	98.7	106.6	100.1	96.2
オランダ	NLD	—	84.2	116.4	114.9	116.0	121.5	133.3	124.6	117.8
ベルギー	BEL	146.5	105.4	137.2	136.9	140.3	148.9	165.5	154.3	145.9
デンマーク	DNK	—	90.2	118.8	119.2	121.9	133.9	143.1	136.4	130.9
スウェーデン	SWE	120.6	93.5	118.2	117.2	119.7	132.5	135.4	119.3	126.1
フィンランド	FIN	111.2	79.5	110.7	111.6	115.5	122.1	133.7	128.8	121.8
ノルウェー	NOR	—	98.1	134.5	139.4	145.8	161.7	173.7	155.4	165.6
オーストリア	AUT	126.9	89.2	109.4	110.6	113.7	122.7	135.1	129.0	118.2
スイス	CHE	155.8	106.5	134.8	133.4	134.6	136.1	150.7	153.4	153.1
アイルランド	IRL	76.9	63.7	93.2	94.0	97.3	106.0	117.1	111.5	104.5
スペイン	ESP	68.7	49.6	67.5	68.6	71.3	77.1	84.4	81.5	76.6
台湾	TWN	31.6	29.2	24.8	26.3	26.4	25.5	26.5	22.8	24.1
韓国	KOR	43.1	39.2	43.4	50.2	57.6	61.1	50.4	42.6	47.9
シンガポール	SGP	53.1	46.9	45.0	43.9	45.2	49.0	57.6	51.4	55.0
フィリピン	PHL	6.0	4.0	3.7	4.0	4.4	5.0	5.4	5.0	5.5
オーストラリア	AUS	86.1	66.6	92.3	95.6	96.9	106.4	112.7	100.5	116.9
ニュージーランド	NZL	55.3	37.1	51.5	54.9	52.5	59.6	59.0	51.8	59.2
ブラジル	BRA	31.8	17.4	13.0	16.6	19.6	22.2	25.7	23.9	29.0
メキシコ	MEX	13.6	18.8	17.9	18.6	19.3	19.2	19.7	16.7	17.9

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2011.12) *International Comparisons of Hourly Compensation Costs in Manufacturing, 2010*

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差（2011年）
Table 5-10: Gender wage and job tenure gap in 2011

国 Country	賃金格差 ¹⁾ Wage Gap	勤続年数 Job Tenure		
		男 Male	女 Female	格差 Gap
	(男/male=100)	(年/Year)	(年/Year)	(男/male=100)
日本 JPN	70.6	13.3	9.0	67.7
アメリカ USA	82.2	4.7	4.6	97.9
イギリス GBR	80.4	9.1	8.5	94.3
ドイツ DEU	80.7	11.8	10.6	89.2
フランス FRA	90.0	11.9	11.9	99.7
スウェーデン SWE	86.0	9.9	10.7	107.9
韓国 KOR	69.4	7.0	4.3	61.4

資料出所 日本:厚生労働省(2012.2)「平成23年賃金構造基本統計調査」
 アメリカ:U.S.Department of Labor(2012.3) *Labor Force Statistics from the CPS*, 同
 (2012.9) *Employee Tenure in 2012*
 イギリス(賃金):ONS(2012.11) *Annual Survey of Hours and Earnings 2012*
 ドイツ(賃金):連邦統計局(2012.10) *Statistisches Jahrbuch 2012*
 フランス(賃金):Eurostat(2012.12) *Structure of Earnings Survey*
 スウェーデン(賃金):統計局(2012.6) *Salary structures, whole economy*
 欧州(勤続年数):OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2013年1月現在
 韓国:雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>)2013年1月現在

(注) 1) 原則、全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。フランスの賃金格差は2010年値。

第5-11表 フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差
Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

国 Country	1990 年/Year	(%)								
		1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本 JPN	40.6	37.1	33.9	31.1	32.8	33.0	31.7	30.7	28.3	28.7
アメリカ USA	28.5	24.6	23.1	19.6	19.0	19.2	19.8	20.1	19.8	18.8
カナダ CAN	—	—	23.9	22.7	21.3	21.2	20.8	20.5	19.8	18.8
イギリス GBR	32.0	27.4	25.5	22.5	21.2	20.9	20.8	21.0	19.8	18.4
ドイツ DEU	—	21.7	24.1	25.4	23.1	23.9	22.8	24.0	21.6	20.8
フランス FRA	15.3	10.3	9.5	9.7	12.1	11.9	12.0	13.1	—	14.3
イタリア ITA	—	13.3	7.4	6.7	—	6.2	—	11.8	—	10.6
オランダ NLD	25.0	23.3	21.4	17.5	16.7	—	—	—	—	16.7
ベルギー BEL	—	—	13.6	11.8	11.5	10.3	9.9	8.9	—	8.9
デンマーク DNK	—	—	14.7	12.3	12.0	12.8	9.2	12.3	12.1	11.8
スウェーデン SWE	19.1	19.0	15.5	15.3	14.4	14.6	16.4	15.4	14.9	14.3
フィンランド FIN	22.9	22.4	20.4	20.0	18.9	19.4	21.4	21.2	19.7	18.9
韓国 ¹⁾ KOR	—	43.0	40.4	38.3	38.3	38.5	37.8	38.8	38.9	39.0
オーストラリア AUS	18.2	14.5	17.2	14.4	15.8	16.7	15.4	11.9	16.4	14.0
ニュージーランド NZL	17.2	13.7	7.1	7.6	9.6	9.3	7.0	7.8	7.8	6.8

資料出所 OECD Employment database(<http://www.oecd.org/employment/database>)2012年10月現在

(注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。

5 賃金・労働費用

第5-12表 年齢階級別賃金格差（製造業、2006年）

Table 5-12: Wage gap by age group, manufacturing, 2006

労働者計/Total of employees		(～29歳/years old=100)						
国 Country (年/Year)	性別 Sex	年齢計 age total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～	
日本(2006) JPN	計 Total	137.4	100.0	134.8	157.4	157.2	105.5	
	男性 Male	143.6	100.0	135.4	165.3	172.3	112.2	
	女性 Female	104.8	100.0	115.4	107.9	101.7	81.4	
イギリス GBR	計 Total	—	—	—	—	—	—	
	男性 Male	—	—	—	—	—	—	
	女性 Female	111.7	100.0	131.5	115.0	97.6	—	
ドイツ DEU	計 Total	151.6	100.0	158.8	165.1	171.1	171.1	
	男性 Male	157.2	100.0	—	—	180.9	184.9	
	女性 Female	131.2	100.0	—	—	139.0	123.2	
フランス FRA	計 Total	133.6	100.0	129.5	139.9	151.4	339.7	
	男性 Male	—	—	—	—	—	—	
	女性 Female	—	—	—	—	—	—	
イタリア ITA	計 Total	127.2	100.0	123.5	135.2	151.0	163.4	
	男性 Male	—	—	—	—	—	—	
	女性 Female	—	—	—	—	—	—	
ベルギー BEL	計 Total	118.4	100.0	117.4	123.8	130.6	174.4	
	男性 Male	119.3	100.0	117.5	124.9	132.2	176.5	
	女性 Female	113.6	100.0	118.0	117.0	115.5	135.6	
デンマーク DNK	計 Total	133.1	100.0	138.6	144.7	139.2	138.7	
	男性 Male	133.5	100.0	138.5	146.4	140.0	136.9	
	女性 Female	133.0	100.0	141.2	143.0	136.0	133.9	
スウェーデン SWE	計 Total	118.0	100.0	118.5	125.0	122.1	118.5	
	男性 Male	120.4	100.0	119.6	128.7	126.3	123.6	
	女性 Female	111.2	100.0	115.6	114.8	110.4	102.7	
フィンランド FIN	計 Total	117.8	100.0	122.5	123.4	119.9	124.9	
	男性 Male	121.0	100.0	124.4	127.9	126.5	133.0	
	女性 Female	111.3	100.0	118.6	115.0	107.8	107.3	
ノルウェー NOR	計 Total	120.1	100.0	121.1	128.4	124.9	122.5	
	男性 Male	121.7	100.0	121.8	130.8	127.9	126.4	
	女性 Female	115.1	100.0	120.1	122.0	113.9	108.5	

参考: 日本(2011年)/Japan, 2011

(～29歳/years old=100)

	性別 Sex	計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
労働者計/Total of employees							
	計 Total	134.5	100.0	129.5	155.2	158.4	101.5
	男性 Male	139.9	100.0	131.3	161.9	171.3	106.6
	女性 Female	108.0	100.0	113.6	117.0	107.3	86.1
生産労働者/Production workers							
	計 Total	122.1	100.0	125.9	138.3	134.9	92.5
	男性 Male	127.5	100.0	127.5	146.5	150.1	98.4
	女性 Female	102.9	100.0	107.8	109.1	102.4	85.7
管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers							
	計 Total	148.3	100.0	131.8	167.4	184.6	118.4
	男性 Male	150.9	100.0	132.6	168.1	185.6	116.4
	女性 Female	116.1	100.0	116.2	127.0	126.5	101.2

資料出所 日本:厚生労働省(2012.2)「平成23年賃金構造基本統計調査」

その他:EU(2012.3) Structure of Earnings Survey 2006

(注) 日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(=monthly earnings)。

第5-13表 勤続年数別賃金格差（製造業、2006年）

Table 5-13: Wage gap by length of service, manufacturing, 2006

(勤続年数1～5年(日本は1～4年)の賃金=100)

労働者計/Total of employees		(Wages for 1-5 (JPN: 1-4) years of service = 100)							
国 Country (年/Year)	性別 Sex	勤続年数(年/Years)							
		計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本(2006) JPN	計 Total	134.3	90.7	100.0	108.6	125.9	144.5	173.4	193.0
	男性 Male	135.8	90.0	100.0	110.1	126.4	144.8	172.2	182.4
	女性 Female	114.0	94.7	100.0	105.4	117.3	126.2	135.2	158.5
		計/Total	1年未満	1～5	6～9	10～14	15～19	20～29	30～
イギリス GBR	計 Total	109.7	88.4	100.0	111.8	118.5	122.7	132.5	—
	男性 Male	109.3	85.9	100.0	111.7	116.7	123.2	129.4	—
	女性 Female	105.7	97.9	100.0	110.1	116.2	111.5	120.2	—
ドイツ DEU	計 Total	118.5	77.7	100.0	119.3	125.5	135.3	146.0	153.8
	男性 Male	118.1	—	100.0	—	124.8	132.7	140.8	—
	女性 Female	113.8	—	100.0	—	122.7	133.2	145.2	—
フランス FRA	計 Total	112.3	92.6	100.0	108.9	114.2	124.5	124.8	124.5
	男性 Male	113.9	90.4	100.0	108.5	114.6	126.7	129.2	128.1
	女性 Female	106.8	98.8	100.0	108.1	111.3	114.2	108.9	112.6
イタリア ITA	計 Total	108.3	82.8	100.0	106.3	112.1	119.5	125.7	124.6
	男性 Male	109.6	83.2	100.0	107.6	113.4	120.5	127.9	129.6
	女性 Female	105.3	85.1	100.0	103.9	108.0	115.4	117.3	117.9
デンマーク DNK	計 Total	99.0	85.6	100.0	107.1	107.6	111.6	112.7	113.7
	男性 Male	99.2	85.4	100.0	108.1	107.7	112.7	112.8	113.8
	女性 Female	98.5	86.1	100.0	105.7	107.5	108.7	110.4	109.7
スウェーデン SWE	計 Total	101.7	92.4	100.0	103.9	105.1	104.7	104.5	—
	男性 Male	101.7	91.7	100.0	103.0	104.8	105.4	105.1	—
	女性 Female	100.9	94.5	100.0	106.1	103.4	100.0	98.2	—
フィンランド FIN	計 Total	102.9	84.9	100.0	104.7	109.1	105.8	109.6	105.0
	男性 Male	104.3	84.6	100.0	105.1	110.8	109.2	112.3	107.0
	女性 Female	98.3	85.6	100.0	103.2	101.2	98.0	99.9	96.4
ノルウェー NOR	計 Total	99.4	86.4	100.0	101.9	102.3	103.3	102.4	101.1
	男性 Male	99.5	85.6	100.0	102.4	102.5	104.3	103.5	99.7
	女性 Female	99.0	89.4	100.0	101.5	101.4	101.0	99.2	98.7

参考: 日本(2011年)/Japan, 2011

労働者計/Total of employees	性別 Sex	勤続年数(年/Years)							
		計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
労働者計/Total of employees	計 Total	133.1	91.6	100.0	113.7	127.1	144.0	172.9	181.0
	男性 Male	134.2	91.1	100.0	114.0	128.9	144.4	170.6	179.1
	女性 Female	113.4	92.8	100.0	106.2	112.9	123.6	140.7	151.1
生産労働者/Production workers	計 Total	123.3	91.4	100.0	110.6	121.6	136.4	155.2	167.7
	男性 Male	124.9	91.3	100.0	111.8	124.7	138.3	155.0	162.7
	女性 Female	109.5	94.4	100.0	103.2	109.1	117.4	132.3	146.6
管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers	計 Total	139.0	95.3	100.0	114.8	129.0	144.0	173.9	180.4
	男性 Male	139.9	96.5	100.0	115.4	129.9	143.3	169.8	171.9
	女性 Female	116.0	93.9	100.0	107.6	115.9	125.4	142.1	150.1

資料出所 日本: 厚生労働省(2012.2)「平成23年賃金構造基本統計調査」

その他: EU(2011.6) *Structure of Earnings Survey 2006*

(注) 日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(=monthly earnings)。

第5-14表 規模間賃金格差（産業計）

Table 5-14: Wage gap by establishment size in all industries

(1,000人以上=100)(1,000 empl. or more=100)

国/Country	企業規模(人)/establishment size (employees)						
	計(5~)	5~29	30~99	100~499	500~999	1,000~	
日本 (製造業/manufacturing)	JPN 73.3 (75.0)	61.8 (57.9)	71.3 (62.0)	81.4 (79.9)	92.1 (89.7)	100.0 (100.0)	
アメリカ (製造業/manufacturing)	USA 48.1 (40.8)	49.5 (46.4)	58.4 (54.9)	70.8 (64.8)	82.9 (70.8)	100.0 (100.0)	
イギリス	GBR	49.5	97.1	82.9	108.0	86.1	100.0
ドイツ	DEU	—	83.3	91.5	110.7	145.7	100.0
フランス	FRA	—	76.0	82.5	83.7	100.2	100.0
イタリア	ITA	—	56.9	74.1	65.7	49.9	100.0
スウェーデン	SWE	—	78.7	83.7	87.4	89.7	100.0

資料出所 日本:厚生労働省(2012.2)「平成23年毎月勤労統計調査確報」

アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2011.9) *Quarterly Census of Employment and Wages*欧州:Eurostat Database — *Structure of Earnings Statistics 2010*, 2013年2月現在

- (注) 1) 規模区分は日本とアメリカは事業所規模, EUは企業規模。
 2) 日本は常用労働者の現金給与総額(total cash earnings), EU各国は月間平均賃金総額(mean monthly earnings), アメリカは賃金総額(total wages)を雇用者数で除したのからそれぞれ指数を作成。
 3) 日本の産業計は非農林漁業, アメリカの産業計は民間企業における非農林産業を対象とし, 集計して算出。
 4) 日本は2011年, アメリカは2011年第1四半期, 欧州は2010年の数値。

第5-15表 所得のジニ係数

Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

国 Country	1980年頃 around 1980	1990年頃 around 1990	1990年代半ば Mid-1990s	2000年頃 around 2000	2000年代半ば Mid-2000s	直近年 latest year
日本 JPN	0.304	—	0.323	0.337	0.321	0.329
アメリカ USA	0.337	0.348	0.361	0.357	0.380	0.378
イギリス GBR	0.309	0.354	0.336	0.352	0.331	0.342
ドイツ DEU	0.251	0.256	0.266	0.264	0.285	0.295
フランス FRA	0.3	0.29	0.277	0.287	0.288	0.293
イタリア ITA	0.309	0.297	0.348	0.343	0.352	0.337
スウェーデン SWE	0.198	0.209	0.211	0.243	0.234	0.259
韓国 KOR	—	—	—	—	0.306	0.315
オーストラリア AUS	—	—	0.309	0.317	0.315	0.336

資料出所 OECD Database“Income distribution - Inequality” 2012年5月現在

(参考)

	2000	2005	2007	2008	2009	2010年/Year
日本 JPN	0.3997	0.3948	0.3949	0.4041	0.3950	0.3958

資料出所 厚生労働省(2012.7)「平成23年国民生活基礎調査」

- (注) ジニ係数とは, 所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき, 1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再配分後の年間所得を対象としている。日本の2010年値は岩手・宮城・福島を除外。

第5-16表 五分位階級所得割合¹⁾

Table 5-16: Income share by quintiles

国 Country	(年) (Year)	第1十分位 Lowest 10%	第1五分位 Lowest 20%	第2五分位 Second 20%	第3五分位 Third 20%	第4五分位 Fourth 20%	第5五分位 Highest 20%	第10十分位 Highest 10%	ジニ係数 Gini index
日本	JPN (2008)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
	(2005)	1.5	4.7	10.5	16.3	24.5	43.9	27.1	0.387
日本	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA (2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN (2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR (1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU (2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA (1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA (2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
スウェーデン	SWE (2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
ロシア ²⁾	RUS (2009)	2.8	6.5	10.4	14.8	21.3	47.1	31.7	0.401
中国	CHN (2005)	1.8	5.0	9.9	15.0	22.2	47.9	32.0	0.425
韓国	KOR (1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS (1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所 日本(2005, 2008年):厚生労働省(2010.9)「平成20年所得再分配調査」

日本(1993年), その他の国:World Bank(2012.4) *World Development Indicators 2012*

(注) 1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位階級割合も表示している。

2) ロシアは消費に対する割合。

第5-17表 相対的貧困率¹⁾

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income (%)

国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	スウェーデン SWE	韓国 KOR	オーストラリア AUS
2000年頃/around 2000	15.3	16.9	11.0	7.6	7.2	11.8	5.3	—	12.2
2000年代半ば/mid-2000s	14.9	17.0	10.3	8.3	7.2	11.4	5.3	14.4	13.2
2000年代後半/late-2000s	15.7	17.3	11.0	8.9	7.2	11.4	8.4	15.0	14.6

資料出所 OECD Database “Income distribution – Poverty” 2012年6月現在

(注) 1) 相対的貧困率とは, 所得(この場合は等価可処分所得)の分布における中央値の一定割合(本表では50%)に満たない人々の割合である。

参考表 日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates* (%)

年/Year	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009
相対的貧困率 Total	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0
子どもの相対的貧困率 Children	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7

* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2011.7)「平成22年国民生活基礎調査の概況」

(注) OECDと同様の計算方法で, 「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。

「相対的貧困率」とは, 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。

子どもの相対的貧困率は, 17歳以下の子ども全体に占める, 中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法(1938)	各州法
決定方式	審議会方式 <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業または地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で244件設定、2012年10月1日現在)。 	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> 地域別(都道府県別) 特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別) 	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 749円/時間(全国加重平均、地域により2012年9月～、及び10月～)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル/時間 (最低額ワイオミング) ～9.19ドル/時間 (最高額ワシントン) (2013年1月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス等を適用除外

	イギリス	ドイツ			フランス	
		労働協約法 (1949)	労働者送出 法(2009) 労働者派遣 法(2011改 正)	最低労働条件 法(2009改正)	SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法 (1998)	労働協約法 (1949)	労働者送出 法(2009) 労働者派遣 法(2011改 正)	最低労働条件 法(2009改正)	労働法典(1950及び1970 改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	労働協約拡 張方式	審議会方式		審議会方式(最低賃金額 に関する最終的な決定 は、政府が行う)	労働協約 拡張方式
	最低賃金額 は使用者団 体、労働組 合、独立機 関の各代表 で構成され る低賃金委 員会の勧告 を踏まえて 決定され、 最低賃金法 施行規則に 定められる。	協約当事者 の交渉によ る。	協約当事者 の一般拘束 の宣言申請 を受け、労使 代表で構成 する委員会 の勧告を踏 まえて労社 省が法規命 令で定める。	公労使代表 で構成する 中央委員 会に対する 業種に 対する 導入是非 を検討後、 専門委員 会の検討 を経て、 労社省が 法規命令 で定める。	(定時改定方式) 消費者物価 上昇率と ブルーカ ラー実質 賃金上 昇率の半 分を加味 した引き 上げ案を もとに、 全国団 体交渉委 員会の賃 金給与小 委員会の 意見を参 考にして 毎年7月 1日付け で金額を 改定。 (物価スラ イド方式) 消費者物 価指数が 前回の金 額改定の 水準より 2%以上 上昇した 場合、指 数の上昇 分だけ金 額を改定。	協約当事 者の交渉 による。
設定方式	全国一律	地域・業種別			全国一律	地域・業種 別
最低賃金額	[一般(21歳 以上)] 6.19ポンド /時間 (2012年10 月～)	各労働協約 による	労社省の法 規命令によ る	—	9.43ユーロ/時間 (2013年1月1日～) 2008年12年の法改正に より、2010年以降SMICの 改定は毎年1月に実施	各労働協 約による
適用対象	特に限定な し	一定の地域 内の業種	一業種内(地域別の違いがあ り得る)		フランス本土、海外県及 び海外領土の Saint- Pierre-et-Miquelon	一定の地 域内の業 種

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対象となる 労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより 減額適用。 (1)精神または身体の障害により著しく労働 能力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓 練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者	[適用除外] ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始 めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最 初の90日間は4.25ドル(時 間)。チップ収入のある者につ いては、使用者が支払うべき 最低賃金は2.13ドル(但しチ ップと合わせた収入が連邦最低 賃金額に満たない場合にはそ の差額を保障しなければなら ない)	州により異な る。
影響率等	影響率3.4%(2011年度「最低賃金に関する 基礎調査」より)。「影響率」とは地域別最低 賃金額を改正した後改正後の最低賃金 額を下回ることになる労働者割合のこと	時間給で就業する被用者の 3.0%(2008年)	—
罰則等	50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る 賃金支払義務違反の場合)	故意の違反については1件当 たり10,000ドル以下の罰金。 違反が繰り返される場合、従 業員1人当たり1,100ドル以下 の行政上の制裁金	州により異な る。
ILO条約 批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金が引上げられた(上限50万円)。

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <p>16～20歳 18～20歳までは時給4.98 ポンド、 16歳及び17歳は時給3.68 ポンド、 アプレンティスシップ(養成 訓練)参加者で、19歳未 満、または19歳以上で参 加から1年未満の者は2.65 ポンド(2012年10月1日～)</p>	<p>[適用除外]</p> <p>自営業者</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握する ことができない労働者 (訪問販売員などの 一部)</p> <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・見習訓練生、研修 生等 	—
影響率等	全被用者の4.0%(102万 8000人)(2012年)	—	—	—
罰則等	未払い分の賃金の50% (100～5,000ポンド)の罰 金	労働協約法は罰金あり (7条)。労働者送り 出し法と最低労働条 件法は50万ユーロ以 下の罰金(前者は23 条、後者は18条)	労働者一人につき 1,500ユーロ以下の罰 金 (再犯は3,000ユーロ 以下)	労働者一人につ き罰金750ユーロ以 下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批 准) 第131号条約は批准 せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約			あり	

資料出所 イギリス:ビジネス・イノベーション・技能省(BIS), 低賃金委員会ウェブサイト
ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト
フランス:労働省ウェブサイト等

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	ギリシャ	スペイン	ポルトガル
最低賃金額	1,456.20 ユーロ/月 336.05 ユーロ/週 67.21 ユーロ/日 (2012年7月～)	1,472.42 ユーロ/月 (2012年7月～)	1,801.49 ユーロ/月 (2012年1月～)	683.76 ユーロ/月 (2012年7月～)	748.30 ユーロ/月 (2012年1月～)	565.83 ユーロ/月 (2012年1月～)
改定	年2回(1月1日及び7月1日)に改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	経済成長及び所得水準の変化に基づき、2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。ただ、経済状況によっては年に2～3回改定されることもある。	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向、経済状況によって改定。なお、一般的にはより高い水準の職種ごとの最低賃金が労働協約により定められている。	政労使による経済社会委員会の意見を聞いた後、物価動向、経済状況に応じて毎年政府が法令により改定。
影響率等	全雇用者の4% (2005年)		フルタイム被用者の15.1% (2005年末)		全被用者の1～3% (2005年末)	フルタイム被用者の4.0% (2005年末)
適用除外・減額措置	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働のパートタイム労働者にも適用。若年者の減額率 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16,15歳:70%減	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外。若年者の減額率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下:30%減。	民間企業雇用者のみに適用。15～17歳は20～25%減。(熟練労働者は20%増。また既婚者と扶養家族の多い者には増額)	民間企業雇用者のみに適用。公共部門は政府によって別途賃金水準が決められる。減額措置はなし。	訓練生は10～30%減。若年者に対する減額措置はなし。	軍人は適用除外。18歳以下は25%減。このほか家事労働者、障害者、見習労働者も減額される。
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり

資料出所 オランダ:社会問題雇用省, ベルギー:雇用労働省, ルクセンブルク:労働省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:労働移民省, ポルトガル:労働社会連帯省, 各ウェブサイト

	中国	韓国	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	1,400元/月 (北京市・2013年1月～)	4,860 ウォン/時間 (2013年1月～)	900リンギ/月 (半島マレーシア11州) 800リンギ/月 (サバ、サラワク州) 適用は2013年1月から。ただし従業員5人以下の企業は2013年7月から適用。	300バーツ/日 (全国一律、2013年1月～)(バンコクなど7県は2012年4月から実施済み。同7県は2013年1月からの改定はなし)	2,200,000ルピア/月 (ジャカルタ特別州・2013年1月～)	非農業: 456ペソ/日 農業: 419ペソ/日 (マニラ首都圏・2012年11月～)
改定	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	(制度発足が2012年、適用が2013年1月からで、政府は2年後に改定すると述べているが改定時期は確定していない)	2012年までは各県ごとの最低賃金制度であったが、2013年から全国一律の最低賃金制度となった。政労使からなる全国賃金委員会(委員長:労働次官)が日額最低賃金額を審議して政府に答申、閣議の承認を経て決定。(2013年1月から適用する日額300バーツは2年間据え置き方針)	原則として毎年1月1日に改定。決定権限は州知事。州ごとに設置された政労使三者構成の賃金委員会で審議、結果を州知事に報告し、州知事令で決定。必要に応じて県、市単位の最賃額を決めることもできる。この場合も決定権限は州知事。各地域ごとに業種別最賃も併用。	各地域ごとに設置された17の政労使からなる地域性生産性委員会(PTWPB)がそれぞれ当該地域の最賃を改定。不服のある関係団体は、政労使からなる国家賃金生産性委員会に不服申立が可能。
影響率等		全体の14.6% (234万人) (2012年)	—	—	—	—
適用除外・減額措置		労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないと認められる者	家事労働者は適用除外。(公務員は制度の対象としていない)従業員5人以下の企業は2013年7月1日から適用。	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外。	企業規模10人未満、土地と建物を除いた純資産額2億ルピア未満等限の企業については、25%を限度とする減額措置。経営不振で最賃支給が不可能な企業は、最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能。	農地の小作人、メイド・個人用運転手等の家庭内使用人、内職等々は適用除外。ベッド数100以下の民間病院、従業員10人以下の小売・サービス業の事業所、正社員10人未満の製造業事業所は、農業と同じ419ペソ/日。最低賃金労働者の所得税は免除。(2008年共和国法9504号)
労働協約拡張適用制度	—	—	なし	—	—	—

資料出所 中国:労働社会保障部発表資料,韓国:韓国労働部ウェブサイト,マレーシア:人的資源省労働局ウェブサイト,タイ:労働省ウェブサイト,インドネシア:労働移住省ウェブサイト,フィリピン:労働雇用省ウェブサイト

5 賃金・労働費用

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾ JPN								(円/時間)(Yen/hour)
	611	659	668	703	713	730	737	749
								(円/日)(Yen/day)
	4,866	5,256	—	—	—	—	—	—
アメリカ USA								(ドル/時間)(US\$/hour)
	4.25	5.15	5.15	6.55	7.25 ²⁾	7.25	7.25	7.25
カナダ ³⁾ CAN								(カナダドル/時間)(CAD\$/hour)
	4.75～	5.00～	5.90～	7.25～	7.75～	8.25～	9.50～	9.50～
	6.85	7.20	8.50	8.50	10.00	10.00	11.00	11.25
イギリス GBR								(ポンド/時間)(£/hour)
一般(22歳~/years old～)		3.70	5.05	5.73	5.80	5.93	6.08	6.19 ⁴⁾
若年者(18～21)		3.20	4.25	4.77	4.83	4.92	4.98	4.98 ⁴⁾
若年者(16～17)			3.00	3.53	3.57	3.64	3.68	3.68 ⁴⁾
フランス ⁵⁾ FRA								(ユーロ/時間)(Euro/hour)
	36.98	42.02	8.03	8.71	8.82	8.86	9.00	9.40
中国 ⁶⁾ CHN								(元/月)(Yuan/month)
深圳市/Shenzhen	380	547	690	1,000	1,000	1,100	1,320	1,500
天津市/Tianjin	210	—	590	820	820	920	1,160	1,310
上海市/Shanghai	270	—	690	960	960	1,120	1,280	1,450
北京市/Peking	240	—	580	800	800	960	1,160	1,260
韓国 ⁷⁾ KOR								(ウォン/時間)(Won/hour)
	1,275	1,865	3,100	3,770	4,000	4,110	4,320	4,580
								(ウォン/日)(Won/day)
	10,200	14,920	24,800	30,160	32,000	32,880	34,560	36,640
タイ THA								(バーツ/日)(Baht/day)
	145	162	181	—	—	—	—	—
								(バンコク/Bangkok)
	—	—	—	203	203	206	215	300 ⁸⁾
フィリピン ⁹⁾ PHL								(ペソ/日)(Peso/day)
非農業/Non-agriculture	145	250	325	382	382	404	426	456
農業/Agriculture	135	213	288	345	345	367	389	419
インドネシア ¹⁰⁾ IDN								(ルピア/月)(Rupiah/month)
	4,600	286,000	711,843	972,605	1,069,865	1,118,900	1,290,000	1,529,150

資料出所 各国労働省及び統計局資料、カナダ：各州政府労働担当部署ウェブサイト

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値、2002年度以降より時間額表示。

2) 2009年7月24日から。

3) 各年改訂後の州別最低賃金(General Minimum Wages、各州とも別途職種別最賃を定めている)。

4) 2012年10月から。

5) 2010年より毎年1月1日に改定。2012年1月1日(通常の改定)より9.22ユーロ/時間。7月1日に物価上昇により9.40ユーロ/時に引上げ。

6) 深圳市、天津市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。北京市は2013年1月より1400元。

7) 毎年1月1日に改定。2013年1月1日より4,860ウォン/時間に引上げ。

8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から月額300バーツに改定(バンコクほか7県は据え置き)。

9) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2012年の改定は2段階で、6月に20ペソ、11月に10ペソ引き上げられた。

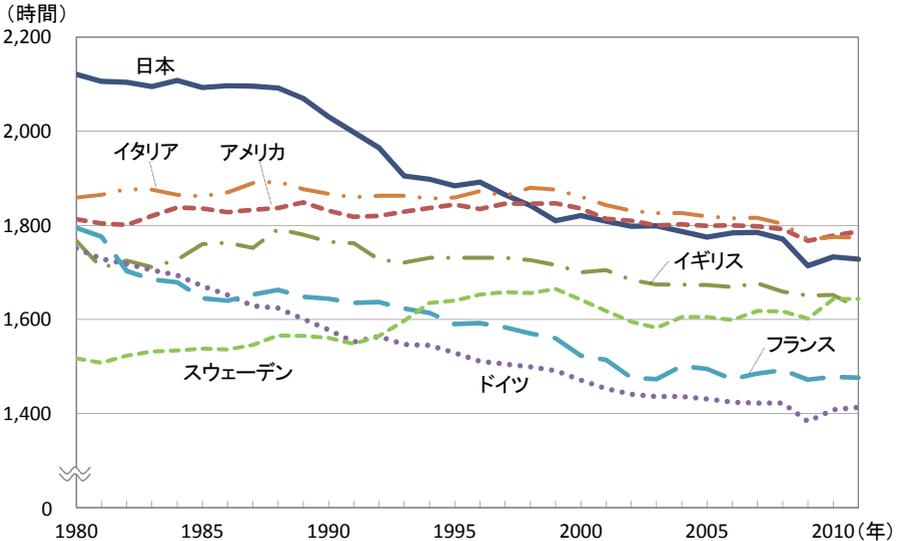
10) 1995年のみ日額表示。2013年1月より2,200,000ルピア/月に改定。

※各国通貨の円換算額については、「第1-13表 為替レート」(p.38)を参照のこと。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



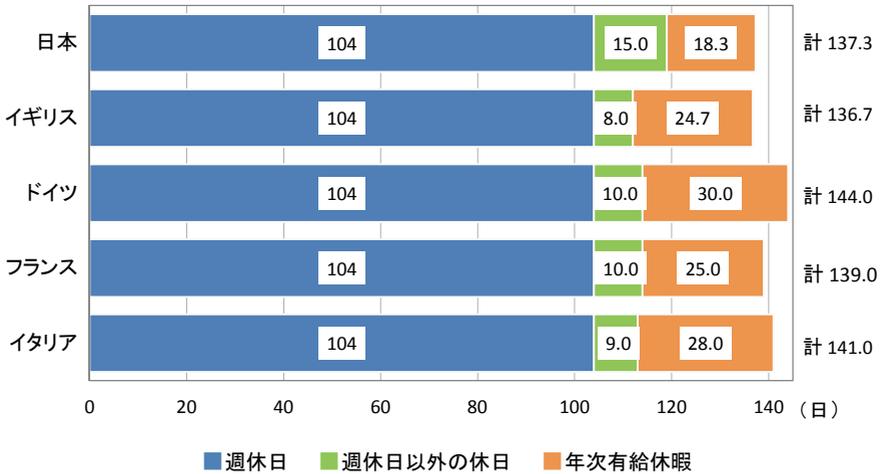
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」（p.191）を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続けており、2011年には1,728時間となった。主要諸外国についても減少、横ばい傾向となっており、2011年にはイタリアで1,774時間、アメリカで1,787時間、イギリスで1,625時間、フランスで1,476時間、ドイツで1,413時間、スウェーデンで1,644時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6 労働時間・労働時間制度

6-2 年間休日数（2011年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日数」(p.195)を参照。

2011年の日本の年間休日数は137.3日で、イギリス（136.7日）とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのはドイツ（144.0日）で、イタリア（141.0日）、フランス（139.0日）がこれに続いている。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30.0日、イタリアが28.0日などとなっており、日本は平均付与日数でみて18.3日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

<就業者/Total employment>		(時間/Hours)						
年/Year	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス ²⁾ GBR	ドイツ ³⁾ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	2,031	1,831	1,793	1,765	1,578	1,644	1,867	1,451
1995	1,884	1,844	1,773	1,731	1,529	1,590	1,859	1,456
2000	1,821	1,836	1,775	1,700	1,471	1,523	1,861	1,435
2001	1,809	1,814	1,768	1,705	1,453	1,514	1,843	1,424
2002	1,798	1,810	1,747	1,684	1,441	1,476	1,831	1,408
2003	1,799	1,800	1,736	1,674	1,436	1,473	1,826	1,401
2004	1,787	1,802	1,754	1,674	1,436	1,501	1,826	1,399
2005	1,775	1,799	1,739	1,673	1,431	1,495	1,819	1,393
2006	1,784	1,800	1,738	1,669	1,424	1,473	1,815	1,392
2007	1,785	1,798	1,738	1,677	1,422	1,485	1,816	1,388
2008	1,771	1,792	1,728	1,659	1,422	1,492	1,803	1,392
2009	1,714	1,767	1,700	1,651	1,383	1,472	1,771	1,384
2010	1,733	1,778	1,702	1,652	1,408	1,478	1,775	1,381
2011	1,728	1,787	1,702	1,625	1,413	1,476	1,774	1,379
年/Year	ベルギー BEL	デン マーク DNK	スウェー デン SWE	フィン ランド FIN	ノル ウェー NOR	韓国 KOR	オースト リア AUS	ニュージ ーランド NZL
1990	1,658	1,539	1,561	1,769	1,503	2,677	1,778	1,809
1995	1,580	1,541	1,640	1,776	1,488	2,648	1,792	1,841
2000	1,545	1,581	1,642	1,751	1,455	2,512	1,776	1,828
2001	1,577	1,587	1,618	1,733	1,429	2,499	1,737	1,817
2002	1,580	1,579	1,595	1,726	1,414	2,464	1,731	1,817
2003	1,575	1,577	1,582	1,719	1,399	2,424	1,735	1,813
2004	1,549	1,579	1,605	1,723	1,417	2,392	1,733	1,828
2005	1,565	1,579	1,605	1,716	1,420	2,351	1,725	1,811
2006	1,566	1,586	1,599	1,709	1,414	2,346	1,715	1,788
2007	1,560	1,570	1,618	1,706	1,419	2,306	1,711	1,766
2008	1,568	1,570	1,617	1,688	1,423	2,246	1,716	1,750
2009	1,550	1,559	1,602	1,672	1,407	2,232	1,685	1,738
2010	1,551	1,560	1,643	1,684	1,414	2,187	1,687	1,758
2011	1,577	1,522	1,644	1,684	1,426	2,090	1,693	1,762

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Average annual hours actually worked per worker”
2013年2月現在

(注) データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意。

- 1) 集計方法が変更されたため、1995年以前と2000年以降の数値は接続しない。
- 2) 集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。
- 3) 1990年は旧西ドイツ地域が対象。また、集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。

6 労働時間・労働時間制度

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

<雇⽤者 ⁴⁾ /Dependent employment>		(時間/Hours)					
年/Year	日本 ⁵⁾ JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス ²⁾ GBR	ドイツ ³⁾ DEU	フランス FRA	オランダ NLD
1990	—	1,833	1,773	1,700	1,490	1,533	1,434
1995	1,910	1,849	1,761	1,695	1,438	1,488	1,414
2000	1,853	1,836	1,763	1,680	1,375	1,427	1,381
2001	1,836	1,814	1,756	1,683	1,360	1,421	1,375
2002	1,825	1,810	1,741	1,668	1,352	1,388	1,363
2003	1,828	1,800	1,729	1,648	1,347	1,386	1,357
2004	1,816	1,803	1,745	1,642	1,345	1,413	1,353
2005	1,802	1,801	1,735	1,648	1,341	1,409	1,345
2006	1,811	1,802	1,734	1,643	1,338	1,388	1,343
2007	1,808	1,799	1,734	1,658	1,340	1,401	1,340
2008	1,792	1,797	1,727	1,641	1,339	1,409	1,348
2009	1,733	1,776	1,699	1,637	1,296	1,391	1,339
2010	1,754	1,787	1,704	1,632	1,323	1,395	1,335
2011	1,747	1,797	1,704	1,611	1,330	1,394	1,336
年/Year	ベルギー BEL	デン マーク DNK	フィンラ ンド FIN	韓国 ⁵⁾ KOR	ニュージ ーランド NZL		
1990	1,573	1,515	1,666	—	1,734		
1995	1,531	1,514	1,672	—	1,766		
2000	1,422	1,549	1,638	—	1,769		
2001	1,457	1,554	1,616	—	1,762		
2002	1,452	1,542	1,609	—	1,760		
2003	1,449	1,540	1,596	—	1,761		
2004	1,441	1,544	1,622	—	1,794		
2005	1,450	1,548	1,605	—	1,782		
2006	1,454	1,556	1,600	—	1,761		
2007	1,454	1,545	1,594	2,090	1,748		
2008	1,469	1,550	1,610	2,057	1,729		
2009	1,453	1,538	1,555	2,074	1,718		
2010	1,446	1,538	1,584	2,111	1,742		
2011	1,446	1,496	1,578	—	1,746		

4) 自営業者は除く。日本と韓国以外の国については事業所規模の区別はない。

5) 常⽤労働者5人以上の事業所。

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

(週当たり時間) (Hours per week)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	備考 ¹⁾
日本 ²⁾ (労働) (毎勤, ILO)	JPN	43.5	43.7	43.5	43.5	42.9	42.4	40.9	42.1	a, t
アメリカ ³⁾	USA	41.3	41.3	40.7	41.1	41.2	40.8	*39.0	*40.2	a, e
カナダ ⁴⁾	CAN	38.7	38.8	37.9	37.9	38.0	37.2	*36.6	*36.5	b, e
イギリス ⁵⁾	GBR	42.2	41.3	40.6	40.7	40.9	*39.5	*38.8	*39.1	b, e
ドイツ ⁶⁾	DEU	38.3	37.9	37.6	37.9	38.4	38.4	*36.8	*36.9	b, e
フランス ⁷⁾	FRA	37.1	36.3	36.3	36.4	36.5	36.7	*37.0	*37.5	a, e
スウェーデン ⁸⁾	SWE	37.6	37.9	37.4	37.2	37.2	37.1	*36.3	*36.6	a, e
中国 ⁹⁾	CHN	—	44.7	51.1	50.4	49.4	47.9	48.5	49.0	—
香港 ¹⁰⁾	HKG	43.7	45.3	46.4	45.5	45.8	44.6	*45.0	*48.0	a, t
韓国 ¹¹⁾	KOR	49.3	49.5	47.0	46.1	45.6	46.9	45.7	47.1	a, e
シンガポール ¹²⁾	SGP	49.3	50.0	50.2	50.5	50.6	50.2	*48.9	*50.8	b, e
タイ ¹³⁾	THA	49.4	50.1	—	—	—	—	—	—	b, e
フィリピン ¹⁴⁾	PHL	46.9	44.9	47.5	46.9	46.6	47.4	*46.4	*47.5	a, e
インド ¹⁵⁾	IND	46.5	47.2	47.2	46.9	—	—	—	—	a, e
オーストラリア ¹⁶⁾	AUS	38.8	38.6	38.1	37.9	37.6	37.7	*36.9	*37.6	a, t
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZL	41.8	37.0	38.0	37.8	37.5	37.3	*39.7	*40.5	a, e

資料出所 日本: 総務省(2012.5)「労働力調査」, 厚生労働省(2012.2)「平成23年毎月勤労統計調査」
中国: 国家統計局(2012.3)「労働統計年鑑」, 韓国: 雇用労働部ウェブサイト(2012年11月現在)
その他: ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2012年11月現在

(注) *…暫定値。月間又は四半期データによる。

- 1) 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 上段の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段は事業所規模30人以上。
- 3) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象。
- 4) 時間外勤務を含む。2008年以前は賃金労働者(現場又は生産労働者)を対象。2011年は11月の数値。
- 5) 各年4月の数値。フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。1995年以前は北アイルランドを除く。2008年以降は主な仕事における第2四半期の平均値。16歳以上を対象。
- 6) 1995年は旧西ドイツ地域。2006年以前は賃金労働者を対象。
- 7) 2000年以前は各年3月, 2009年以降は第1四半期の数値。2008年以前は有業者方式, 2009年以降は労働力方式。
- 8) 2000年以前は鉱業, 電気・ガス・水道業を含む。2009年以降は第1四半期。
- 9) 都市部のみ。主にする仕事のほか, 副業を含む時間。各年11月の数値。2000年は2001年10月値。
- 10) 陸海軍人, 施設従事者を除く。2009年以降は中位数。
- 11) 正規従業員10人以上の事業所を対象。2008年に統計手法の変更あり。
- 12) 2005年まで従業員25人以上の民間事業所のみ対象。1995年と2009年以降は各年9月の数値。
- 13) 各年3月の数値。時間外勤務を除く。2000年の欄は1999年の数値。
- 14) 従業員25人以上の事業所を対象。2009年以降は各年1月の数値。
- 15) 各年12月の数値。
- 16) 2000年の欄は1998年値。2009年以降は各年5月の数値。
- 17) 1995, 2009~2011年: フルタイム2人(相当)以上の事業所の雇用者を対象。1995年: 雇用者の支払労働時間。2000~2008年: 軍人を除く全労働者を対象。2009年以降: 各年5月の数値。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日: 休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しては通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表 長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

(%)

国 Country	時間 区分 Hour cutoff	対象 年齢 Age	性別 Gender	就業者 Total Employment			雇業者 Employees			
				1995 年/Year	2000	2004 ~2005	1995	2000	2004 ~2005	
				日本	JPN	49+	15+	計 Both	34.3	28.9
				男性 Male	41.0	38.7	39.6	38.9	38.3	39.2
				女性 Female	21.9	14.7	14.7	17.7	12.6	13.0
アメリカ	USA	49+	16+	計 Both	19.9	19.9	18.1	18.6	18.9	17.3
				男性 Male	27.1	26.7	24.3	25.7	25.7	23.5
				女性 Female	11.2	11.8	10.8	10.4	11.2	10.2
カナダ	CAN	49+	25+	計 Both	14.7	11.3	10.6	9.6	5.6	5.0
				男性 Male	21.0	16.5	15.7	14.1	8.7	8.0
				女性 Female	6.9	5.0	4.6	4.6	2.3	2.0
イギリス	GBR	49+	25+	計 Both	—	25.9	25.7 ¹⁾	—	25.0	24.9 ¹⁾
				男性 Male	—	35.4	34.5 ¹⁾	—	34.3	33.5 ¹⁾
				女性 Female	—	12.4	13.5 ¹⁾	—	12.1	13.1 ¹⁾
フランス	FRA	49+	25+	計 Both	11.9	10.5	14.7	6.7	6.1	8.6
				男性 Male	16.7	14.8	20.4	9.6	8.5	11.9
				女性 Female	6.4	5.7	7.9	3.4	3.4	4.9
オランダ	NLD	49+	15+	計 Both	8.5 ²⁾	8.1	7.0	1.9 ²⁾	2.0	1.4
				男性 Male	12.5 ²⁾	12.3	11.0	2.8 ²⁾	3.1	2.2
				女性 Female	2.5 ²⁾	2.3	1.7	0.5 ²⁾	0.5	0.3
フィンランド	FIN	49+	25+	計 Both	10.5	11.4	9.7	3.4	5.1	4.5
				男性 Male	15.0	16.2	13.7	5.1	7.5	6.6
				女性 Female	5.7	6.1	5.3	1.9	2.7	2.4
ノルウェー	NOR	49+	16+	計 Both	7.2 ²⁾	6.0	5.3	4.5 ²⁾	3.6	3.3
				男性 Male	11.5 ²⁾	9.5	8.4	7.4 ²⁾	5.9	5.4
				女性 Female	2.2 ²⁾	1.9	1.8	1.3 ²⁾	1.2	1.2
韓国	KOR	49+	25+	計 Both	—	56.3	49.5	—	54.0	45.7
				男性 Male	—	61.1	54.0	—	60.0	51.6
				女性 Female	—	48.8	42.6	—	43.8	36.4
オーストラリア	AUS	50+	25+	計 Both	22.0	21.0	20.4	17.6	18.4	17.7
				男性 Male	29.3	29.6	29.1	25.4	26.6	26.1
				女性 Female	9.4	9.7	9.2	7.5	8.3	7.8
ニュージーランド	NZL	49+	25+	計 Both	22.6	23.6	23.6	16.6	17.8	16.4
				男性 Male	32.9	34.0	34.0	25.5	26.8	24.9
				女性 Female	9.4	10.8	10.8	6.7	8.5	7.8

資料出所 ILO (2007.6) *Working time around the world: Trends in working hours, laws, and policies in a global comparative perspective*

(注) 1) 2003年の数値。

2) 1996年の数値。

第6-4表 年間休日数（2011年）

Table 6-4: Number of annual holidays, 2011

国		(日/Days)			
Country		週休日 ¹⁾ Holidays	週休日以外の休日 Public holidays	年次有給休暇 ²⁾ Annual paid leave	年間休日数(計) Total
日本 ³⁾	JPN	104	15	18.3	137.3
イギリス	GBR	104	8	24.7	136.7
ドイツ	DEU	104	10	30.0	144.0
フランス ⁴⁾	FRA	104	10	25.0	139.0
イタリア	ITA	104	9	28.0	141.0

資料出所 厚生労働省(2012.11)「平成24年就労条件総合調査」, Eurofound(2012.8) *Working time developments 2011*

- (注) 1) 週休日とは「日曜日」, 「土曜日」などの「会社指定休日」を指し, ここでは完全週休2日制と仮定した。
 2) 日本は年次有給休暇の平均付与日数(平均取得日数は9.0日)。欧州は労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。繰越日数を含まない。
 3) 常用労働者が30人以上の民営企業を対象。
 4) フランスは2010年の数値。

※ なお, アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2011年における民間部門の平均付与日数は8日間(出所: Bureau of Labor Statistics(2012.9) *National Compensation Survey, March 2012*)。

第6-5表 法定祝日¹⁾

Table 6-5: Legal holidays

日本		アメリカ ²⁾		カナダ ³⁾⁴⁾			
1.1	元日	1.1	新年	1.1	新年		
1.14	成人の日(1月第2月曜)	1.21	キング牧師誕生日	3.29	聖金曜日		
2.11	建国記念の日	2.18	大統領記念日	5.20	ビクトリア女王誕生日		
3.20	春分の日	5.27	戦没者追悼日	7.1	建国記念日		
4.29	昭和の日	7.4	独立記念日	9.2	勤労感謝の日		
5.3	憲法記念日	9.2	労働感謝の日	10.14	感謝祭		
5.4	みどりの日	10.14	コロンブス記念日	11.11	戦没者追悼日		
5.5	こどもの日	11.11	退役軍人の日	12.25	クリスマス		
7.15	海の日(7月第3月曜)	11.28	感謝祭	12.26	ボクシングデー		
9.16	敬老の日(9月第3月曜)	12.25	クリスマス				
9.23	秋分の日						
10.14	体育の日(10月第2月曜)						
11.3	文化の日						
11.23	勤労感謝の日						
12.23	天皇誕生日						
イギリス ⁴⁾⁵⁾		ドイツ ⁶⁾		フランス		イタリア ⁷⁾	
1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年
3.29	聖金曜日	3.29	聖金曜日	4.1	復活祭翌日の月曜(イースターマ	1.6	主顕祭
4.1	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)	4.1	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)	5.1	メーデー	3.31	復活祭
5.6	アーリー・メイ・バンク・ホリデー	5.1	メーデー	5.8	第二次大戦戦勝記念日	4.1	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)
5.27	スプリング・バンク・ホリデー	5.9	キリスト昇天祭	5.9	キリスト昇天祭	4.25	解放記念日
8.26	サマー・バンク・ホリデー	5.20	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.20	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.1	メーデー
12.25	クリスマス	10.3	ドイツ統一記念日	7.14	革命記念日	6.2	共和国記念日
12.26	ボクシングデー	12.25	クリスマス ～26	8.15	聖母昇天祭	6.29	聖ペテロとパウロの日
				11.1	万聖節	8.15	聖母昇天祭
				11.11	第一次世界大戦休戦記念日	11.1	万聖節
				12.25	クリスマス	11.3	国家統一記念日
						12.8	聖母受胎祭
						12.25	クリスマス
						12.26	クリスマス(聖ステファノの日)

資料出所 日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」

その他:日本貿易振興機構(2012.12)「世界のビジネスニュース(通商弘報)―世界の祝祭日」

- (注) 1) 日付は2013年におけるものである。原則、全国一律の祝祭日を記載。
 2) ほかにリンカーン誕生日など、州や地域によって休みとなる日がある。
 3) ほかに家族の日、市民の日など、州や地域によって休みとなる日がある。
 4) ボクシングデー:クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。
 5) 4/1, 8/26はスコットランドを除く。ほかにスコットランド、北アイルランドでは独自の祝祭日がある。
 6) ほかに州・地域・事業所によって休みとなる日がある。
 7) 聖ペテロとパウロの日はローマのみに適用される休日だが、国の法律に定められているため記載。そのほかロンバルディア祭(8/16)、聖アンブロージョの日(12/7)など、地域や事業所によって独自の祝祭日がある。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業、水産業 ・ 管理監督または機密の事務を取扱う者 ・ 監視または継続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者(他の法律の適用) ・ 船員 ・ 公務員 	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション) ・ 季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・ 水産業の被用者 ・ 一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・ 小規模地方新聞社の被用者 ・ 小規模な独立公共電話会社の交換手 ・ アメリカ船以外の船員 ・ 臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・ 犯罪捜査官 ・ コンピュータ関連職 	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・ 幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・ 家事使用人 ・ 労働者により署名された書面による個別のオプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法、 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・ 公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・ 家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・ 聖職者(他の法律の適用) ・ その他別の法律の適用がある者として、(i)18才未満の者(年少者労働保護法による)、(ii) 船員(船員法による)等 <p>※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者</p>	<p>[法定労働時間の適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有企業(ガス、電気、国鉄等) ・ 商業代理人(判例、学説) ・ 家事使用人(判例、学説) ・ 住込み不動産管理人 ・ 守衛(判例、学説) ・ 取締役 ・ 上級幹部職員(幹部職カードル) ・ 家内労働者 	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 <p>[加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・ 家族労働者 ・ 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 <p>[労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安、監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の特別措置対象事業場週44時間制 	特定の業種、企業に関して特例あり <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等)。 ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。 ・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 ・警備産業の場合。 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。 ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	労使協定または就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」には次のものがある。 <p>[1か月単位]</p> 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 <p>[1年単位]</p> 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。 <p>[1週間単位]</p> 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。但し、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者を清算期間(1か月以内で労使協定で定めた期間)を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週または1日の法定時間を超えて労働させることができる。	[26週単位の変形制] 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。	基準期間には17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。
		但し、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。	週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可(52時間まで労使協定により延長可)。
		[52週単位の変形制] 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。	
		1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。	

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特徴	<p>・定期的に長時間の待待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。</p> <p>※定期的に長時間の待待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の待待時間があることが必要であると一般的に解されている。</p>	<p>・[法定労働時間の適用除外]の項目参照</p> <p>一部の産業では、超過勤務手当の支払い対象となる労働時間が異なっている(例えば、青果小売業などでは、週39時間目以降)。</p>	<p>使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。</p>
弾力的労働時間制度	<p>[6か月又は24週間単位の變形制]</p> <p>6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(但し、夜間労働者については、變形期間は1か月又は4週以内)。</p>	<p>[1年變形労働時間制]</p> <p>使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。</p> <p>「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の變形労働時間制を導入することができる。</p> <p>[サイクル労働]</p> <p>労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、</p> <p>(1)継続的に操業される企業において、(2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。但し、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。</p>	<p>週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。</p>

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	<p>[上限規制] 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示)</p> <p>1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間</p> <p>[割増賃金率] 法定8時間以上時間外労働:25%以上</p> <p>(1) 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については, 25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。</p> <p>(2) 1か月60時間を超える時間外労働について, 割増賃金率を50%以上に引上げ(中小企業は当分の間, 適用猶予)</p> <p>(3) 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて, 有給の休暇を付与できる</p> <p>((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)</p> <p>深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上)</p> <p>休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:時間外労働との重複は60%以上)</p>	<p>[上限規制] 連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率] 50%</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>1週1日または4週4日以上以上の休日を与えなければならない。</p> <p>[割増賃金率] 35%以上</p>	<p>連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>1週1日の休日(若年労働者について2日)</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	<p>[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的な長時間の手待時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要)、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。但し、12か月平均の週労働時間が48時間を越えてはならない(7条)。</p> <p>緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働/休養時間規定から外れてよい(14条)。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる(15条)。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p> <p>一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止。</p>	<p>[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限)、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた。 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。但し、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。</p> <p>[割増賃金率] 25%</p> <p>従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決(2007年8月1日)により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した(企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり)。</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。</p> <p>24時間につき最低連続11時間の休憩時間(裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間)。</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>原則として、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 (2) 週休は少なくとも継続する24時間。 (3) 日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり。 <p>[割増賃金率] 例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。但し、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない。(2009年の法改正以降) (労働法典 L3132-27条)</p>	

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	5.6労働週(最高28日)
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。但し、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労使協定による計画的付与制度あり。 労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)。	法令上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、分割して取得することができる。 年次有給休暇は、原則としてそれが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。 雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

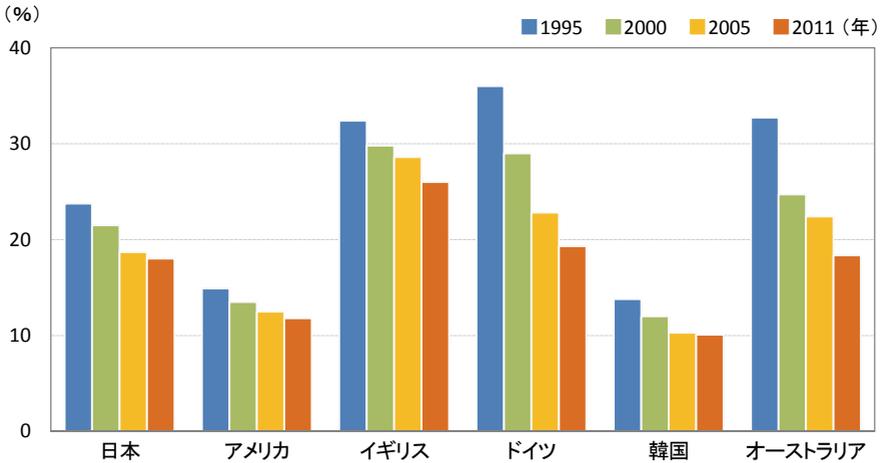
	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)、週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。但し、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。	
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。但し、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。ただし、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	—

資料出所 労働政策研究・研修機構(2012.3)「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査(資料シリーズNo.104)」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」,「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」,日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」,日本:労務行政研究所「平成24年労働法全書」,厚生労働省ウェブサイト,イギリス:ビジネス・イノベーション・技能省,ドイツ:連邦社会労働省及び法務省,フランス:労働省及び政府公共サービスサイト,EU:欧州委員会及び各国ウェブサイト等

7. 労働組合・労使関係・労働災害

**Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents**

7-1 労働組合組織率の推移



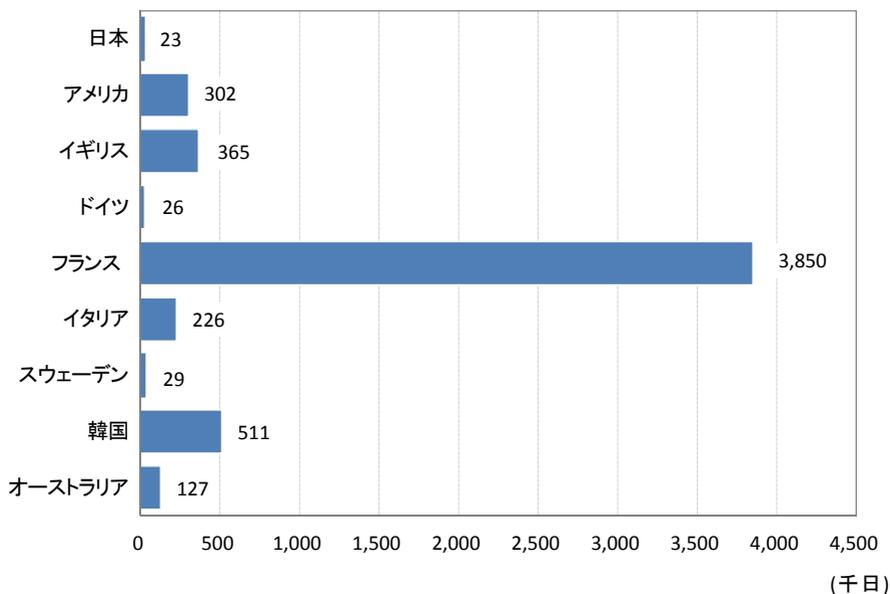
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表労働組合員数・組織率(各国公式統計)」(p.209)を参照。

主要国の労働組合組織率を2011年値で見ると、イギリス(26.0%)が最も高く、次いでドイツ(19.3%)、オーストラリア(18.4%)、日本(18.0%)、アメリカ(11.8%)、韓国(10.1%)の順となっている。

また、1995年から2011年までの時系列の変化をみると、いずれの国でも組織率は低下傾向にある。

7 労働組合・労使関係・労働災害

7-2 労働損失日数（2010年）



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.211)を参照。

(注) イタリアは2009年の数値。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較はできないことに留意が必要であるが、上のグラフをみると、2010年の労働損失日数はフランス(約385万日)が最も多く、韓国(約51.1万日)、イギリス(約36.5万日)がこれに続いている。一方、日本は労働損失日数が極めて少ない。

また労働争議件数は、2010年ではブラジル(446件)が最も多く、オーストラリア(227件)、カナダ(175件)がこれに続く。年ごとに大きな変動があるものの、長期的にみると大半の国々で労働争議件数は減少傾向にある。労働争議参加人員についてはブラジル、インド、イギリスなどが多く、概して労働争議件数と同様の傾向を示している。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

(千人/thousands, %)

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
日本 ¹⁾ JPN								
組合員数/Membership	12,614	11,539	10,138	10,080	10,065	10,078	10,054	9,961
組織率/Density rates	23.8	21.5	18.7	18.1	18.1	18.5	18.5	18.0
アメリカ USA								
組合員数/Membership	16,360	16,258	15,685	15,670	16,098	15,327	14,715	14,764
組織率/Density rates	14.9	13.5	12.5	12.1	12.4	12.3	11.9	11.8
イギリス GBR								
組合員数/Membership	7,125	7,120	7,056	7,006	6,876	6,715	6,532	6,389
組織率/Density rates	32.4	29.8	28.6	28.0	27.4	27.4	26.6	26.0
ドイツ ²⁾ DEU								
組合員数/Membership	11,242	9,740	8,344	7,998	7,927	7,831	7,737	7,702
組織率/Density rates	36.0	29.0	22.8	21.0	20.5	20.3	19.9	19.3
フランス DEU								
組合員数/Membership	1,780	1,781	1,779	1,795	1,807	—	—	—
組織率/Density rates	8.8	8.0	7.7	7.6	7.6	—	—	—
韓国 KOR								
組合員数/Membership	1,615	1,527	1,506	1,688	1,666	1,640	1,643	1,720
組織率/Density rates	13.8	12.0	10.3	10.8	10.5	10.1	9.8	10.1
シンガポール SGP								
組合員数/Membership	235	314	450	495	517	526	550	588
組織率/Density rates	13.8	14.5	19.4	18.1	17.5	17.6	17.7	18.2
マレーシア MYS								
組合員数/Membership	707	734	761	803	806	807	803	800
組織率/Density rates	9.2	7.9	7.6	7.6	7.6	7.4	7.2	6.5
フィリピン PHL								
組合員数/Membership	3,587	3,788	1,910	1,918	1,942	1,985	1,714	1,779
組織率/Density rates	30.2	27.2	11.7	11.0	10.9	10.6	8.7	8.7
オーストラリア AUS								
組合員数/Membership	2,252	1,902	1,912	1,696	1,753	1,835	1,788	1,835
組織率/Density rates	32.7	24.7	22.4	18.9	18.9	19.7	18.3	18.4

資料出所 日本:厚生労働省(2012.3)「平成23年労働組合基礎調査」

アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2012.1) *Union Members in 2011*イギリス:Department for Business(2012.4) *Trade Union Membership 2011*ドイツ:ハンス・ベックラー財団ウェブサイト(<http://www.boeckler.de/>)2013年1月現在フランス:OECD Database(<http://www.oecd-ilibrary.org/>)2013年1月現在

韓国:雇用労働部(2012.8)「2011年全国労働組合組織の現状」

シンガポール:労働省(<http://www.mom.gov.sg>)2013年1月現在マレーシア:人的資源省(<http://www.mohr.gov.my>)2013年1月現在フィリピン:労働雇用労働省(2012.12) *2012 Yearbook of Labor Statistics*オーストラリア:統計局(2012.4) *Employee Earnings, Benefits and Trade Union Membership*

(注) 1) 2011年の組織率は、東日本大震災の影響により雇用者数の全国結果を公表していないため、総務省統計局による6月分の補完推計値を用いて算出した。

2) 組合員数はDGB(独労働総同盟)、DBB(独官吏連盟)、CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。

第7-2表 労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

国・地域 Country or region		(%)							
		1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	23.8	21.5	18.7	* 18.3	* 18.3	* 18.2	—	—
アメリカ	USA	14.9	13.5	12.5	12.0	12.1	12.4	12.3	11.9
カナダ ¹⁾	CAN	* 37.7	29.9	29.8	29.4	29.7	29.4	29.3	29.5
イギリス ²⁾	GBR	32.4	29.8	28.6	28.3	28.0	27.4	27.4	26.6
ドイツ ³⁾	DEU	29.0	* 26.1	—	—	** 19.9	—	—	—
フランス ⁴⁾	FRA	* 31.0	—	** 7.9	—	—	—	—	—
オランダ	NLD	28.0	26.0	* 27.6	* 26.7	* 25.9	* 25.7	—	—
デンマーク ⁵⁾	DNK	* 91.6	* 86.9	* 87.4	—	—	** 99.2	—	—
スウェーデン ⁶⁾⁷⁾	SWE	* 110.2	* 100.8	95.6	—	85.1	—	—	—
フィンランド ⁸⁾⁹⁾	FIN	* 119.5	* 105.6	* 105.2	** 68.0	—	—	—	—
ノルウェー ⁷⁾	NOR	* 73.3	* 70.8	* 71.7	* 71.6	* 70.1	* 69.6	—	—
オーストリア ⁹⁾	AUT	47.4	45.7	40.3	37.4	36.2	35.1	—	—
スイス	CHE	* 28.4	* 22.0	* 24.5	* 24.0	* 23.7	* 22.5	—	—
アイルランド ¹⁰⁾	IRL	* 45.8	* 38.0	* 34.1	* 32.5	* 31.5	* 32.1	—	—
中国	CHN	* 91.9	* 90.3	—	—	—	—	—	—
香港 ¹¹⁾	HKG	21.1	21.5	20.6	20.9	21.1	21.5	22.5	23.2
台湾	TWN	46.6	38.5	37.0	36.0	35.8	36.1	37.8	37.3
韓国	KOR	* 13.8	12.0	10.3	10.3	10.8	10.5	10.1	—
シンガポール	SGP	* 15.7	* 16.8	23.7	—	** 31.7	—	—	—
マレーシア	MYS	* 12.7	* 10.7	* 10.0	* 10.5	* 10.3	* 10.1	—	—
フィリピン	PHL	30.2	27.2	11.7	11.0	11.0	10.9	10.6	8.7
インド	IND	* 23.3	* 19.4	* 32.9	—	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	32.4	24.7	22.4	20.3	—	** 19.1	—	—
ニュージーランド ¹²⁾	NZL	21.7	17.5	21.1	—	—	** 20.8	21.5	20.9

資料出所 ILO (2012) *Trade Union Membership 2011*, ILO (2010) *Social Dialogue Indicators 2008/09*

(注) 国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。無印は各国公式統計による。

* …各国統計に基づきILOが公表。賃金俸給者を対象。

** …各国統計に基づきILO労使関係・雇用関係局が公表。賃金俸給者で、組織化された雇用者の割合。

- 1) 1995年の欄は1993年値。
- 2) 2007年は国家統計局レポートによる。
- 3) 2000年の欄は1998年値。
- 4) 1995年の欄は1994年値。
- 5) 2005年の欄は2003年値。
- 6) スウェーデン、フィンランドの値が一部100%を上回るの、雇用者数よりも組合員数が多いことによる。
- 7) 1995年の欄は1996年値。
- 8) 2005年の欄は2003年値。
- 9) 1995年の欄は1998年値。
- 10) 2000年の欄は2001年値。
- 11) 2000年の欄は1999年値。
- 12) 2005年の欄は2004年値。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes		(件/cases)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ¹⁾	JPN	209	118	50	46	54	52	48	38	28
アメリカ ²⁾	USA	31	39	22	20	21	15	5	11	19
カナダ ³⁾	CAN	328	378	260	151	206	188	158	175	—
イギリス ⁴⁾	GBR	235	212	116	158	142	144	98	92	149
ドイツ ⁵⁾	DEU	361	67	270	545	542	881	455	132	—
フランス ⁶⁾	FRA	1,070	1,427	736	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	545	966	654	587	667	621	889	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	36	2	14	9	14	5	6	7	2
ロシア ⁹⁾	RUS	8,856	817	2,575	8	7	4	1.0	—	2.0
香港 ¹⁰⁾	HKG	9	5	1	3	3	4	7	3	—
韓国 ¹¹⁾	KOR	88	250	287	138	115	108	121	86	65
マレーシア ¹²⁾	MYS	13	11	—	—	—	2	4	2	0
タイ	THA	39	13	9	2	5	7	5	3	14
インドネシア	IDN	276	273	96	282	150	146	149	82	303
フィリピン ¹³⁾	PHL	94	60	26	12	6	5	4	8	2
インド ¹⁴⁾	IND	1,066	771	456	430	389	421	345	—	—
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	643	700	472	202	135	177	236	227	192
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	69	21	60	42	31	23	31	18	12
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	1,056	525	299	320	316	411	518	446	—

労働争議参加人員/Number of workers involved		(千人/thousand people)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ¹⁾	JPN	38	15	4.1	5.8	21	8.3	3.6	2.5	1.7
アメリカ ²⁾	USA	192	394	100	70	189	72	13	45	113
カナダ ³⁾	CAN	149	143	199	42	66	41	67	57	—
イギリス ⁴⁾	GBR	174	183	93	713	745	511	209	133	1,530
ドイツ ⁵⁾	DEU	183	7.4	17	169	106	154	28	13	—
フランス ⁶⁾	FRA	108	211	1,114	1,103	1,088	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	445	687	961	467	906	669	267	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	125	0.2	0.6	1.7	3.6	13	1.1	3.2	0.0
ロシア ⁹⁾	RUS	489	31	85	1.2	2.9	1.9	0.01	—	0.5
香港 ¹⁰⁾	HKG	1.3	0.4	0.2	0.1	0.8	1.3	0.8	0.3	—
韓国 ¹¹⁾	KOR	50	178	118	131	93	114	81	40	—
マレーシア ¹²⁾	MYS	1.7	3.0	—	—	—	0.2	0.4	0.1	0.0
タイ	THA	17	6.0	2.6	0.9	0.6	1.5	0.6	2.2	7.1
インドネシア	IDN	127	126	56	587	135	212	94	2	65
フィリピン ¹³⁾	PHL	54	21	8	1.4	0.9	1.1	2	3	4
インド ¹⁴⁾	IND	990	1,418	2,914	1,810	725	1,579	1,867	—	—
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	344	325	241	123	36	173	89	55	134
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	32	3	18	10	4	—	9	—	2
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	3,806	3,834	2,023	1,360	1,438	2,043	1,568	1,583	—

7 労働組合・労使
関係労働災害

7 労働組合・労使関係・労働災害

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

労働損失日数/Number of days not worked		(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ¹⁾	JPN	77	35	6	8	33	11	7	23	4
アメリカ ²⁾	USA	5,771	20,419	1,736	2,688	1,265	1,954	124	302	1,020
カナダ ³⁾	CAN	1,583	1,644	4,148	793	1,771	876	2,169	1,209	—
イギリス ⁴⁾	GBR	415	499	157	755	1,041	759	455	365	1,390
ドイツ ⁵⁾	DEU	247	11	19	429	286	132	67	26	—
フランス ⁶⁾	FRA	363	581	1,997	1,421	1,553	1,419	1,662	3,850	—
イタリア ⁷⁾	ITA	909	884	907	555	930	723	226	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	627	0.3	0.6	2.0	14	107	1.6	29	0.3
ロシア ⁹⁾	RUS	1,367	236	86	10	21	29	0.1	—	0.4
香港 ¹⁰⁾	HKG	1.0	0.9	0.1	0.1	8.0	1.4	1.1	0.3	—
韓国 ¹¹⁾	KOR	393	1,894	848	1,201	536	809	627	511	429
マレーシア ¹²⁾	MYS	4.9	6.1	—	—	—	0.3	1.1	0.2	0.0
タイ	THA	220	226	46	24	12	51	6	50	212
インドネシア	IDN	1,300	1,281	766	4,666	1,161	1,546	844	11	1,891
フィリピン ¹³⁾	PHL	584	319	123	44	12	39	7	34	4
インド ¹⁴⁾	IND	16,290	28,763	29,665	20,324	27,167	17,434	17,622	17,932	—
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	548	469	228	133	50	197	133	127	242
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	53	11	30	28	11	—	14	—	5
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	22,160	238,922	230,604	183,776	237,157	143,433	4	6	—

資料出所 日本:厚生労働省(2012.8)「平成23年労働争議統計調査」

欧州(2005-2009年値):Eurofound(2010.8) *Developments in industrial action 2005-2009*その他:ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2013年1月現在,厚生労働省「海外情勢白書」,各国統計局及び労働省ウェブサイト

- (注) 1) 件数は半日以上以上のスト(同盟罷業)及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数
 2) 1,000人未満の争議,1日に満たない争議を除き,件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
 3) 半日以上継続し,かつ,労働損失日数が10労働日以上以上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 4) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議,10人未満の争議も含む。件数は政治的ストを除く。
 5) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 6) 争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。1995年は1996年の数値。2008年は雇用者10人以上の企業で公営企業を含む。
 7) 労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
 8) 8時間未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 9) 1日に満たない争議を除く。
 10) 1日に満たない争議,10人未満の争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 11) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 14) 件数は政治スト及び同情ストを除き,10人未満の争議を除く。
 15) 件数は労働損失日数が10労働日に満たない争議を除く。参加人員は争議に関係した企業の全雇用者数。
 16) 件数は,労働損失日数が10日(2000年以降5日)に満たない争議を除く。部分スト及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
 17) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数で,1995年は1994年の数値。

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
日本 ¹⁾	JPN									
労災死傷者数 ^{a)}	207.6	165.0	134.5	120.6	121.4	121.4	119.3	105.7	107.8	
うち死亡者数 ^{b)}	2.6	2.4	1.9	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	2.3	
労働損失日数 ^{c)}	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
アメリカ ²⁾	USA									
労災死傷者数	3,127	2,972	2,752	1,235	1,184	1,159	1,356	1,239	1,191	
うち死亡者数	2.9	6.3	5.9	5.7	5.8	5.7	5.2	4.6	4.6	
労働損失日数	64,746	—	—	—	—	—	—	—	—	
カナダ ³⁾	CAN									
労災死傷者数	594.9	411.2	335.1	337.9	329.4	317.5	307.8	260.3	249.9	
うち死亡者数	0.9	0.7	0.5	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9	1.0	
労働損失日数	18,500	16,585	16,607	—	—	—	—	—	—	
イギリス ⁴⁾	GBR									
労災死傷者数	181.1	147.4	161.8	148.1	143.4	138.4	133.3	122.8	116.8	
うち死亡者数	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	
労働損失日数	—	—	8,065	6,297	5,773	6,248	4,694	5,056	4,358	
ドイツ ⁵⁾	DEU									
労災死傷者数	1,672	1,814	1,514	1,030	1,048	1,056	1,064	975	1,046	
うち死亡者数	1.6	1.6	1.2	0.9	0.9	0.8	0.8	0.6	0.7	
フランス	FRA									
労災死傷者数	761.0	672.2	744.2	699.7	701.3	720.8	704.5	652.0	659.4	
うち死亡者数	1.2	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	
労働損失日数	26,542	26,021	30,684	33,252	34,727	35,871	48,821	36,697	37,195	
イタリア ⁶⁾	ITA									
労災死傷者数	934.6	657.4	652.9	556.4	544.5	526.5	500.0	—	—	
うち死亡者数	1.6	1.1	1.2	0.9	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7	
労働損失日数	22,728	13,067	15,595	13,109	13,118	12,697	11,802	—	—	
スウェーデン ⁷⁾	SWE									
労災死傷者数	87.2	33.7	39.3	31.7	32.3	29.8	28.4	25.9	28.4	
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	
労働損失日数	—	874	1,355	—	—	—	—	—	—	
ロシア ⁸⁾	RUS									
労災死傷者数	432.4	270.7	151.8	77.7	70.7	66.1	58.3	46.1	47.7	
うち死亡者数	8.4	7.2	4.4	3.1	2.9	3.0	2.6	2.0	2.0	
労働損失日数	10,154	7,231	4,295	2,499	2,324	2,719	2,721	2,179	2,188	
中国 ⁹⁾	CHN									
労災死傷者数	18.1	28.5	15.7	—	626.6	758.6	951.7	953.1	1,141	
うち死亡者数	7.1	20.0	11.7	—	3.1	3.5	4.3	4.5	5.2	
香港	HKG									
労災死傷者数	94.9	59.4	58.1	44.3	46.9	44.0	41.9	39.6	41.9	
うち死亡者数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
労働損失日数	754	615	530	408	425	390	358	331	333	
韓国 ¹⁰⁾	KOR									
労災死傷者数	30.0	32.1	69.0	85.4	89.9	90.1	95.8	97.8	98.6	
うち死亡者数	2.2	2.2	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.2	2.2	
労働損失日数	43,588	—	—	—	—	—	—	—	—	
シンガポール	SGP									
労災死傷者数	4.9	3.9	3.5	3.4	9.3	10.0	11.1	10.8	10.3	
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
労働損失日数	104	88	49	51	157	—	—	—	—	

7 労働組合・労使関係・労働災害

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
マレーシア ⁽¹⁾	MYS	121.1	105.8	95.0	61.2	58.3	56.3	54.1	55.2	57.6
労災死傷者数		0.4	0.8	1.0	—	—	—	—	1.0	1.1
うち死亡者数		—	1,316	2,038	—	—	—	—	—	—
労働損失日数										
タイ ⁽²⁾	THA	80.1	216.3	50.7	58.5	56.1	54.5	—	149.4	146.5
労災死傷者数		0.6	1.0	0.6	1.4	0.8	0.7	—	0.6	0.6
うち死亡者数										
労働損失日数										
インドネシア ⁽³⁾	IDN	4.6	14.2	17.3	—	95.6	83.7	94.7	96.3	98.7
労災死傷者数		1.1	0.9	0.3	—	1.8	1.9	2.1	2.1	2.2
うち死亡者数		162	—	—	—	—	—	—	—	—
労働損失日数										
フィリピン ⁽⁴⁾	PHL	40.9	48.7	26.5	—	—	20.4	—	17.7	—
労災死傷者数		0.7	0.3	0.2	—	—	0.1	—	0.1	—
うち死亡者数		381	357	203	—	—	139	—	122	—
労働損失日数										
インド ⁽⁵⁾	IND	15.3	1.3	7.6	6.1	5.8	8.1	—	—	—
労災死傷者数		1.2	0.2	1.4	1.8	1.5	2.1	—	—	—
うち死亡者数		—	—	5	3	2	3	—	—	—
労働損失日数										
オーストラリア ⁽⁶⁾	AUS	166.1	139.1	127.5	105.6	96.1	98.0	99.0	97.8	92.5
労災死傷者数		0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
うち死亡者数		1,687	1,021	4,268	—	—	—	—	—	—
労働損失日数										
ニュージーランド ⁽⁷⁾	NZL	49.1	28.1	20.8	26.6	26.9	25.9	24.0	22.6	20.3
労災死傷者数		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
うち死亡者数		—	2,076	1,381	1,919	1,978	1,941	1,340	1,653	1,385
労働損失日数										
ブラジル	BRA	684.3	362.2	337.1	462.5	471.6	584.7	669.2	649.1	631.7
労災死傷者数		5.4	4.0	3.1	2.8	2.8	2.8	2.8	2.6	2.8
うち死亡者数										
労働損失日数										

a) Total number of workers fatally and non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

資料出所 日本(2006年以降):厚生労働省(2012)「平成23年労働災害発生状況」

その他:各国統計局等,厚生労働省「海外情勢報告」及びILO Database(2013年1月現在)

- (注) 1) 2011年の労災死傷者数は114,176人,うち死亡者数は2,338人(死亡者のうち,東日本大震災を直接の原因とする者は1,314人)。
 2) 労災死傷者数は2007年までは民間企業のみ。2008年より民間企業及び政府機関の合計。11人未満の農場を除く。労災死傷者数は死亡者を除く負傷者数。労働損失日数はILOによる。
 3) 1995年以前は職業病を含む。
 4) 4月から翌年3月までの年度の数値。雇用者を対象。
 5) 死亡者数は,労災後1か月以内の死亡者数。
 6) 1990年の労働損失日数は休業の最初の3日を除く補償日数。
 7) 被災者数は労働時間の損失を伴わない歯の被災損傷を含む。2000年以降は,急性難聴や精神疾患も含む。
 8) 軽度の負傷を除く。
 9) 2000年以前はILOによる。国有企業を対象。1990年の欄は1993年値。2006年以降は「労働統計年鑑」による件数。
 10) 1995年以前はILOによる。1995年の欄は1993年値。
 11) 2005年以降は社会保障機構(SOCSO)による報告件数。外国人労働者を除く。
 12) 1995年以前は,労働時間の損失を伴わない被災を含む。
 13) 労災死傷者数の2006年以降は給付件数。
 14) 1995年以前は従業員規模10人以上の事業所,2000年以降は従業員規模20人以上の事業所を対象。
 15) 報告のあった地域のみ対象とした数値。
 16) 当該年に終了する会計年度の数値。1995年以降はビクトリア州,オーストラリア首都特別地区を除く。1990年欄は1992年値。
 17) 1990年は4月から翌年3月までの数値。1995年以降は7月から翌年6月までの数値。死傷者数は1年以上の休業を伴う一時的就労不能者を含む。

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率 ¹⁾ Incidence rates	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
調査産業計 ²⁾ 事業所規模(常用雇用者数)	Total industries surveyed							
100+	1.88	1.82	1.95	1.83	1.75	1.62	1.61	1.62
30-99	3.94	3.52	3.34	3.14	3.07	2.88	2.57	2.59
総合工事業 ³⁾	Contractors							
	2.25	1.10	0.97	1.95	1.89	1.09	1.56	0.85

資料出所 厚生労働省(2013.2)「平成23年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率=(労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数)×1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上の負傷または疾病(ただし、疾病は、いわゆる災害性疾患に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計には総合工事業は含まない。2011年より農業・林業を含む。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 Incidence rates	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
産業計 Total private industries surveyed ³⁾	8.1	6.1	4.6	4.2	3.9	3.6	3.5	3.5

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics(2012.10) *Workplace Injuries and Illness 2011*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数/延べ労働時間数)×200,000

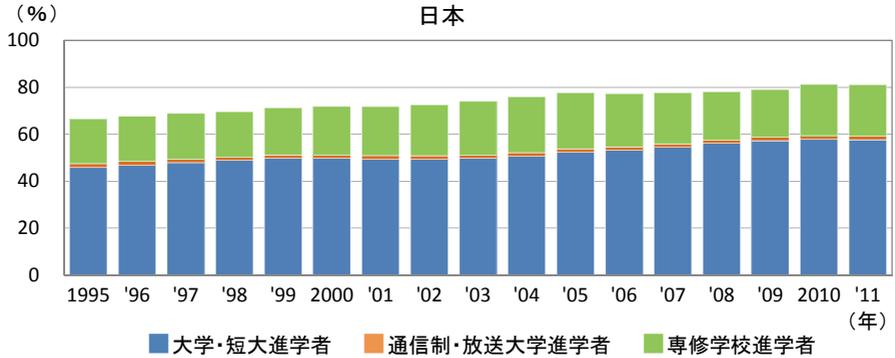
2) 傷病者数は、休業1日以上の負傷者をいう。

3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。(ただし、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

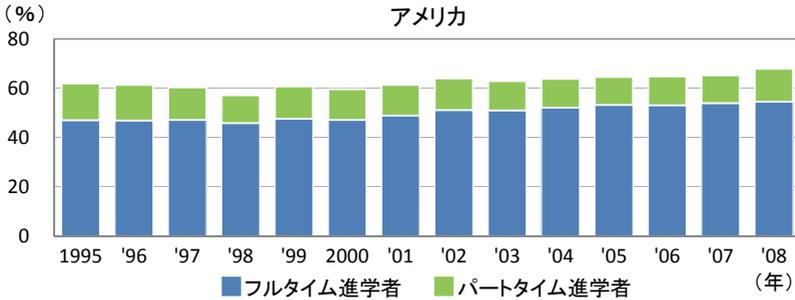
8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

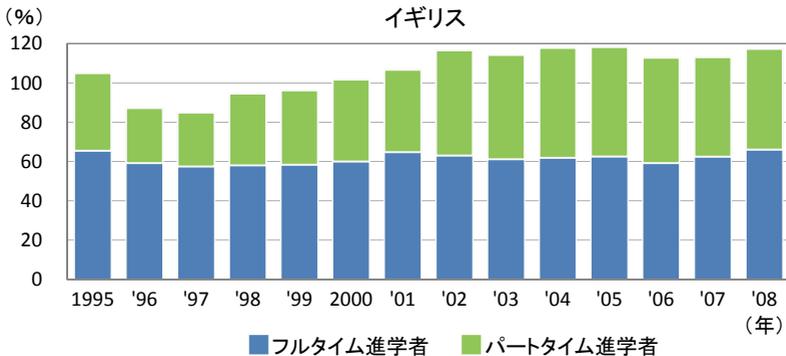
8-1 高等教育機関への進学率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-1表 高等教育機関への進学率:日本」(p.221)参照。

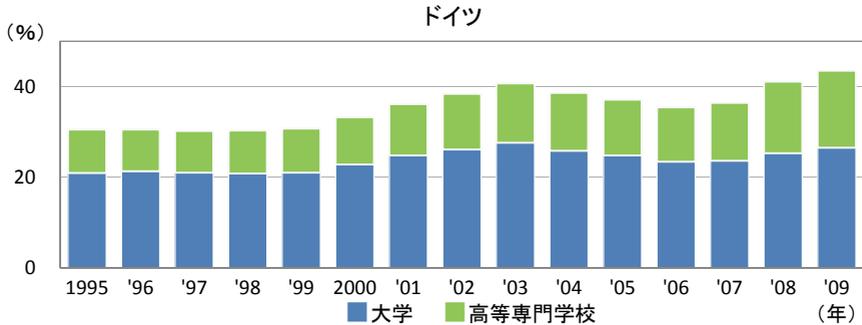


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-2表 高等教育機関への進学率:アメリカ」(p.221)参照。

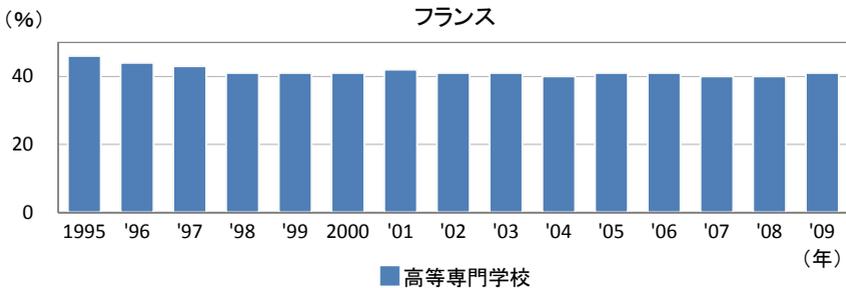


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-3表 高等教育機関への進学率:イギリス」(p.222)参照。

8 教育・職業能力開発



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-4表 高等教育機関への進学率:ドイツ」(p.223)参照。



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-5表 高等教育機関への進学率:フランス」(p.223)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない。(「第8-2表 各国の学校系統図」参照)。ただし、上記のグラフをみると、各国とも概ね安定した推移となっていることがわかる。

日本の進学率は、1995年から概ね緩やかな上昇を続け、2010年には81.3%に達したが、2011年は0.2ポイント低下し81.1%となった。アメリカの進学率は、1998年及び2000年に60%を割り込んだものの、その後持ち直している。イギリスの進学率は2002年以降急上昇しているが、これは、1992年の継続・高等教育法による教育制度改革の結果、大学数が増加し、進学率が急増したためである。ドイツの高等教育への進学率は1990年代に30%前後で横ばいの推移を続けたが、2001年以降やや上昇した後40%弱で推移し、2006年には35.4%に低下している。ドイツの進学率は諸外国に比べて低水準であるが、ハウプトシューレや職業学校、職業上構学校など職業教育機関はここには含まれていないことに留意が必要である(「第8-2-4表ドイツの学校系統図」参照)。また、フランスの進学率の算出基礎となった数値についても、複数の教育機関に登録されている者の数が未公表であること、通常の在学年齢以外の学生が相当数含まれていることに注意が必要である。

第8-1-1表 高等教育機関への進学率：日本

Table 8-1-1: Enrollment rates in higher education, Japan

(%)

年 Year	通信制・放送大学 進学者を含む Including correspondence courses or University of the Air						専修学校(専門課程) 入学者を含む Including special course schools		
	大学・短大等進学者 Universities or junior colleges			Including correspondence courses or University of the Air			男性	女性	計
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	Male	Female	Total
1995	43.9	47.8	45.8	45.5	49.6	47.5	63.4	69.6	66.4
2000	50.5	49.0	49.8	51.6	50.6	51.2	70.1	73.8	71.9
2001	49.8	48.7	49.3	51.1	50.7	50.9	69.4	74.2	71.8
2002	49.9	48.8	49.4	51.1	50.6	50.8	70.3	74.9	72.5
2003	50.8	48.6	49.8	51.8	50.1	51.0	72.5	75.7	74.1
2004	52.4	49.0	50.7	53.5	50.7	52.1	75.1	76.8	75.9
2005	54.4	50.1	52.3	55.5	51.9	53.8	77.1	78.3	77.7
2006	55.0	51.2	53.2	56.2	53.1	54.6	76.4	78.4	77.3
2007	56.4	52.8	54.6	57.4	54.4	55.9	76.3	79.0	77.6
2008	58.0	54.4	56.2	58.9	55.9	57.4	76.6	79.5	78.0
2009	58.7	55.6	57.2	59.9	57.4	58.7	77.5	80.8	79.1
2010	59.2	56.3	57.8	60.5	58.2	59.4	79.7	83.1	81.3
2011	58.8	56.4	57.6	60.0	58.2	59.1	79.1	83.2	81.1

資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 大学・短大等進学者は、大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である。
 2) 通信制・放送大学進学者は、正規の課程への入学者である。
 3) 該当年齢(18歳)以外の進学者を含む。

第8-1-2表 高等教育機関への進学率：アメリカ

Table 8-1-2: Enrollment rates in higher education, USA

(%)

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
	1995	42.8	51.4	47.0	55.8	68.2
2000	42.6	51.8	47.1	53.6	66.0	59.6
2001	44.0	54.1	48.9	54.8	68.4	61.4
2002	45.7	56.9	51.1	56.5	72.0	64.0
2003	45.5	56.8	51.0	55.5	70.7	62.9
2004	46.4	58.1	52.1	56.2	71.8	63.8
2005	47.2	59.6	53.2	56.9	72.7	64.6
2006	47.4	59.2	53.1	57.4	72.7	64.8
2007	48.2	59.8	53.9	58.0	72.8	65.2
2008	48.7	60.6	54.5	60.7	75.5	67.9

資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 高等教育進学者数は、2年制大学と4年制大学の入学者の合計(非学位取得課程を含む)である。該当年齢以外の入学者を含む。
 2) フルタイム進学とは、通常の修業年限(又はその中での各段階)内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態である。パートタイム進学とは、一定期間において、規定の履修量(取得すべき単位数)がフルタイム学生の75%未満である場合をいう。パートタイム進学の場合でも、所定の科目について単位を取得すれば学位が取得できる。
 3) 進学者数は、いずれも連邦政府の公表数値を千人単位とし、四捨五入したものの。

8 教育・
職業能力開発

第8-1-3表 高等教育機関への進学率：イギリス

Table 8-1-3: Enrollment rates in higher education, UK

(%)

年 Year	パートタイム進学者を含む Including part-time students					
	フルタイム進学者 Full-time students					
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	64.1	67.0	65.5	99.7	110.7	105.0
2000	53.8	66.5	60.0	86.2	118.0	101.7
2001	58.6	71.4	64.8	90.9	123.1	106.7
2002	56.4	70.3	63.1	94.1	140.4	116.6
2003	53.7	69.1	61.2	90.2	140.0	114.2
2004	55.1	69.0	61.9	95.7	141.2	117.8
2005	55.0	70.6	62.6	94.1	143.5	118.2
2006	51.8	67.2	59.2	89.5	137.6	112.8
2007	54.8	70.7	62.5	90.7	136.7	113.1
2008	58.4	74.1	66.1	95.1	140.8	117.3

資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」
 進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 進学者数は大学、高等教育カレッジの第1学位及び非学位課程、及び継続教育機関の高等教育課程の第1学年の在学者数の合計。公開大学入学者はパートタイム進学者に含まれる。該当年齢(18歳)以外の進学者及び留学生(overseas students)を含む。当該進学年齢層以外の成人学生(21歳以上)の進学者が多い。
- 2) フルタイムとは全日の学習を前提とするコースで、パートタイムとは1日の一部あるいは週の数日を学習にあてるコースである。パートタイムはフルタイムと同じ資格・学位を取る場合、修業年限がフルタイムより長くなる課程である。
- 3) 留学生(overseas students)は、入学前の主な居住地(permanent country of domicile)がイギリス以外の学生を指す。イギリス国籍の有無は問わない。

第8-1-4表 高等教育機関への進学率：ドイツ

Table 8-1-4: Enrollment rates in higher education, Germany

年 Year	大学 Universities			高等専門学校 Technical colleges			計 Total		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	19.4	22.5	20.9	11.7	7.4	9.6	31.0	29.9	30.5
2000	20.9	24.8	22.8	12.2	8.6	10.4	33.1	33.4	33.2
2001	22.5	27.2	24.8	13.2	9.3	11.3	35.7	36.5	36.1
2002	22.9	29.5	26.1	14.2	10.3	12.3	37.1	39.8	38.4
2003	25.5	29.8	27.6	15.7	10.4	13.1	41.2	40.1	40.7
2004	23.3	28.4	25.8	15.4	10.1	12.8	38.7	38.5	38.6
2005	22.5	27.2	24.8	14.6	9.8	12.3	37.1	37.0	37.1
2006	20.9	26.0	23.4	14.1	9.9	12.0	34.9	35.9	35.4
2007	20.9	26.3	23.6	14.7	10.8	12.8	35.6	37.1	36.3
2008	22.6	28.0	25.3	17.8	13.7	15.8	40.4	41.8	41.1
2009	23.4	29.7	26.5	19.1	14.8	17.0	42.5	44.5	43.5

資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(19歳)人口×100

(注) 一部の州・地域では、18歳で大学に進学することが可能であるが、該当年齢は便宜上19歳とした。該当年齢以外の進学者を含む。大学、高等専門学校のほか、中等後教育機関として専門学校、職業アカデミー、看護学校等があるが、本統計には含まれない。

第8-1-5表 高等教育機関への進学率：フランス

Table 8-1-5: Enrollment rates in higher education, France

年 Year	高等教育機関進学率 Enrollment rates in higher education	
	1995	約 46
2000	約 41	
2001	約 42	
2002	約 41	
2003	約 41	
2004	約 40	
2005	約 41	
2006	約 41	
2007	約 40	
2008	約 40	
2009	約 41	

資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

(注) 高等教育機関入学者は、大学、技術短期大学部、リセ付設グランゼコール準備級、リセ付設中級技術者養成課程、一部のグランゼコール(商業系などのグランゼコールでリセから直接入学する)等の高等教育機関の入学者である。進学率の算定にあたっては、「複数の機関(大学とその他の機関)に登録している者が大学入学者の約3割(国民教育省)」という比率に基づき、この数を全体の高等教育機関入学者数から除いて算出した。入学者には職業バカロレアを取得して進学した者を含まない。2006年までは本土のみ、2007年以降は本土及び海外県の数値。

第8-1-6表 高等教育機関¹⁾への進学率：韓国

Table 8-1-6: Enrollment rates in higher education, Republic of Korea

(%)

年 Year	普通高校からの進学 General High School			職業高校からの進学 Vocational High School			合計 ²⁾ Total		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
	1995	70.3	75.8	72.8	21.4	17.2	19.2	52.8	49.8
2000	83.4	84.6	83.9	48.2	35.7	42.0	70.4	65.4	68.0
2001	85.5	85.0	85.3	50.8	38.9	44.9	73.1	67.6	70.5
2002	86.5	87.5	87.0	54.9	44.6	49.8	75.8	72.4	74.2
2003	89.8	90.5	90.2	63.5	51.5	57.6	81.5	77.8	79.7
2004	89.8	89.8	89.8	67.0	57.3	62.3	82.8	79.7	81.3
2005	87.8	88.8	88.3	72.7	62.0	67.6	83.3	80.8	82.1
2006	86.8	88.1	87.5	73.4	63.3	68.6	82.9	81.1	82.1
2007	86.3	88.0	87.1	75.7	66.6	71.5	83.3	82.2	82.8
2008	87.2	88.6	87.9	75.7	69.5	72.9	84.0	83.5	83.8
2009	83.7	86.3	84.9	75.8	70.8	73.5	81.6	82.4	81.9
2010	79.6	83.6	81.5	71.6	70.6	71.1	77.6	80.5	79.0
2011	72.0	78.6	75.2	64.4	62.9	63.7	70.2	75.0	72.5

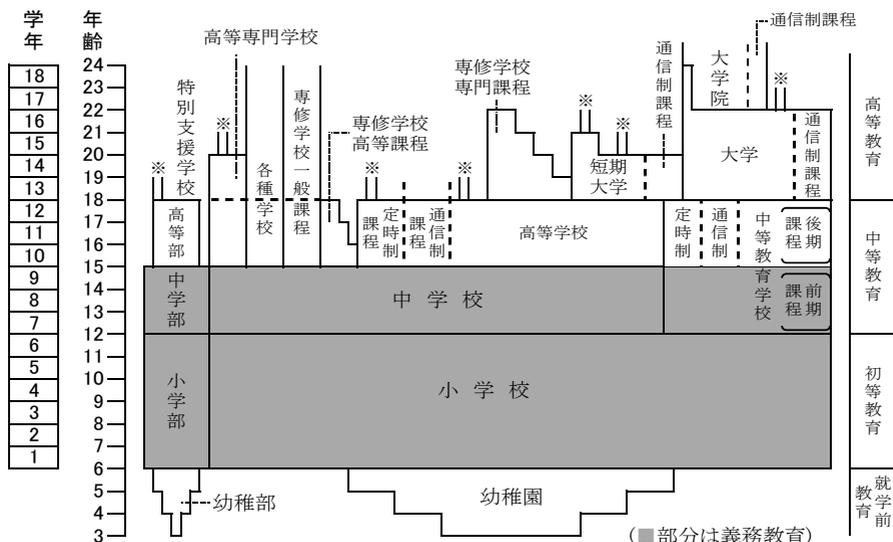
資料出所 韓国教育開発院・教育統計サービス(<http://cesi.kedi.re.kr/>)「教育統計年報」

(注) 進学率＝高等教育機関進学者数／各年における高校卒業者数×100

- 1) 高等教育機関は、国内外の大学、教育大学、専門大学、産業大学、技術大学、放送・通信大学、各種学校である。
- 2) 普通高校と職業高校の合計。ほかに、放送・通信高校や技術高校等がある。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



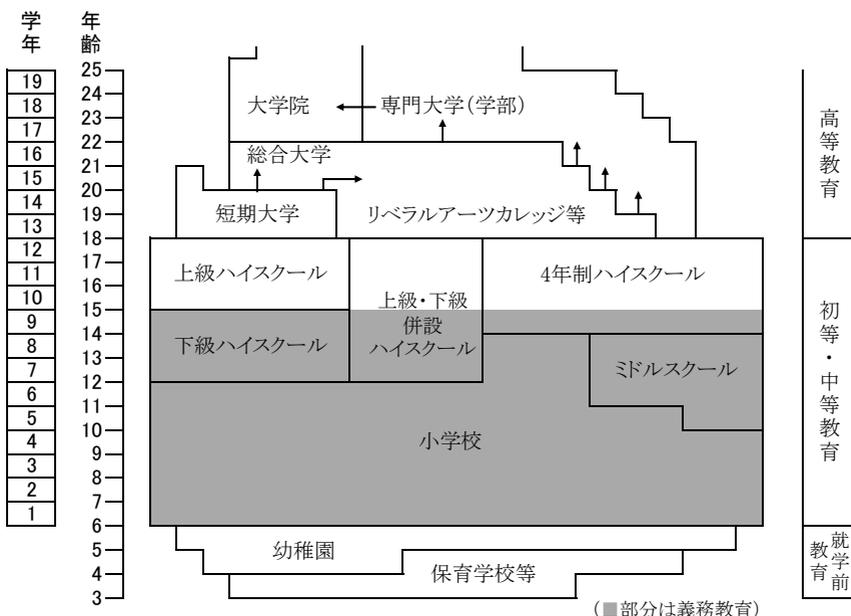
資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

(注) 1) ※印は専攻科を示す。

- 2) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育:州により規定が異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。

初等・中等教育:合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

2007年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.7%、5年制小学校34.1%、6年制小学校16.0%、8年制小学校8.3%、ミドルスクール17.8%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.5%、その他8.7%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)9.9%、上級ハイスクール(3年制)2.4%、4年制ハイスクール50.8%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)10.2%、初等・中等双方の段階にまたがる学校20.3%、その他7.1%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

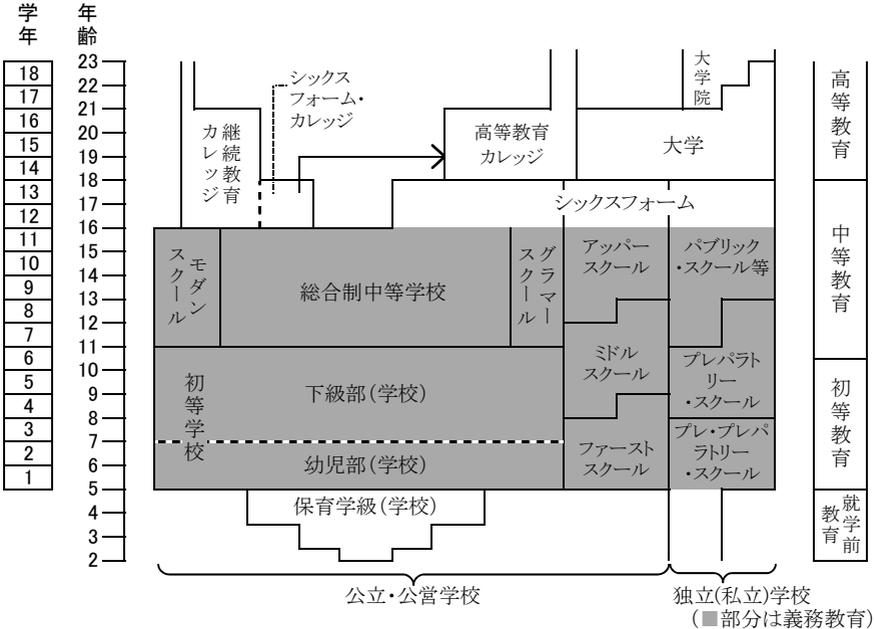
高等教育:総合大学、文理大学、専門大学(学部)(professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、教養学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。リベラルアーツカレッジは、主に学部レベルの教育を行う。専門大学(学部)は、医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと、総合大学の一学部となっているものがある。

専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験・面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

8 教育・職業能力開発

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育: 5歳から16歳までの11年間。

初等教育: 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳児を対象とする前期2年(幼児部)と7～11歳児のための後期4年(下級部)とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼児部(学校)・下級部(学校)に代えてファーストスクール(5～8歳, 5～9歳など)及びミドルスクール(8～12歳, 9～13歳など)が設けられている。

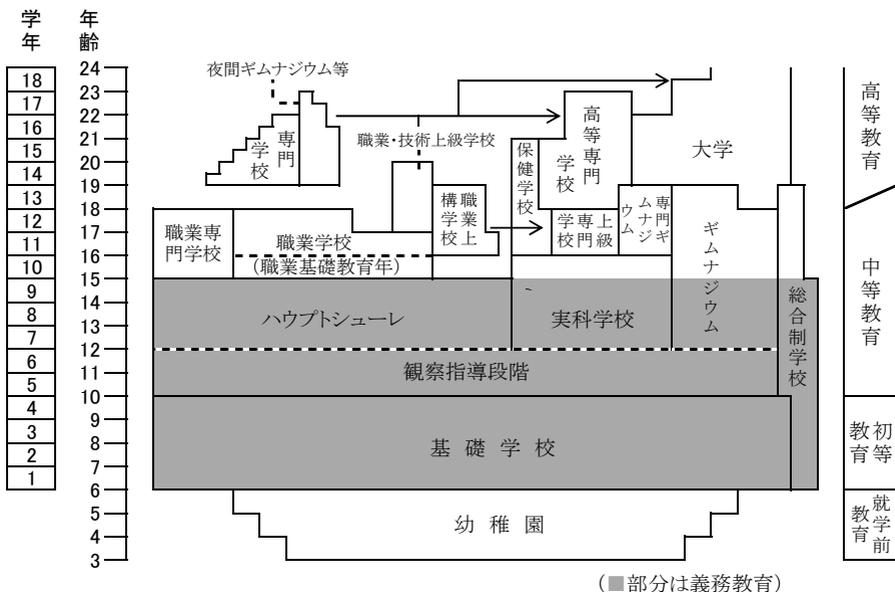
中等教育: 通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラママー・スクールやモダン・スクールに振り分けられる地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校及び公費補助を受けない独立学校の2つに大別される。独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11, 13～18歳)やプレパトリー・スクール(8～11歳, 13歳)などが含まれる。

高等教育: 大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ(後述)においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育: 義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育: 9年(一部の州は10年)間である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1~2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育: 基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育: 生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシューレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。

後期中等段階において、上記の職業学校(週に1~2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1~2年制)、職業上構学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年)、上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

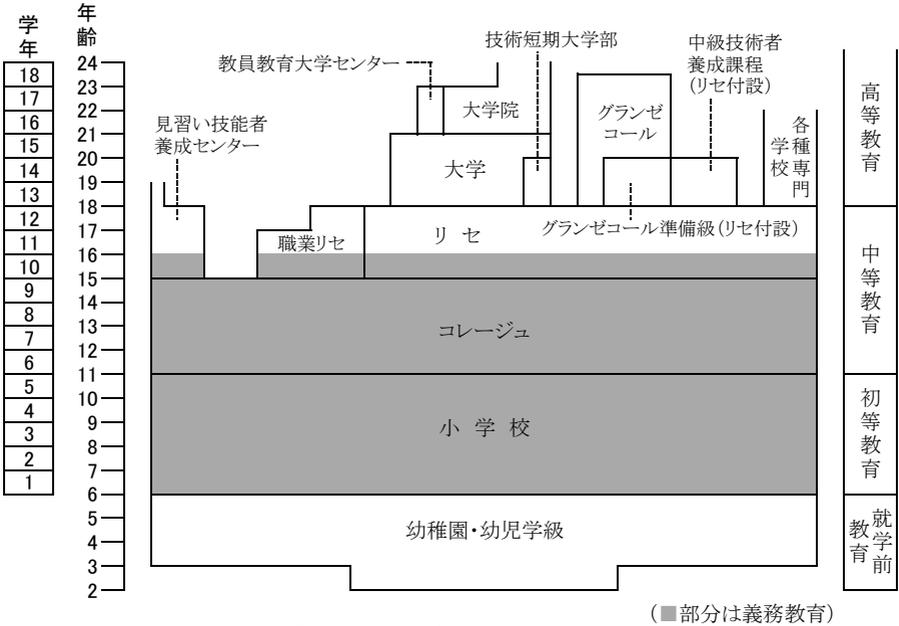
なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種(5年でハウプトシューレ修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育: 大学(総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など)と高等専門学校がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、通常は大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされている。また近年、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程(修業年限はそれぞれ3年と2年)も大学や高等専門学校に設置されている。

8 教育・職業能力開発

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育:6歳から16歳までの10年間である。

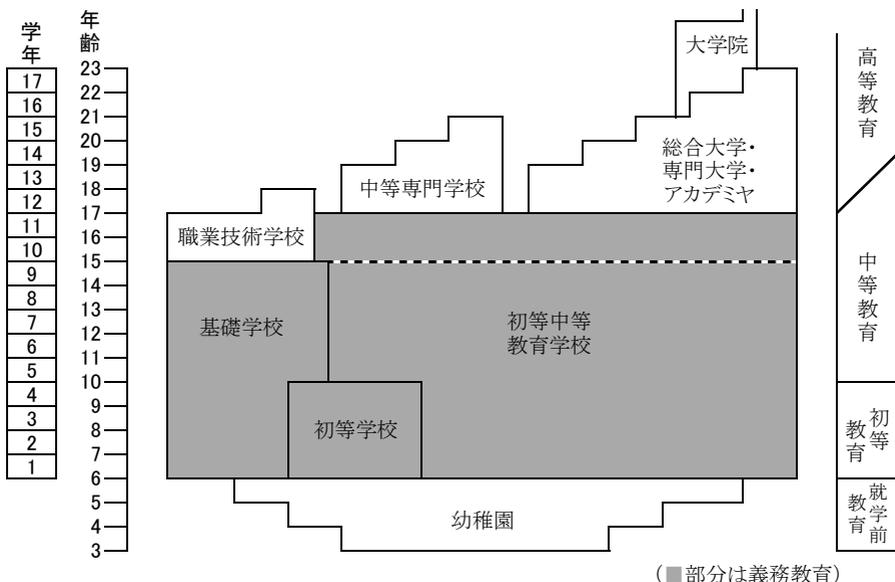
初等教育:小学校で5年間行われる。

中等教育:前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

高等教育:国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置している)、私立大学(学位授与権がない。年限も多様)、3～5年制の各種のグランゼコール(高等専門大学校)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常はグランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお、教員養成機関として教員教育大学センター(2年制)がある。

第8-2-6表 ロシアの学校系統図

Table 8-2-6: School system, Russian Federation



資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 生後2か月～7歳までの乳幼児を対象として幼稚園で行われる。但し、育児休暇制度等により、1歳半までは家庭で保育される場合が多い。

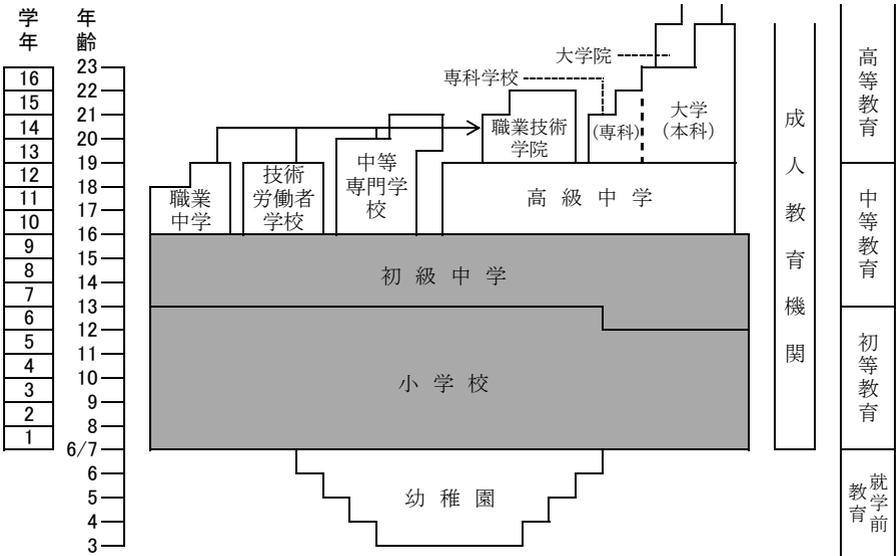
義務教育: 「ロシア連邦教育法」は、普通教育を履修することを義務と定めている。同法は、義務教育の開始年齢及び修業年限については明示していないが、実態は6歳から17歳までの11年間である。

初等・中等教育: いずれの学校に入学しても、第9学年までは共通の普通教育を受ける。第9学年修了後のコースは、主として初等中等教育学校第10・11学年と職業技術学校があり、生徒は能力・適性に応じて選択する。職業技術学校には基礎普通教育(第1～9学年)を踏まえた課程と後期中等普通教育(第1～11学年)を踏まえた課程があり、専門分野によって修業年限が異なる。中等専門学校(カレッジ含む)は、初等中等教育第11学年修了を入学資格とし、卒業後に高等教育機関の第2・3学年へ編入できる。

高等教育: 総合大学、専門大学及びアカデミヤがあり、修業年限は2～6年である(課程により2～3年、4年～、5年～の3タイプがある)。総合大学や規模の大きい専門大学並びに研究所には大学院(アスピラントゥーラ: 博士候補養成課程=3年制、及びドクトラントゥーラ: 博士号取得課程=アスピラントゥーラ修了後3年以内)が設けられている。

第8-2-7表 中国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, China



(■部分は義務教育)

資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園(幼児園)又は小学校付設の幼児学級で、通常3~6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育:9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2009年までに全国の99%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育:小学校(小学)は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域はまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかかりの地域では5年制となっているが、これらの地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。

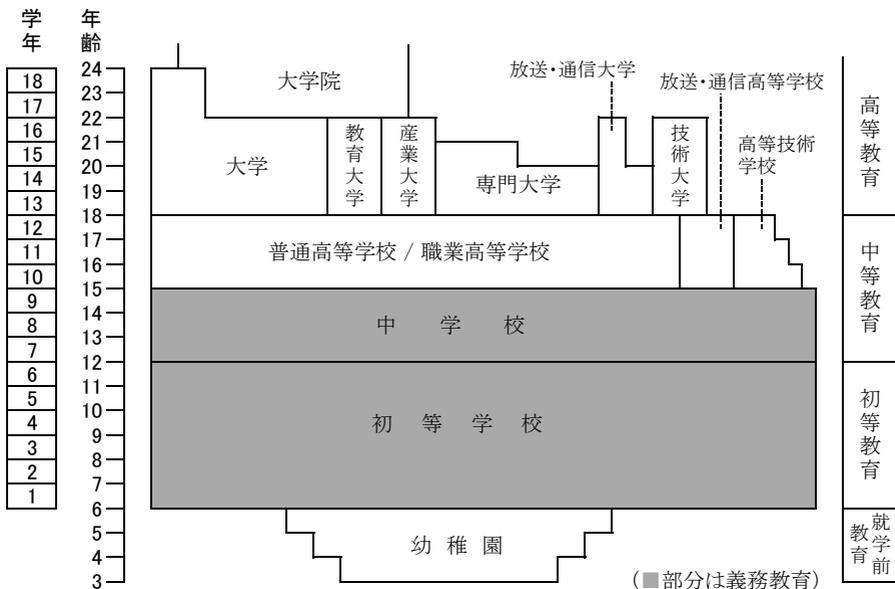
中等教育:初級中学(3~4年)卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等专业学校,一般に4年)、技術労働者学校(技工学校,一般に3年)、職業中学(2~3年)などがある。なお、職業中学は、前期中等段階(3年)と後期中等段階(2~3年)に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

高等教育:大学(大学・学院)には、学部レベル(4~5年)の本科と短期(2~3年)の専科とがあり、専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院(従来の短期職業大学を含む)が設置されるようになった。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が、大学及び中国科学院,中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育:上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(業余学校,夜間・通信大学,ラジオ・テレビ大学等)が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-8表 韓国の学校系統図

Table 8-2-8: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2012.3)「平成24年版教育指標の国際比較」

就学前教育:3~5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育:6~15歳の9年間。

初等教育:6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

中等教育:前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育:4年制大学(医学部など一部専攻は6年), 4年制教育大学(初等教育担当教員の養成), 及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学, 教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業者を対象に、2~2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。

成人教育:成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学, 産業大学, 技術大学(夜間大学), 高等技術学校, 放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練¹⁾の受講率

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training

(%)

国/Country	(調査年/Year)	受講率/Participation rates			
		計/Total	男性/Male	女性/Female	
アメリカ	USA	(2005)	33.3	30.4	36.0
カナダ	CAN	(2008)	30.6	31.2	30.1
イギリス	GBR	(2006)	30.6	31.4	29.9
ドイツ	DEU	(2007)	38.0	42.4	33.4
フランス	FRA	(2006)	29.0	—	—
イタリア	ITA	(2006)	14.3	15.9	12.8
オランダ	NLD	(2008)	35.7	40.7	30.7
ベルギー	BEL	(2008)	28.5	30.8	26.3
デンマーク	DNK	(2008)	35.0	35.5	34.4
スウェーデン	SWE	(2005)	61.0	62.1	60.0
フィンランド	FIN	(2006)	43.8	39.3	48.4
韓国	KOR	(2007)	10.5	14.6	6.5
オーストラリア	AUS	(2007)	22.5	25.1	19.9
ニュージーランド ²⁾	NZL	(2006)	25.9	27.0	25.2

(参考)

日本 ³⁾	JPN	(正社員/regular employees) (2011)	41.4	43.9	35.9
		(正社員以外 ⁴⁾ /non-regular)	19.2	25.7	16.9

資料出所 日本:厚生労働省(2012.3)「平成23年度能力開発基本調査報告書」

その他:OECD(2011.9) *Education at a Glance 2011*

- (注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。
- 2) 短時間のセミナー、講義、ワークショップ及び特別講演を除く。
- 3) 日本の数値は、2011年のOFF-JT受講率。OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)がこれに含まれる。
- 4) 常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

学校における職業教育・職業体験	
日本	<p>学校段階からのキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, ハローワーク ・対象者及び適用要件 学生 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1)キャリア探索プログラム: ハローワークが学校, 産業界と連携し, 企業人等を講師として学校に派遣し, 職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。 (2)ジュニアインターンシップ: 主として高校生を対象に, 在学中に生徒が就業体験を通じて, 自らの適正と職業の関わりを深く考える契機とするインターンシップを実施。事前講習, 就業体験実習, 事後講習を合わせて4日程度。 (3)インターンシップ受入企業開拓事業: 企業側でのインターンシップに対する理解の一層の浸透を図り, 大学生等の職業観, 勤労観を高めることを目的として, 経済団体(日本経団連)との連携の下, インターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに, 開拓した企業における学生等の受入の支援, 企業・大学等への情報提供を実施。 (4)キャリア教育実践プロジェクト: 地域の協力体制の下, 中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウィーク」を実施。 (5)専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン: 小・中学生, 高校生, フリーター等を対象とする職業体験講座, 講習会の実施。
アメリカ	<p>テックプレップ (Tech-Prep)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1990年代 ・管理運営主体 テックプレップ推進組織 (Tech-Prep consortium) ・対象者及び適用要件 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し, 14学年(日本における大学2年生)まで。 ・具体的内容 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で, 専門的職業教育科目と, 数学, 自然科学, コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 <p>コーポラティブ教育 (Cooperative Education)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 20世紀初頭 ・管理運営主体 各学校及び対象となる事業主 ・対象者及び適用要件 主に12年生(日本における高校3年生) ・具体的内容 主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした, 有給の職業実習型の教育であり, 学校での職業教育と並行して行われる。コーポラティブ教育の経験が単位となったり, 学位授与の要件になったりする。 <p>※ このほか, 「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。</p>

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

学校における職業教育・職業体験	
イ ギ リ ス	<p>仕事関連学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年 ・管理運営主体 各学校 ・対象者及び適用要件 14～16歳の全ての学生 ・具体的内容 イングランドの基幹段階4(第10, 11学年)の生徒のカリキュラムに組み込まれる。キャリア教育, 勤労体験や学習支援などの様々な活動が行われている。 <p>※なお, 教育機関に対する同プログラムの提供義務を廃止すべく制度改正が進行中(2012年12月)。</p>
ト イ ツ	<p>普通教育における職業指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各学校 ・具体的内容 職業活動体験は, ハウトシューレ(基幹学校)では生徒の義務。レアールシューレ(実科学校), ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は, レストラン, 郡役所, 旅行代理店, 運送会社, 動物保護施設など多岐にわたっている。 <p>※ ハウトシューレ, レアールシューレ及びギムナジウムは, いずれもグルントシューレ(日本の小学校に相当)修了後に入学する中等教育期間</p> <p>フレッシュマン支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年8月30日 ・管理運営主体 連邦労働社会省, 学校 ・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 ・具体的内容 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として, 全国1,000校において, 卒業後の準備指導や職業適性判断, 職業オリエンテーリング, 職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。 <p>各種職業学校</p> <p>上級学校非進学者の多数が, 職業学校(Berufsschulen):デュアルシステムの学校側における職業コース, 職業専門学校(Berufsfachschulen: BFS), 専門学校(Fachschulen: 貿易・技術学校)に進んでいる。</p>
フ ラ ン ス	<p>交互教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1989年 ・管理運営主体 学校と企業の産学連携 ・対象者及び適用要件 中・高等教育の学生 ・具体的内容 若者の能力向上と就職促進のため, 学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 <p>大学付設職業教育センター(IUP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1991年 ・管理運営主体 大学 ・対象者及び適用要件 大学生 ・具体的内容 企業の要求に即した人材育成のため, 工学, 商学, 一般行政, 財務管理, 情報・コミュニケーションの5専攻が設置され, 全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。

養成訓練制度その他の訓練制度

日本	<p>実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構, 都道府県の職業能力開発施設, 専門学校等の民間の教育訓練機関, 認定訓練施設等が企業と連携 ・対象者 概ね35歳未満であり, 就職活動を続けているが安定的な就業につながらず, 日本版デュアルシステムを通じ, 就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者(学卒未就職者, 無業者, フリーター等) ・具体的内容 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学(企業における実習訓練に関連した内容)を並行的に実施し, 修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程(職業能力開発大学校等)活用型がある。 <p>専門学校等における実践的教育の導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 経済産業省, 学校, 産業界 ・対象者 高専, 工業高校等の学生 ・具体的内容 中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施, 地域産業界との連携によるものづくり人材育成, 目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大 <p>実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省, 各企業 ・対象者 新規学校卒業者が主たる対象(中途採用も含む15歳以上35歳未満) ・具体的内容 「教育訓練機関における企業のニーズに即した学習(OFF-JT)」と「企業自らにおける雇用関係の下での実習(OJT)」とを組み合わせる研修システム(厚生労働省が認定する6か月以上～2年以下の職業訓練)。 <p>新規学卒者を対象とした職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省(高齢・障害・求職者雇用支援機構含む), 都道府県, 市町村 ・具体的内容 (1)普通職業訓練・普通課程(都道府県, 市町村設置の職業能力開発校で実施) 中卒者又は高卒者等に対し, 基礎的な技能・知識を取得させるための長期間(1～2年)の課程 (2)高度職業訓練・専門課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構, 都道府県設置の職業能力開発短期大学校, 職業能力開発大学校で実施) 高卒者等に対し, 将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間(2年間)の課程 (3)応用課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発大学校等で実施) 専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練
アメリカ	<p>登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1937年 ・管理運営主体 事業主団体・労働組合団体の共同, 個々の事業主, 個々の事業主と事業主団体との共同など ・対象者及び適用要件 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし, 危険な業務については18歳以上。 ・具体的内容 実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には, 登録養成訓練制度修了者として, 公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け, その他の時間は, 職種に関する教育を教育機関等で受講する。 プログラムの期間は平均すると3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度	
イギリス	<p>養成訓練制度 (Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年から新制度開始 ・管理運営主体 ビジネス・イノベーション・技能省および教育省 ・対象者及び適用要件 16～24歳の若年者(25歳以上の者を対象とする制度もある) ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを旨とする。若年者向けのものとしては、対象年齢や取得する資格のレベル等に応じ、次の4種類がある。 (1)養成訓練 (Apprenticeship) <ul style="list-style-type: none"> 対象者は16～24歳。NVQレベル2 (非熟練に相当) 又は同等程度の資格取得を目指す。 (2)上級養成訓練 (Advances Apprenticeship) <ul style="list-style-type: none"> 対象者は16～24歳。NVQレベル3 (技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当) 又は同等程度の資格取得を目指す。 (3)Foundation Learning <ul style="list-style-type: none"> 就職等の準備が整っていない14歳以上の者が対象。参加者にはNVQレベル1 (非熟練の基礎技能に相当) 等の取得を奨励。 (4)若年養成訓練 (Young Apprenticeship) <ul style="list-style-type: none"> 第10学年 (通常は14歳) から開始。NVQ等の資格取得を目指すことも可能。 (廃止に伴い、2011年3月以降は新規参加者の受け入れは行わない。)
ドイツ	<p>職業養成訓練生制度 (養成訓練制度 (Ausbildung)) = 「デュアルシステム」 (Deualensystem)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 19世紀初頭 ・管理運営主体 企業及び職業学校 (Berufsschulen) ・対象者及び適用要件 <ul style="list-style-type: none"> 年齢制限はなく、基幹学校 (ハウプトシューレ) を修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もある。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育 (9～10年間) を修了していなくとも、門戸は開かれている。 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている。 <p>職業訓練ボーナス制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年8月30日 ・管理運営主体 連邦労働社会省 ・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 <ul style="list-style-type: none"> (1)義務給付 (事業主に職業訓練ボーナスの請求権が発生するもの) <ul style="list-style-type: none"> 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了または中退し、2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業教育機会を探し続けていた者のうち、特別学校 (聾啞学校など) 修了証や基幹学校 (ハウプトシューレ) 修了証を有する者、または何ら修了証を有さない中退者で、(a)長期にわたって職業教育機会に恵まれない者、(b)学習能力が劣るか、社会的に不利な境遇にある若者——に対し、職業訓練法、手工業法及び会員法に定める職種において新たに職業教育機会を提供する事業主に支給。 (2)裁量給付 (連邦雇用エージェンシー(BA)の裁量により給付が認められるもの) <ul style="list-style-type: none"> 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、(a)2007年もしくはそれ以前から連邦雇用エージェンシーに登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校 (レアルシューレ) 修了者、(b)2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、(c)職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があった訓練機会があっせんが困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、連邦雇用エージェンシーの裁量により支給。 <p>※ 職業訓練ボーナスの支給は、(1)試用期間終了時点、(2)修了試験申込時点——の2回に分けて行われる。ボーナス給付額は、訓練生への報酬に応じて4000ユーロ、5000ユーロ、6000ユーロに区分される。この助成金の対象は、遅くとも2010年12月31日までに開始した訓練に限る。特例として、倒産等で失職した若年者の訓練については、2013年12月31日までに開始された訓練について、このボーナスが存続する (SGB III, § 421r)。</p>

養成訓練制度その他の訓練制度

フランス	<p>養成訓練契約 (Contrat d'apprentissage)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開始年月 1986年法律改正・ 契約締結可能な雇用主 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。・ 対象者及び適用要件 義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で、14歳以上16歳未満でも、養成訓練を受けることが可能となった)・ 具体的内容 CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払いを受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて、SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。 <p>熟練契約 (Contrat de professionnalisation)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開始年月 2004年10月・ 契約締結可能な雇用主 全ての企業(国, 地方自治体, 行政機関を除く)。国からの手当支給あり。・ 対象者及び適用年齢 16～25歳, 26歳以上の求職者, 積極的連帯所得手当(RSA:revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者・ 具体的内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月, 最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は, 就業しながら, 職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け, 社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。
------	--

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

情報提供をはじめとする就職支援	
日 本	<p>新規学卒者の就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク ・対象者 新規学卒者及び卒業後3年以内の既卒者等 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1)新卒者等が利用しやすい専門のハローワークとして「新卒応援ハローワーク」を47都道府県に設置し，きめ細かな情報提供，就職相談を実施 (2)ハローワーク，地方公共団体，労働界，産業界，学校等の関係者を構成員とした「新卒者就職応援本部」を47都道府県労働局に設置し，地域の実情を踏まえた就職支援の企画・立案を行い，その実施を調整 <p>若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各都道府県（内閣府，厚生労働省，経済産業省による支援及び産業界，教育界との連携の下で民間も活用：「若者自立・挑戦プラン」） ・対象者 若年者 ・具体的内容 <p>各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験，カウンセリングや職業相談，職業紹介などさまざまなサービスを実施。また，保護者向けのセミナーも実施。現在，46の都道府県が設置。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。</p> <p>改正雇用対策法（2007年6月1日成立）の施行，周知（若年の雇用機会の確保に向けた法的整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的内容 <p>若年の能力・経験の正当な評価による「雇用機会の確保等」を事業主の努力義務とするとともに（「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」），従来は努力義務であった労働者の「募集採用に係る年齢制限の禁止」を義務化。</p> <p>ジョブ・カード制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省，ハローワーク ・対象者 正社員経験が少ないフリーター，母子家庭の母などで正社員となることを目指している者 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) ジョブ・カードを活用した，きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。 (2) 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を提供する。 (3) 職業訓練での企業からの評価結果や職務経歴をジョブ・カードとしてとりまとめ，就職活動やキャリアアップに活用する。
ア メ リ カ	<p>O'NET (Occupational Information Network/Online)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1998年10月 ・管理運営主体 国立O'NET協会（O'NET Consortium） ・具体的内容 インターネット上で公表されている（http://online.onetcenter.org）職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。 <p>※ この他，就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム（WIA Youth Formula-Funded Grant Program）」がある。第8-5表（p.240）を参照。</p>

情報提供をはじめとする就職支援

イギリス	<p>全国キャリア・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012年4月より、19歳以上を中心に全ての年齢層に対する情報提供やガイダンス窓口として設置された。面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで、19歳未満の者は電話・メールによる問い合わせのみ。なお、就学中の児童(13～16歳の)に対しては教育機関が、それ以外の層にはジョブセンター・プラスが同種のサービス提供の責任を担う。 <p>コネクションズ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2001年4月 ・管理運営主体 従来は中央省庁が所管していたが、2008年より地方自治体に移管。学校や企業、NPO法人などの連携により運営。 ・対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者 ・具体的内容 パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。このほか、電話、電子メール等により若者からの相談も受け付けている。但し、地方自治体予算の削減によりサービスを廃止する自治体が増加している。
ドイツ	<p>仕事に関する博物館</p> <p>バーデン・ヴュルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、繊維技術機械工業の発達、自動車製造、科学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。</p> <p>バイエル州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ、学ばせるための博物館である。これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。</p> <p>職業情報センター(BIZ)</p> <p>各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</p>
フランス	<p>しごと館(Cite des metiers)</p> <p>職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。</p> <p>地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1989年 ・管理運営主体 国、地方公共団体 ・対象者及び適用要件 16～25歳の若年者 ・具体的内容 社会的な生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等さまざまな支援を行う。 <p>※その他、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。</p>

資料出所 日本:厚生労働省、文部科学省、経済産業省、内閣府ウェブサイト、労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態一仏・独・英・米4カ国比較調査一」、厚生労働省(2011.3)「2009～2010年海外情勢報告」、各国労働省ウェブサイト等

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges

目	若者等の就労促進
本	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体:厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク ・対象者:フリーター, 無業者等 ・主な施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新規学卒者等の就職支援 大学の未就職卒業者等の減少を図り, 将来の日本を担う人材として育成するため, 「新卒応援ハローワーク」を拠点としてジョブサポーターを配置し, 主に現役大学生を対象に, ジョブサポーターの大学への恒常的な出張相談や, 大学等の協力を得て未内定者の全員登録・集中支援などを行う「大学生現役就職促進プロジェクト」を実施するなど, 新規学卒者等への就職支援の強化を図る。 (2) フリーター等の就職支援 個別支援など専門的支援を中核として, トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により, 就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。特に, 大都市部には, その効果的な実施のための拠点を設置する。 (3) ニート等の若者の職業的自立支援 地域若者サポートステーション事業の設置拠点を拡充(110か所→115か所)するとともに, アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制を整備し, ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。 (4) キャリア教育の推進 教育行政と連携しながらキャリア・コンサルティングの手法を活用し, 大学等の高等教育機関でキャリア教育を効果的に指導することができる専門人材を養成する。 (5) 非正規労働者へのワンストップによる就労支援 非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため, 全国に「非正規労働者総合支援センター」(キャリアアップハローワーク)及び同コーナーを設置し, 担当者制によるきめ細かな就職支援と, 専門家による生活支援制度に関する相談及び地方自治体と連携した生活・住居相談等を一体的に実施。
	<p>新卒者の就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体:厚生労働省, 文部科学省, 経済産業省 (1) 新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等, 学校の協力により, 未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し, ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなどにより, 未内定の学生・生徒に対し, 一貫した就職支援を行う。 (2) 未内定の学生・生徒のために, 中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催。また, 若年者のためのワンストップセンター(ジョブカフェ)において, 未内定者等向けにカウンセリング等を実施するとともに, 就職面接会等を開催。 (3) 卒業予定の大学等の学生及び既卒3年以内の未就業者を対象に, 書類選考等なしで, 面談が設定されるマッチングサービスを実施。また, ホームページ上で, 直接応募を受け付けている企業についても掲載。 (4) 大学等のニーズに応じ, 未内定の学生の多い大学に対して, ジョブサポーターによる出張相談・セミナーを重点的に行うなど, 大学等と連携した支援を実施。 (5) 学校と連携し, 未内定の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに, 学生・生徒に対して新卒応援ハローワークや最寄りハローワークでの就職支援について, 啓発文書の送付により周知し, 支援を受けることを勧めよう。 (6) 主要な民間就職情報サイトに対し, ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の周知のためのバナー掲載について協力を要請し, 協力を得て, 未内定の学生への周知を徹底する。 (7) 全国の中でも, 特に大学が集積している東京都で, 東京新卒応援ハローワークを拡充するとともに, 新たに支援拠点を増設し, ラストサポートを支援する。

アメリカ	<p>ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1964年 ・管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター ・対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・具体的内容 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 参加期間は、原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 <p>WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年 ・管理運営主体…連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施 ・対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者 ・具体的内容 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される、14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム
イギリス	<p>(長期失業者・就労困難者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・プログラム 開始年月…2011年6月 管理運営主体…ジョブセンタープラス 対象者及び適用要件 18～24歳の若年者で、9か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している者。非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。 具体的内容 対象者の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。2012年7月までの14か月間に参加した87万8000人のうち、継続的な仕事(6か月、困難を抱える若者は3か月)に就いた参加者は3万1000人(3.5%)。 <p>(若年失業者・ニート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユース・コントラクト 若者失業者やニート等の就業支援を目的に、2011年に導入された政策パッケージ。ワーク・プログラムに参加する18～24歳層の6か月以上雇用に対する賃金助成や、就業体験、アプレンティシップの拡充等を通じて、2015年までに約50万人を支援予定。 <p>(高齢者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エイジ・ポジティブ(Age Positive) 年齢差別は正キャンペーンとして1999年に開始、ウェブサイト上で政府の年齢差別は正政策や好事例についての情報を提供。 <p>(障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・チョイス 任意参加のプログラムで、仕事探しの支援や就職・仕事の継続に関する支援のほか、参加者の必要に応じて職業訓練等も実施。 ・成人向け宿泊型訓練 18歳以上の失業者に対して、居住地域で適切な職業訓練コースが利用できない場合に提供される。全国9か所のプロバイダーが資格取得に向けた訓練などを実施。 ・アクセス・トゥ・ワーク 就業に必要な装備や交通手段などの費用を補助。 <p>このほか、ジョブセンターに障害者雇用アドバイザーを設置、求職や職業訓練を支援。</p>

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges (cont.)

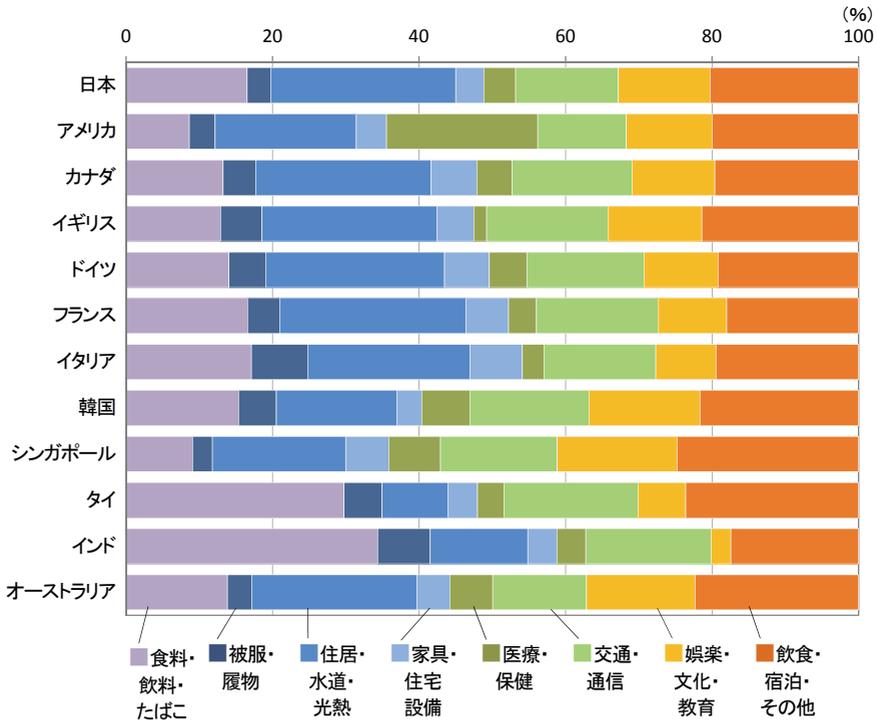
ドイツ	<p>初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung:EQ) 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当てに充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。</p> <p>特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム(BQF) 不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。</p> <p>労働機会提供(1ユーロジョブ) 各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当てを与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。これまで年間10億ユーロの予算が投入されてきたが、早期再就職という本来の政策目的と異なり、いつまでも1ユーロジョブにとどまり正規労働への移行が進まないとの批判があった。そのため、1ユーロジョブの対象となる失業者への措置として、今までは利用制限はなかったが、2012年により、5年間で24か月間までの利用制限が課されることとなった。また、1ユーロジョブ対象者を提供する福祉団体等には、今までは措置費用として対象者一人当たり最大500ユーロが一括金として支給されていたが、150ユーロに削減される。</p>
フランス	<p>雇用同伴契約(Contrat d'accompagnement dans l'emploi, CAE) ※雇用支援(諸)契約(Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。 ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…雇用局(Pôle emploi) ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。</p> <p>熟練契約(Contrat de professionnalisation) ・開始年月…2004年10月 ・契約締結可能な雇用主…全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。</p> <p>社会生活参入契約(CIVIS) ・開始年月…2005年4月 ・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のものしか持たない若年者 ・具体的内容 対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。</p>

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト, 労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態一仏・独・英・米4カ国比較調査一」, イギリス:雇用年金省等ウェブサイト

9. 勤勞者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成（2010年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比」(p.248)を参照。

家計消費支出は、国内総支出の6割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するのに参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代では30%ほどだったのが、2010年では16.5%に低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国にも強く現れている。

先進諸国の「食料・飲料・たばこ」の占める割合は、10～20%前後と低いが、インド(34.4%)、タイ(29.8%)等の国は高い。これに対して、先進諸国の「家賃・光熱」費の割合は高くなっている。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体(NPISH)の受取と支払の構成(2010年)
Table 9-1: Composition of households and NPISH*, resources side/uses side, 2010

		(%)							
国 Country	受取側計 Resources side	雇業者報酬 ^{a)}	営業余剰 ^{b)}	混合所得 ^{c)}	財産所得 ^{d)}	社会負担及び社会保険 ^{e)}	その他の経常移転 ^{f)}	年金基金準備金の変動 ^{g)}	
日本	JPN	100.0	56.8	9.5	4.2	5.7	18.8	5.4	-0.5
アメリカ	USA	100.0	54.6	7.4	10.1	12.1	15.3	0.3	—
カナダ	CAN	100.0	63.8	5.0	6.8	10.1	13.9	0.4	—
イギリス	GBR	100.0	54.3	4.8	5.8	8.1	19.7	4.9	2.4
ドイツ	DEU	100.0	49.5	4.2	8.4	15.3	18.6	2.8	1.1
フランス	FRA	100.0	52.8	7.9	6.0	7.4	21.0	4.9	—
イタリア	ITA	100.0	41.9	7.7	13.8	12.7	21.2	2.5	0.2
オランダ ¹⁾	NLD	100.0	54.7	10.1	—	7.4	19.6	5.4	2.8
ベルギー	BEL	100.0	53.4	6.3	6.7	9.8	19.8	3.0	1.0
デンマーク ¹⁾	DNK	100.0	57.2	8.0	—	6.6	21.8	2.3	4.2
スウェーデン	SWE	100.0	59.5	3.2	3.8	5.5	19.5	4.8	3.7
ロシア	RUS	100.0	65.2	0.0	11.8	5.8	15.3	1.6	0.2
韓国 ¹⁾	KOR	100.0	56.0	15.4	—	10.7	9.1	8.7	0.2
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	56.1	8.4	9.3	11.5	9.7	5.1	—
国 Country	支払側計 Uses side	最終消費支出 ^{h)}	財産所得 ^{d)}	社会負担及び社会保険 ^{e)}	所得・富等に課される経常税 ⁱ⁾	その他の経常移転 ^{f)}	貯蓄(総) ^{j)}	年金基金準備金の変動 ^{g)}	
日本	JPN	100.0	66.7	0.7	16.1	5.8	4.4	6.4	68.6
アメリカ	USA	100.0	70.0	6.3	6.7	8.2	1.3	7.4	—
カナダ	CAN	100.0	70.6	1.5	5.6	13.5	1.3	7.6	—
イギリス	GBR	100.0	64.3	0.4	15.6	12.3	2.9	4.5	—
ドイツ	DEU	100.0	55.9	1.9	19.8	8.4	2.7	11.4	0.0
フランス	FRA	100.0	56.9	1.1	20.6	8.3	2.5	10.5	—
イタリア	ITA	100.0	59.9	0.7	15.8	11.9	2.9	8.7	0.0
オランダ ¹⁾	NLD	100.0	49.5	3.1	25.9	10.5	5.3	5.8	0.0
ベルギー	BEL	100.0	53.6	1.1	20.7	12.9	1.9	9.8	0.0
デンマーク ¹⁾	DNK	100.0	50.5	4.8	10.1	27.8	2.4	4.4	0.0
スウェーデン	SWE	100.0	54.3	1.6	16.3	17.7	3.2	6.9	0.0
ロシア	RUS	100.0	69.3	0.7	9.1	5.6	1.6	13.7	—
韓国 ¹⁾	KOR	100.0	65.8	4.4	12.4	5.3	5.9	6.3	0.0
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	63.9	7.6	0.7	12.4	2.7	12.7	—

* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross.

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “National Accounts Statistics” 2013年1月現在
日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

(注) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

1) 営業余剰は混合所得を含む。

2) 年度の数値。

第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2010年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2010

		(実額/at current prices)				
国 Country	家計最終消費支出 Final consumption expenditure	食料・飲料・ たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・ 光熱 ^{c)}		
日本(千円)	JPN	2,203	364	71	556	
アメリカ(ドル)	USA	32,064	2,773	1,130	6,173	
カナダ(カナダドル)	CAN	26,452	3,506	1,174	6,342	
イギリス(ポンド)	GBR	14,442	1,866	815	3,449	
ドイツ(ユーロ)	DEU	16,518	2,320	830	4,033	
フランス(ユーロ)	FRA	17,371	2,883	762	4,414	
イタリア(ユーロ)	ITA	15,657	2,681	1,205	3,468	
オランダ(ユーロ)	NED	15,846	2,351	878	3,782	
ベルギー(ユーロ)	BEL	16,972	2,943	840	4,031	
デンマーク(DKKクローネ)	DEN	151,525	22,104	6,650	44,808	
スウェーデン(SEKクローナ)	SWE	168,260	26,626	8,269	45,246	
ロシア(ルーブル)	RUS	160,480	63,353	15,332	17,065	
韓国(千ウォン)	KOR	12,259	1,886	628	2,023	
シンガポール(SGPドル)	SGP	23,294	2,123	624	4,240	
マレーシア(リンギ)	MYS	14,475	3,255	402	2,246	
タイ(バーツ)	THA	86,823	25,837	4,502	7,833	
フィリピン ¹⁾ (ペソ)	PHL	58,566	29,179	1,149	2,676	
インド(ルピー)	IND	35,601	12,234	2,550	4,743	
オーストラリア ²⁾ (AUDドル)	AUS	33,957	4,702	1,125	7,657	
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	25,894	4,504	1,092	5,290	
メキシコ(ペソ)	MEX	76,283	20,551	1,833	11,987	
国 Country	家具・ 住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・ 教育 ^{g)}	飲食・宿泊・ その他 ^{h)}	
日本(千円)	JPN	85	95	309	277	446
アメリカ(ドル)	USA	1,331	6,614	3,880	3,762	6,496
カナダ(カナダドル)	CAN	1,653	1,273	4,329	2,984	5,190
イギリス(ポンド)	GBR	732	247	2,399	1,844	3,099
ドイツ(ユーロ)	DEU	1,011	842	2,649	1,664	3,042
フランス(ユーロ)	FRA	1,012	662	2,896	1,618	3,124
イタリア(ユーロ)	ITA	1,117	467	2,385	1,286	3,034
オランダ(ユーロ)	NED	970	442	2,541	1,684	3,147
ベルギー(ユーロ)	BEL	986	905	2,406	1,608	3,102
デンマーク(DKKクローネ)	DEN	8,145	4,299	20,816	17,793	25,735
スウェーデン(SEKクローナ)	SWE	8,568	5,607	27,247	19,286	26,655
ロシア(ルーブル)	RUS	8,385	5,864	26,981	9,574	13,926
韓国(千ウォン)	KOR	413	809	1,994	1,852	2,654
シンガポール(SGPドル)	SGP	1,369	1,647	3,713	3,811	5,767
マレーシア(リンギ)	MYS	812	371	2,828	1,143	3,418
タイ(バーツ)	THA	3,491	3,154	15,900	5,614	18,988
フィリピン ¹⁾ (ペソ)	PHL	5,999	—	6,854	—	12,709
インド(ルピー)	IND	1,424	1,393	6,106	949	6,201
オーストラリア ²⁾ (AUDドル)	AUS	1,542	1,974	4,340	5,042	7,574
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	2,701	—	3,156	—	4,767
メキシコ(ペソ)	MEX	3,961	3,375	19,523	5,779	9,275

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture, and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所及び注釈は第9-2-2表(p.248)参照。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2010年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2010

国 Country	家計最終消費支出	(%)								
		食料・飲料・たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・光熱 ^{c)}	家具・住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・教育 ^{g)}	飲食・宿泊・その他 ^{h)}	
日本	JPN	100	16.5	3.2	25.2	3.9	4.3	14.0	12.6	20.2
アメリカ	USA	100	8.6	3.5	19.3	4.2	20.6	12.1	11.7	20.3
カナダ	CAN	100	13.3	4.4	24.0	6.2	4.8	16.4	11.3	19.6
イギリス	GBR	100	12.9	5.6	23.9	5.1	1.7	16.6	12.8	21.5
ドイツ	DEU	100	14.0	5.0	24.4	6.1	5.1	16.0	10.1	18.4
フランス	FRA	100	16.6	4.4	25.4	5.8	3.8	16.7	9.3	18.0
イタリア	ITA	100	17.1	7.7	22.2	7.1	3.0	15.2	8.2	19.4
オランダ	NED	100	14.8	5.5	23.9	6.1	2.8	16.0	10.6	19.9
ベルギー	BEL	100	17.3	4.9	23.8	5.8	5.3	14.2	9.5	18.3
デンマーク	DEN	100	14.6	4.4	29.6	5.4	2.8	13.7	11.7	17.0
スウェーデン	SWE	100	15.8	4.9	26.9	5.1	3.3	16.2	11.5	15.8
ロシア	RUS	100	39.5	9.6	10.6	5.2	3.7	16.8	6.0	8.7
韓国	KOR	100	15.4	5.1	16.5	3.4	6.6	16.3	15.1	21.6
シンガポール	SGP	100	9.1	2.7	18.2	5.9	7.1	15.9	16.4	24.8
マレーシア	MYS	100	22.5	2.8	15.5	5.6	2.6	19.5	7.9	23.6
タイ	THA	100	29.8	5.2	9.0	4.0	3.6	18.3	6.5	21.9
フィリピン ¹⁾	PHL	100	49.8	2.0	4.6	10.2	—	11.7	—	21.7
インド	IND	100	34.4	7.2	13.3	4.0	3.9	17.2	2.7	17.4
オーストラリア ²⁾	AUS	100	13.8	3.3	22.5	4.5	5.8	12.8	14.8	22.3
ニュージーランド ³⁾	NZL	100	17.4	4.2	20.4	10.4	—	12.2	—	18.4
メキシコ	MEX	100	26.9	2.4	15.7	5.2	4.4	25.6	7.6	12.2

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2012.12)「平成23年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年1月現在

その他の国:UN Database (<http://data.un.org/>) 2013年1月現在

人口(第9-2-1表で使用):IMF “International Financial Statistics Online” 2012年7月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。(第9-2-2表)

1) 2008年度値。「住居・水道・光熱」は水道・光熱費のみ。

2) 2010年度の値。

3) 2009年度の値。通信は「飲食・宿泊・その他」に含まれる。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2011年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2011)

項目 Item	(円/Yen)						
	計 Total	～29歳 Years old	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
総世帯 All households							
1.世帯人員(人)	2.47	1.58	3.06	3.22	2.77	2.31	1.88
2.有業人員(人)	1.09	1.10	1.31	1.45	1.66	1.08	0.41
3.消費支出	247,219	181,893	246,639	292,486	289,736	255,429	198,809
3a.食料	58,374	43,224	56,145	67,055	64,770	62,241	49,884
3b.住居	19,622	28,751	28,282	21,344	19,440	16,593	15,031
3c.光熱・水道	18,710	9,285	16,832	20,200	21,067	20,155	17,930
3d.家具・家事用品	8,512	4,277	8,083	8,819	9,814	9,625	7,622
3e.被服・履物	9,919	9,900	11,020	13,463	11,753	9,489	6,386
3f.保健医療	10,795	4,800	8,521	9,347	9,624	13,312	12,674
3g.交通・通信	31,529	31,391	39,628	41,980	40,161	29,813	17,110
3h.教育	8,226	1,412	10,466	23,940	14,811	1,366	569
3i.教養娯楽	26,404	21,378	27,500	32,840	27,378	27,730	21,246
3j.その他の消費支出	55,127	27,475	40,163	53,498	70,918	65,106	50,357
勤労者世帯 Households with earners							
1.世帯人員(人)	2.79	1.56	3.06	3.25	2.84	2.43	2.05
2.有業人員(人)	1.49	1.11	1.32	1.46	1.76	1.64	1.34
4.経常収入	455,489	314,542	430,618	534,743	520,075	350,971	334,947
5a.勤め先収入	431,693	309,509	413,033	515,225	507,387	283,061	208,206
5b.事業・内職収入	2,087	441	898	2,756	2,240	3,573	3,973
5c.他の経常収入	21,684	4,592	16,687	16,762	10,358	64,316	122,767
3.消費支出	275,991	182,757	250,228	301,169	312,630	280,383	257,578
3a.食料	61,805	43,545	56,677	67,833	66,643	65,120	57,321
3b.住居	23,821	28,675	28,499	20,991	21,936	21,495	20,079
3c.光熱・水道	18,445	9,218	16,683	20,154	21,308	20,135	19,710
3d.家具・家事用品	8,790	4,280	8,169	8,990	10,478	10,064	8,522
3e.被服・履物	11,760	10,002	11,106	13,605	12,194	10,053	9,855
3f.保健医療	9,353	4,805	8,629	9,567	9,866	12,402	14,268
3g.交通・通信	41,023	31,551	40,304	44,407	45,050	37,848	21,870
3h.教育	13,774	1,361	10,618	24,815	17,286	2,274	1,529
3i.教養娯楽	29,116	21,681	28,156	34,138	28,623	27,551	30,743
3j.その他の消費支出	58,103	27,637	41,387	56,670	79,247	73,440	73,680
6.非消費支出	81,363	49,018	69,707	99,405	101,481	58,221	47,234
6a.直接税	35,022	16,874	27,120	43,371	46,113	26,636	29,701
6b.社会保険料	46,240	32,092	42,524	55,950	55,162	31,519	17,509
6c.他の非消費支出	101	52	63	84	205	65	24

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditures (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Furniture and household utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Medical care; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Culture and recreation; 3j: Other consumption expenditures); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Income from self-employment and piecework; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditures (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditures items).

資料出所 総務省(2012.2)「平成23年家計調査(家計収支編)詳細結果」

(注) 1世帯当たり年平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

9 勤労者生活・福祉

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世界、2011年）
Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2011)

項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.1	2.9	3.3	2.8	2.1	1.9	1.6
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.5	1.1	1.4	0.7	0.2	0.1	0.0 ¹⁾
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7	1.3	0.6	0.3
	(人/persons)							
税引き前所得 Income before taxes	63,685	27,514	58,179	77,376	78,519	75,517	52,521	32,144
税引き後所得 Income after taxes	61,673	27,495	56,851	75,537	75,234	72,115	51,161	31,779
消費支出 Average annual expenditures	49,705	29,912	48,097	57,271	58,050	53,616	44,646	32,688
食料 Food	6,458	4,354	6,211	7,765	7,424	6,520	5,804	4,408
アルコール飲料 Alcoholic beverages	456	418	513	497	494	468	422	241
住居 Housing	16,803	10,282	17,026	19,979	18,782	17,173	15,105	12,046
被服 Apparel and services	1,740	1,448	1,818	2,227	1,978	1,719	1,195	1,052
交通 Transportation	8,293	5,474	8,860	9,700	9,505	8,991	6,962	4,309
保健医療 Healthcare	3,313	841	2,094	2,762	3,411	4,048	5,038	4,449
娯楽 Entertainment	2,572	1,345	2,423	2,926	3,169	2,769	2,493	1,437
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	634	324	570	736	709	695	609	517
読書 Reading	115	45	74	100	113	149	163	148
教育 Education	1,051	2,253	1,049	818	1,879	866	262	229
煙草 Tobacco products and smoking supplies	351	256	378	343	465	401	289	120
雑費 Miscellaneous	775	285	606	781	947	931	821	674
寄付 Cash contributions	1,721	367	1,130	1,570	1,722	2,112	2,526	2,231
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	5,424	2,220	5,346	7,068	7,453	6,775	2,957	825

資料出所 U.S.Department of Labor(2012.9) *Consumer Expenditures in 2011*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 75歳以上の数値は、0.05未満。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2010年）
Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2010)

項目 Item	計 All	～29歳 years old	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.3	2.4	3.0	2.2	1.8	1.4
					(人/persons)	
粗所得 Gross weekly household income	700.0	568.7	894.1	783.4	459.0	350.4
賃金・俸給 Wages and salaries	455.0	449.3	715.3	501.4	68.9	10.5
事業所得 Self-employment	70.0	28.4	89.4	101.8	36.7	(7.0)
財産所得 Investments	14.0	5.7	8.9	23.5	18.4	21.0
年金 Annuities and pensions	56.0	(0.0)	0.0	78.3	142.3	126.1
社会保障給付 Social security benefits	98.0	56.9	71.5	70.5	188.2	182.2
その他 Other sources	7.0	22.7	8.9	7.8	0.0	(0.0)
消費支出 Total expenditure	473.6	448.4	573.1	518.6	365.2	240.4
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	53.2	39.1	59.7	59.4	49.7	37.7
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	11.8	9.9	13.6	14.0	10.4	5.5
被服・履物 Clothing and footwear	23.4	21.5	31.2	25.4	15.1	7.7
住居 ¹⁾ ・燃料・動力 Housing, fuel and power	60.4	91.7	68.4	52.0	47.5	42.9
家財・家事サービス Household goods and services	31.4	22.1	35.2	39.6	24.7	18.9
健康 Health	5.0	1.7	4.3	6.5	6.4	5.2
交通 Transportation	64.9	57.0	80.5	76.9	49.0	20.2
通信 Communication	13.0	13.7	15.7	13.7	9.7	7.0
娯楽・文化 Recreation and culture	58.1	40.6	65.5	72.0	54.9	27.5
教育 Education	10.0	25.9	12.0	10.2	(0.4)	(1.0)
外食・外泊 Restaurants and hotels	39.2	39.4	49.1	44.4	27.1	14.1
雑費 Miscellaneous goods and services	35.9	31.8	44.2	36.6	28.7	22.4
その他 Other expenditure items	67.3	54.0	93.7	67.7	41.6	30.5
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	203.1	190.1	193.7	233.1	208.2	173.4

資料出所 National Statistics of UK (2011.11) *Family Spending, 2011 edition*

(注) 週平均収入及び支出。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド国税を除く。

9 勤労者生活・福祉

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2008年)
Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households, 2008)

項目 Item	(ユーロ/Euro)								
	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～
総収入 Gross income	3,707	2,020	3,571	4,597	4,522	3,802	2,820	2,707	2,485
勤め先収入 Wages and salaries	2,056	1,415	2,718	3,249	3,100	2,207	242	51	(22)
事業所得 Self-employment	239	(23)	186	354	389	324	129	33	(10)
財産所得 Investments	385	53	162	383	435	482	499	452	391
公的移転収入 Public transfer income	842	301	337	450	441	635	1,711	1,927	1,855
その他 Other sources	183	226	166	160	157	153	238	242	206
消費支出 Total expenditure	2,245	1,378	1,993	2,489	2,490	2,309	2,182	2,119	1,841
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	321	196	268	366	375	334	299	288	239
被服・履物 Clothing and footwear	106	77	105	133	125	102	84	78	56
住居・光熱 Housing, fuel and power	731	449	608	774	781	765	752	753	709
家庭用品 Interiors, goods and items	113	51	104	130	123	131	107	98	83
保健 Health	94	31	50	73	82	93	131	154	161
交通 Transportation	328	214	349	395	401	337	272	226	160
通信 Communication	65	66	78	75	74	63	52	47	40
教養・娯楽 Recreation and culture	255	144	205	281	277	258	279	267	189
教育 Education	20	28	28	33	26	16	6	3	(5)
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	113	66	107	125	121	114	106	111	91
その他 Others	99	57	91	106	105	98	96	96	108

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2010.12) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2008, Heft 4-5*

(注) 括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳である。

第9-4表 家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs*

国 Country	2005 年/Year	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本 (10億円) JPN (billion yen)	1,638,029	1,656,814	1,615,135	1,521,235	1,548,158	1,560,693	1,559,968
アメリカ (10億ドル) USA (billion dollars)	44,889	49,418	52,157	42,861	45,727	49,405	50,134
イギリス (10億ポンド) GBR (billion pounds)	3,578	3,874	4,022	3,614	4,054	4,303	4,284
ドイツ (10億ユーロ) DEU (billion euros)	4,198	4,226	4,469	4,306	4,471	4,658	4,715
フランス ^{*)} (10億ユーロ) FRA (billion euros)	3,172	3,493	3,689	3,487	3,770	4,006	4,036

* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2013.1)「平成23年度国民経済計算確報」
 アメリカ:The Federal Reserve Board(2012.6) *Flow of Funds Accounts of the United States*
 イギリス:National Statistics of UK(2012.8) *National Accounts -The Blue Book 2012-*
 ドイツ:Deutsche Bundesbank(2012.7) *Financial Accounts for Germany 2006 to 2011*
 フランス:Banque de France(2012.10) *Annual national financial accounts*

第9-5表 公的社会支出（対GDP比）及びその内訳（2009年）

Table 9-5: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
100万/million (%)*	円/¥en	USDドル/US\$	ポンド/Pound	ユーロ/Euro	ユーロ/Euro	クローナ/ Krona
老齢給付 Old-age	49,263,224 (10.4)	848,177 (6.1)	94,000 (6.7)	216,550 (9.1)	231,403 (12.3)	316,915 (10.2)
遺族 Survivors	6,764,582 (1.4)	107,773 (0.8)	1,463 (0.1)	51,220 (2.2)	34,579 (1.8)	17,025 (0.5)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	4,567,256 (1.0)	213,877 (1.5)	41,156 (2.9)	54,465 (2.3)	37,176 (2.0)	154,907 (5.0)
保健 Health	33,871,387 (7.1)	1,159,208 (8.3)	113,977 (8.1)	205,292 (8.6)	169,453 (9.0)	226,854 (7.3)
家族 Family	4,525,479 (1.0)	97,987 (0.7)	54,088 (3.8)	48,712 (2.1)	60,347 (3.2)	116,396 (3.7)
積極的労働市場政策 ALMP**	2,018,093 (0.4)	21,339 (0.2)	4,651 (0.3)	23,907 (1.0)	18,636 (1.0)	34,897 (1.1)
失業 Unemployment	3,369,879 (0.7)	122,384 (0.9)	6,535 (0.5)	39,798 (1.7)	28,845 (1.5)	22,554 (0.7)
住宅 Housing	—	—	20,531 (1.5)	15,365 (0.6)	15,971 (0.8)	14,746 (0.5)
生活保護その他の 社会政策分野 Other social policy areas	1,749,204 (0.4)	102,685 (0.7)	3,045 (0.2)	4,281 (0.2)	8,398 (0.4)	21,954 (0.7)
合計 Total	106,129,104 (22.4)	2,673,430 (19.2)	339,445 (24.1)	659,589 (27.8)	604,807 (32.1)	926,247 (29.8)
(社会支出に占める割合)						(%)
老齢現金給付	46.4	31.7	27.7	32.8	38.3	34.2
遺族	6.4	4.0	0.4	7.8	5.7	1.8
障害・業務災害・疾病等	4.3	8.0	12.1	8.3	6.1	16.7
保健	31.9	43.4	33.6	31.1	28.0	24.5
家族	4.3	3.7	15.9	7.4	10.0	12.6
積極的労働市場政策	1.9	0.8	1.4	3.6	3.1	3.8
失業	3.2	4.6	1.9	6.0	4.8	2.4
住宅	—	—	6.0	2.3	2.6	1.6
生活保護その他の 社会政策分野	1.6	3.8	0.9	0.6	1.4	2.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*()内の数値は対GDP比/figure in parentheses: in percentage of GDP, ** Active labour market programmes

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "Social Expenditure" 2013年1月現在

(注) OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢: (1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

遺族: 遺族年金及び葬祭諸費

障害・業務災害・疾病等:

(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金), (2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

保健: 患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族: (1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:

雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業: (1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅: (1)現物給付(住宅支援その他の給付)

生活保護その他の社会政策分野:

(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス: 食事補助等, その他の現物給付)

第9-6表 社会保障給付（対国民所得比）

Table 9-6: Social security benefits as a percentage of national income

国 Country	年 ¹⁾ Year	計 Total	年金 Pension	医療 Healthcare	福祉等 Welfare	
日本	JPN	2009	29.4	15.3	9.1	5.1
		2005	24.0	12.7	7.7	3.7
		2001	22.5	11.8	7.4	3.4
		1996	17.8	9.2	6.6	2.0
アメリカ	USA	2005	20.2	8.4	8.9	3.0
		2001	17.1	7.5	7.2	2.4
		1996	19.4	8.7	7.8	2.9
イギリス	GBR	2005	28.3	8.7	9.0	10.7
		2001	28.9	12.3	7.9	8.6
		1996	29.7	10.2	7.6	11.8
ドイツ	DEU	2005	37.6	16.3	10.4	11.0
		2001	38.8	16.3	10.8	11.7
		1996	37.7	16.2	8.6	12.8
フランス	FRA	2005	40.6	17.8	10.8	12.0
		2001	38.9	17.1	9.8	12.0
		1996	41.2	17.8	10.4	13.0
スウェーデン	SWE	2005	41.9	14.1	9.5	18.3
		2001	41.5	13.5	10.4	17.6
		1996	45.9	17.9	8.1	19.8

資料出所 日本:国立社会保障・人口問題研究所(2011.10)「平成21年度社会保障給付費」
 その他の国:厚生労働省(2009.9)「社会保障の給付と負担の現状と国際比較」,同「社会保障
 の給付と負担の見通し(平成18年5月推計)」,同(2007.3)「2005-2006年海外情勢報告」

(注) 1) 日本は年度。

第9-7表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-7: Tax and social security burden as a percentage of national income

国 Country	年 Year	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)	
日本	JPN	2012	22.7	17.1	39.9
		2009	22.0	16.2	38.3
アメリカ	USA	2009	21.6	8.7	30.3
イギリス	GBR	2009	35.0	10.8	45.8
ドイツ	DEU	2009	30.3	22.9	53.2
フランス	FRA	2009	34.9	25.2	60.1
スウェーデン	SWE	2009	50.2	12.4	62.5

資料出所 財務省ウェブサイト(<http://www.mof.go.jp/>)2012年2月現在

(注) 日本:2009年度は実績,2012年度は見通し。

その他:2009年実績。

第9-8表 GDPに占める労働市場政策への支出(2010年)

Table 9-8: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2010

国 Country	合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures		
		公共 職業 サービス ^{a)}	職業 訓練 ^{b)}	雇用イ ンセン ティブ ^{c)}	就業 支援、 訓練 ^{d)}	直接 的雇 用創 出 ^{e)}	創業イ ンセン ティブ ^{f)}	失業・ 無業 所得 補助・ 支援 ^{g)}	早期 退職 ^{h)}		
日本 ¹⁾	0.63	0.28	0.05	0.07	0.10	0.00	0.05	0.00	0.35	0.35	0.00
JPN											
アメリカ ¹⁾	0.90	0.14	0.04	0.04	0.01	0.03	0.01	0.00	0.76	0.76	0.00
USA											
カナダ ¹⁾	1.15	0.33	0.14	0.13	0.00	0.01	0.02	0.01	0.81	0.81	0.00
CAN											
イギリス ¹⁾²⁾	0.71	0.38	0.34	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.32	0.32	0.00
GBR											
ドイツ	2.28	0.94	0.38	0.31	0.10	0.03	0.05	0.08	1.34	1.28	0.05
DEU											
フランス	2.59	1.14	0.30	0.38	0.11	0.07	0.22	0.05	1.46	1.45	0.01
FRA											
イタリア	1.91	0.46	0.11	0.18	0.15	0.00	0.01	0.02	1.45	1.35	0.10
ITA											
オランダ	2.97	1.22	0.43	0.13	0.01	0.48	0.17	0.00	1.75	1.75	0.00
NLD											
ベルギー	3.75	1.48	0.22	0.16	0.60	0.13	0.36	0.00	2.27	1.53	0.74
BEL											
ルクセンブルク	1.35	0.54	0.05	0.04	0.32	0.01	0.13	0.00	0.80	0.64	0.16
LUX											
デンマーク	3.48	1.91	0.51	0.42	0.32	0.66	0.00	0.00	1.57	1.20	0.37
DNK											
スウェーデン	1.87	1.14	0.34	0.09	0.45	0.24	0.00	0.02	0.73	0.73	0.00
SWE											
フィンランド	2.82	1.04	0.18	0.53	0.13	0.10	0.09	0.02	1.78	1.48	0.30
FIN											
ノルウェー	—	—	—	0.22	0.06	0.18	0.04	0.00	0.47	0.47	0.00
NOR											
韓国	0.76	0.42	0.01	0.07	0.02	0.03	0.28	0.00	0.34	0.34	0.00
KOR											
オーストラリア ¹⁾	0.82	0.31	0.17	0.03	0.01	0.07	0.03	0.01	0.51	0.51	0.00
AUS											
ニュージーランド ¹⁾	0.79	0.34	0.12	0.14	0.02	0.05	0.01	0.00	0.46	0.46	0.00
NZL											

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

資料出所 OECD(2012.7) *Employment Outlook 2012*

(注) 1) 2010-2011年にかけての年度の値。

2) イギリスの北アイルランドのデータは不完全である。

第9-9表 公的年金等制度

Table 9-9: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て	アメリカ 1階建て	イギリス 2階建て
対象者	全居住者(日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務づけられている)	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	(厚生年金の一般被用者)16.766% (2012.9～:労使折半) ※第1号被保険者(国民年金)は定額 (2012.4～:月当たり14,980円)	被用者4.2% 事業主6.2% 自営業者10.4% (2011年)	賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8% (国家第2年金加入者の国民保険料)
支給開始年齢	国民年金(老齢基礎年金):原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせると年金額は増額。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年から段階的に引上げ、男性は2025年から、女性は2030年から65歳)。	66歳(2011年) ※2003～2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中	男性:65歳 女性:60歳 ※女性は2018年までに65歳に、また男女とも2020年までに66歳に引上げ予定。以降も引上げが計画されている。
最低加入期間 ¹⁾	原則として25年以上	10年間	7.5年
国庫負担	基礎年金給付費の1/3	なし	原則なし ※最低所得保障制度はある
繰り上げ(早期)支給制度	あり。国民年金(老齢基礎年金)は本人が希望すれば60～64歳受給可能。但し、繰り上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。繰り上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰り上げた場合は約23.3%減額)。	なし
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。60～65歳までは賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し年金額1を停止し、賃金が48万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金額を停止。65～70歳までの間は賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止(但し、基礎年金は全額支給)。また、70歳以降についても、60歳台後半と同じ取扱い(但し、保険料負担はなし)。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰り上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はなし。

第9-9表 公的年金等制度(続き)

Table 9-9: Public pension schemes (cont.)

制度体系	ドイツ 1階建て	フランス (強制加入部分は原則として)2階建て
対象者	一般被用者及び自営業者の一部(手工業者, 芸術家など)は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は, 無拠出制の高齢者最低所得保証給付 Minimum Vieillesseに頼ることができ)
保険料率	18.9%(労使折半, 2013年1月1日～)	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2013年1月1日より) 被用者は, 37,032ユーロ/年までの給与に対して6.65%, 全給与に対して0.1%。 使用者は, 37,032ユーロ/年までの給与に対して8.3%, 全給与に対して1.6%。
支給開始年齢	65歳 (2012年から2029年にかけて, 65歳から67歳へ段階的に引上げ)	制度により異なるが, 原則として60歳。2011年7月1日以降, 段階的に引き上げられ, 2017年には62歳へとなることが決定されている(2010年の公的年金制度改革による)。また, 満額支給に必要な保険料拠出期間は, 60歳時平均余命の伸長を考慮して, 段階的に引き上げられる。(現在, 1953年生まれの場合, 41年2か月, 1954年生まれの場合, 41年7か月)
最低加入期間 ¹⁾	5年間	3か月
国庫負担	拠出金で不足する費用の全額 (2010年は総給付の約26%)	※財源の64.2%(2011年, 以下同様)は労使拠出の保険料であるが, 雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.1%), 不動産収入などに賦課される租税(同10.1%), 高齢連帯基金による拠出(同18.8%, 同基金の財源の大部分は一般福祉税など, 財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある)。
繰上げ(早期)支給制度	あり。被保険者期間が15年以上の助成, 長期失業者, 高齢パート就労促進制度活用者(60歳から可能。但し, 2016年に廃止予定)	職業活動を17歳以前で開始し, 満額支給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は, 60歳以前で公的年金を受給することが可能。(長期就業者に対する早期支給は, 2003年より可能となり, 2010年に, 再改正された)
年金受給中の就労	満額支給開始年齢後: 在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時): 在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合, 賃金額に応じて減額。	65歳以上の労働者と完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は, 収入に関係なく, 年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも, 年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合, 年金額は減額されない。同様に, 上記の条件を満たさない場合でも, 自営業者(非賃金労働者)として就業する場合, 一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構ウェブサイト, アメリカ:社会保障庁ウェブサイト, イギリス:歳入関税庁等ウェブサイト
ドイツ:企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」、連邦労働社会省(BMAS), 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.31 No.1」
フランス:CNAV年次報告書, URSSAF, 政府公共サービス, 国立統計経済研究所(INSEE), 年金改革に関する政府ウェブサイト

(注) 1) 必要となる被保険者期間。

第9-10表 企業年金等制度

Table 9-10: Corporate pension schemes

	日 本			アメリカ
	厚生年金基金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設 立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立:1,000人以上の加入員, 総合設立:5,000人以上の加入員 (3)加入員の同意 (4)設立母体の財政基盤の安定性 (5)代行給付の水準を上回る給付内容等の確保	年金の規約について, 厚生労働大臣の承認が必要。企業型(労使合意のもと掛金は企業が拠出)と個人型(掛金は個人が拠出)とがある。	企業が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と, 労使合意の年金規約を制定し, 厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つがある。	企業の任意(エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)
加 入 資 格	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者。	企業型:実施企業に勤務する従業員(国民年金第2号被保険者) 個人型:自営業者等(国民年金第1号被保険者)	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる。	21歳から1年以上の勤務を法定。
支 給 開 始 年 齢	厚生年金に同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由。	最初の拠出からの経過年数に応じ60~65歳。	原則として60~65歳の範囲で年金規約に定める年齢(老齢給付)。	65歳を超えない範囲で繰上げ, 繰下げ(法定)あり
給 付 水 準	代行部分(老齢厚生年金の報酬比例部分)及び上乗せ(プラスアルファ)部分。プラスアルファ部分は, 代行部分の1割を上回る水準(代行部分は, 老齢厚生年金の報酬比例部分に同じ)。	拠出した掛金が個人毎に区分され, 加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び, 掛金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる。	基準に従い規約で定めるところにより算定した額。	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが, 公的年金と合わせ, 従前賃金の60~70%を保障。
公 的 年 金 制 度 と の 調 整	公的年金に上乗せされる(プラスアルファ部分)。	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式=全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。 (2)超過方式=公的年金と企業年金を合わせた給付額が所得の一定水準になるよう, 公的年金の上限以上の報酬に高い給付乗率を適用。

(注) 「適格退職年金」は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い, 2012年3月末に制度が廃止された。但し, いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち, 事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては, 適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられている。

第9-10表 企業年金制度（続き）

Table 9-10: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
設立	企業の任意 (社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定)	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	ホワイトカラーのITP(職員退職年金制度)とブルーカラーのSAF-LO(労働者退職年金制度)の2つ制度がある。 全国的労働協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	(20歳に達してから5年以上の拠出期間)	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	28歳以上 (1978年以降出生者は拠出建制度となり、25歳以上が加入)
支給年齢開始	大部分が65歳 (女性60歳)	65歳(女性60歳)	年金受給開始時	65歳
給付水準	一般的には [最終給与又は再評価後全期間平均給与×乗率[1/80～1/60]×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	一般的なものとしては、 最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は、最高で年間5,925.12ユーロ(2013年)	最終給与のうち基礎額(45,900クローナ)の ～7.5倍×10% 7.5倍～20倍×65% 20～30倍×32.5%の和 (確定給付型の場合) (30年加入に満たない場合は減額) ITPは2007年1月から給付建制度(1978年より前に出生)と拠出建制度(1978年以降に出生)が並存。SAF-LOは拠出建制度。
公的年金制度との調整	同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないことを条件に、公的年金の付加年金部分から適用除外される。	公的年金に上乗せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。)	特になし	公的年金(国民年金)に上乗せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の70%が目標)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ・イギリス・ドイツ:企業年金連合会(2009)「企業年金に関する基礎資料(平成21年12月)」

フランス:政府公共サービスサイト、保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*, 労働省ウェブサイト等

スウェーデン:保健社会省ウェブサイト

第9-11表 社会保険料率の労使負担割合（2012年）

Table 9-11: Employer-employee social insurance contribution rates, 2012

							(%)
国 Country	年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others	計 Total	
日本 JPN	16.766 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.55 ³⁾	1.35 ⁴⁾	なし		
労 / employee	労使折半			0.50		14.658	
使 / employer				0.85		15.008	
アメリカ USA	10.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		2.1~12.2 ⁷⁾			
労 / employee	4.2	1.45				5.65	
使 / employer	6.2	1.45		2.1~12.2 ⁷⁾			
イギリス GBR	25.8	税財源の ため なし		国民保険 制度に統 合	なし		
労 / employee	12.0 ⁸⁾					12.0	
使 / employer	13.8					13.8	
ドイツ DEU	19.6 ¹⁰⁾	15.5 ⁹⁾	1.95 ¹⁰⁾	3.0			
労 / employee	労使折半		8.2	労使折半		20.475	
使 / employer			7.3			19.575	
フランス FRA (民間部門の場合)	老齢保険			主に 税財源	家族 手当 ¹⁴⁾	住宅支 援基金 への 抛入	
	16.65		13.85		6.40		
労 / employee	6.65 ¹¹⁾	0.1 ¹²⁾	0.75 ¹²⁾		2.40 ¹³⁾		9.90
使 / employer	8.3 ¹¹⁾	1.6 ¹²⁾	13.1 ¹²⁾	4.00 ¹³⁾	5.4	0.1	32.50

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:歳入関税庁ウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト, 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済 Vol.31 No.1」

フランス:国立統計経済研究所(INSEE)

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2012年9月分から適用)。2017年まで年1回改定。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(9.85~10.16)。この料率は2012年3月分から適用。
 3) 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。この料率は2012年3月分から適用。
 4) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.146)を参照。
 5) 2011年, 2012年は労:4.2, 使:6.2, 自営業者:10.4。
 6) メディケアパートAを指す。
 7) カリフォルニア州の場合, 連邦分最大6.0, 最低0.6。州分最大6.2, 最低1.5。税率は州ごとに異なる規定を持つ。
 8) 週146~817ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては, 2%の保険料がかかる。
 9) 医療保険料率は, 2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが, 特別措置として, 2009年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり, 労:8.2%, 使:7.3%の振り分けとなった。
 10) 2012年の数値。2013年1月1日より, 年金:18.9%, 介護2.05%となった。
 11) 36,372ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 12) 対全給与。
 13) 145,488ユーロ/年までの給与に対する割合。
 14) フランスの家族手当には, 児童手当のみならず出産手当, 育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため, その他に計上。

第9-12表 公的扶助制度

Table 9-12: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	生活保護制度(生活保護法) 生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 ・財源は、国(3/4)及び自治体(1/4) ・扶助の種類:生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助 必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という)。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付が原則。	(貧困家庭一時扶助(TANF)) ・根拠法令は、社会保障法 ・管理運営主体は、州 ・財源は、連邦及び州の一般財源 ・制度の対象者は、未成年の児童、妊婦のいる世帯等 ・給付内容は、州ごとに決定(その他の扶助) (1)補足的保障所得(SSI) 高年齢者、障害者等が対象 (2)メディケイド 貧困家庭の児童、妊婦等が対象 (3)食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 (4)一般扶助 州、自治体の独自扶助(勤労所得税額控除) ・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)	(所得補助) ・根拠法:社会保障拠出・給付法、社会保障管理法 ・管理運営主体は雇用年金省、財源は国の一般財源 ・対象は一人親等、給付内容は家族構成等を勘案(雇用・生活補助手当(所得連動)) ・根拠法:2007年福祉改革法 ・管理運営主体は雇用年金省、財源は国の一般財源 ・健康上の理由により就労困難な低所得者が対象、健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分(その他の扶助) (1)住宅給付:賃貸住宅居住者に賃貸料を補助、 (2)地方税給付:地方税額を減免(2013年3月末で廃止、自治体の実施権限を移管予定)、 (3)税額控除:就労や子供の有無により税を還付、 (4)年金クレジット:高齢者に対する最低所得保障
被保護世帯数(千世帯)	1,498(2011年度1か月平均)	貧困家庭一時扶助(TANF) 1,847(2010年度)	—
被保護者数(千人)	2,067(2011年度1か月平均)	補足的所得保障 8,263(2012年12月) メディケイド 53,900(2010年度) 貧困家庭一時扶助(TANF) 4,363(2011年度) SNAP(旧フードスタンプ) 466,709人(2012年度)	所得補助、雇用・生活補助手当(所得関連) 2,181 住宅給付 4,798 地方税給付 5,805 年金クレジット 2,718 (グレートブリテン、2010年度)
基準額(月額)	生活扶助基準(2012年4月現在)(冬季加算、児童養育加算、母子加算を含む) ・1級地-1(東京都区部等)における標準3人世帯(33歳, 29歳, 4歳) 172,170円 ・1級地-1(東京都区部等)における高齢単身世帯(68歳) 80,820円	補足的所得保障(2012年) ・1人当たり 698ドル ・夫婦当たり 1,048ドル SNAP(旧フードスタンプ) ・1人当たり 133.41ドル(2012年)	所得補助(2012年) 単身者 18~24歳 週56.25ポンド 25歳以上 週71.00ポンド 18歳以上のカップル 週111.45ポンド 雇用・生活補助(2012年) 就労関連活動 週99.15ポンド 要支援 週105.05ポンド ※その他、家族構成等で加算
総支給額(国及び地方)	生活保護費: 3兆3296億円(2010年度)	補足的所得保障 490億ドル(2011年) メディケイド(2010年度) 連邦4,040億ドル、 州1,313億ドル SNAP(旧フードスタンプ) 746億ドル(2012年度) TANF 177億ドル(2012年度)	所得補助、雇用・生活補助手当(所得連動) 91.1億ポンド 住宅給付 214.3億ポンド 地方税給付 49.3億ポンド 年金クレジット 82.5億ポンド (グレートブリテン、2010年度)

	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	<p>社会扶助 (Sozialhilfe)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令は社会法典第XII編 管理運営主体は、地方自治体及び民間福祉団体 財源は自治体の一般財源 制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) 中心的な給付は生計扶助。高齢及び稼働能力減少の場合は特定給付。この他、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付がある。 	<p>積極的連帯所得手当(RSA)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令は、社会福祉・家庭法典 管理運営主体は、家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県 財源は、国の一般財源 制度の対象者は、25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。
被保護世帯数(千世帯)	—	2,086(2012年6月末現在)
被保護者数(千人)	314(2009年末)	4,500(2012年6月末現在)
基準額(月額)	<p>通常給付は失業給付Ⅱ基準月額と同額。 他に住居費・暖房費等別途支給。</p>	<p>RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定 (2013年1月1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身者 <ul style="list-style-type: none"> 子どもなし:483.24ユーロ 子ども1人:724.86ユーロ 子ども2人:869.83ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに193.30ユーロが加算 カップル・夫婦 <ul style="list-style-type: none"> 子どもなし:724.86ユーロ 子ども1人:869.83ユーロ 子ども2人:1,014.84ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに193.30ユーロが加算 <p>※給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)-(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される</p>
総支給額(国及び地方)	—	—

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」

日本:厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」、同省「平成23年度社会福祉行政報告例」、同省ウェブサイト

アメリカ:保健社会福祉省(DHHS)、農務省各ウェブサイト

イギリス:雇用年金省、Gov.uk各ウェブサイト

フランス:政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト等

第9-13表 育児休業制度

Table 9-13: Childcare leave schemes

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児介護休業法 (1995年制定, 2009年改正法公 布, 2012年7月改 正法全面施行)	家族・医療休暇 法(1993年)	雇用関係法 (1999年)	両親手当及び両 親時間に関する 法律	労働法典
対象者	1歳未満の子を養 育する全ての男女 労働者(日々雇用 者を除く)。一定 の範囲の期間雇用 者は対象。	男女労働者実 親, 養親, 監護者	男女被用者 (実親, 養親 を問わない)	子を自ら自宅で 監護又は養育す る労働者	男女労働者。実親, 養親, 継親子の扶養 権を引き受けた者
請求権行 使の要件	(1)雇用された期間 が1年以上の男女 労働者 (2)子が1歳に達す る日を超えて引き 続き雇用されること が見込まれる者	当該事業主に12 か月以上雇用さ れていたこと。過 去12か月の労働 時間が1,250時間 以上であること	1年以上勤務 している者	両親の一方でも 双方共同しても 可	子の出生又は3歳未 満の養子を取りの 日に最低1年の勤務 を証明すること
期間	子が1歳まで。原 則1回。父母がとも に取得するなど一 定の要件を満たす 場合は1歳2か月ま で延長可能。保育 所に入所できない などの場合には1 歳6か月まで延長 可能。 3歳までの子を養 育する労働者につ いて、(1)短時間勤 務制度(1日6時 間)を設けること、 (2)労働者の請求 で所定外労働の 免除を制度化する こと、を事業主の 措置義務とする。 3歳から小学校就 学前までの子を養 育する労働者に関 して、育児休業制 度または勤務時間 短縮等の措置に 準じて、必要な措 置を講じる事業主 の努力義務あり。	生後、養子縁組 後又は監護斡旋 後12か月の間に 12週間。但し、夫 婦が同一事業所 に雇用されている 場合は、夫婦 で合わせて12週 間。取得期間の 分割、時間単位 での取得が可 能。	子が5歳に達 するまで13週 間。また子に 障害のある場 合は、18歳に 達するまで18 週間。 なお2013年3 月より、障害 の有無を問わ ず18歳に達 するまで18週 間に改正予 定。	子が3歳になるま で最長3年間。使 用者の同意を得 れば、最後の1年 分を子が8歳にな るまでの期間に 繰延べ可能。	子が3歳に達するま での間。最初は1年間 の育児休業を取得でき 、その後2回更新できる (満3歳で終了)。しか し、子が重度の病気・ 事故・障害を負った場 合は、休業期間を延 長できる。休業中、 「乳幼児迎え入れ手 当(=Paje)」のCLCA (活動自由選択補充 措置)から、第1子は6 か月間、第2子以降は 3歳までの間、賃金補 助(完全休業でPajeの 基礎手当を受給して いない場合、月額 566.01ユーロ(金額は 2012年))の受給が可 能。2006年7月以降に 生まれた第3子以降を 対象に、休業期間を1 年間に短縮する代わ りに賃金補助が約5割 増で受取可能な選択 肢(Colca=選択的活 動自由選択補充措 置)を創設。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	1週間を単位(障害を有する子の場合は1日単位も可)。但し、労働協約又は労働契約でこれと別の定めも可。	育児休業の期間中も、使用者の同意を得て週15～30時間の範囲でパート就労可。	子が3歳になるまで、(1)1～3年休職する、(2)パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、(3)職業教育を受ける—のいずれかの方法又はその組合せ。
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	休暇開始日の30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし、特別の場合には、雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる。
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている(指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている)。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	以前と同じ職又はそれが不可能である場合には、適切かつ妥当な他の職に復帰できる。	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	労働裁判所、使用者による損害賠償。	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い。
有給・無給	規定なし	無給	無給	両親手当を支給	無給

第9-13表 育児休業制度（続き）

Table 9-13: Childcare leave schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
休業期間中の社会保険の取扱	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される。	医療給付は休業中も継続。	休業中の保険料は免除される。ただし、事業主からの現金手当や、一定額を超える現金以外の補助に対しては、保険料の支払義務が生じる。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給（従前手取賃金の67% ¹⁾ 。上限1800ユーロ、下限300ユーロ。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで（単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月）。最低休業期間はそれぞれ2か月（2009年より）。祖父母にも受給権あり。	年金について算定基礎となる。
中小企業の取扱	従業員100人未満の企業には改正法の一部について2年間の適用猶予期間が置かれたが、2012年7月から全面施行となっている。	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対してのみ請求できる。15名以下の場合、使用者の同意が必要。	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
その他	育児休業を取得し、職場に復帰した労働者に対し、最大雇用保険からの休業取得前の賃金月額40%が支給される育児休業給付制度がある。 国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	2002年1月改正	2007年1月施行 労働時間の短縮請求には、勤続6か月が必要。 完全休業する場合、事業所は、本人の有給休暇を1年につき、1/12短縮できる。パート就業時は、これが認められない（17条）。	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府（2007）「平成19年版少子化社会白書」、日本：厚生労働省ウェブサイト、アメリカ：連邦労働省ウェブサイト、中窪裕也著（1995）「アメリカ労働法」、イギリス：Gov.uk等ウェブサイト、ドイツ：連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト、フランス：労働省ウェブサイト

（注） 1） 2011年1月から、新たに2011年予算関連法（HBegIG 2011）に基づき、1200ユーロを超えた場合、超過2ユーロにつき0.1%ずつの下限65%まで補填率が引き下げられた。

第9-14表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-14: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本		イギリス	
	児童手当 ¹⁾	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法令	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方(都道府県, 市区町村), 事業主拠出金で構成		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母, その他の保護者	(控除対象)扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。 2013年1月より, 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 減額措置あり	収入が年間で15,860ポンドを超える場合等, 減額措置あり。(2012年)
給付(控除)内容	(1)所得制限額未満の者:3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)は月額1万円, 3歳以上小学校修了前(第3子以降)は月額1万5000円, 中学生は月額1万円 (2)所得制限額以上の者:当分の間の特例給付月額5000円 ※所得制限額は年収960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定, 2012年6月分から適用		第1子は20.30ポンド/週, 第2子以降は一人当たり13.40ポンド/週(2012年)	家族控除545ポンド/年, 児童加算2,690ポンド/人・年(2012年)
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市区町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 日本の2010年から実施されていた「子ども手当」は2012年3月31日をもって廃止され, 同年4月から児童手当法に基づく児童手当に戻った。

第9-14表 育児に対する経済的支援(児童手当等) (続き)

Table 9-14: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	児童手当	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え 入れ手当の 基礎手当
根拠法令	1996年租税法62 条及び児童手当 法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営 主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内 に付設)、監督指揮権は、連邦家庭省 にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一 般財源			企業の拠出金(44.2%, 2011年, 以 下同様)、一般福祉税など租税 (22.0%), 諸手当に対する国及び 県の負担金(21.5%) (↑全国家族手当金庫(CNAF)の 主な財源)	
受給(適 用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者 は無制限, ただし子自身の年収が8,004ユーロ(2010年よ り)を超えてはならない)の子を扶養している者			20歳未満の子を2人 以上扶養している者 (所得制限なし)	2004年1月 1日以降に 生まれた3 歳未満の子 がいる親(所 得や子の数 に応じて制 限がある)
給付(控 除)内容	第1子・第2子は 月184ユーロ, 第 3子は月190ユー ロ, 第4子以降は 1人につき215 ユーロ(2010年よ り)。	子1人につき月額140 ユーロ。10学年修了 までの児童生徒に対 し, 新学年の学用品 購入用にさらに年1回 (8月)100ユーロを追 加支払い(2009年8月 より)。	子1人につき年 間7,008ユーロ (基本額4,488 ユーロ, 教育費 用相当額2,520 ユーロ)が所得 から控除される (2010年/夫婦合 算課税の場合)。	子の年齢や数に 応じて決まる。11歳未満の 子2人の場合, 月額127.05ユーロ (2012年12月20日現 在)	月額182.43 ユーロ (2013年1月 1日現在)
備考	児童手当が児童扶養控除が有利なほうが適用されるほ か, 社会保障上の優遇措置がある。 また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時 間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可 能。			上記以外に様々な家族給付がある ほか, 税制上又は年金上の優遇措 置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」, 日本: 厚生労働省, 内閣府, 財務省ウェブサイト, イギリス: 歳入
関税庁ウェブサイト等, ドイツ: 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト, フランス: 家族
手当金庫(CAF), 政府公共サービスウェブサイト

第9-15表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-15: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 ¹⁾	集団託児所
設置運営主体	市区町村, 社会福祉法人, 株式会社, NPO, 学校法人等(認可方式)	地方自治体, 教会, 福祉団体等	市町村, 民間, 非営利団体
財源	国, 都道府県, 市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は, 州が50%, 自治体が25%, 設置主体が25%を負担 ²⁾	市町村に対しては, 家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は, 市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢, 世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリの市で運営する保育所の場合, 1人1か月30〜570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに, パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳〜小学校就学までの児童	0〜3歳児	0〜3歳児。市町村立の保育所の場合, 当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は, 217万6802人, 待機児童は2万4825人(2012年4月1日現在)	3歳未満の児童に係る保育所の利用率は, 全独で12.1%, 旧西独地域で6.8%, 旧東独地域で36.7%(2006年3月15日現在)。	3歳未満を対象とした集団託児所Crèches collectivesの設置数は2,134か所, 受入人数は86,767人(2010年)。2007年に政府が実施した調査では, 3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち, 認可された保育サービスを利用する者の割合	25.3%(2012年4月1日) 0歳児 10.2% 1〜2歳児 33.0%	[3歳未満] ・特に旧西ドイツ地域において保育サービスが不十分であり, 3歳未満児の保育サービス利用は2割未満 [3歳未満児の保育サービス利用割合] ・旧西ドイツ地域 14.6% ・旧東ドイツ地域 44.9% ・全ドイツ 20.4%(2009年) [3歳〜就学前] ・3歳以上6歳未満の幼児すべてに保育サービスを受ける権利を保障2013年8月以後満1歳にまで保障年齢を拡大の予定。 ・92.5%(2009)が幼稚園に就学 ・旧西ドイツ地域の幼稚園の31.2%は5時間までの保育で給食なし	[3歳未満] ・集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実, 3歳未満児の約半数が利用 ・認定保育ママの利用に対する保育費用補助など, 家族給付制度が財源的にも保育を支えている [3歳未満児に対する保育の定員割合] 15.3%(2010年) ・集団託児所(一時保育所含む) 12.7% ・家庭保育所 2.6% このほか2歳児の25%が幼稚園に早期入学, 半数近くが保育サービスを利用 [3歳〜就学前] ・3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障 ・ほぼ100%が幼稚園に就学

資料出所 日本:厚生労働省(2012.9)「保育所関連状況取りまとめ(平成24年4月1日)」

ドイツ:Statistisches Bundesamt

フランス:DREES(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*, 同(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, 厚生省(2012) *L'offre d'accueil des enfants de moins de trois ans en 2010*

- (注) 1) 託児所のほか, 複合保育所(Kindertagesstätte)がある。これは, (1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe), (2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten), (3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。
2) 2005年1月より, 保育整備法が施行され, 連邦政府は, 州及び市町村(Kommune)に対し, 失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から, 毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。

第9-16表 障害者雇用対策

Table 9-16: Employment measures for the disabled

	日本	ドイツ	フランス
根拠法 対象者	障害者の雇用の促進等に関する法律 身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な者。	社会法典第9編(SGBIX) ・重度障害者(障害の程度50以上の者) ・重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合) ・障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業あっせんに力点)	労働法典L5212 身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実に減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当(AAH)受給者、旧軍人及びそれと同様の者。
雇用主への規制	(2013年4月からの規制)常用雇用労働者数が50人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の2.0%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課される(国、地方公共団体、特殊法人等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%)。短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。	法定雇用率は、民間部門・公的部門ともに5%。雇用率の対象事業所は、従業員20名以上の企業及び公的な部門である(社会法典第9編71条1項)。法定雇用率未達成の場合企業は納付金を納付する。なお、中小企業については、従業員規模に応じて納付金額を軽減する規定が置かれている。	賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れ、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。但し、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れの利用には上限がある。
手続き等	〔負担金の徴収方法〕 法定雇用率未達成の民間企業事業主は、不足1人につき5万円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者200人超)。 ※2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により100人超の事業主は2015年4月から対象となる。 〔助成方法〕 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が200人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人当たり月額2万7000円)を支給。常用雇用労働者数が200人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数または72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額2万1000円)を支給。	〔負担金の徴収方法〕 ・州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する。 ・障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。 〔助成方法〕 ・州の社会統合事務所は負担調整賦課金の20%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する。 ・連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。	〔負担金の徴収方法〕 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(最低賃金時給の400～600倍)を障害者職業参入基金管理運営機関(AGEFIPH)に納付す 〔助成方法〕 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。

	アメリカ	イギリス
根拠法	「障害を持つアメリカ国民法」(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。	「1995年障害者差別禁止法」及び「2010年平等法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
対象者	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。)	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。
雇用主への規制	〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。	〔雇用における差別禁止〕 障害者は、障害に基づく差別(直接差別)のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や、障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申し立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
手続き等	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)を行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、助言斡旋仲裁局(ACAS)は、相談を受け、あっせんを行うことができる。

資料出所 厚生労働省ウェブサイト、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター(2012年4月)調査研究報告書No.110「欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」
フランス:永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号

第9-17表 一日当たり生活時間配分

Table 9-17: Main structure of daily average time use

(時間・分/Hours and minutes per day)						
国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	ドイツ DEU	スウェーデン SWE	韓国 KOR
調査年月 Reference period	2011.10	2011.1～ 2011.12	2010.1～ 2010.12	2001.4～ 2002.4	2000.10～ 2001.9	2009.9
(男性/Male)						
個人的ケア ^{a)}	10.56	10.31	10.51	10.53	10.16	10.52
睡眠 ^{b)}	8.05	8.37	8.11	8.23	8.03	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	2.51	1.54	2.40	2.30	2.14	3.02
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	4.57	4.14	4.15	2.51	3.57	4.04
学習 ^{e)}	0.52	0.29	0.34	0.34	0.13	1.29
家事と家族のケア ^{f)}	1.08	2.19	2.29	2.10	2.33	0.39
自由時間 ^{g)}	4.47	6.09	5.50	6.02	5.28	4.46
ボランティア活動 ^{h)}	0.05	0.20	0.21	0.16	0.13	0.00
他の自由時間 ⁱ⁾	4.42	5.49	5.29	5.46	5.15	4.46
うちテレビ ^{j)}	2.29	2.59	2.17	2.02	2.02	1.51
移動 ^{k)}	1.17			1.26	1.27	1.53
うち通勤 ^{l)}	0.33			0.21	0.21	0.40
その他 ^{m)}	0.04	0.17		0.05	0.06	0.16
(女性/Female)						
個人的ケア ^{a)}	11.06	10.56	11.13	11.11	10.42	10.53
睡眠 ^{b)}	7.54	8.48	8.22	8.30	8.12	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	3.12	2.08	2.51	2.41	2.30	3.02
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	2.27	2.57	3.00	1.34	2.40	2.22
学習 ^{e)}	0.50	0.27	0.37	0.32	0.18	1.21
家事と家族のケア ^{f)}	4.02	3.39	3.53	3.50	3.44	3.09
自由時間 ^{g)}	4.20	5.43	5.16	5.31	5.09	4.24
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.23	0.24	0.14	0.12	0.02
他の自由時間 ⁱ⁾	4.16	5.20	4.52	5.17	4.58	4.22
うちテレビ ^{j)}	2.20	2.32	1.55	1.46	1.45	1.53
移動 ^{k)}	1.09			1.17	1.20	1.34
うち通勤 ^{l)}	0.18			0.11	0.16	0.23
その他 ^{m)}	0.07	0.18		0.05	0.07	0.18

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2012.10)「平成23年社会生活基本調査」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

第9-18表 生活・社会・文化水準

Table 9-18: Indicators of national power and social infrastructure

項目 Item	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	ロシア RUS	中国 CHN	韓国 KOR
エネルギー輸入量 ¹⁾ Imports of commercial energy	100 万t	(2008年/Year) (石油換算/oil equivalent)							222
研究・開発費 ²⁾ (政府の財源割合) % of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2009) 17.7	(2008) * 27.1	(2010) * 30.7	(2008) 28.4	(2008) 38.9	(2009) 66.5	(2009) 23.4	(2008) 25.4
インターネット利用率 ³⁾ Internet users	%	(2010) (百人当たり/per 100 persons)							83.7
道路延長 Length of the road network	1000 km	(2009)							
自動車保有台数 ⁴⁾ Vehicles in use	台	1,208	6,546	420	644	951	982	3,861	105
医療費支出(対GDP比率) ⁵⁾ Total health expenditure (% of GDP)	%	(2008)							
公的医療費支出の割合 ⁶⁾ Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	8.3	15.2	8.7	10.5	11.2	4.8	4.3	6.5
医師数 ⁷⁾ Physicians	人	(2004-2009) (千人当たり/per 1,000 persons)							2.0
病床数 ⁷⁾ Hospital beds	台	(2004-2009) (千人当たり/per 1,000 persons)							12.3
交通事故件数 ⁸⁾ Road accidents	件	(2009) (10万人当たり/per 100,000 persons)							475.9
公的財政支出教育費 ⁹⁾ Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	(2008) (対GDP比率/% of GDP)							4.7
テレビ保有世帯率 % of households with a television	%	(2008) 98.9	(2005) 98.9	(2006) 99.0	(2009) 95.0	(2009) 98.6	(2009) 99.0	—	—
二酸化炭素排出量 ¹⁰⁾ CO2 emissions from fuel combustion	100 万t	(2009)							

資料出所 総務省統計局(2012.3)「世界の統計2012」

* …暫定値又は推計値

- (注) 1) 商用一次及び二次エネルギーのすべてに関する輸入量。フランスはモナコを含む。
 2) 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。ここでいう政府は、中央政府のみ。アメリカは資本支出の全て又は一部を除く。
 3) 原則として、各国(地域)の調査報告による。国により、インターネット・サービス・プロバイダー加入者数に基づく推計値の場合がある。日本は総務省「平成19年及び22年通信利用動向調査」による。
 4) 日本は2011年値。
 5) 医療費支出: 公的支出と私的支出の合計。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水道・衛生対策を除く。
 6) 公的医療費支出: 政府(中央及び地方)、健康保険基金支出及び海外からの借入・贈与(寄付等)。
 7) 医師数、病床数: 2004~2009年の期間内で得られる最新の数値。医師は医療活動に従事する総合医及び専門医。病床は公的・民間・総合・専門病院及びリハビリテーション施設における入院患者用のベッド数。
 8) 道路上において、車両の交通によって発生した、人の死亡又は負傷を伴う事故の件数。物的損害のみの事故は含まない。極めて短い区間での複数車両による衝突事故は1件と数える。
 9) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む、国内総生産に対する割合。おもに国及び地方政府が支出した教育費で、学校のために直接支出された経費のほか、学生生徒に対する報奨金、民間機関が行う教育訓練など(商工・労働団体による成人教育、見習訓練における企業実習など)への補助金を含む。授業料などとして学校に支払われた奨学金を含む。日本は4月から翌年3月の学校年度。
 10) IEA(国際エネルギー機関)のエネルギーバランスに基づいて作成された「燃料燃焼による二酸化炭素排出量」であり、全ての二酸化炭素排出量とは異なる。フランスはモナコを含む。

第9-19-1表 生活時間（正規雇用者）

Table 9-19-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons) < 出勤日/Working day >		335	138	329	264	355	305	309	190
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
出勤時刻 ^{c)}	(h:m)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:14	18:20	20:01	19:15
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
(在社中の)食事時間 ^{k)} (分/minutes)		47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)} (分)		27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾ (分)		101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 ^{p)}	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
自動車の洗浄・家屋修理など にあてる時間 ^{q)}	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
家族の看護・介護にあてる 時間 ^{s)}	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	75.1	96.3	18.0	31.5
< 休日/Day off >									
起床時刻 ^{a)}		8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:57	8:49	9:06
就寝時刻 ^{h)}		23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 ^{p)}	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
自動車の洗浄・家屋修理など にあてる時間 ^{q)}	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
家族の看護・介護にあてる 時間 ^{s)}	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	213.5	238.1	58.6	66.9

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-19-2表 生活時間（非正規雇用者）

Table 9-19-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees*)

	単位 Unit	日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	30	63	56	82
<出勤日/Working day>									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
(在社中の)食事時間 ^{k)} (分/minutes)		52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)} (分)		30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾ (分)		48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など	(分)	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗淨・家屋修理など	(分)	0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	0.0	1.4	36.8	66.1	77.5	116.0	23.7	25.7
時間 ^{s)}									
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:56	8:09	8:25	7:51	8:54	8:46	8:50	8:43
就寝時刻 ^{h)}		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をする時間 ^{p)} (分)		33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など	(分)	63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗淨・家屋修理など	(分)	29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	148.7	183.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	4.0	5.8	45.9	112.5	225.0	239.0	61.7	55.2
時間 ^{s)}									

*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-19-3表 生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）

Table 9-19-3: Workday/Holiday time use (employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		402	314	359	324	385	368	365	272
<出勤日/Working day>									
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
(在社中の)食事時間 ^{k)}	(分/minutes)	48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
<休日>									
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-20表 ジェンダー不平等指標 (GII) ¹⁾

Table 9-20: Gender Inequality Index

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2008	2011	(順位) (Rank)	
スウェーデン	SWE	0.0756	0.0726	0.0648	0.0608	0.0493	(1)
オランダ	NLD	0.0945	0.0902	0.0767	0.0391	0.0524	(2)
デンマーク	DNK	0.0967	0.0794	0.0680	0.0611	0.0599	(3)
スイス	CHE	0.1087	0.1000	0.0840	0.0784	0.0669	(4)
フィンランド	FIN	0.0919	0.0885	0.1016	0.0883	0.0749	(5)
ノルウェー	NOR	0.1064	0.1048	0.0828	0.0771	0.0751	(6)
ドイツ	DEU	0.1458	0.1309	0.1052	0.0850	0.0850	(7)
シンガポール	SGP	0.2352	—	0.1378	0.0842	0.0862	(8)
アイスランド	ISL	0.1547	0.1391	0.1210	0.1122	0.0990	(9)
フランス	FRA	0.1841	0.1637	0.1386	0.1065	0.1061	(10)
韓国	KOR	0.2545	—	0.1185	0.1674	0.1108	(11)
ベルギー	BEL	0.2133	0.1779	0.1294	0.0807	0.1139	(12)
スペイン	ESP	0.1449	0.1188	0.1176	0.1173	0.1175	(13)
日本	JPN	0.1604	0.1367	0.1491	0.1276	0.1233	(14)
イタリア	ITA	0.1943	0.1858	0.1756	0.1080	0.1235	(15)
オーストリア	AUT	0.1631	0.1578	0.1300	0.1369	0.1312	(16)
チェコ	CZE	0.1873	0.2046	0.1531	0.1483	0.1359	(17)
オーストラリア	AUS	0.1916	0.1582	0.1386	0.1270	0.1362	(18)
ポルトガル	PRT	0.2157	0.1890	0.1698	0.1380	0.1398	(19)
カナダ	CAN	0.1682	—	0.1471	0.1347	0.1401	(20)
ギリシャ	GRC	0.2575	—	0.1801	0.1595	0.1624	(24)
ポーランド	POL	0.2363	0.2078	0.1602	0.1609	0.1639	(25)
ニュージーランド	NZL	0.2075	0.1947	0.1893	0.1721	0.1954	(32)
アイルランド	IRL	0.2154	0.2037	0.1958	0.1751	0.2034	(33)
イギリス	GBR	0.2427	0.2282	0.2160	0.1979	0.2085	(34)
中国	CHN	0.2667	0.1699	0.2235	0.2219	0.2089	(35)
マレーシア	MYS	0.3521	0.3111	0.3049	0.2778	0.2861	(43)
アメリカ	USA	0.2836	—	0.3105	0.2878	0.2989	(47)
ロシア	RUS	0.4287	0.4289	0.3576	0.3258	0.3377	(59)
タイ	THA	0.4482	0.4542	0.4039	0.3765	0.3823	(69)
フィリピン	PHL	0.4903	0.4766	0.4579	0.4190	0.4269	(75)
メキシコ	MEX	0.5064	0.4980	0.4630	0.4510	0.4481	(79)
ブラジル	BRA	0.5233	0.5141	0.4706	0.4509	0.4487	(80)
インドネシア	IDN	0.5805	—	0.5489	0.5236	0.5047	(100)
インド	IND	0.6916	—	0.6455	0.6135	0.6173	(129)

資料出所 United Nations Development Programme (2011.11) *Human Development Reports 2011*

(注) 1) ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index) とは、リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康), エンパワメント, そして経済活動への参加の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0(完全に平等)から1(完全に不平等)までの数字で表わされる。

リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15-19歳の女性1,000人当たりの出生数で測定する。エンパワメントの状況は、立法府の議席に占める割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。経済活動への参加状況は、労働市場への参加率で判断する。

1995年は130, 2000年は84, 2005年は135, 2008年は137, 2011年は146の国と地域を対象。

参 考

労働統計機関一覧

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/link.htm>) を参照されたい。

----- 国際機関等 -----

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —World Bank

<http://www.worldbank.org/>

----- 各国・地域の統計機関 -----

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

イギリス統計局 —Office for National Statistics (ONS)

<http://www.statistics.gov.uk/>

[ドイツ]

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

[フランス]

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<http://www.insee.fr/>

[イタリア]

国立統計研究所 —National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

ルクセンブルク 国家統計局 —The National Statistical Institute of Luxembourg (STATEC)
<http://www.statistiques.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク 統計局 —Statistics Denmark
<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン 統計局 —Statistics Sweden (SCB)
<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド 統計局 —Statistics Iceland
<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド 中央統計局 —Central Statistics Office Ireland
<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス 連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office
<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute
<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service
<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China
<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計処 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

国家統計資料庁 (台湾) —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国雇用労働部 —Ministry of Employment and Labor (MOEL)

<http://www.moel.go.kr/>

韓国国家統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)

<http://kostat.go.kr/>

韓国労働研究院 —Korea Labor Institute (KLI)

<http://www.kli.re.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ王国統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)

<http://web.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Singapore Department of Statistics

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計局 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン国家統計部 —National Statistics Office, Republic of the Philippines

<http://www.census.gov.ph/>

労働雇用省統計部 —Bureau of Labour and Employment Statistics (BLES)

<http://www.bles.dole.gov.ph/>

[インド]

インド政府国勢調査 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計院 —Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.org.mx/>

労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計(2011年)

労働力調査(総務省統計局)では、2011年の3月から8月までの結果について、東日本大震災の影響で調査が一時困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除いた結果を公表している。本書は、このデータに基づく数値を掲載している。

総務省統計局は2012年4月、これら3県の同期間の結果について補完推計を行い、それを基に参考値として算出した全国結果を公表した。参考までに補完推計結果の概要を以下のとおり掲載する。

2011年平均(旧基準 ¹⁾)	(万人)					
	44都道府県結果 ²⁾			補完推計値 ³⁾		
	男女計	男	女	男女計	男	女
15歳以上人口	10,552	5,097	5,455	11,042	5,332	5,710
労働力人口	6,261	3,629	2,632	6,545	3,792	2,753
就業者	5,977	3,454	2,523	6,244	3,607	2,638
雇用者	5,244	3,007	2,237	5,471	3,136	2,335
完全失業者	284	175	109	300	185	115
非労働力人口	4,287	1,466	2,821	4,494	1,537	2,957
労働力人口比率(%)	59.3	71.2	48.2	59.3	71.1	48.2
就業率(%)	56.6	67.8	46.3	56.5	67.6	46.2
完全失業率(%)	4.5	4.8	4.1	4.6	4.9	4.2

(注) 1) ベンチマーク人口の基準を平成17年(2005年)国勢調査結果として算出したもの。

2) 岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県結果。

3) 被災3県分の推計結果と被災3県を除く全国の結果を加算して算出したもの。

なお、より詳しい推計結果については総務省統計局のウェブサイトを参照のこと。

データブック 国際労働比較 (2013年版)

2013年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 国際研究部

TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113

(販売) 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

©2013 JILPT

ISBN978-4-538-49042-7

ISBN978-4-538-49042-7
C3033 ¥1500E



9784538490427

定価:1,575円(本体:1,500円)



1923033015003